

令和7年度 学生便覧

教育学部
特別支援教育特別専攻科
SCHOOL OF EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY 2025



広島大学

学期区分・授業時間

学 期 区 分

期	区 分	期 間
前 期	春 季 休 業	4 月 1 日 ～ 4 月 7 日
	授 業	4 月 8 日 ～ 8 月 10 日
	夏 季 休 業	8 月 11 日 ～ 9 月 30 日
後 期	授 業	10 月 1 日 ～ 12 月 25 日
	冬 季 休 業	12 月 26 日 ～ 1 月 5 日
	授 業	1 月 6 日 ～ 2 月 15 日
	学 年 末 休 業	2 月 16 日 ～ 3 月 31 日

授 業 時 間

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時 間	8:45 ∟	9:30 ∟	10:30 ∟	11:15 ∟	12:50 ∟	13:35 ∟	14:35 ∟	15:20 ∟	16:20 ∟	17:05 ∟
	9:30	10:15	11:15	12:00	13:35	14:20	15:20	16:05	17:05	17:50



2025

広島大学教育学部
広島大学特別支援教育特別専攻科

『学生便覧』について

- 1 この『学生便覧』は、教育学部令和7年度入学生を対象とする大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものである。
- 2 この『学生便覧』は、前半部（到達目標型教育プログラム及び教養教育について）に、主として、到達目標型教育プログラムの構成、評価の方法等及び全学部に共通した教養教育に関する履修上の注意事項等を記載し、後半部（専門教育について）に、教育学部の教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものである。
- 3 令和7年度入学生は、卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので、大切に扱うこと。
- 4 令和7年度入学生は、この『学生便覧』と『もみじ』（広島大学学生情報システム）で閲覧できるシラバス（講義概要）」を活用して、遺漏なく各自の履修等の計画を立てること。

● 広島大学の理念 ●

- ◇ 平和を希求する精神
- ◇ 新たなる知の創造
- ◇ 豊かな人間性を培う教育
- ◇ 地域社会・国際社会との共存
- ◇ 絶えざる自己変革

広島大学憲章

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に 1949 年に創設された国立の総合研究大学である。

広島大学は、平和を希求する精神、新たな知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念 5 原則の下、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とする。

1. 人権の尊重

広島大学は、そのあらゆる活動において、民族、国籍、宗教、信条、ジェンダー、経済的・社会的地位、障がいの有無などに関わるあらゆる差別やハラスメントを許さず、一人ひとりの人権と人格を尊重し、擁護する。

2. 教育

広島大学は、個々の学生が主体的で柔軟な学びを実践できる環境を構築し、豊かな人間性と幅広い教養、秀でた専門的知識と自ら課題を発見し解決する能力を備え、自由で平和な持続的発展を可能とする社会の実現に貢献する人材を育成する。

3. 研究

広島大学は、研究者の自由な発想に基づく高度で革新的な研究により、深い真理の探究と新たな知の創造に邁進するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、地域、国及び国際社会が抱える課題の解決に向けたイノベーションを持続的に創出する。

4. 社会貢献

広島大学は、自らの活動を積極的に公開し、社会に開かれた大学、社会から信頼される大学として、地域や産業界、関係する諸機関とも連携・協働し、教育、研究、医療等の全ての活動を通じて、地域社会及び国際社会に貢献する。

5. 持続可能な社会の実現

広島大学は、持続可能な社会を実現するための世界最高水準の活動に取り組む大学として、貧困や紛争、人権の抑圧、感染症、環境や資源・エネルギー問題など、地球規模の課題に対する先端的な解決策を世界に先駆けて実践する。

広島大学の全構成員及び卒業生・修了生は、各々が矜持を持ち、国民及び世界から期待される役割をたゆまず省察し、コンプライアンスを徹底の上、相互に信頼・尊重しあいながら、その個性と能力を十分に発揮して各々の使命を果たし続ける。

(2021 年 12 月 27 日 制定)

広島大学行動規範

広島大学は、国立の総合研究大学として、自由で平和な社会を実現し、人類の幸福に貢献するという使命を果たすと同時に、その活動に関して高い倫理性と社会に対する透明性を持った十分な説明責任が求められています。社会からのこれらの負託に応えるために、私たち広島大学の全構成員が常に意識し、実行すべき指針として、「広島大学行動規範」を定めます。

1. 人権と多様性の尊重

私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、あらゆる差別やハラスメントを許さず、全ての構成員がその個性と能力を十分に発揮できるキャンパスを実現します。

2. 自主性・自律性の堅持

私たちは、社会的規範や倫理、個々の活動に対するインテグリティに十分配慮しつつ、学問の自由や教育・研究の自主性・自律性を堅持し、世界最高水準の教育・研究を実施・発展させ、その成果を社会に還元します。

3. 法令等の遵守

私たちは、広島大学の構成員として活動するにあたり、社会的規範・ルール、関係法令及び学内諸規則を遵守します。

4. 情報の公開・保護

私たちは、社会に対する透明かつ公正な説明責任を果たすため、その活動の内容や結果など本学が保有する情報について適時適切な方法で社会に公開し、その情報の利用にあたっては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報の保護を図ります。

5. 情報の管理

私たちは、広島大学の情報資産の価値を把握し、その安全性及び信頼性を確保するために、情報セキュリティ上の脅威を十分に認識し、それぞれの業務に応じて、適切な管理と運用を行います。

6. 経費・資産の適正な管理

私たちは、活動のための経費及び資産の多くが税金その他社会からの支援等によるものであることを常に自覚し、大学の経費及び資産を適正かつ効率的に管理し、使用します。

7. 安全・安心な環境の整備

私たちは、業務の遂行にあたり、安全に対する意識を高め、安全・安心かつ快適な教育、学修、研究及び労働の環境を整備します。

8. 環境問題への取組

私たちは、気候変動や大規模災害、環境汚染や資源・エネルギー問題などの世界的な環境問題に率先して取り組み、安定した環境を将来の世代に引き継ぎます。

(2021 年 12 月 27 日 制定)

到達目標型教育プログラム ハイプロスペクツ 「HiPROSPECTS[®]」について

※ ハイプロスペクツ HiPROSPECTS は広島大学の登録商標です。

目次

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS [®] 」	ハイプロ 2
1. HiPROSPECTS [®] とは	ハイプロ 2
2. 卒業までの主な流れ	ハイプロ 2
II. HiPROSPECTS [®] の構成	ハイプロ 3
1. 主専攻プログラム	ハイプロ 3
2. 副専攻プログラム・特定プログラム	ハイプロ 4
■HiPROSPECTS [®] をより良く理解するための 3 つの資料	ハイプロ 6
III. 評価の方法	ハイプロ 7
1. 授業科目の成績評価	ハイプロ 7
2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)	ハイプロ 7
3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価	ハイプロ 9
■成績評価, GPA 及び到達度の評価の確認方法	ハイプロ 9
IV. 副専攻プログラム一覧	ハイプロ 10
V. 特定プログラム一覧	ハイプロ 11
■特定プログラムに関係する資格	ハイプロ 11
VI. HiPROSPECTS [®] 関係規則等	ハイプロ 13
1. 広島大学教育プログラム規則	ハイプロ 13
2. 広島大学副専攻プログラム履修細則	ハイプロ 17
3. 広島大学特定プログラム履修細則	ハイプロ 19
VII. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先	ハイプロ 22
VIII. TOEIC [®] L&R IP テストの全学実施について	ハイプロ 23
IX. 情報科学パッケージ科目について	ハイプロ 24
X. 初年次インターンシップ (社会体験) の全学実施について	ハイプロ 26

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS[®]」

1. HiPROSPECTS[®] とは

広島大学では、みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と、卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し、「到達目標型教育プログラム『HiPROSPECTS[®]』」という独自の教育システムを実施しています。HiPROSPECTS[®]は、広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

HiPROSPECTS[®]では、

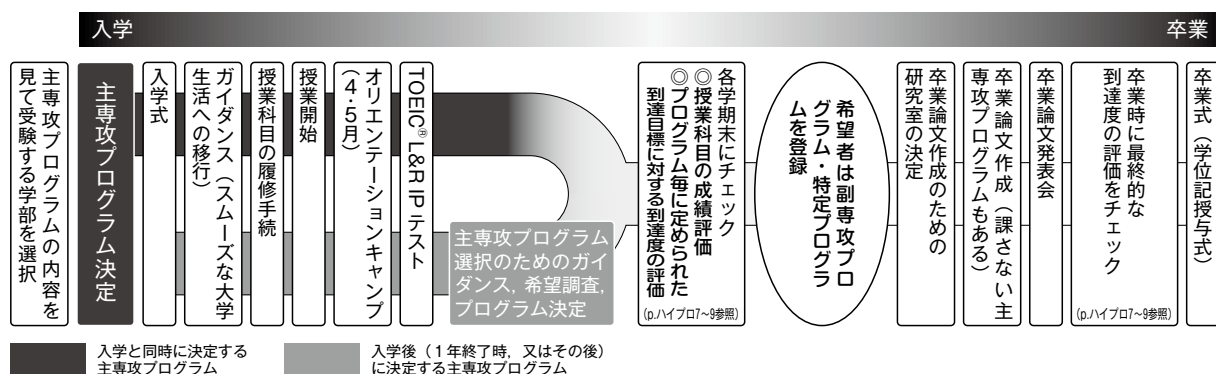
- まず入学時に、卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて、所定のカリキュラム（教育課程）に従い学習を進めてください。
- 到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか、定期的に確認してみなさんにお伝えし、その確認結果に基づいた学習サポートを行います。
例えば、確認の結果、弱い点が見つければ、それを克服するためにどのような学習をすれば良いかアドバイスする、といったことです。

以上を踏まえ、みなさんは到達目標の実現はもちろんのこと、それ以上の知識や能力を身につけられるよう、有意義な学生生活を過ごしてください。

2. 卒業までの主な流れ

授業を受けるためには、学期の始めに履修手続きを行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば、単位を修得することができます。

そして、主専攻プログラム（p. ハイプロ3 参照）で示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。



Ⅱ. HiPROSPECTS[®] の構成

HiPROSPECTS[®] は、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムの 3 種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは、学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方、副専攻プログラム及び特定プログラムは、その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように、各プログラムの内容を理解して、学習を進めてください。

1. 主専攻プログラム

1) 目 的

主専攻プログラムとは、所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい、学士号の取得を目的として、教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって、所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員 1 つ登録します。

なお、所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は、その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ、転学部・転学科等を行う必要があります。

2) 学期毎の評価、卒業

主専攻プログラムでは、学期毎に履修した各授業科目で評価（p. ハイプロ 7～9 参照）が行われ、自らの到達度のチェックができるようになっています。また、主専攻プログラムで示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。

3) その他

主専攻プログラムの詳細については、専門教育に関するページをご覧ください。

2. 副専攻プログラム・特定プログラム

1) 目 的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは、主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお、その履修を希望する学生のみ登録します。

プログラム	目 的
副専攻プログラム	主専攻プログラムの基礎又は概要の学習を目的として編成されたプログラムです。
特定プログラム	①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど）、又は、②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。

2) 共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには、その他、次のような共通点・相違点があります。

①共通点

項目	副専攻プログラムと特定プログラムの共通点
主専攻プログラムとの関係	主専攻プログラムの履修基準によっては、副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの卒業要件単位に算入することができる場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。
プログラムの登録手続	説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ、毎年1月上旬から2月上旬（※）にプログラムの登録を申請し、登録許可を受けた場合に、翌年度から履修を開始します。申請方法については、「Myもみじ」の掲示で確認してください。
授業科目の履修	○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち、入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば、その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。 ○授業時間割の関係で、副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。 ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点（GPA）（p. ハイプロ7～9参照）の計算対象に含まれます。
成績証明書への記載	副専攻プログラム・特定プログラムに登録されると「履修中」である旨、記載されます。プログラムの修了条件を満たすと、「修了」した旨、記載されます。

※一部の特定プログラムでは、登録申請時期が異なります。詳しくはHiPROSPECTS[®]公式ウェブサイト内の特定プログラムのページをご覧ください。（p. ハイプロ6参照）

②相違点

項目	副専攻プログラム	特定プログラム
登録できるプログラム数	1 プログラムのみ登録できます。	複数のプログラムを登録できます。
プログラムの選択範囲	自身の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができます。	原則、全てのプログラムから選択することができます。
プログラムの修了条件	副専攻プログラムの修了要件単位を修得し、卒業の認定を受けた場合に修了することができます。	特定プログラムの修了要件単位を修得し、卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。
修了証書の交付	交付されます。	一部のプログラムでのみ修了証書が交付されます。

3) 履修開始までの流れ

副専攻プログラムと特定プログラムの履修を始めるまでの流れは、次のとおりです。

時 期	詳 細
1 月上旬から 2 月上旬	○副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録申請方法等を「My もみじ」で確認 ○登録のための要件，時期等希望するプログラムの詳細を説明書で確認 ↓ ○必要に応じて事前にチューター又は指導教員に相談 ↓ ○副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請 ↓ ○登録許可の審査結果を確認
翌年度前期	○登録許可を受けた場合，副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始

4) その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み，到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また，登録する際に不明な点等があれば，チューターや所属する学部の学生支援担当に相談してください。

■HiPROSPECTS® をより良く理解するための3つの資料

HiPROSPECTS® の各プログラムの内容についての資料を、次のとおり公開しています。

	記載内容	確認方法
詳 述 書	各主専攻プログラム の詳細 (プログラムの概要, ディプロマポリシー (学位授与の方針・プログラムの到達目 標), カリキュラムポリシー (教育課程 編成・実施の方針), 学修の成果, 取得 可能な資格 等)	HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト
説 明 書	各副専攻プログラム, 各特定プログラム の詳細 (プログラムの概要, 到達目標, 登録時期, 登録要件, 授業科目 等)	
シラバス	プログラムを構成する各授業科目 の詳細 (授業計画, 予習・復習へのアドバイス, テキスト, 成績評価の基準 等)	「My もみじ」で閲覧できます。

※ HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト URL



(主専攻プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou>



(副専攻プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/hukusenkou>



(特定プログラム)

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei>

Ⅲ. 評価の方法

HiPROSPECTS® の大きな特徴の一つは、これまでにない新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は、HiPROSPECTS® を導入し、プログラム毎に到達目標を定めることにより、各主専攻プログラムのみなさん一人ひとりに対し、従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて、**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより、みなさんは自分自身が身につけた力をより分かりやすく知ることができ、今後の学習方法についてのヒントを得ることができます。

1. 授業科目の成績評価

みなさんは、履修基準に従って授業科目を履修し、試験を受けて、必要な単位を修得していきますが、みなさんの学習成果の評価は、まずその授業科目毎に行われます。それが授業科目の成績評価です。

成績評価は、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) の5段階評価とし、秀、優、良、可を合格とします。成績評価の結果は、学期毎に通知します。

なお、各授業科目で行われる成績評価の基準等は、シラバスに明示されています。

2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)

授業科目の成績評価をまとめた指標として、全学的に算出方法を統一した平均評価点 (GPA : Grade Point Average) を通知します。算出公式は次のとおりです。

この GPA は、履修指導に活用する他、奨学金、授業料免除、成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

【本学共通の平均評価点 (GPA) 算出公式】

$$\text{GPA} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(注) 分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると、単位を修得しきれなくなり GPA が下がってしまうことがあります。

GPA の具体的な計算事例は次のとおりです。

Aさんの場合 適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合

登録した単位：20単位（10科目（各2単位））

前期成績：秀／10単位，優／4単位，良／2単位，可／4単位

$$\frac{10(\text{秀}) \times 4 + 4(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 4(\text{可}) \times 1}{20 \times 4} \times 100 = 75.00$$

Bさんの場合 無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合

登録した単位：30単位（15科目（各2単位））

前期成績：秀／0単位，優／10単位，良／2単位，可／12単位，（不可／6単位）

$$\frac{0(\text{秀}) \times 4 + 10(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 12(\text{可}) \times 1}{30 \times 4} \times 100 = 38.33$$

【GPA の計算対象となるもの】

5段階評価（欠席を含む。）が付された授業科目について GPA の計算対象になります。なお、**副専攻プログラムや特定プログラムとして履修した授業科目**も GPA の計算対象になります。

【GPA の計算対象とならないもの】

成績評価欄が「認定」となっている授業科目は，5段階評価が付されていないことから，GPA の計算対象となりません。また，履修手続の際に，**履修届出区分を「単位不要」とした授業科目**については，そもそも単位が出ませんので **GPA の計算対象**となりません。

【参考：「認定」の授業科目について】

他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして，単位認定するが，5段階評価を付さない場合，当該授業科目の成績欄は，「認定」となります。その取扱いは，下記のとおりです。

- ・入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（英語以外の外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，5段階評価は付さない。
- ・入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，原則として5段階評価は付さないが，協定等により5段階評価を付す根拠がそれ相応にある場合に限り，5段階評価を付すことができる。（各学部で取扱いが異なり，5段階評価を付す場合は，GPA の計算対象となる。）

3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは、詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について、到達度の評価を行っています。

到達度の評価は、「極めて優秀 (Excellent)」、「優秀 (Very Good)」、「良好 (Good)」の3段階で評価し、その結果は、学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは、その授業科目の履修の成果は分かりますが、プログラムが掲げる到達目標に対して、自分が今どの程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ることで、到達目標の実現に向けて、具体的にどのような能力がどの程度身につく、何が足りないのかを把握でき、またそれに基づいて、次のタームの学習に向けた履修計画にも役立てることができます。

到達度の評価は、学期毎に更新され、卒業時に通知される評価内容が、最終の到達度を表します。したがって、例えばある段階で「良好 (Good)」という評価を一旦受けても、その後がんばって学習を続けた結果、卒業時には「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けることもありますし、逆にある段階で「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けていても、その後の努力を怠った結果、評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら、卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

■成績評価、GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価、GPA 及び到達度の評価は、「My もみじ」で確認することができます。

My もみじ MOMIJI 広島大学 学生情報の森

Menu

HOME

マニュアルはメニュー下のリンク欄にあります。(学生は必ず「新もみじについて」を見て下さい)

- 学籍情報
- 履修
- 成績
 - 履修成績確認
 - 確定成績確認
 - GPA参照
- 到達度評価
 - プログラム到達度評価参照

掲示

- 個人掲示/Personal Information
 - テスト(未)
- 学部・研究科掲示/Message from your Faculty, School of Science
- 教養教育掲示/General Education Information

成績評価・GPAの確認ができます。

到達度の評価の確認ができます。

Ⅳ. 副専攻プログラム一覧

開設キャンパス	副専攻プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	総合科学副専攻プログラム	総合科学部
	国際共創副専攻プログラム	
	哲学・思想文化学副専攻プログラム	
	歴史学副専攻プログラム	文学部
	地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム	
	日本・中国文学語学副専攻プログラム	
	欧米文学語学・言語学副専攻プログラム	
	初等教育学副専攻プログラム	教育学部
	特別支援教育学副専攻プログラム	
	理科教育学副専攻プログラム	
	数学教育学副専攻プログラム	
	技術情報教育学副専攻プログラム	
	社会認識教育学副専攻プログラム	
	国語文化教育学副専攻プログラム	
	英語文化教育学副専攻プログラム	
	日本語・日本文化教育学副専攻プログラム	
	多文化・グローバル教育学副専攻プログラム	
	健康スポーツ教育学副専攻プログラム	
	家政教育学副専攻プログラム	
	音楽教育学副専攻プログラム	
	美術教育学副専攻プログラム	
	教育学副専攻プログラム	
	心理学副専攻プログラム	
	現代経済副専攻プログラム	経済学部
	数学副専攻プログラム	理学部
	化学副専攻プログラム	
	地球惑星システム学副専攻プログラム	
	機械システム副専攻プログラム	工学部
	輸送システム副専攻プログラム	
	材料加工副専攻プログラム	
	エネルギー変換副専攻プログラム	
	電気システム情報副専攻プログラム	
	半導体システム副専攻プログラム	
	応用化学副専攻プログラム	
	化学工学副専攻プログラム	
	生物工学副専攻プログラム	
	社会基盤環境工学副専攻プログラム	
	建築副専攻プログラム	
	水圏統合科学副専攻プログラム	生物生産学部
	応用動植物科学副専攻プログラム	
	食品科学副専攻プログラム	
	分子農学生命科学副専攻プログラム	
	計算機科学副専攻プログラム	情報科学部
	データ科学副専攻プログラム	
	知能科学副専攻プログラム	
東千田キャンパス	公共政策副専攻プログラム	法学部
	ビジネス法務副専攻プログラム	

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に副専攻プログラムの説明書(p.ハイプロ6参照)に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

V. 特定プログラム一覧

【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	Global Peace Leadership Program	教育本部
	Cross-cultural and Interdisciplinary Program (Liberal Arts)	
	AI・データサイエンス応用基礎特定プログラム	AI・デタイノベーション教育研究センター
	英語プロフェッショナル養成特定プログラム	外国語教育研究センター
	トライリンガル養成特定プログラム	
	アクセシビリティリーダー育成特定プログラム	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構
	ダイバーシティ特定プログラム	
	Understanding Diversity and Inclusion through a Sciences & Humanities Lens	
	科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学部
霞キャンパス	食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	薬学部

【資格の取得を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	学芸員資格取得特定プログラム	総合博物館 総合科学部 文学部 教育学部 理学部 生物生産学部
	社会調査士資格取得特定プログラム	総合科学部 文学部 教育学部 法学部
	学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム	教育学部
	社会教育士（社会教育主事基礎資格）特定プログラム	

特定プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に特定プログラムの説明書（p. ハイプロ6 参照）に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

■特定プログラムに関する資格

特定プログラムには、前述のとおり、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの、及び、資格の取得を目的として編成されたものの2種類があります。そのうち、資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は次表のとおりです。

なお、プログラムを修了するだけでは、その資格を取得することはできません。修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので、説明書等で確認してください。

資 格 (関連する特定プログラム)	資 格 の 概 要 等
学芸員 (学芸員資格取得 特定プログラム)	学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほか、動物園、植物園、水族館、科学館などがあります。 学芸員の資格を得るためには、学士の学位を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があります。これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。 なお、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。
社会調査士 (社会調査士資格取得 特定プログラム)	社会調査士は、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。 社会調査士の資格を得るためには、社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要があります。これらの科目で編成されたものが、社会調査士資格取得特定プログラムです。
学校図書館司書教諭 (学校図書館司書教諭資格取得 特定プログラム)	学校図書館は、児童生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの「生きる力」の育成に、学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。司書教諭は、この学校図書館の専門的職務をつかさどります。 司書教諭の資格を得るには、まず、教員免許状を取得し教諭であること、そして、学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下、「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた、この講習で修得する必要がある科目で編成されたものが、学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。
社会教育士 (社会教育士(社会教育主事基礎資格) 特定プログラム)	社会教育士とは、令和2年度から始まった、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号です。専門性を活かしながら、地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンを持ち、地域活動や市民活動が持続的に展開していく支援をします。世間における社会教育士の認知度は未だ低いですが、社会教育士には、公的機関だけでなく、NPO、企業、学校などの他、地域活動やボランティア活動などにおいても活躍することが期待されています。 社会教育士の称号取得者は同時に、社会教育主事基礎資格の取得者となります。都道府県及び市町村の教育委員会の事務局には、社会教育法に基づき社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導をすることを職務とする専門職員として、社会教育主事が置かれています。社会教育主事に任用されるには、社会教育主事基礎資格の取得者であることが必要です。なお、本プログラムを修了しただけでは社会教育主事として任用される条件を満たすことにはなりません。社会教育主事基礎資格を取得した後、都道府県・市町村などに職を得て社会教育関連の職務を一定期間経験するなどした上ではじめて、社会教育主事として任用される条件を満たすことになります。

VI. HiPROSPECTS[®] 関係規則等

1. 広島大学教育プログラム規則

平成18年2月14日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第19条第5項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の教育プログラムは、到達目標を明示し、その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに、学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

(名称)

第3条 本学の教育プログラムは、到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ））と称する。

(種類)

第4条 プログラムの種類は、その教育目的により、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第5条 主専攻プログラムとは、学位の取得を目的として、教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第6条 副専攻プログラムとは、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応え、学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第7条 特定プログラムとは、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

(開設及び編成)

第8条 主専攻プログラム及び副専攻プログラムは、単一の学部で、又は学部をまたがって開設することができる。

2 特定プログラムは、単一の学部等（学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で、又は学部等をまたがって開設することができる。

3 プログラムを新規に開設しようとするときは、第12条から第14条までに規定する担当教員会は、原則として開設する前年度の7月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し、プログラムを開設しようとする学部等を通じて、理事（教育・平和担当）の承認を得るものとする。

第9条 主専攻プログラムは、到達目標とその意義、育成しようとする人材像を明示して編成するものとし、修了要件単位は通則第44条第1項に示す単位数とする。

2 主専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、学部が定める。

第10条 副専攻プログラムは、一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから、そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は16単位以上で、30単位を超えない範囲とする。

2 副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 特定プログラムは、主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は10単位程度を目安とする。

2 特定プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(実施体制)

第12条 プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織として、各プログラムに担当教員会を置く。

2 副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は、当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織を兼ねるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは、責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。

第13条 主専攻プログラム担当教員会は、当該主専攻プログラムを担当する教員のうち、専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

2 二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は、原則として一つの主たるプログラムを選び、その担当教員会の構成員となる。

第14条 特定プログラム担当教員会は、当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

(詳述書等)

第15条 前3条に規定する担当教員会は、プログラムごとに、その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等を定め、次に掲げる詳述書等に明記するものとする。

(1) 主専攻プログラム 主専攻プログラム詳述書（別記様式第1号）

(2) 副専攻プログラム 副専攻プログラム説明書（別記様式第2号）

(3) 特定プログラム 特定プログラム説明書（別記様式第3号）

(シラバス)

第16条 教員は、担当する授業科目について、履修する上で必要な情報をまとめたものとして、シラバスを作成するものとする。

(登録)

第17条 主専攻プログラムは、入学と同時に決定され登録するもの並びに入学後に選択及び登録するものがあり、学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。

2 副専攻プログラム及び特定プログラムは、学生がその履修を希望し、許可された場合に登録するものとする。

(主専攻プログラムの変更)

第18条 学生が、他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは、通則第36条の規定により、転学部の許可を受けた上で変更するものとする。
- (2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは、転学科等を伴う場合は、通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし、転学科等を伴わない場合は、当該学部が定める方法により変更するものとする。

(学生の評価)

第19条 平均評価点（GPA：Grade Point Average）は、授業科目の成績評価に基づき算出し、総合的な成績評価の指標として、学期ごとに学生に通知するものとする。

2 授業科目の成績評価のほか、主専攻プログラムにおいては、プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い、学期ごとに学生に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、学生の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(点検・評価)

第20条 担当教員会は、到達度の評価結果その他プログラムの実施状況等を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

(改善)

第21条 担当教員会は、前条の点検・評価を基に、プログラムの改善を行うものとする。

2 担当教員会が、プログラムの改善を実施しようとするときは、軽微な改善を除き、当該学部等を通じて理事（教育・平和担当）の承認を得るものとする。

(廃止)

第22条 学部等は、第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは、理事（教育・平和担当）の承認を得なければならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、学部等の定めるところによる。

主専攻プログラム詳述書

別記様式第1号（第15条第1号関係）

主専攻プログラム詳述書

開設学部(学科)名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 取得できる学位	
2 概要	
3 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針・プログラムの到達目標）	
4 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	
5 開始時期・受入条件	
6 取得可能な資格	
7 授業科目及び授業内容	
8 学習の成果	
9 卒業論文（卒業研究）	
10 責任体制	

副専攻プログラム説明書

別記様式第2号（第15条第2号関係）

副専攻プログラム説明書

開設学部(学科)名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 修了要件	
8 責任体制	
9 既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等	

特定プログラム説明書

別記様式第3号（第15条第3号関係）

特定プログラム説明書

開設学部等名〔 〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 修了要件	
8 責任体制	
9 既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等	

2. 広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年3月14日

副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部）

第2条 副専攻プログラムの名称及びその開設学部は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第2号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は、一つに限り副専攻プログラムに登録することができる。ただし、登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは、登録することができない。

2 前項の登録に関する手続は、各学年次終了時の所定の時期に行うものとし、その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会が定める。

5 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムに登録している間、成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 副専攻プログラムの担当教員会は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。

2 開設学部の長は、副専攻プログラムを修了した者に、副専攻プログラム修了証書（別

記様式)を授与する。

3 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムを修了した場合、成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

(単位数の計算の基準)

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則(平成18年2月14日規則第6号)、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

(試験及び追試験)

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

(単位の取扱い)

第11条 副専攻プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会の定めるところによる。

別表(第2条関係)

(略)

別記様式(第8条第2項関係)

第	号
副専攻プログラム 修了証書	
学部・学科等	
氏	名
生	年 月 日
本学〇〇学部の〇〇副専攻プログラムを修了した ことを認める	
年 月 日	
広島大学	長
	印

3. 広島大学特定プログラム履修細則

平成18年3月14日

副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部等）

第2条 特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部，研究科，研究科等連係課程実施基本組織，附置研究所，教育本部，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は，別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 特定プログラムの授業科目及び履修方法は，規則第15条第3号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は，特定プログラムが定める基準を満たしている場合は，当該プログラムに登録することができる。

2 前項の登録に関する手続は，各ターム末又は各学期末の所定の時期に行うものとし，登録時期及び登録の可否は当該プログラムの担当教員会又は責任者が決定するものとする。

3 学生は，第1項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 特定プログラムの登録に関し必要な事項は，当該プログラムの担当教員会又は責任者が定める。

5 所属する学部の長は，学生が特定プログラムに登録している間，成績証明書に特定プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は，開設学部等がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は，履修しようとする授業科目について，各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は，責任者の意見。次項において同じ。）に基づき，要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 特定プログラムの担当教員会又は責任者は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。ただし、卒業の認定を受けていない者であっても、所属する学部の長が認め、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したものについても、修了の判定を行う。

2 開設学部等の長は、特定プログラムを修了した者に、特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。

3 所属する学部の長は、学生が特定プログラムを修了した場合、成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年2月14日規則第6号）、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は、広島大学通則第19条の3第1項に規定する基準に基づき、当該プログラムの担当教員会又は責任者が定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（試験及び追試験）

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

第11条 前条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は、原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、開設学部等があらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

第12条 第10条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について、次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(1) 配偶者（性の多様性に関する理念と対応ガイドラインーLGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指してー（令和4年12月27日役員会承認）に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。）又は3親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）

(3) 天災その他の非常災害

(4) 交通機関の突発事故

(5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければなら

ない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(単位の取扱い)

第13条 特定プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、特定プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表（第2条関係）

(略)

別記様式（第8条第2項関係）

第	号
特定プログラム 修了証書	
学部・学科等	
氏	名
生	年 月 日
本学の〇〇特定プログラムを修了した ことを認める	
年 月 日	
広島大学	長 印

Ⅶ. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先

■副専攻プログラムに関する問い合わせ先

提供学部	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学系支援室 (学士課程担当)	(082)424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	人文社会科学系支援室 (文学部担当)	(082)424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学系総括支援室 (学士課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部昼間コース	東千田地区支援室 (法学部昼間コース担当)	(082)542-7071	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部昼間コース	人文社会科学系支援室 (経済学部担当)	(082)424-7217	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
理学部	理学系支援室 (学士課程担当)	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学系総括支援室 (工学部担当)	(082)424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物学系総括支援室 (学士課程担当)	(082)424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学系総括支援室 (情報科学部担当)	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp

■特定プログラムに関する問い合わせ先

プログラム名	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
Global Peace Leadership Program	教育推進グループ (学生プラザ内)	(082)424-6156	gsyugakukm-group@office.hiroshima-u.ac.jp
Cross-cultural and Interdisciplinary Program (Liberal Arts)			
AI・データサイエンス応用基礎特定プログラム			
英語プロフェッショナル養成特定プログラム			
トライリンガル養成特定プログラム			
アクセシビリティリーダー育成特定プログラム			
学芸員資格取得特定プログラム			
社会調査士資格取得特定プログラム	教育学系総括支援室 (学士課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム			
社会教育士(社会教育主事基礎資格)特定プログラム	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構 (ダイバーシティ研究センター)	(082)424-7952	diversity-center@hiroshima-u.ac.jp
ダイバーシティ特定プログラム			
Understanding Diversity and Inclusion through a Sciences & Humanities Lens	ダイバーシティ & インクルージョン推進機構 (マネジメント部門)	(082)424-7952	d-and-i-management@hiroshima-u.ac.jp
科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学系支援室 (学士課程担当)	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	霞地区運営支援部学生支援グループ (薬学部担当)	(082)257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

その他, HiPROSPECTS[®] に関する質問は, 教育推進グループ(学生プラザ3F)へ問い合わせてください。なお, E-mailを送るときには, 必ず学生番号と名前を書いてください。

Ⅷ. TOEIC® L&R IP テストの全学実施について

広島大学では、グローバル化に対応した人材の育成に取り組んでいます。その一環として、TOEIC® L&R IP テストの全学一斉実施を行っており、学部生全員が受験します。受験期は、1年次5月及び3年次以降の2回です。（2回目の受験期は所属学部・学科等によって異なるので、以下の「学生向けの情報」で確認してください。）

入学してすぐの、広島大学における英語学習のスタート時と言えるスコア、そして卒業時のスコアとして、英語力を確認することになります。

また、スコアは、教育を充実させるためだけではなく、みなさんにとっても次のように役立ちますので、積極的に活用しましょう。

- 自分の力を、一般的に通用するスコアで知ることができる。
- 社会的に認められるテスト結果で、就職や大学院入学に際して自己PRに使用できる。
- 高スコアを得ると、教養教育科目の外国語科目（英語）等の単位認定を受けることができる。

学生向けの情報

最新の情報はもみじのトップページから「学びのサポート」→「TOEIC® L&R IP 情報」(<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/toeicip.html>)で確認してください。



IX. 情報科学パッケージ科目について

広島大学情報科学部では、さまざまな学問領域において必要とされる体系的な分析手法や情報処理技術に関し、情報科学部開設専門教育科目の中からそれぞれの学問領域に応じた計算機科学、データ科学、知能科学教育を「情報科学パッケージ科目」として設定しています。

情報科学部が推奨する情報科学パッケージ科目により修得された皆さんの知識は、それぞれの学問領域での卒業研究、大学院での学習、就職後の業務等さまざまな場面で活用されるはずです。

多くの学生の皆さんが、情報科学パッケージ科目を受講されることを期待しています。

情報科学パッケージ科目として推奨する授業科目表

科目区分	授業科目	単位数	履修期 (開講ターム)	パッケージ													
				総合科学系	デジタル・ヒューマニティーズ系	心理学系	情報と社会系	経済学系	生物生命系	地球惑星系	医療系	機械・輸送工学系	情報工学系	応用化学・生物工学・化学工学系	社会基盤環境工学系	建築系	生物生産系
情報科学部専門教育科目	確率論基礎	2	2セメ(4T)	○				○									
	カテゴリーカル・データ分析 (CDA)	2	4セメ(4T)		○	○										○	
	線形モデル	2	3セメ(2T)	○								○			○		○
	ソフトウェア工学 I	2	5セメ(2T)										○				
	システム最適化	2	4セメ(3T)	○				○				○			○	○	
	多変量解析	2	4セメ(3T)	○	○	○		○	○			○		○		○	○
	デジタル回路設計	2	4セメ(3T)														
	アルゴリズムとデータ構造	2	4セメ(3T)										○				
	データベース	2	4セメ(4T)		○			○	○				○				○
	プログラムが動く仕組み	2	4セメ(4T)										○				
	数値計算	2	4セメ(4T)	○						○					○		
	確率モデリング	2	4セメ(4T)	○									○				
	プログラミング言語	2	4セメ(4T)	○						○					○		
	データマイニング	2	5セメ(1T)					○	○		○				○		○
	ソフトウェアマネジメント	2	5セメ(2T)					○									
	計量経済学	2	5セメ(2T)					○									
	画像処理	2	5セメ(2T)														
	情報社会とセキュリティ	2	5セメ(2T)				○										
	自然言語処理	2	5セメ(2T)	○	○												
	ビジュアルコンピューティング	2	6セメ(3T)													○	
	人工知能概論	2	3セメ(1T)					○		○		○	○				○
	並列分散処理	2	6セメ(3T)	○													
	時系列分析	2	6セメ(3T)					○		○							○
	確率過程論	2	6セメ(4T)	○													
	ビッグデータ	2	6セメ(4T)					○	○		○				○		○
	数理解析	2	3セメ(2T)														
	生物・医療統計	2	6セメ(4T)						○								○
	情報処理と産業	2	3セメ(1T)				○										
	データ科学とマネジメント	2	4セメ(3T)				○								○		

(注) ○を付した授業科目がパッケージ別に推奨する授業科目を示す。なお、履修期は変更される場合があるため、履修年度の時間割を確認すること。

それぞれの主専攻プログラムが推奨するパッケージを以下に示します。なお、所属（又は希望）する主専攻プログラム名の記載がない場合も、授業科目の履修は可能なので、積極的に履修してください。

主 専 攻 プ ロ グ ラ ム	パ ッ ケ ー ジ
(総合科学部) 総合科学プログラム	総合科学系
(文学部) 欧米文学語学・言語学プログラム	デジタル・ヒューマニティーズ系
(教育学部) 心理学プログラム	心理学系
(法学部) 公共政策プログラム, ビジネス法務プログラム, 法曹養成プログラム	情報と社会系
(経済学部) 現代経済プログラム	経済学系
(理学部) 生物学プログラム	生物生命系
(理学部) 地球惑星システム学プログラム	地球惑星系
(医学部・歯学部・薬学部) 医学プログラム, 看護学プログラム, 理学療法学プログラム, 作業療法学プログラム, 歯学プログラム, 口腔保健学プログラム, 口腔工学プログラム, 薬学プログラム, 薬科学プログラム	医療系
(工学部) 機械システムプログラム, 輸送システムプログラム, 材料加工プログラム, エネルギー変換プログラム	機械・輸送工学系
(工学部) 電気システム情報プログラム, 半導体システムプログラム	情報工学系
(工学部) 応用化学プログラム, 生物工学プログラム, 化学工学プログラム	応用化学・生物工学・化学工学系
(工学部) 社会基盤環境工学プログラム	社会基盤環境工学系
(工学部) 建築プログラム	建築系
(生物生産学部) 水圏統合科学プログラム, 応用動植物科学プログラム, 食品科学プログラム, 分子農学生命科学プログラム	生物生産系

X. 初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について

広島大学では、学部1年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験、就業体験、ボランティア等を行う「初年次インターンシップ（社会体験）」を実施しています。これは、大学における学修と社会での経験を結びつけることで、今後、みなさんが大学生活をより有意義に送るよう喚起するとともに、将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先、実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

学 部	初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
総合科学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。
文学部	内容については、ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。
教育学部	内容については各授業科目のシラバスを参照してください。
教初	「小学校教育実習入門」の一部で実施
教特	「小学校教育実習入門」, 「特別支援学校教育実習入門」, 「教養ゼミ」の一部で実施
教二 教国 教英 教日 教四 教教	中・高等学校教育実習入門」の一部で実施 ※教技, 教日, 教美, 教教は「教養ゼミ」も活用して実施
教多 教心	「教養ゼミ」の一部で実施
法学部	内容については、ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。
経済学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。
理学部	内容については、ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。
医学部	夏季休業期間中、医学部・歯学部・薬学部3学部合同で、医療機関等での合同早期体験実習を実施します（医学部医学科及び薬学部は授業の一環として実施します）。詳細は My もみじで通知します。
歯学部	
薬学部	
工学部	詳細は、各類のガイダンスで説明します。なお、工学特別コースはガイダンス等でお知らせします。
工一	「教養ゼミ」の一部で、工場見学（ディスカッション等を含む）を実施
工二	企業インターンシップ、又は、施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
工三	施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施。状況に応じてオンラインツールを使用する。
工四	「教養ゼミ」の一部で、社会基盤施設または建築物の見学（ディスカッション含む）を実施

学 部	初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
生物生産学部	「教養ゼミ」の一部で、広島県内農山村での体験学習を実施します。内容についてはシラバスを参照してください。
情報科学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。

表中における教育学部，工学部の各類・学科等の略号一覧

略号	類・学科等	略号	類・学科等
教初	第一類（学校教育系）初等教育学プログラム	教四	第四類（生涯活動教育系）
教特	第一類（学校教育系）特別支援教育学プログラム	教美	第四類（生涯活動教育系）美術教育学プログラム
教二	第二類（科学文化教育系）	教教	第五類（人間形成基礎系）教育学プログラム
教技	第二類（科学文化教育系）技術情報教育学プログラム	教心	第五類（人間形成基礎系）心理学プログラム
教国	第三類（言語文化教育系）国語文化教育学プログラム	工一	第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）
教英	第三類（言語文化教育系）英語文化教育学プログラム	工二	第二類（電気電子・システム情報系）
教日	第三類（言語文化教育系）日本語・日本文化教育学プログラム	工三	第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）
教多	第三類（言語文化教育系）多文化・グローバル教育学プログラム	工四	第四類（建設・環境系）

教養教育について

注 意

1. 教養教育科目は東広島、霞及び東千田の各キャンパスで開講されます。履修を希望する科目がどこのキャンパスで開講される科目なのかを別途配付する冊子「教養教育科目授業時間割」などで確認の上、履修手続等を行ってください。
2. 授業に関する連絡事項、時間割変更、休講・補講・教室変更、期末試験情報等の講義情報は「学生情報の森 もみじ」で通知します。「学生情報の森 もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじ Top」と、ID とパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。確認を怠ったために、思いもよらない不利益を被る場合がありますので、**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**
3. 記載事項等に不明な点や疑問な点があれば、この学生便覧を持参の上、直接関係窓口で確認してください。

TOEFL 及び TOEIC はエデュケーショナル・テスト・サービス (ETS) の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を得たものではありません。

目 次

I. 教養教育の理念と目的	教養 2
II. 用語解説と一般的な履修上の注意事項	教養 4
III. 授業科目の履修	教養 6
1. 平和科目	教養 6
2. 大学教育入門	教養 6
3. 教養ゼミ	教養 7
4. 展開ゼミ	教養 7
5. 領域科目	教養 8
6. 外国語科目	教養 9
(1) 英 語	教養 9
(2) 初修外国語	教養10
7. 情報・データサイエンス科目	教養12
8. 健康スポーツ科目	教養13
9. 社会連携科目	教養14
10. 基盤科目	教養14
IV. 履修に関する手続・相談等	教養15
V. 試験及び成績	教養18
VI. 令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧	教養20
1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目	教養20
2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目	教養27
VII. 教養教育関係規則等	教養29
1. 広島大学教養教育科目履修規則	教養29
2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて	教養32
VIII. 配置図等	教養38
1. 東広島キャンパス配置図	教養38
2. 総合科学部付近配置図	教養39
3. 総合科学部講義室配置図	教養40
4. 霞キャンパス配置図	教養44
5. 東千田キャンパス配置図	教養46
6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先	教養50

I. 教養教育の理念と目的

広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に1949年に創設されました。森戸辰男初代学長は、1950年11月5日の広島大学開学式において、「平和な一つの世界」を実現するために、まず民主的で平和な「一つの祖国」を建設すべきであること、そして「一つの祖国」の精神的基礎をなす自由で平和な「一つの大学」として、広島大学が世界と日本の平和的再建という責任を果たす決意を表明されました。この建学の精神に基づき、広島大学では教養教育における理念と目的を次のように立てています。

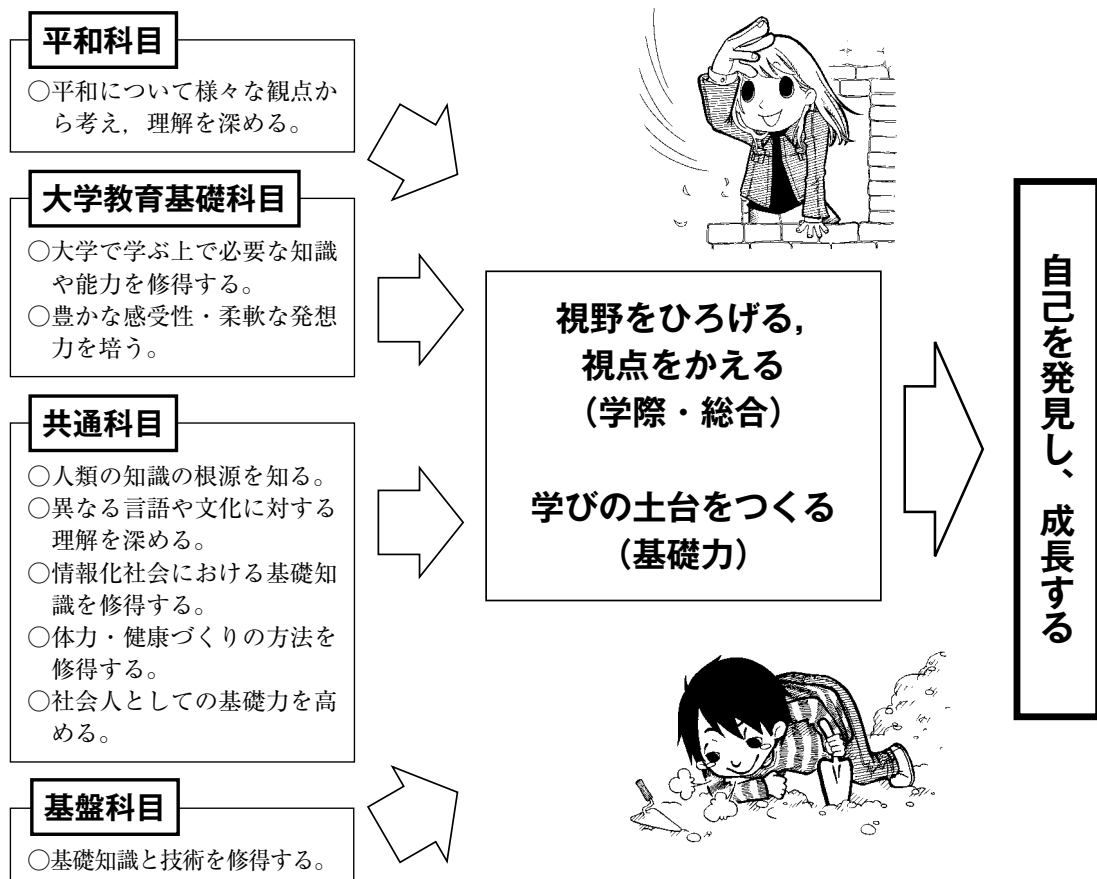
教養教育の理念

広島大学は、我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請にこたえるため、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す教養教育を行い、専門的知識・技術の修得とあいまって、人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して、国際社会に貢献する人材を育成することを目指します。

教養教育の目的

教養教育の目的は、幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには、いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を修得するだけでなく、その枠を超えて広く学問への関心を高め、ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ、教養教育で得たものを、みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

【教養教育の学習イメージ】



教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため、「平和科目」「大学教育基礎科目」「共通科目」「基盤科目」の4つの大科目区分から学びます。さらに、大学教育基礎科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

【科目区分構成】

平和科目	大学教育基礎科目	共通科目	基盤科目
	- 大学教育入門 - 教養ゼミ - 展開ゼミ	- 領域科目 - 外国語科目(英語・初修外国語) - 情報・データサイエンス科目 - 健康スポーツ科目 - 社会連携科目	

【各科目区分の教育目標】

科目区分		教 育 目 標
平 和 科 目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。
	教 養 ゼ ミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。
	展 開 ゼ ミ	最先端のテーマについて学び討論したり，体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに，チャレンジ精神，プレゼンテーション力，リーダーシップ力などの向上を図ることを目標にしています。
共通科目	領 域 科 目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。
	外国語科目 ・英語 ・初修外国語	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につけさらに，将来，新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標にしています。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。
基 盤 科 目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

Ⅱ. 用語解説と一般的な履修上の注意事項

1. 学期、ターム及びセメスターについて

広島大学では、1年間を前期（4月1日から9月30日まで）と後期（10月1日から3月31日まで）の2学期に分け、原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに、各学期の授業期間がそれぞれ2つの期間に分けられた「第1タームから第4ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて、原則ターム内で週2回の授業を行う「ターム科目」と、学期を通じて週1回の授業を行う「セメスター科目」の2種類があります。

なお、一般的に、1年次前期を1期（1セメスター）、後期を2期（2セメスター）、2年次前期を3期（3セメスター）、後期を4期（4セメスター）・・・というように呼んでいます。

年 次	1 年次				2 年次				...
学 期	前期		後期		前期		後期		
ターム	1 ターム	2 ターム	3 ターム	4 ターム	1 ターム	2 ターム	3 ターム	4 ターム	
セメスター	1 セメスター		2 セメスター		3 セメスター		4 セメスター		

2. 授業科目と単位について

(1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「令和7（2025）年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養20～p. 教養28）に記載しています。なお、法学部・経済学部夜間主コースの学生は、昼間授業時間帯に開設される授業科目も、開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また、夜間授業時間帯に開設される授業科目は、許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

(2) 単位と単位の修得

卒業するためには、所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は、各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は、予習・復習の時間も考慮して、別に定める算定基準により決定されます。詳細は、「令和7（2025）年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養20～p. 教養28）の「開設単位数」欄を参照してください。

【修得できる単位数と学修時間（例）】

授業の方法（単位数）	学修時間	学修時間の内訳
講 義（2 単位）	90時間	（授業2時間＋予習・復習4時間）×15回
演習・実習（1 単位）	45時間	（授業2時間＋予習・復習1時間）×15回
実 験（1 単位）	45時間	（授業3時間＋予習・復習0時間）×15回

※法令の定めるところにより、いずれの授業科目も1単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については、算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則（p. 教養29～p. 教養31）を参照してください。

なお、原則として**同一授業科目を重複して履修することはできません**。ただし、以下の授業科目については、繰り返し履修し、一定の単位数まで単位を修得することができます。

【重複して履修可能で単位が認められる科目】

大学教育基礎科目	展開ゼミ
外国語科目	コミュニケーションⅠ，コミュニケーションⅡ， Advanced English for Communication，海外語学演習， ベーシック外国語（夜間授業時間帯），ベーシック日本語
健康スポーツ科目	スポーツ実習，スポーツ演習
社会連携科目	海外フィールドスタディ， 海外フィールドスタディ・アドバンスト， 国際交流スキルアップ演習A，国際交流スキルアップ演習B， 国際交流スキルアップ演習C，国際交流スキルアップ演習D， オンライン国際協働演習（e-START）A， オンライン国際協働演習（e-START）B

3. その他

(1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを、「開設年次」といいます。これは、学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば、開設年次「2」の授業科目の場合、3セメスターまたは4セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので、「令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養20～p. 教養28)、当該年度「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

(2) 指定授業時間

各学部、学科・類（系）、コース・専攻、プログラム（以下「各学部等」といいます。）が履修基準表などで定めている必修科目、選択必修科目、履修することが望ましいとする一部の科目は、「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は、指定された曜日・時限に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は、「My もみじ」の「履修登録・参照」画面にある「教養教育科目指定クラス情報」により担当教員を確認してください。

(3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は、総合科学部事務棟1階の教育推進グループ教養教育担当または所属学部の学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

(4) 2年次生以降の履修上の注意点

次年度以降において、授業科目名が変更されることがあるので、「もみじ Top」の中にある教養教育ホームページ (<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>) など「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

Ⅲ. 授業科目の履修

1. 平和科目

1) 授業の目標

戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。

*平和科目群設置の目的：広島大学の理念5原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように，学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については，戦争の悲惨さを直視し，核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし，それ以外にも「貧困」，「飢餓」，「人口増加」，「環境」，「教育」，「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

2) 授業の内容

それぞれの教員が，専門とする学問分野や視点から講義し，平和について考える場を提供します。すべての科目において，平和に関するモニュメントの見学や，平和に関する映像作品の視聴等を行った上で，授業担当教員から提示されるテーマ等に沿った「平和を考えるレポート」を提出することが義務付けられています。

3) 履修上の注意事項

a. 学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。

なお，指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

b. 修得可能な単位数は2単位（1科目）までです。

2. 大学教育入門

1) 授業の目標

大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。

2) 授業の内容

大学で何を学ぶのか，自分の目標を明確にするとともに，レポートの作成方法や，情報収集・発信をする時の倫理規範，他者との交流やかかわり方，大学の施設や各種制度などについて学習する科目です。

3) 履修上の注意事項

学部ごとに指定された時間帯で履修してください。

なお，指定時間帯については，「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」で確認してください。

3. 教養ゼミ

1) 授業の目標

人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。

2) 授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく、大学生らしく自主的に学習し、積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢、討論への参加、質疑応答などが評価されます。

全学生2単位必修です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが、多人数クラスで行う学部もあります。

3) 履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち、自学自習とそこでの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み、積極的に授業に参加してください。

授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

4. 展開ゼミ

1) 授業の目標

最先端のテーマについて学び討論したり、体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに、チャレンジ精神、プレゼンテーション力、リーダーシップ力などの向上を図ることを目標にしています。

2) 授業の内容

「教養ゼミ」での学びを土台とし、社会における新たな価値創出や課題解決のための「総合知」を実践的に活用する場を提供します。テーマ別にゼミ形式の授業を開講し、学部・学年の枠を超えた少人数のクラスにおいて、最先端のテーマについて学び討論したり、体験型の学習を行います。

3) 履修上の注意事項

- a. 履修セメスターは学部によって異なります。また、テーマによっては対象学年が限定される場合があります。
- b. 実施時期やテーマは授業ごとに異なります。詳細は「学生情報の森 もみじ」等でお知らせします。
- c. 原則として10名以内のクラスで実施します。受講希望者多数の場合は、抽選又は受講動機による選抜を行うことがあります。
- d. 修得した単位を卒業に必要な単位数（要修得単位数）に含めることができる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

5. 領域科目

1) 授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。

2) 授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え、さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて、人文社会科学系科目群と自然科学系科目群の2つの科目群で構成されています。さらに、各科目群には、以下のとおり分類を設けています。

科目群	分 類
人文社会科学系科目群	「哲学・倫理学・宗教学・芸術学」「人類学・地理学・歴史学」 「文学・言語学」「法学・政治学・社会学・経済学・教育学」「心理学」
自然科学系科目群	「数学・情報学」「自然環境・社会基盤」「物理・天文・応用物理」「化学」 「生物」「健康科学・医学情報」

3) 履修上の注意事項

- 全学生共通して、人文社会科学系科目群4単位及び自然科学系科目群4単位の計8単位を修得する必要があります。より幅広い教養を身に付けるため、できるだけ異なる分類の科目を履修することが望まれます。領域科目では、各学部等に指定時間帯を設けており、指定時間帯で開講されている科目を、1科目（2単位）ずつ履修していけば、計8単位修得することが可能です。なお、他学部・他学科指定の時間帯を除き、所属学部・学科の指定時間帯以外で開講される領域科目を履修することも可能です。
- 卒業に必要な単位数が8単位を超える学部もあります。また、必修科目、選択必修科目または履修することが望ましい科目は学部によって異なりますので、所属学部が定める履修基準等を参照してください。
- 要修得単位数を超えて修得した領域科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を外国語科目（英語）の単位数に算入できる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表等を参照してください。
- 指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

6. 外国語科目

授業の目標

グローバル化時代に対応するため、様々な言語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

(1) 英 語

1) 授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

① コミュニケーション基礎

WBT (Web-Based Training) による自学自習により、日常的・国際的な場面での英語コミュニケーションに必要となる語彙や文法 (TOEIC (R) L & R テスト600点相当) を身に付けます。

a. コミュニケーション基礎Ⅰ (原則1セメスターに開講)

b. コミュニケーション基礎Ⅱ (原則2セメスターに開講)

② コミュニケーションⅠ・Ⅱ

a. コミュニケーションⅠA, コミュニケーションⅠB (原則1セメスターに開講)

ⅠAでは「話す」、ⅠBでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。

b. コミュニケーションⅡA, コミュニケーションⅡB (原則2セメスターに開講)

ⅡAでは「書く」、ⅡBでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

③ コミュニケーション演習

日常的・国際的な場面において英語でコミュニケーションを行うための英語運用能力を養います。

コミュニケーション演習は、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科、薬学部薬科学科の学生を対象とした、コミュニケーション基礎に代わる科目です。

a. コミュニケーション演習Ⅰ

b. コミュニケーション演習Ⅱ

④ オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

コンピュータを利用し、上級の英単語など特定のテーマに沿って自学自習し、30時間分の学修を1単位とし、期末試験などにより単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は、シラバスを確認してください。

⑤ Advanced English for Communication

さまざまな言語活動を通じて、より高度な英語運用能力を養成することを目的とした授業です。

2) 履修上の注意事項

① 英語の履修基準

所属学部が定める履修基準表などで、必修単位数と履修科目を確認してください。

また、学部等によっては、「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を英語の要修得単位数などに算入することができます。詳細は、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

② 正規の授業科目以外での単位の認定

TOEIC (R), TOEFL (R), IELTS 及び英検の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p.教養32～p.教養38「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。)

また、放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

(2) 初修外国語

「初修外国語」として、7つの言語ーアラビア語、ロシア語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語ーを開設しています。

1) 授業の内容

① 授業科目の種類

a. ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ（それぞれ1・2タームに開講、週2回）

発音・表記の基礎、基礎的な文法・文型、初歩的なコミュニケーション能力の修得を目標としています。

b. ベーシック外国語Ⅲ・Ⅳ（それぞれ3・4タームに開講、週2回）

ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱに引き続き、基礎的な文型・文法を学び、視聴覚教材などを活用して、初級レベルのコミュニケーション能力の修得を目標としています。

c. 初修外国語をさらに深く学びたい場合は、「ベーシック外国語」と合わせて「インテンシブ外国語」を履修することができます。

インテンシブ外国語ⅠA（1タームに開講、週2回）

インテンシブ外国語ⅠB（2タームに開講、週2回）

インテンシブ外国語ⅡA（3タームに開講、週2回）

インテンシブ外国語ⅡB（4タームに開講、週2回）

「インテンシブ外国語」と「ベーシック外国語」は連動しており、週4回の集中的な学習を行うことにより、「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な4技能の修得を目標としています。インテンシブ外国語は、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語で開講しています。学部によっては、時間割の都合上、履修できないことがあるので注意してください。

週4回の授業を履修するので、集中的に実践的な外国語能力が身につきますが、それだけに受講生には積極的な授業への参加が求められます。

※中国語以外のインテンシブ外国語とそれに連動するベーシック外国語はすべての授業を東広島キャンパスにおいて対面式で受講しなければなりません。

※インテンシブ外国語は開講クラスが限られており定員があります。希望者が多い場合には抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので、必ず出席してください。

【参考】初修外国語の学習モデル

- ・ベーシック・コース（アラビア語、ロシア語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語）

1 年次前期		1 年次後期	
第 1 ターム	第 2 ターム	第 3 ターム	第 4 ターム
ベーシック I (週 2 回)	ベーシック II (週 2 回)	ベーシック III (週 2 回)	ベーシック IV (週 2 回)

➡ 初級レベル修了

- ・インテンシブ・コース（中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語）

1 年次前期		1 年次後期	
第 1 ターム	第 2 ターム	第 3 ターム	第 4 ターム
ベーシック I インテンシブ IA (週 4 回)	ベーシック II インテンシブ IB (週 4 回)	ベーシック III インテンシブ II A (週 4 回)	ベーシック IV インテンシブ II B (週 4 回)

➡ 中級レベル到達

- ・2 年次以降「トライリンガル養成特定プログラム」 ➡ 中級レベル修了・
上級レベルへ

ロシア、中国、韓国、スペイン、フランス、ドイツにおいて、本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し、一定の条件を満たした場合は、「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については、「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

2) 履修上の注意事項

① 初修外国語の履修基準

各学部等によっては、選択可能な言語や修得すべき言語、単位数が指定されている場合があるので、所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

② 正規の授業科目以外での単位の認定

各言語の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p. 教養32～p. 教養37「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。) 詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

③ その他の注意事項

- ベーシック外国語 I で選んだものと同じ外国語を、ベーシック外国語 II・III・IV でも履修してください。

- b. 開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。
- c. 留学などを通じて、すでに以下のレベルに到達している場合は、別の言語の履修にチャレンジすることが推奨されます。

言語	外国語技能検定試験等	級位・得点
ドイツ語	ドイツ語技能検定	3級以上
	Österreichisches Sprachdiplom Deutsch	A2以上
	Goethe-Zertifikat	A2以上
フランス語	フランス語技能検定	3級以上
	DELFI/DALF	A1以上
	TCF フランス語能力テスト	100以上
	TEF パリ商工会議所フランス語能力認定試験	69以上
中国語	中国語検定試験	3級以上
	HSK	4級以上
韓国語	韓国語能力試験（TOPIK）	5級以上
スペイン語	スペイン語技能検定	4級以上
	DELE	A2以上

7. 情報・データサイエンス科目

1) 授業の目標

高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につけさらに、将来、新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標としています。

2) 授業の内容

「情報・データ科学入門」

全ての科目受講の基礎となる、情報科学とデータサイエンスに関する基礎的知識・技能を解説します。

「データサイエンス基礎」

標本と母集団、確率分布や統計的手法などのデータサイエンスに関する初歩的な内容を解説し、簡単なデータ分析を行います。

「ゼロからはじめるプログラミング」

プログラミングの基礎を学び、コンピュータを活用する知識や技能を解説します。

「コンピュータ・プログラミング」

プログラミング初学者を想定し、プログラミングの基本を解説します。

「知能とコンピュータ」

人工知能の構成とその特性を考察することにより、人間の知識、創造性、思考力とは何かという問いに対する各自の解答作成を試みます。

「教育のためのデータサイエンス」

教育現場におけるデータの扱い方を通じて、教員を目指している人が学ぶべきリテラシーレベルのデータサイエンスについて解説します。

3) 履修上の注意事項

① 情報・データサイエンス科目の履修基準

各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

② その他の注意事項

「情報・データ科学入門」は1週目から授業を行います。

日時、教室はあらかじめ教養教育ホームページまたは「My もみじ」に掲示します。各学部等によって日時、教室が異なりますので注意してください。（「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」も参照してください）

また、初回授業時に、コンピュータ利用経験についてアンケートを行い、その結果に基づいて、クラス編成を行う場合があります。この場合、クラスによって、2週目に行くべき教室が異なりますので、教養教育ホームページまたは「My もみじ」の掲示を必ず確認してください。

8. 健康スポーツ科目

1) 授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。

2) 授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として、講義科目と実習科目と演習科目をまとめて1つの科目区分として提供します。講義科目には「健康スポーツ科学」、実習科目には「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B（主として障害のある学生及び有疾患学生対象）」、実習と講義を合わせた演習科目には「スポーツ演習」があります。

3) 履修上の注意事項

- a. 各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。
- b. 「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」及び「スポーツ演習」は、同じ教員や種目、授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし、1年次については、1・2タームで1科目のみ、3・4タームで1科目のみしか履修することができません（集中講義を除く）。
- c. 「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」及び「スポーツ演習」は、初回にガイダンスを行います。ガイダンスの場所、服装、シューズの準備などについては、各科目のシラバス及び教養教育ホームページなどにより指示します。
- d. 集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

9. 社会連携科目

1) 授業の目標

社会における多様性を理解し、実践することを通して、社会で生き、活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。

2) 授業の内容

職場や地域社会で多様な人々と連携し協同するために必要な「社会人基礎力」を育む科目です。ボランティア教育やキャリア教育に関する科目などがあります。

3) 履修上の注意事項

各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

また、要修得単位数を超えて修得した社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位を外国語科目（英語）の単位数に算入できる場合があります。詳細は所属学部が定める履修基準表等を参照してください。

10. 基盤科目

1) 授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

2) 授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要不可欠な基礎的知識と技術を修得する科目です。高等学校などで学んでいない学生を対象とした基礎的な内容を含む科目も開設しています（「初修物理学」、「初修生物学」など）。

3) 履修上の注意事項

基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数は、所属学部が定める履修基準表などに記載されています。それら以外の基盤科目については、卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。

IV. 履修に関する手続・相談等

1. 履修手続

所属学部が定める履修基準表などにに基づき、「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し、履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお、同学期（1タームと2ターム，3タームと4ターム）で開講されている同一授業科目を重複して履修することはできません。また、受講者定員を超過した授業科目については受講者抽選を行いますので、その結果を必ず「My もみじ」で確認してください。

履修手続を行っていない授業科目については、授業に全て出席し期末試験を受験しても、単位を修得することはできません。

各授業科目の履修手続の詳細については、各ターム開始前に「My もみじ」で通知しますので、確認してください。

2. 履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などは p. 教養50を参照してください。

※病気等で授業を欠席する場合について

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により2週間以上欠席する場合は、所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて、欠席届を提出してください。2週間未満の場合は、各授業担当教員へ申し出てください。

なお、教育実習・介護等体験により欠席する場合の欠席届は別に定めています。

また、病気等で試験を欠席する場合の対応は、p. 教養19の「4. 追試験」の項を参照してください。

これら履修手続など、教養教育に関する様々な情報は、教養教育ホームページ（<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>）でも確認できます。

●「学生情報の森 もみじ」について

「学生情報の森 もみじ」は広島大学で学び、生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報、その他手続きに関する情報など、誰でも自由に閲覧可能な「もみじ Top」と、広大 ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

(1) 広大 ID と広大パスワード

広大 ID と広大パスワードの認証を受けて利用する「My もみじ」のサービスには、住所や成績等の個人情報の参照、履修科目の登録・変更等の手続きが含まれます。第三者によるなりすましを防ぎ、安全な学生生活を送るためにも、広大 ID と広大パスワードは適切に管理してください。

(2) 掲示、休講補講教室変更、試験情報

各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「もみじ Top」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので、その指示に従ってください。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます。(p. 教養15参照)

(4) 学籍情報

所属、住所、父母等の住所、電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導、事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため、変更などがあった際には所属学部の学生支援室へ速やかに届け出てください。なお、メールアドレス、携帯電話番号、電話番号は、学内ネットワーク（HINET）からアクセスしている場合「My もみじ」から変更可能です。

(5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては、チューター、指導教員による面談及び承認が必要になります。(p. 教養19参照)

(6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり、授業改善につながる授業改善アンケートなどが行われます。

(7) 「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」は、学内外のネットワークに繋がったパソコン、タブレット端末及びスマートフォンからアクセスできます。なお、学生情報、成績情報等、個人情報が含まれる情報は学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。

(8) 「学生情報の森 もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森 もみじ」は24時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「もみじ Top」の「システム運用のお知らせ」で通知します。

(9) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

なお、もみじやEメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については、「大学教育入門」の授業の中で説明があります。

また、学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

V. 試験及び成績

1. 期末試験

- a. 通常、15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。
- b. 出席回数が授業実施時数の3分の2に満たない学生は、期末試験の受験を認めません。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その理由が病気その他やむを得ない事情のときは、授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。
- c. 試験実施日程や時間等の詳細については別途通知されます。

2. 試験時の主な注意事項

[対面による試験について]

- a. 受験に際しては、必ず学生証を机上に掲示してください。
- b. 学生証を携帯していない学生は受験できませんので、試験開始前に所定の手続きを行ってください。
- c. 遅刻した学生は、試験室の入室を許可されない場合があります。
- d. 試験開始後30分を経過しなければ、試験室からの退室は許可されません。
- e. 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできません。
- f. 携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り、カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。
- g. 携帯電話・スマートフォン等試験に必要ないものを机の上に置いている、または使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。
- h. その他、試験中は監督の指示に従ってください。

[オンラインによる試験について]

- a. 受験に際しては、本人確認のため、学生番号が必要となる場合があるので学生証を準備しておいてください。
- b. 受験時に、システム等のログイン操作を求められた場合は、必ず、本学で発行される自身のIDやアカウントでログインしてください。
- c. 試験開始前に、周囲に人がいないことを確認してください。
- d. 遅刻した学生は、受験が認められない場合があります。
- e. 受験に必要なものを周囲に置いている、または使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。
- f. その他、試験中は監督者の指示に従ってください。

3. 不正行為

教養教育科目の期末試験等で不正行為を行った学生は、その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（D）」とし、あわせて「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。

4. 追試験

病気その他やむを得ない事情により、期末試験等の一部ないし全部を受験できなかった場合は、追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は、所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて、当該授業科目の試験実施後1週間以内に所属学部 of 学生支援担当へ申請してください（法学部昼間コース、医学部、歯学部、薬学部の1年次生は教育推進グループ（教養教育担当）及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）でも手続可能です。）。**追試験受験願**の受理以降は、授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は、**広島大学教養教育科目履修規則**の第8条（p. 教養30）を参照してください。

5. 試験等の特別措置

身体等の障害のために期末試験等を通常の条件のもとで受けることが難しい学生は、所属学部の学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については、「**身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について**」（学部規則）を参照してください。

6. 成績

- a. 学業成績の評価は、試験、レポート及び授業への参加態度等によって判定します。成績は、別に定めるガイドラインに基づき、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（D）の5段階で厳格に評価され、秀、優、良、可を合格とします。
- b. 成績の発表については、所属学部等の指示に従ってください。なお、ターム科目であってもセメスター科目と同時期に発表されます。
- c. 成績評価に疑義のある場合は、異議申立書を提出することで確認ができます。異議申立書を提出する場合は、成績発表日から次のタームの履修手続期間終了日まで「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、教育推進グループ教養教育担当（法学部昼間コース・医学部・歯学部・薬学部の学生は霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）、法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））に申し出てください。

なお、詳細は下記 URL に掲載しています。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post_4.html

VI. 令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期、開講キャンパス、授業内容等の詳細は、「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどで確認してください。

1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分			授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
平和科目			広島と平和	2	1	
			ヒロシマ発平和学	2	1	
			平和と人間Aー環境と生物の未来へー	2	1	
			平和と人間Bー人間と文化の未来へー	2	1	
			平和と人間Cー広島で学ぶ(原爆とは何だったか)ー	2	1	
			文学と芸術から考える核時代	2	1	
			戦争と平和に関する学際的考察	2	1	
			飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1	
			環境と平和	2	1	
			国際関係論	2	1	
			医学からみた戦争と平和	2	2	
			世界の紛争と平和	2	1	
			暴力の比較宗教学	2	1	
			核時代の科学と社会	2	1	
			放射線と自然科学	2	1	
			安全な社会環境の構築をめざして	2	1	
			広島の歴史と国際社会	2	1	
			霞キャンパスからの平和発信	2	2	
			ひろしま平和共生リーダー概論	2	1	
			国際平和への記憶学	2	1	
			ポストコロニアルと平和	2	1	
			広島大学のめざす国際平和	2	1	
			平和の人類学	2	1	
			沖縄と平和	2	1	
			Visualization of War	2	1	
			軍縮と平和・安全保障	2	1	
大学教育 基礎科目	大学教育入門		大学教育入門	2	1	
	教養ゼミ		教養ゼミ	2	1	
	展開ゼミ		展開ゼミ	(1)	1	
共通 科目	領域 科目 目	人文社会科学系科目群	哲学A	2	1	
			哲学B	2	1	
			Aesthetics, Philosophy of Sensibility	2	1	
			哲学の世界	2	1	
			東洋の思想	2	1	
			Introduction to Japanese Thought	2	1	
			倫理学	2	1	
			南アジア宗教論	2	1	
			キリスト教学A	2	1	
			キリスト教学B	2	1	
			比較宗教学	2	1	
			Japanese Religion A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
			Japanese Religion B	2	1	
			芸術学A	2	1	
			芸術学B	2	1	
			合唱A	1	1	
			合唱B	1	1	
			吹奏楽Ⅰ	1	1	
			吹奏楽Ⅱ	1	1	

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習A、スポーツ実習B及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共通 科目	領域 科目	人文社会科学系科目群	人類学・ 地理学・ 歴史学	アジアの近現代	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				アジアの社会史	2	1	
				アジア史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				アジア史B	2	1	
				Politics and Society in Europe	2	1	
				ヨーロッパ史A	2	1	
				ヨーロッパ史B	2	1	
				広島大学の歴史	2	1	
				日本の歴史と文化	2	1	
				日本現代史	2	1	
				アメリカ現代史	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				日本史A	2	1	
				日本史B	2	1	
				科学史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				科学史B	2	1	
				技術史A	2	1	
				技術史B	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				環境観と環境問題	2	1	
				観光地理学	2	1	
				人文地理学	2	1	
				地域地理学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				Regional Geography of Japan	2	1	
				地理・考古・文化財の世界	2	1	
				文化人類学A	2	1	
				文化人類学B	2	1	
				Cultural Anthropology	2	1	
				Introduction to Media Studies	2	1	
				Contemporary World Issues	2	1	
				Contemporary Issues of Japan	2	1	
				Anthropology of Media	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				Introduction to Tourism Studies	2	1	
				Introduction to Cultural Anthropology	2	1	
			文学・ 言語学	人文学入門A	2	1	
				人文学入門B	2	1	
				中国語圏の現代文化	2	1	
				中国語圏の伝統文化	2	1	
				英語圏の文学と社会	2	1	
				日本の文学(古典)	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				日本の文学(近現代)	2	1	
				日本の言語(古典)	2	1	
			法学・ 政治学・ 社会学・ 経済学・ 教育学	文学の世界	2	1	
				自動車産業と日本経済	2	1	
				現代社会と経済	2	1	
				現代社会と産業	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				グローバル経済と環境権	2	1	
				社会経済統計論	2	1	
				Contemporary Economic Issues I	2	1	
				Contemporary Economic Issues II	2	1	
				現代社会学A	2	1	
				現代社会学B	2	1	
				社会的なものと人間	2	1	
				生活を取りまく家族・地域・産業	2	1	
				Introduction to Statistics and Quantitative Sociology	2	1	
				現代社会と農山村	2	1	
				政治の世界	2	1	
				人の生と死をめぐる法と社会	2	1	
				日本国憲法	2	1	
				Law and Politics I	2	1	
				Law and Politics II	2	1	

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科 目 区 分				授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共 通 科 目	領 域 科 目	人文社会科学系科目群	法学・政治学・社会学・経済学・教育学	Introduction to Japanese Legal System	1	1	
				Introduction to International Cooperation	2	1	
				教育と人間	2	1	
				教育と制度	2	1	
				大学と学生	2	1	
				Multiculturalism in Education	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				Learning Hiroshima: Intercural Field work (地域社会を学ぶ：異文化間フィールドワーク)	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。
				持続可能な開発と教育	2	1	
				教養としての金融	2	1	
			心理学	行動の科学	2	1	
		心の健康		2	1		
		心理学概論 A		2	1		
		心理学概論 B		2	1		
		睡眠の科学		2	1		
		心理学の最前線		2	1		
		心と社会		2	1		
		自然科学系科目群	数学・情報学	思考と情報のデザイン	2	1	
				数学の世界	2	1	
				数理科学で考える	2	1	
			自然環境・社会基盤	自然環境形成論	2	1	
	自然災害と防災			2	1		
	水・物質循環の科学			2	1		
	物質循環と地球環境			2	1		
	地球と生物			2	1		
	地球科学 A			2	1		
	地球科学 B			2	1		
	環境と開発	2	1				
	世界の人々の暮らし・安全・安心を支える海洋・海事	2	1				
	物理・天文・応用物理	天文学	2	1			
		物理の視点 A	2	1			
		物理の視点 B	2	1			
		物理入門	2	1			
		Introduction to physical mathematics	2	1			
		Principles of Physics	2	1			
		Methods of Physics	2	1			
		Introduction to Mechanical Engineering	2	1			
		産業と技術	2	1			
		乗り物と輸送の科学	2	1			
	化学	機械システムの設計と最適化	2	1			
		社会の中における工学	2	1			
燃料・燃焼と現代社会		2	1				
原発の哲学		2	1				
いのちを支える酵素－生命科学への招待－		2	1				
環境と化学		2	1				
文理科学コラボレーション		2	1				
Modern Chemistry		2	1				
Fundamental Chemistry A		2	1				
Fundamental Chemistry B		2	1				
Chemistry of Life	2	1					
生物	Introduction to Applied Chemistry, Chemical Engineering, and Biotechnology	2	1				
	生物の世界	2	1				
	生物学からみたストレス	2	1				
	釣りの科学－魚と人間のインターアクション－	2	1				
	微生物の世界	2	1				
	Introduction to Biology	2	1				
	両生類から見た生命システム	2	1				
	脳と行動	2	1				
分子から生命へ	2	1					

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設 単位数	開設 年次	備考
共通科目	領域科目	自然科学系科目群	生物	フィールド科学入門	2	1	
				食の安心・安全と健康科学	2	1	
				Food and Life Science	2	1	
				SDGs に向けた生物生産学入門	2	1	
				Human and Ecological Systems in Transition	2	1	
				食文化論	2	1	
				環境と森林	2	1	
				東広島キャンパスの自然環境管理	2	1	
				自然科学研究の倫理と法令	2	1	
				生活の中の遺伝と突然変異	2	1	
				チョコレート総合科学	2	1	
			健康科学・ 医学情報	脳のはたらき	2	1	
				全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	1	
				全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	1	
				人の健康と社会	2	1	
				ヒトと微生物の関わり	2	1	
				サイエンス入門	2	1	
	英語		コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	
			コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	3(1)	1	
				コミュニケーションⅠB	3(1)	1	
			コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	3(1)	1	
				コミュニケーションⅡB	3(1)	1	
				オンライン英語演習Ⅰ	1	1	
				オンライン英語演習Ⅱ	1	1	
				オンライン英語演習Ⅲ	1	1	
				コミュニケーション演習Ⅰ	1	1	
				コミュニケーション演習Ⅱ	1	1	
				Advanced English for Communication	2(1)	1	
	外国語科目	初修外国語	ベーシック 外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅳ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅰ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅱ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅲ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅳ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅰ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅱ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅲ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅳ	1	1	
		インテンシ ブ外国語		インテンシブ・ドイツ語ⅠA	1	1	
				インテンシブ・ドイツ語ⅠB	1	1	

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を表示している。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科 目 区 分				授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共 通 科 目	外国語科目	初修外国語	インテンシブ外国語	インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A	1	1	
				インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	1	1	
				インテンシブ・フランス語Ⅰ A	1	1	
				インテンシブ・フランス語Ⅰ B	1	1	
				インテンシブ・フランス語Ⅱ A	1	1	
				インテンシブ・フランス語Ⅱ B	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅠA	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅠB	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅡA	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅡB	1	1	
				インテンシブ中国語Ⅰ A	1	1	
				インテンシブ中国語Ⅰ B	1	1	
				インテンシブ中国語Ⅱ A	1	1	
				インテンシブ中国語Ⅱ B	1	1	
				インテンシブ韓国語Ⅰ A	1	1	
				インテンシブ韓国語Ⅰ B	1	1	
				インテンシブ韓国語Ⅱ A	1	1	
				インテンシブ韓国語Ⅱ B	1	1	
				海外語学演習（ドイツ語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（フランス語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（スペイン語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（ロシア語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（中国語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（韓国語）	4(1～4)	1	
	日本語		ベーシック日本語Ⅰ	3(1)	1		
			ベーシック日本語Ⅱ	3(1)	1		
			ベーシック日本語Ⅲ	3(1)	1		
			ベーシック日本語Ⅳ	3(1)	1		
	情報・データサイ エンス科目		情報・データ科学入門	2	1		
			データサイエンス基礎	2	1		
			ゼロからはじめるプログラミング	2	1		
			教育のためのデータサイエンス	2	1		
			コンピュータ・プログラミング	2	1		
			知能とコンピュータ	2	1		
	健康スポーツ科目		健康スポーツ科学	2	1		
			スポーツ実習 A	(1)	1		
			スポーツ実習 B	(1)	1		
			スポーツ演習	(1)	1	講義10時間と実習10時間の 授業で1単位とする。	
	社会連携科目		学生生活概論－生き方と暮らし方のヒン ト－	2	1		
			障害学生支援ボランティア実習 A	1	1		
障害学生支援ボランティア実習 B			1	1			
INU Special Intensive Course			2	1			
国際交流スキルアップ演習 A			2(1)	1			
国際交流スキルアップ演習 B			2(1)	1			
国際交流スキルアップ演習 C			2(1)	1			
国際交流スキルアップ演習 D			2(1)	1			
ジェンダーと社会			2	1			
ダイバーシティ概論			2	1			
キャリアマネジメント概論			2	1			
地域社会探検プロジェクト－インターン シップ・ボランティアを体験してみよう－			2	1	講義20時間と実習30時間の 授業で2単位とする。		
キャリアマネジメント講座－先輩プロフェッショ ナルが「あなたの未来」のために語る－			2	1			
ワークルールと年金・社会保険のしくみ			2	1			
Academic WritingⅠ			2	1			
Academic WritingⅡ			2	1			
英語によるレポート・論文の書き方			1	1			

(注1) 開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については、（ ）で開講単位数を表示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習A、スポーツ実習B及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
共通 科目	社会連携科目	アントレプレナーシップ	2	1	
		ビジネスクリエーション	2	1	
		地域おこし実習－田舎から始めるライフ スタイルベンチャーの探求	2	1	
		Technology Marketing	2	1	
		東広島日本酒学	1	1	
		海外フィールドスタディ	4(2)	1	講義20時間と演習44時間の 授業で2単位とする。
		海外フィールドスタディ・アドバンスト	4(2)	1	講義20時間と演習44時間の 授業で2単位とする。
		海外派遣・留学入門	1	1	
		オンライン国際協働演習（e－START）A	8(1)	1	講義10時間と演習10時間の 授業で1単位とする。
		オンライン国際協働演習（e－START）B	8(2)	1	講義20時間と演習20時間の 授業で2単位とする。
		海外短期研修（START）A	1	1	講義5時間と実習20時間の授 業で1単位とする。
		海外短期研修（START）B	2	1	講義5～10時間と実習40～50 時間の授業で2単位とする。
		海外短期研修（START）C	3	1	講義5～10時間と実習70～80 時間の授業で3単位とする。
		海外短期研修（START＋）	2	1	講義5～10時間と実習40～50 時間の授業で2単位とする。
		カーボンニュートラルを推進するビジネス	2	1	
		カーボンニュートラル推進科学	2	1	
		広島と世界を結ぶ半導体	2	1	
		金融リテラシー講座－将来へのキャリア とライフプランニング－	2	1	
基 盤 科 目		ミクロ経済学入門	2	1	
		マクロ経済学入門	2	1	
		医療従事者のための心理学	2	1	
		基礎微分積分学	2	1	
		基礎線形代数学	2	1	
		微分積分通論	2	1	
		微分積分学Ⅰ	2	1	
		微分積分学Ⅱ	2	1	
		数学演習Ⅰ	1	1	
		数学演習Ⅱ	1	1	
		線形代数学Ⅰ	2	1	
		線形代数学Ⅱ	2	1	
		線形代数学演習Ⅰ	1	1	
		線形代数学演習Ⅱ	1	1	
		地学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
		地学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
		初修物理学	2	1	
		基礎物理学Ⅰ	2	1	
		基礎物理学Ⅱ	2	1	
		一般力学Ⅰ	2	1	
		一般力学Ⅱ	2	1	
		基礎電磁気学	2	1	
		物理学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
		物理学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。
		新入生のための物理学入門	2	1	
		初修化学	2	1	
		一般化学	2	1	
		有機化学	2	1	
		化学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授 業で1単位とする。

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（１科目当たりの単位数）が異なる授業科目については、（ ）で開講単位数を表示している。

（注２）各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考
基 盤 科 目	化学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	化学実験ベーシック	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	初修生物学	2	1	
	細胞科学	2	1	
	生態学	2	1	
	種生物学	2	1	
	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	生物学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	Development of International Collaboration in Medical Science	2	1	
	Experimental Methods and Laboratory Work in Science A	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	Experimental Methods and Laboratory Work in Science B	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に表示。

2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目

科 目 区 分			授 業 科 目	開設 単位数	開設 年次	備 考	昼間授業時間帯 開設授業科目		
平 和 科 目			平和と人間Cー広島で学ぶ (原爆とは何だったか)ー	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	平和と人間Cー広島で学ぶ (原爆とは何だったか)ー		
			平和と人間Dー広島から 未来に向けてー	2	1		(対応科目なし)		
			ヒロシマ発平和学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	ヒロシマ発平和学		
大学教育 基礎科目	大 学 教 育 入 門 教 養 ゼ ミ 展 開 ゼ ミ		大学教育入門	2	1		大学教育入門		
			教養ゼミ	2	1		(対応科目なし)		
			展開ゼミ	(1)	1		展開ゼミ		
共 通 科 目	領 域 科 目	哲学・ 倫理学・ 宗教学・ 芸術学	哲学A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	哲学A		
			倫理学	2	1		倫理学		
			キリスト教学A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	キリスト教学A		
			キリスト教学B	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	キリスト教学B		
		人類学・ 地理学・ 歴史学	アジア史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	アジア史A		
			アジア史B	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	アジア史B		
			ヨーロッパ史	2	1		ヨーロッパ史A		
			アメリカ現代史	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	アメリカ現代史		
			科学技術史	2	1		(対応科目なし)		
			地域地理学	2	1		地域地理学		
			日本史A	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	日本史A		
			日本史B	2	1		日本史B		
			文化人類学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	文化人類学A		
		文学・ 言語学	日本の文学(古典)	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	日本の文学(古典)		
			日本の文学(近現代)	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	日本の文学(近現代)		
			法学・政治学・ 社会学・経済学・ 教育学	社会学の視点	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	現代社会学A	
			日本国憲法	2	1		日本国憲法		
		心理学	心理学概論	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	(対応科目なし)		
	自然科学系科目群	数学・ 情報学	統計学への招待	2	1		(対応科目なし)		
		自然環境・ 社会基盤	地球とその環境	2	1		(対応科目なし)		
		物理・ 天文・ 応用物理	物理入門	2	1		物理入門		
		化学	化学と人間	2	1		(対応科目なし)		
		生物	食文化論	2	1		食文化論		
			生物学	2	1	令和7(2025)年度は開講しません。	(対応科目なし)		
		外国語科目	英語	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎I	1	1	令和7(2025)年度は開講しません。	コミュニケーション基礎I
				コミュニケーション基礎II	1	1	令和7(2025)年度は開講しません。	コミュニケーション基礎II	
	コミュニケーションI			コミュニケーションIA	3(1)	1		コミュニケーションIA	
				コミュニケーションIB	3(1)	1		コミュニケーションIB	
	コミュニケーションII		コミュニケーションIIA	3(1)	1		コミュニケーションIIA		
				コミュニケーションIIB	3(1)	1		コミュニケーションIIB	
			初修外国語	ベーシック 外国語	ベーシック・ドイツ語I	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語I
					ベーシック・ドイツ語II	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語II
	ベーシック・ドイツ語III				2(1)	1		ベーシック・ドイツ語III	
	ベーシック・ドイツ語IV				2(1)	1		ベーシック・ドイツ語IV	
	ベーシック・フランス語I				2(1)	1		ベーシック・フランス語I	
	ベーシック・フランス語II				2(1)	1		ベーシック・フランス語II	
	ベーシック・フランス語III				2(1)	1		ベーシック・フランス語III	
	ベーシック・フランス語IV				2(1)	1		ベーシック・フランス語IV	
	ベーシック中国語I				2(1)	1		ベーシック中国語I	
	ベーシック中国語II				2(1)	1		ベーシック中国語II	
	ベーシック中国語III				2(1)	1		ベーシック中国語III	
	ベーシック中国語IV	2(1)			1		ベーシック中国語IV		
	情報・データサイ エンス科目		情報・データ科学入門	2	1		情報・データ科学入門		
			データサイエンス基礎	2	1		データサイエンス基礎		
			ゼロからはじめるプログラ ミング	2	1		ゼロからはじめるプロ グラミング		

科目区分		授業科目	開設 単位数	開設 年次	備 考	昼間授業時間帯 開設授業科目
共通科目	健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1		健康スポーツ科学
		スポーツ実習 A	(1)	1		スポーツ実習 A
		スポーツ演習	(1)	1	令和7(2025)年度は開講しません。	スポーツ演習
	社会連携科目	キャリアマネジメント概論	2	1		キャリアマネジメント概論
基盤科目		経済学入門	2	1		(対応科目なし)
		経営学入門	2	1		(対応科目なし)
		微分積分通論	2	1		微分積分通論
		基礎線形代数学	2	1		基礎線形代数学

(注1) 本表は令和7(2025)年度入学生が「令和7(2025)年度教養教育開設授業科目一覧」の「1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合の対応表を兼ねる。本表の「昼間授業時間帯開設授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合は、左欄の授業科目を履修したものとみなされる。

(注2) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、()で開講単位数を示している。なお、展開ゼミ、スポーツ実習 A 及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注3) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

VII. 教養教育関係規則等

1. 広島大学教養教育科目履修規則

平成23年2月15日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第19条第3項の規定に基づき、広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目区分及び教育目標)

第2条 教養教育科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分		教育目標
平和科目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深める。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につける。
	展開ゼミ	最先端のテーマについて学び議論したり，体験型の学習を行うことを通じて問題発見・解決能力を涵養するとともに，チャレンジ精神，プレゼンテーション力，リーダーシップ力などの向上を図る。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。
	外国語科目	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深める。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につける。さらに，将来，新しく現れる技術にも対応していく態度を育てる。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高める。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。），単位数等は，別表のとおりとする。

2 授業時間割は，学年の始めに発表する。

(履修方法)

第4条 教養教育科目の履修方法については、各学部細則の定めるところによる。

(単位数の計算の基準)

第5条 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

(1) 教養ゼミ及び展開ゼミは、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 情報・データサイエンス科目の情報・データ科学入門は、15時間の授業をもって1単位とする。

(履修手続)

第6条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし、受講者数の制限等を行う授業科目にあっては、所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

2 前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は、当該授業科目の履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

3 既に単位を修得した授業科目については、原則として履修することができない。

(試験)

第7条 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(追試験)

第8条 次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(1) 配偶者（性の多様性に関する理念と対応ガイドラインーLGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指してー（令和4年12月27日役員会承認）に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。）又は3親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）

(3) 天災その他の非常災害

(4) 交通機関の突発事故

(5) その他やむを得ない事情

- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願を所属学部長に願い出なければならない。
- 3 追試験受験を許可された者は、原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
- 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目の履修等に関し必要な事項は、教育本部が定める。

(略)

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表（略）

※別表の内容は、「令和7(2025)年度教養教育科目開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)に一部加筆修正の上、掲載しています

2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第1項及び第31条第2項に規定する文部科学大臣が別に定める学修のうち、外国語の外部検定試験等による単位認定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等, 認定授業科目及び認定単位数（言語別）は、別表のとおりとする。

(2) 単位認定の申請方法及び範囲

- ① 認定の対象となる級位又は得点は以下のとおりとする。
英語・・・入学後に受験し取得したものに限る。
英語以外・・・申請日から遡って2年以内に受験し取得したものに限る。
- ② 入学前に所定の級位又は得点を得た者で、通則第31条第2項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定める既修得単位等認定願に代えて、外国語技能検定試験等による単位認定申請書(別紙)に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部申請する。
- ③ 入学後に所定の級位又は得点を得た者で、通則第30条第1項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、各履修手続期間内に、外国語技能検定試験等による単位認定申請書(別紙)に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部申請する。
- ④ 申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ、申請を認める。ただし、ベーシック・日本語は除く。
- ⑤ 認定は単位のみとし、成績評価は付さない。
- ⑥ 各授業科目の認定単位数は、1単位を限度とする。ただし、ベーシック・日本語においては、各授業科目の認定単位数は、3単位を限度とする。
- ⑦ 申請の際現に履修登録している授業科目の認定を希望する場合は、当該授業科目の登録内容の変更について、「単位不要」又は「履修取消」のいずれかから選択する。

(略)

附則（令和7年3月11日 一部改正）

- 1 この取扱いは、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについては、この取扱いによる改正後の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについての規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

① 英語

外国語技能検定試験等		級位・得点	認定授業科目	認定単位数
実用英語技能検定試験（英検）		準1級以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内
・ TOEFL iBT (R) テスト※1 ・ 広島大学が実施 する TOEFL ITP (R) テスト※2	Paper-Based ※2	520点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内
	Internet-Based	68点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内
・ TOEIC (R) Listening & Reading Test 公開テスト ・ 広島大学外国語教育研究センター が認める TOEIC (R) Listening &Reading Test IP テスト		730点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内
・ International English Language Testing System (IELTS) 「アカ デミック・モジュール」 ・ Computer-delivered IELTS Academic		5.5点以上	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	2単位以内
			コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	4単位以内

※1 Test Date スコアのみ対象。BestTM スコアは対象外。TOEFL iBT (R) テスト Home Edition 及び Special Home Edition は対象外。

※2 広島大学が実施する TOEFL ITP (R) テストの得点は、表中の Paper-Based の得点に読み替えて認定する。

② ドイツ語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
ドイツ語技能検定 (独検)	2 級以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
	3 級	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
	4 級	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	2 単位以内
Österreichisches Sprachdiplom Deutsch (ÖSD) ※	A2以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
	A1	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内
Goethe-Zertifikat ※	A2以上	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ インテンシブ・ドイツ語Ⅰ A インテンシブ・ドイツ語Ⅰ B インテンシブ・ドイツ語Ⅱ A インテンシブ・ドイツ語Ⅱ B	8 単位以内
	A1	ベーシック・ドイツ語Ⅰ ベーシック・ドイツ語Ⅱ ベーシック・ドイツ語Ⅲ ベーシック・ドイツ語Ⅳ	4 単位以内

※ 4 技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

③ フランス語

外国語技能検定試験等	級位・得点	認定授業科目	認定単位数
フランス語技能検定 (仏検)	3級以上	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
	4級	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ	4単位以内
	5級	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ	2単位以内
DELF /DALF ※	A1以上	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
TCF フランス語能力テスト	100以上	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内
TEF パリ商工会議所フランス語 能力認定試験	69以上	ベーシック・フランス語Ⅰ ベーシック・フランス語Ⅱ ベーシック・フランス語Ⅲ ベーシック・フランス語Ⅳ インテンシブ・フランス語ⅠA インテンシブ・フランス語ⅠB インテンシブ・フランス語ⅡA インテンシブ・フランス語ⅡB	8単位以内

※ 4技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

④ 中国語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
中国語検定試験 (中検)	3 級以上	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ ベーシック・中国語Ⅲ ベーシック・中国語Ⅳ インテンシブ・中国語ⅠA インテンシブ・中国語ⅠB インテンシブ・中国語ⅡA インテンシブ・中国語ⅡB	8 単位以内
	4 級	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ ベーシック・中国語Ⅲ ベーシック・中国語Ⅳ	4 単位以内
	準 4 級	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ	2 単位以内
HSK ※	4 級以上	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ ベーシック・中国語Ⅲ ベーシック・中国語Ⅳ インテンシブ・中国語ⅠA インテンシブ・中国語ⅠB インテンシブ・中国語ⅡA インテンシブ・中国語ⅡB	8 単位以内
	3 級	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ ベーシック・中国語Ⅲ ベーシック・中国語Ⅳ	4 単位以内
	2 級	ベーシック・中国語Ⅰ ベーシック・中国語Ⅱ	2 単位以内

※ 「筆記試験」に合格している場合, 申請可能。「口頭試験」(初級・中級・高級) のみでの申請は認めない。

⑤ 韓国語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
韓国語能力試験 (TOPIK)	5 級以上	ベーシック・韓国語Ⅰ ベーシック・韓国語Ⅱ ベーシック・韓国語Ⅲ ベーシック・韓国語Ⅳ インテンシブ・韓国語ⅠA インテンシブ・韓国語ⅠB インテンシブ・韓国語ⅡA インテンシブ・韓国語ⅡB	8 単位以内
	4 級	ベーシック・韓国語Ⅰ ベーシック・韓国語Ⅱ ベーシック・韓国語Ⅲ ベーシック・韓国語Ⅳ	4 単位以内
	3 級	ベーシック・韓国語Ⅰ ベーシック・韓国語Ⅱ ベーシック・韓国語Ⅲ ベーシック・韓国語Ⅳ	2 単位以内

⑥ スペイン語

外国語技能検定試験等	級位	認定授業科目	認定単位数
スペイン語技能検定 (西検)	4 級以上	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ ベーシック・スペイン語Ⅲ ベーシック・スペイン語Ⅳ インテンシブ・スペイン語Ⅰ A インテンシブ・スペイン語Ⅰ B インテンシブ・スペイン語Ⅱ A インテンシブ・スペイン語Ⅱ B	8 単位以内
	5 級	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ ベーシック・スペイン語Ⅲ ベーシック・スペイン語Ⅳ	4 単位以内
	6 級	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ	2 単位以内
DELE ※	A 2 以上	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ ベーシック・スペイン語Ⅲ ベーシック・スペイン語Ⅳ インテンシブ・スペイン語Ⅰ A インテンシブ・スペイン語Ⅰ B インテンシブ・スペイン語Ⅱ A インテンシブ・スペイン語Ⅱ B	8 単位以内
	A 1	ベーシック・スペイン語Ⅰ ベーシック・スペイン語Ⅱ ベーシック・スペイン語Ⅲ ベーシック・スペイン語Ⅳ	4 単位以内

※ 4 技能（話す・聞く・読む・書く）すべてにおいて合格した場合にのみ申請可能。

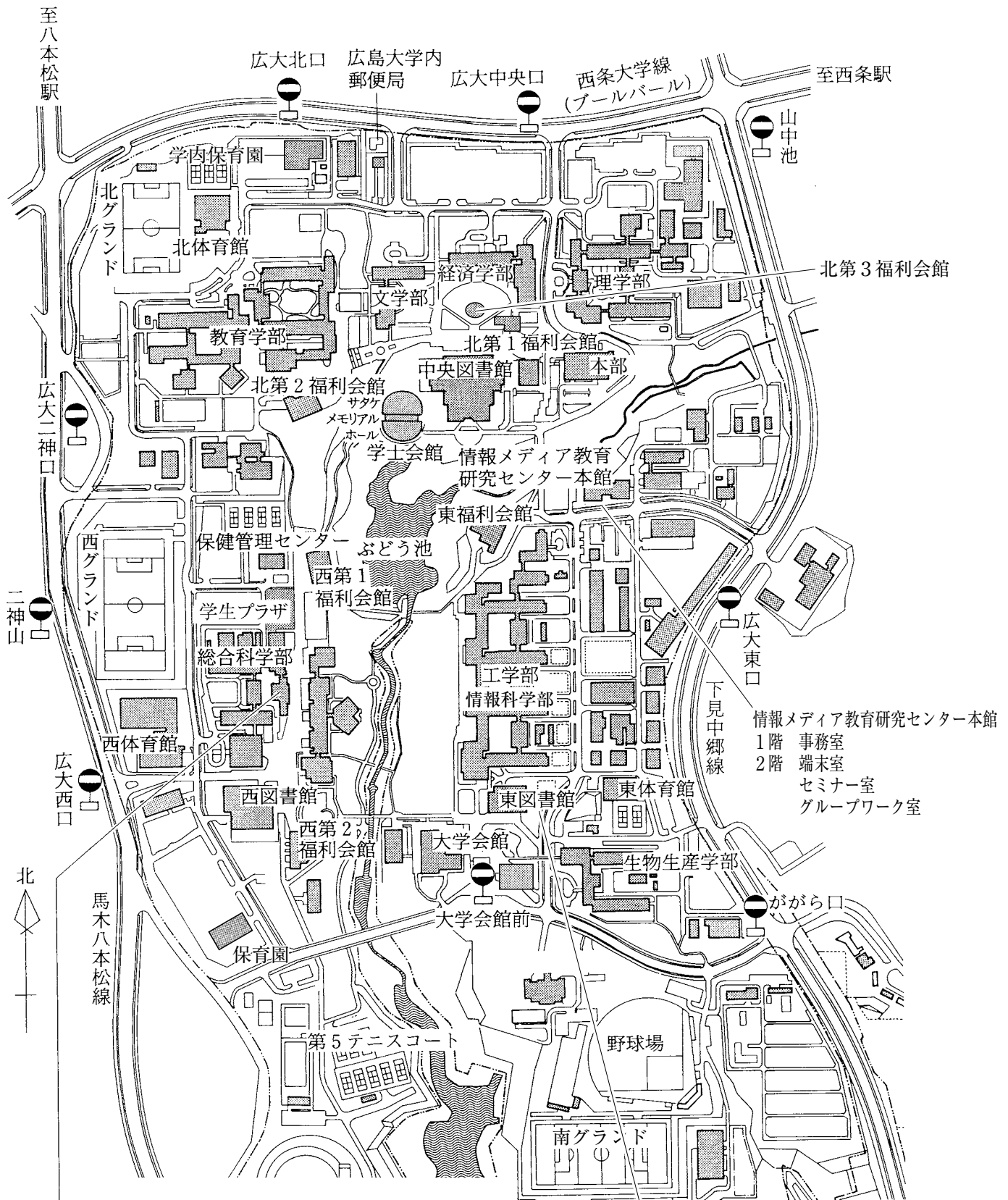
⑦ 日本語

外国語技能検定試験等	級位・得点	認定授業科目	認定単位数
日本語能力試験（JLPT）	N1	ベーシック・日本語Ⅰ ベーシック・日本語Ⅱ ベーシック・日本語Ⅲ ベーシック・日本語Ⅳ	8 単位以内
	N2	ベーシック・日本語Ⅰ ベーシック・日本語Ⅱ ベーシック・日本語Ⅲ ベーシック・日本語Ⅳ	4 単位以内

VIII. 配置図等

1. 東広島キャンパス配置図

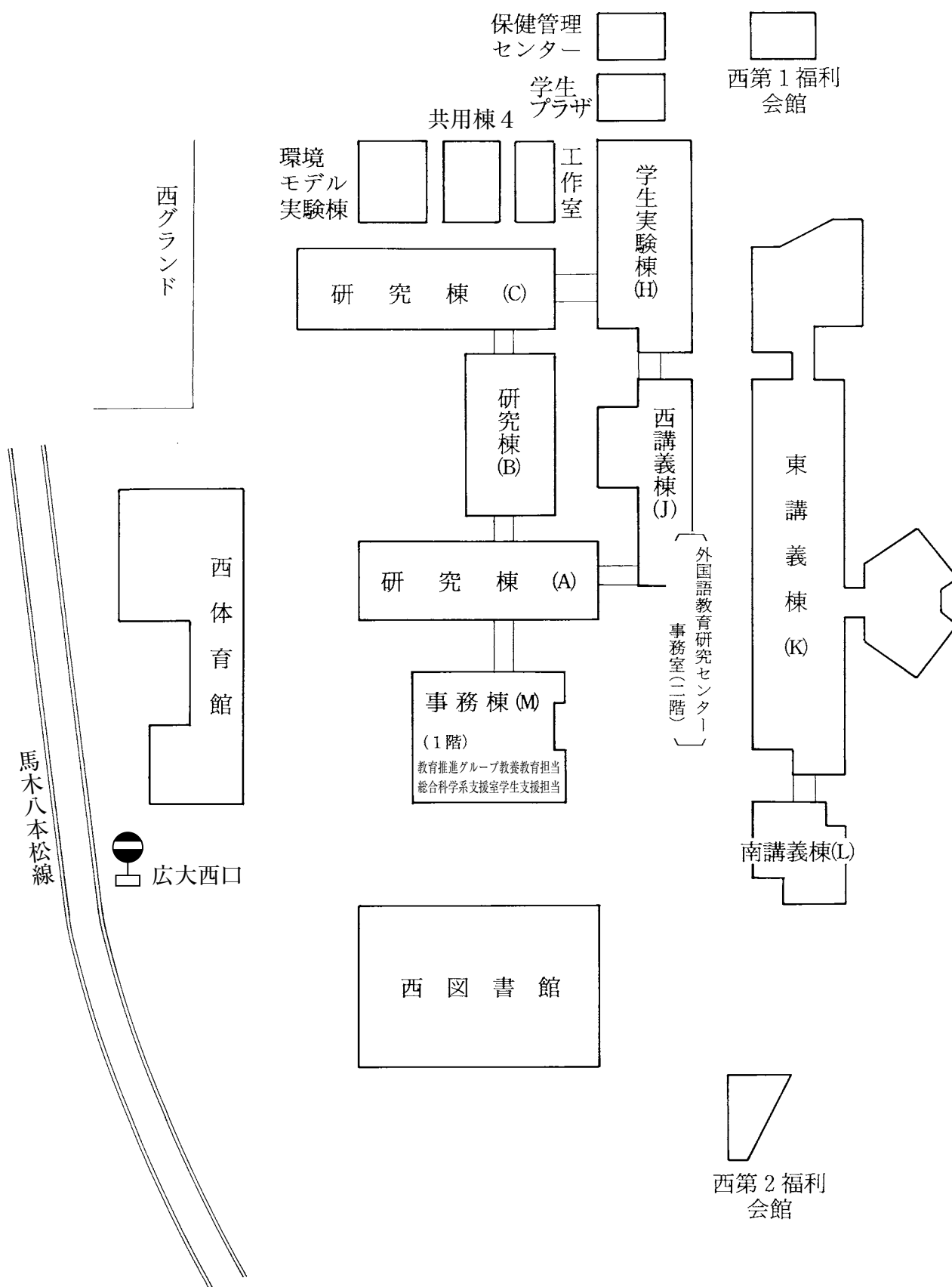
(2025年3月現在)



外国語教育研究センター事務室 総合科学部J棟2階

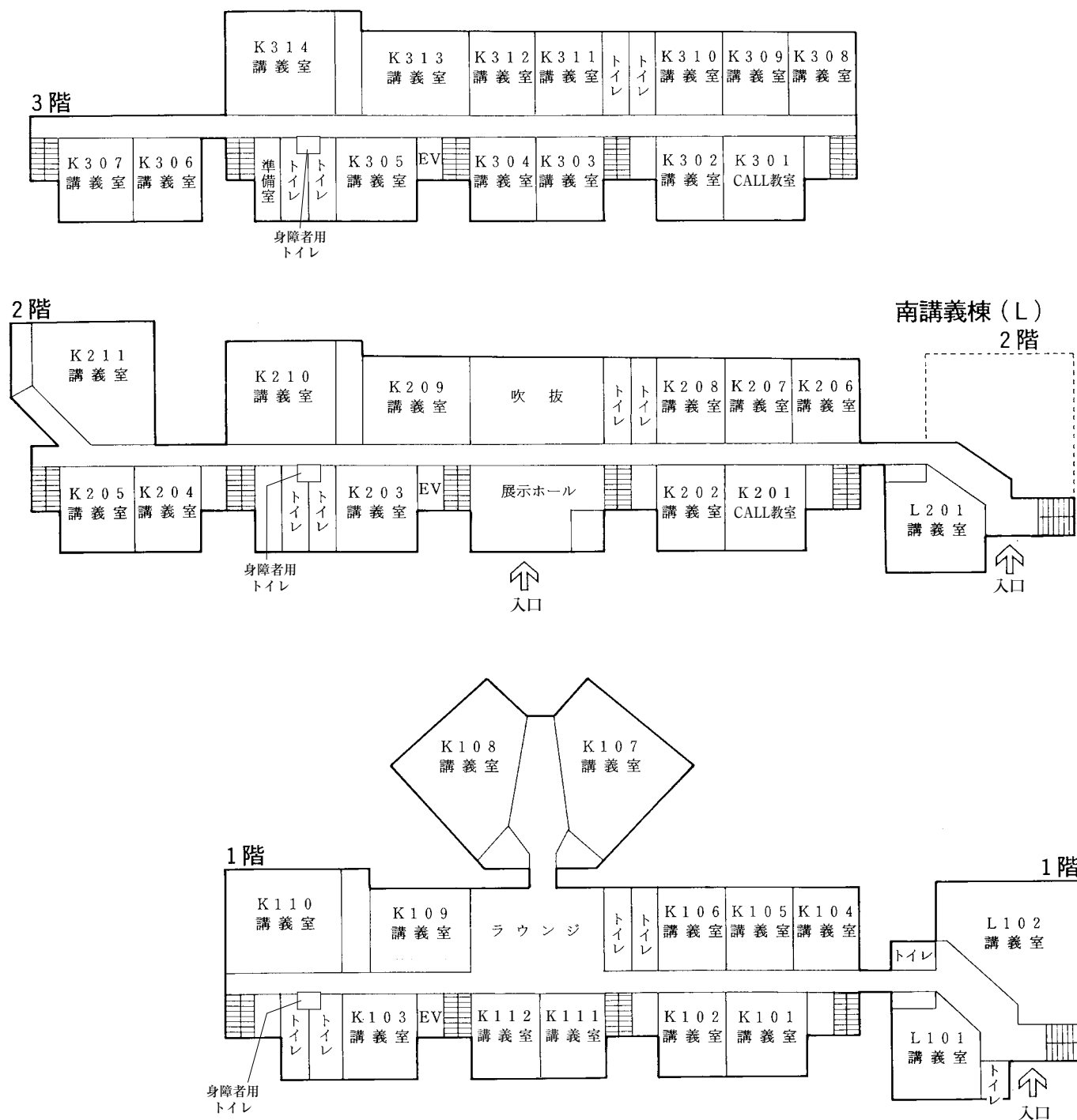
(東図書館内)
 情報メディア教育研究センター東分室
 2階 事務室
 マルチメディア工房
 3階 セミナー室

2. 総合科学部付近配置図



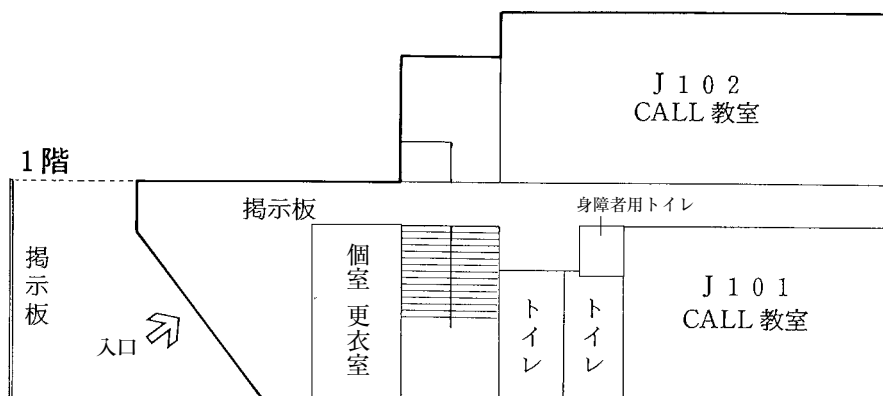
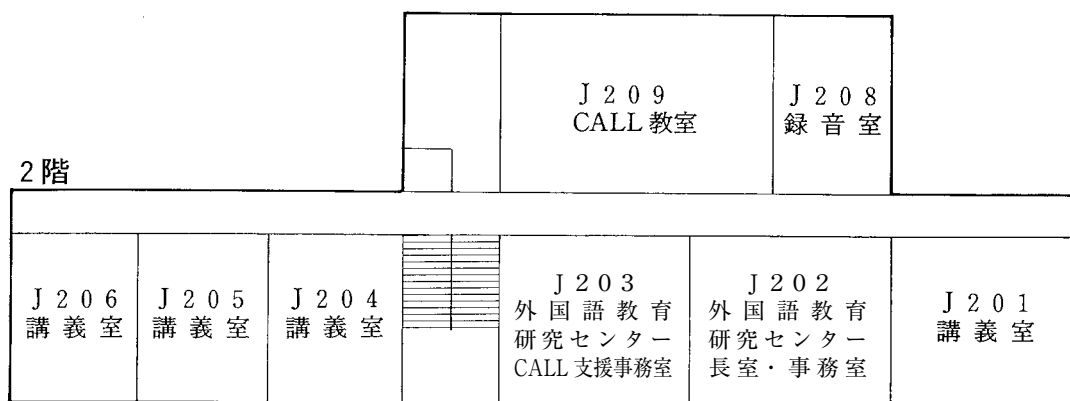
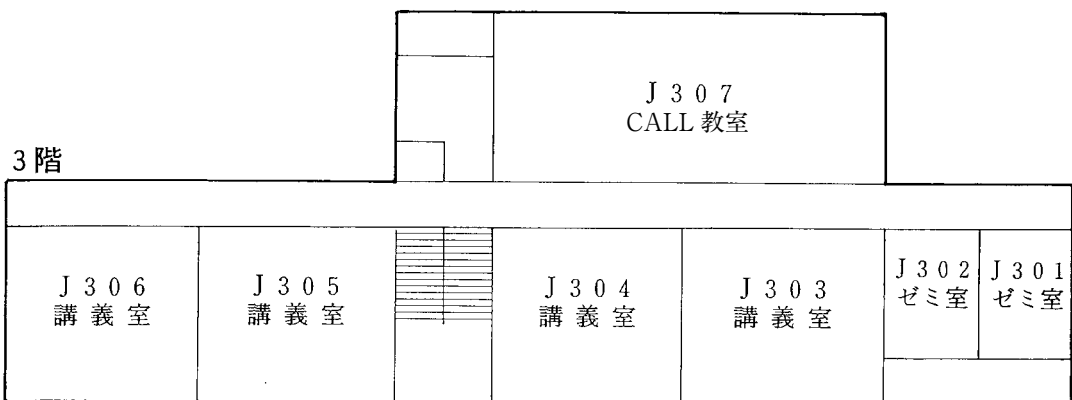
3. 総合科学部講義室配置図

東講義棟 (K)



EV…エレベーター

西講義棟（J）



学生実験棟（H）

3階

トイレ	H307 大学院 最先端 設備室	H306 大学院 最先端 設備室	H305 化学準備室	H304 化学実験室 I
トイレ				
H303 ドラフト室	H302 化学実験室 II			H301 化学実験室 III

2階

トイレ	H210 地学標本室	H209 地学準備室	H208 地学薄片室	H207 地学機械室	H205 生物学 標本室	H204 生物学実験室 I
トイレ						
H211 アクセシビリティセンター 研究 / 実験室	H206 地学実験室			H203 化学実験 準備室	H202 生物学 準備室	H201 生物学実験室 II

1階 身障者用トイレ

トイレ		H108 物理学実験室Ⅰ	H107 分光実験室	H106 物理学実験室Ⅲ	H105 レーザー 実験室
トイレ					
H110 ゼミ室Ⅱ	H109 ゼミ室Ⅰ	H104 物理学実験室Ⅱ	H103 物理学 準備室Ⅰ	H102 物理学実験室Ⅳ	H101 計算機 実験室

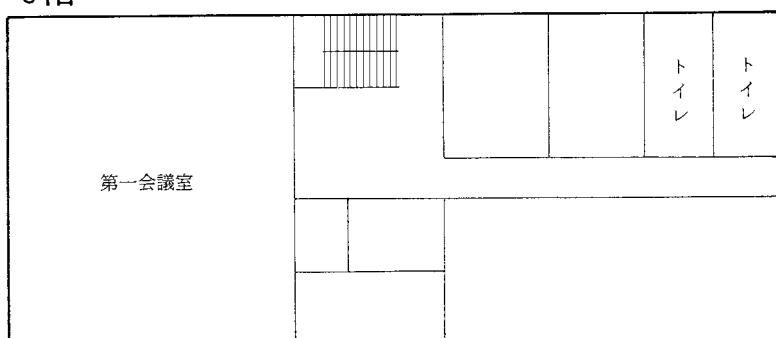
地階

The diagram shows a floor plan of a building with several rooms and a central entrance. The entrance is marked with an upward arrow and the text '入口' (Entrance) at the bottom center. To the left of the entrance is a large rectangular area divided into a grid of smaller squares, likely representing a parking lot or a courtyard. To the right of the entrance is a large rectangular area divided into two main sections. The top section contains two rooms: 'HB 0 2 比 電 荷 実 験 室' (HB 02 Ratio Charge Laboratory) on the left and 'HB 0 1 万有引力 実 験 室' (HB 01 Gravity Laboratory) on the right. The bottom section contains two rooms: 'HB 0 4 物理暗室' (HB 04 Physics Dark Room) on the left and 'HB 0 3 X線実験 準 備 室' (HB 03 X-ray Laboratory Preparation Room) on the right. Above the entrance area, there are two more rooms: 'HB 0 6 物理学準備室 II' (HB 06 Physics Preparation Room II) on the left and 'HB 0 5 X線実験室' (HB 05 X-ray Laboratory) on the right. A small rectangular area labeled 'トイレ' (Toilet) is located between the HB 06 room and the HB 04 room.

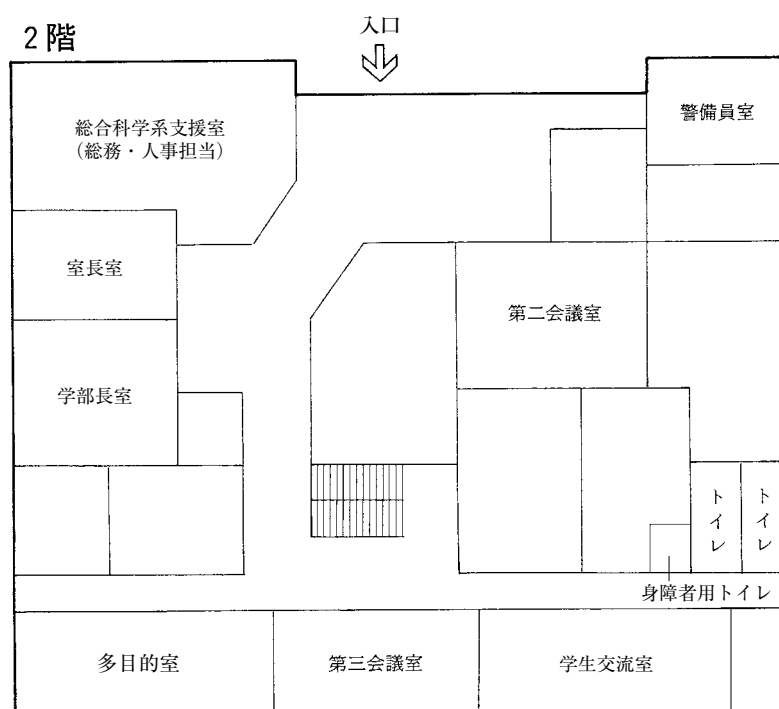
HB 0 6 物理学準備室 II		HB 0 5 X線実験室	
トイレ	HB 0 4 物理暗室	HB 0 3 X線実験 準 備 室	
ト イ レ			

事務棟 (M)

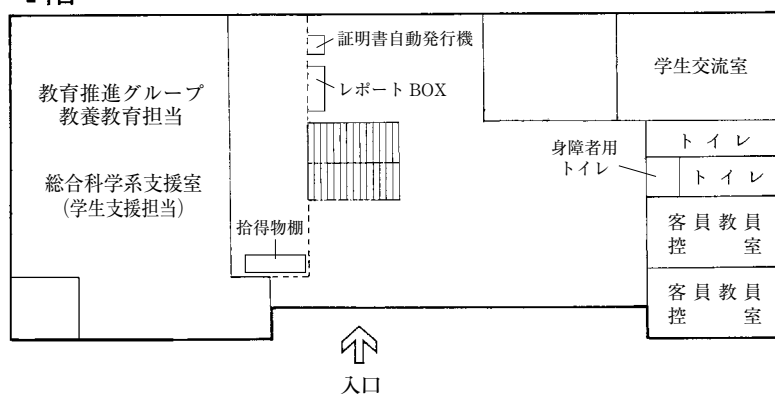
3階



2階



1階



4. 霞キャンパス配置図

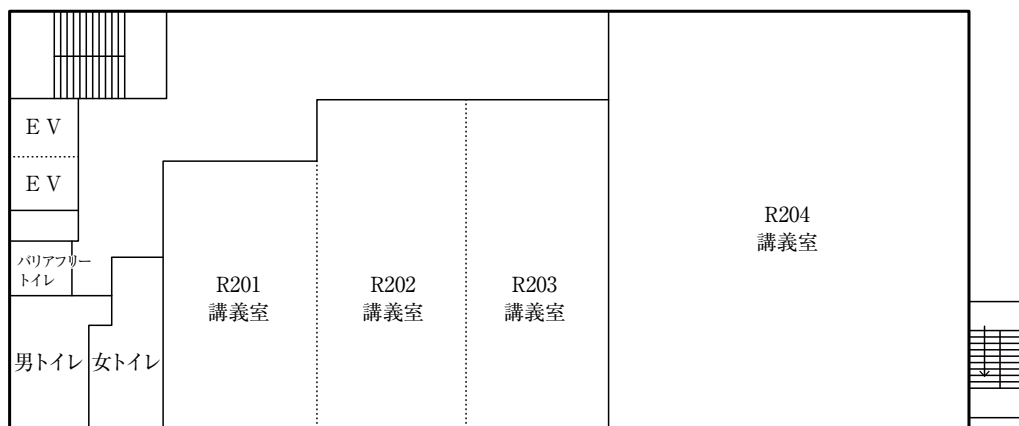


凌雲棟

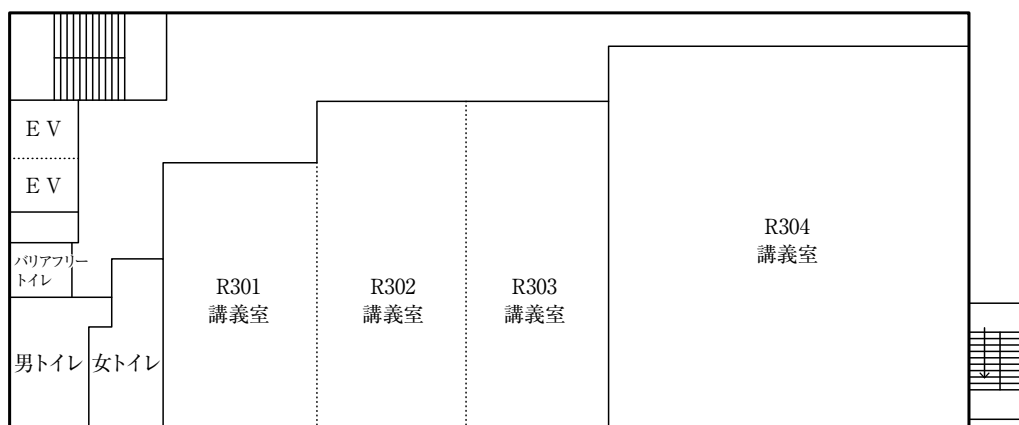
1F



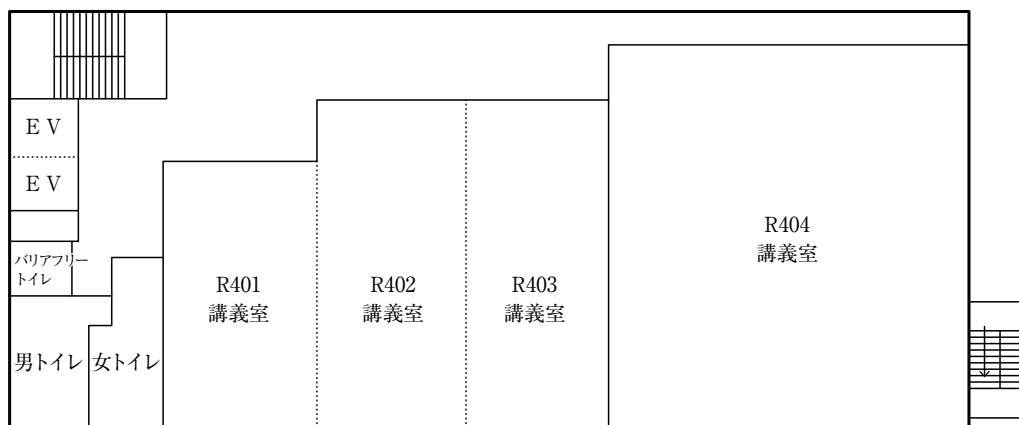
2F



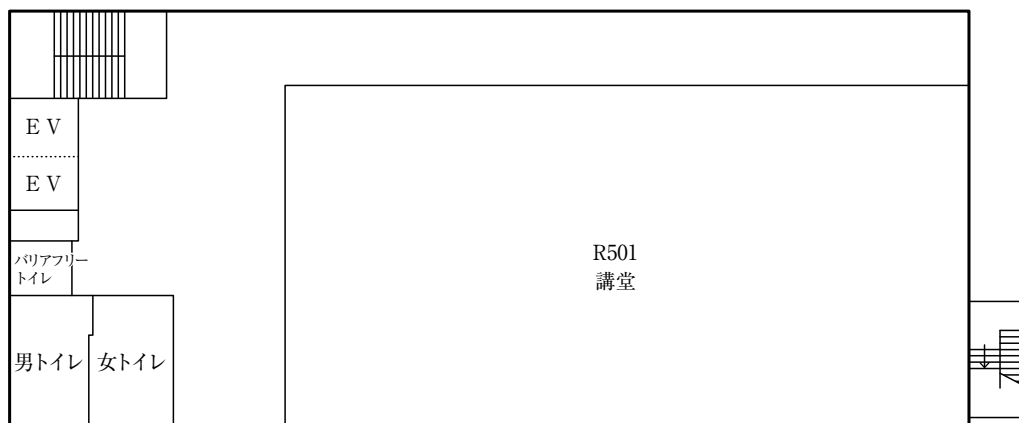
3F



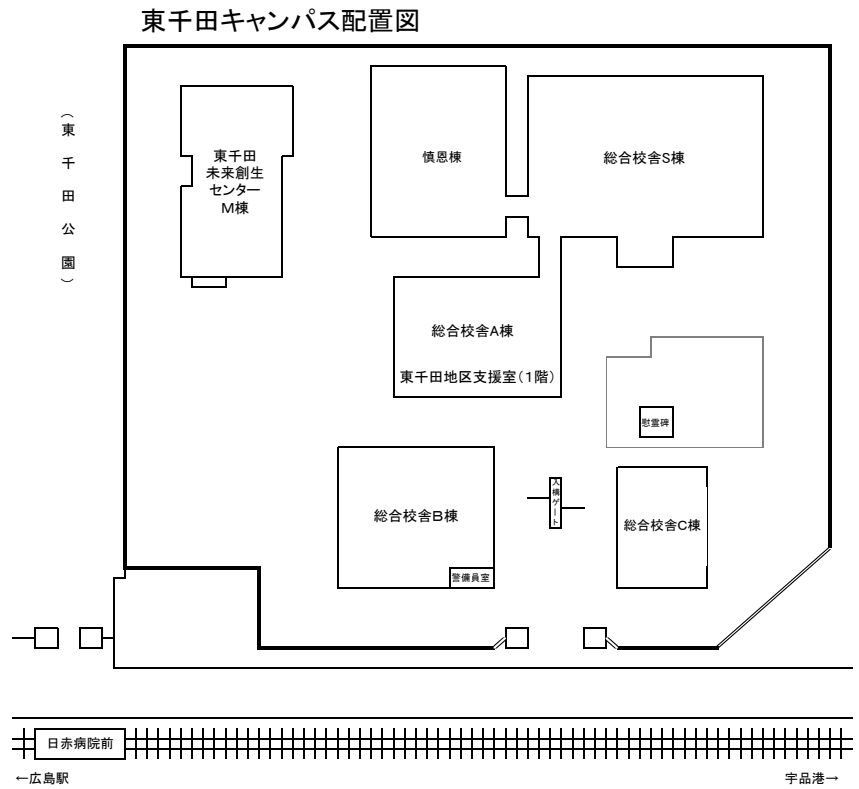
4F



5F

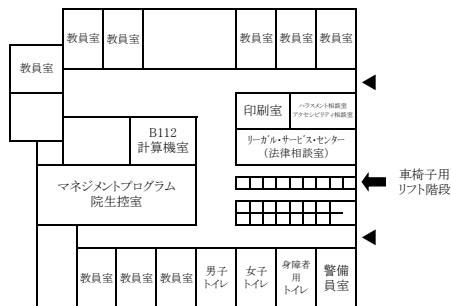


5. 東千田キャンパス配置図

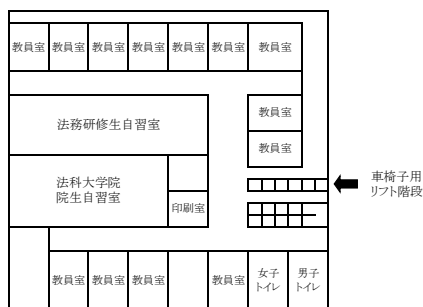


【総合校舎B棟】

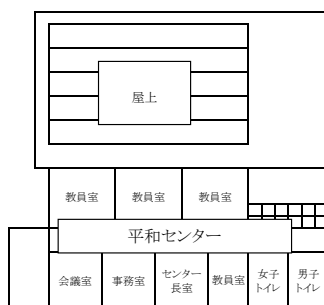
1F



2F

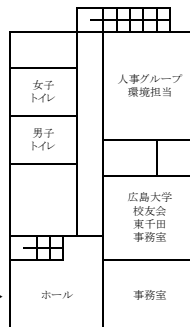


3F

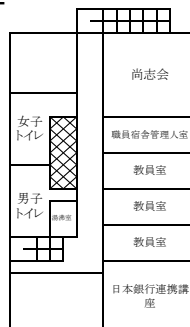


【総合校舎C棟】

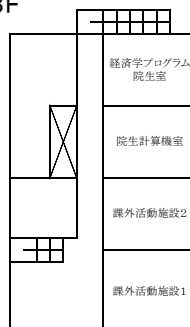
1F



2F



3F

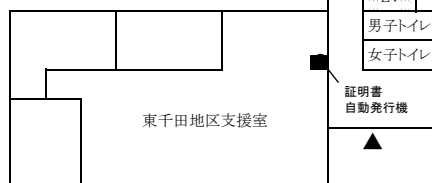


【総合校舎A棟・S棟】

【総合校舎S棟】

1F

【総合校舎A棟】



図書館
(東千田図書館)

EV

EV

男子トイレ

女子トイレ

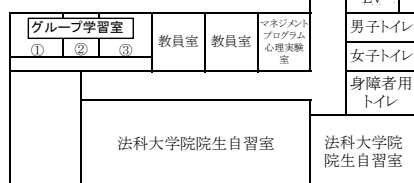
証明書
自動発行機

東千田地区支援室

【総合校舎S棟】

2F

【総合校舎A棟】



マネジメント
プログラム長室
教員室
教員室
教員室
教員室
教員室
教員室
教員室

法学部
長 室
相談室

男子トイレ
身障者用
トイレ

女子
トイレ

第4
演習室

第3
演習室

書 庫

講義室

EV

第2
演習室

第1
演習室

金融庁
連携講座

第9
演習室

教員室

マネジメント
研究センター

教員室

教員室

教員室

教員室

教員室

地域経済
システム
研 究
センター

グループ学習室
① ② ③

教員室

教員室

マネジメント
プログラム
心理実室

法科大学院院生自習室

法科大学院
院生自習室

EV

男子トイレ

女子トイレ

身障者用
トイレ

3F

【総合校舎A棟】



放送大学

EV

男子トイレ

女子トイレ

中会議室

教員室

教員室

教員室

大会議室

実務法学
専攻長室

4F

【総合校舎A棟】



放送大学

EV

男子トイレ

女子トイレ

404講義室

403講義室

402講義室
(双方向・AV講義室)

第6演習室

5F

【総合校舎A棟】



EV

男子トイレ

女子トイレ

男子
更衣室

女子
更衣室

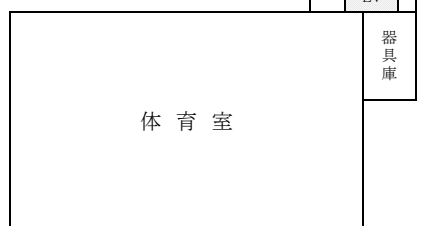
第7演習室

経済学部
夜間主コース
主任室

多目的室

6F

【総合校舎A棟】



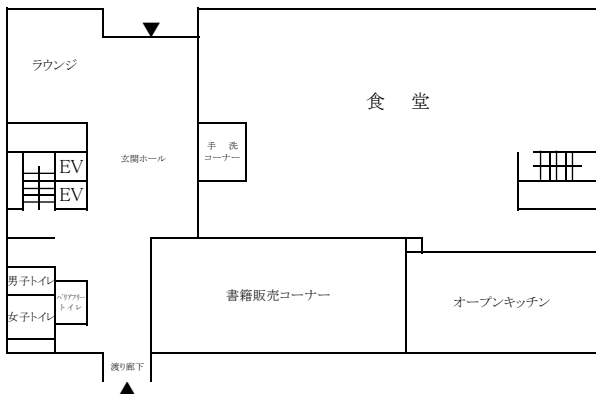
EV

器具庫

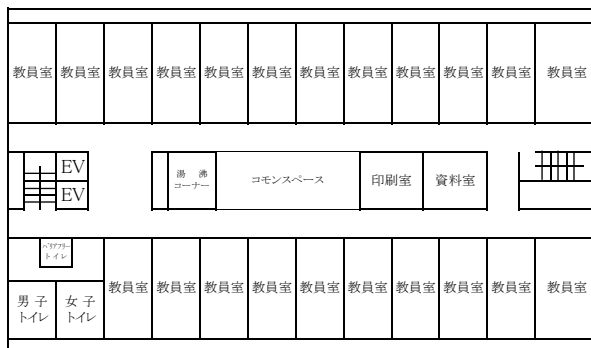
体 育 室

【慎恩棟】

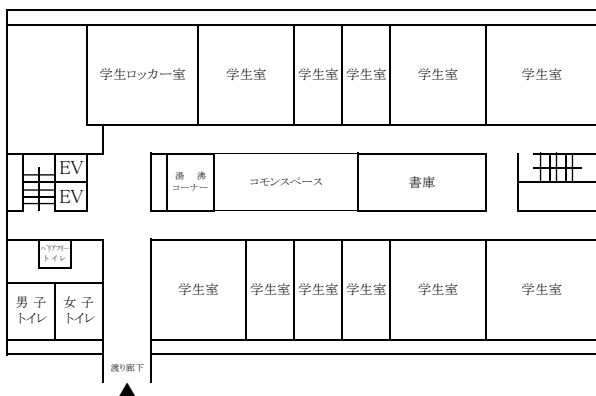
1F



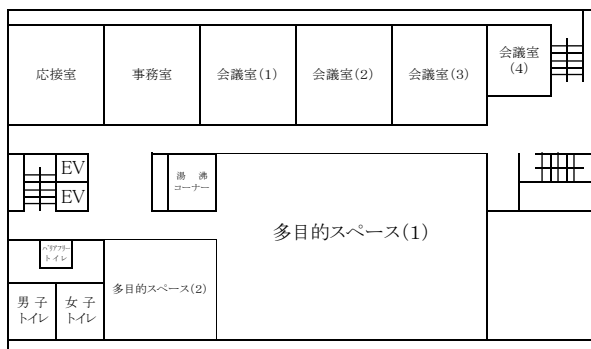
4F



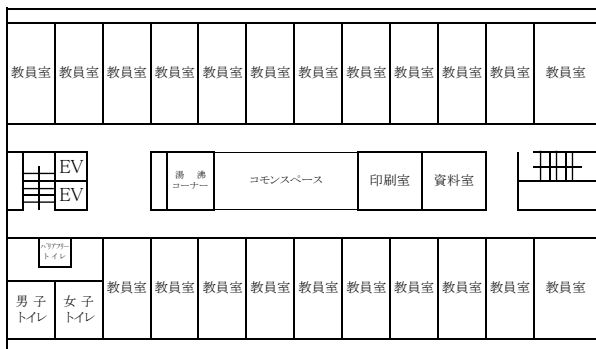
2F



5F



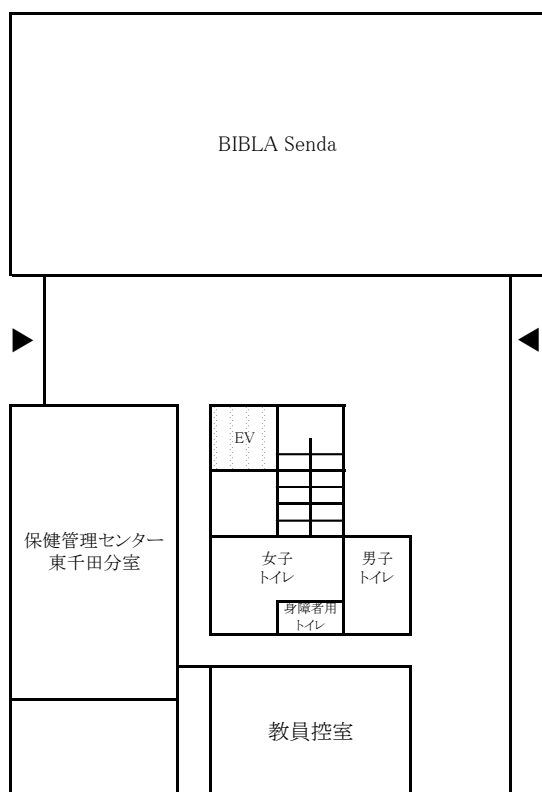
3F



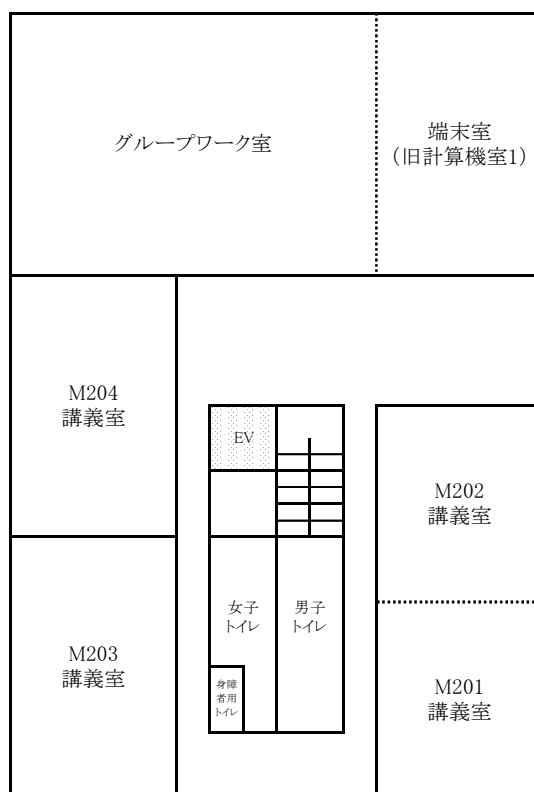
6F



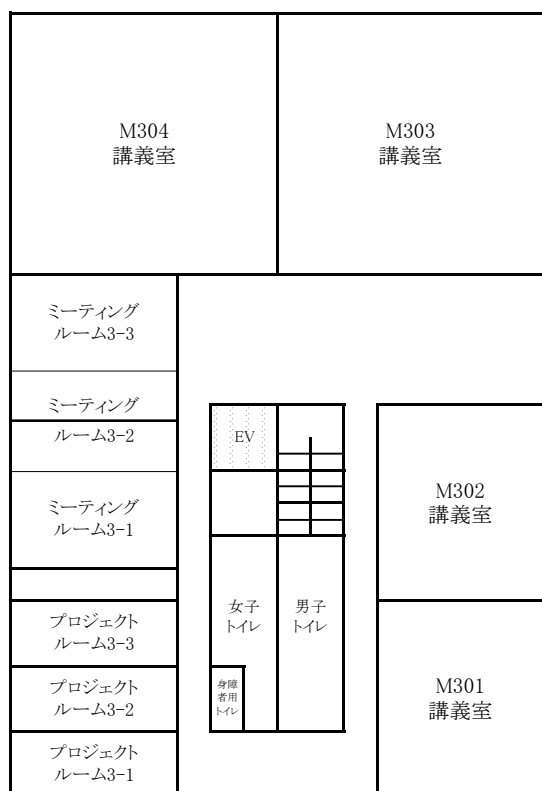
【東千田未来創生センターM棟】



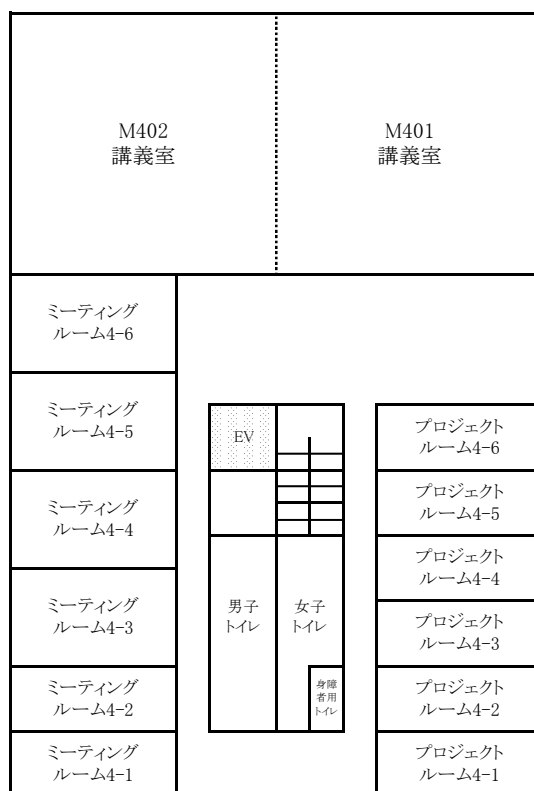
1F



2F



3F



4F

6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

なお、E-mail を送るときには、必ず学生番号と名前を書いてください。

東広島キャンパス（東広島市）

受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部		電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学科	082-424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	国際共創学科	082-424-7988	
文 学 部		082-424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教 育 学 部		082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
経 済 学 部 昼 間 コ ー ス		082-424-7217	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
理 学 部		082-424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工 学 部		082-424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生 物 生 産 学 部		082-424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情 報 科 学 部		082-424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
教育推進グループ 教 養 教 育 担 当		082-424-6139	gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp

※教育推進グループ教養教育担当は総合科学部事務棟 1 階（場所は p. 教養43参照）にあります。

霞キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部		電話番号	E-mail アドレス
医 学 部		082-257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
歯 学 部		082-257-5614	kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp
薬 学 部		082-257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 8 時30分～17時15分

所 属 学 部		電話番号	E-mail アドレス
法 学 部 昼 間 コ ー ス		082-542-7057	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 12時30分～21時15分

所 属 学 部		電話番号	E-mail アドレス
法 学 部 夜 間 主 コ ー ス		082-542-6998	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経 済 学 部 夜 間 主 コ ー ス		082-542-6961	

専門教育について

目 次

1	広島大学通則	専門 1 頁
2	広島大学教育学部細則	専門 15 頁
	○別表第1 教養教育科目履修基準	専門 21 頁
	○別表第2 専門教育科目履修基準	専門 37 頁
3	広島大学教育学部外国人留学生等の授業科目履修上の特例	専門 110 頁
4	卒業研究（卒業論文）について	専門 110 頁
5	長期履修学生制度について	専門 111 頁
6	履修手続、試験、成績等について	専門 112 頁
7	授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せ	専門 114 頁
8	第一類学生の履修等について	専門 115 頁
	○専修への配属	
	○基礎資格	
9	第二類～第五類のプログラムで卒業研究を希望する第一類の学生に対する履修条件（申合せ）	専門 116 頁
10	第二類～第五類の学生に対する小学校教諭免許状関係科目の履修基準	専門 119 頁
11	教育職員免許状の取得について	専門 120 頁
	I 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の概要	専門 120 頁
	II 介護等体験履修要領	専門 121 頁
	III 教育実習履修要領	専門 122 頁
	IV 教職実践演習履修要領	専門 126 頁
	V 教育職員免許状の申請手続	専門 126 頁
	VI 単位修得方法	専門 127 頁
12	教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて	専門 148 頁
13	特別支援学校教諭一種免許状（3領域）取得特別プログラムについて	専門 149 頁
14	資格取得について	専門 151 頁
15	広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則による履修（早期履修）制度について	専門 153 頁
16	教職大学院6年一貫特別プログラムについて	専門 154 頁
17	学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準について	専門 155 頁
18	諸手続等について	専門 156 頁
	1 掲示及び「My もみじ」について	専門 156 頁
	2 諸書類の提出期限	専門 156 頁
	3 各種証明書の交付、各種願・届の手続	専門 157 頁
	4 国立大学法人附属図書館の相互利用	専門 158 頁
19	諸規則について	
	(1) 広島大学学生交流規則	規則 1 頁
	(2) 広島大学学位規則	規則 4 頁
	(3) 広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則 9 頁
	(4) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	規則 14 頁
	(5) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 15 頁
	(6) 広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 16 頁
	(7) 広島大学科目等履修生規則	規則 17 頁
	(8) 広島大学研究生規則	規則 19 頁
	(9) 広島大学外国人研究生規則	規則 21 頁
	(10) 広島大学学生表彰規則	規則 24 頁
	(11) 広島大学学生懲戒規則	規則 25 頁
	(12) 広島大学学生生活に関する規則	規則 30 頁
	(13) 広島大学学生証取扱細則	規則 32 頁
	(14) 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則	規則 34 頁

(15) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則	35 頁
(16) 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則	36 頁
(17) 課外活動を行ったことに関する証明書発行要項	規則	37 頁
(18) 期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則	38 頁
(19) 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則	39 頁
(20) 広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則	規則	42 頁
(21) 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則	44 頁
(22) 学業に関する評価の取扱いについて	規則	46 頁
(23) 気象警報の発表，公共交通機関の運休，事件・事故又は弾道ミサイル発射等の 場合における授業等の取扱いについて	規則	48 頁
(24) 広島大学教育学部教室使用要領	規則	50 頁

20 広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(1) 広島大学特別支援教育特別専攻科規則	専攻科	1 頁
(2) 教育課程及び履修について	専攻科	3 頁

21 教育学部の沿革と特色

22 研究施設・センター等とその機能

23 教育学系総括支援室の業務

24 教職員名簿

25 教育学部建物配置図

1 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条—第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条—第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条—第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条—第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条—第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条—第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条—第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条—第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生、短期国際交流学生及び外国人特別学生等(第 52 条—第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科 国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科

薬科学科

工学部 第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
第二類(電気電子・システム情報系)
第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
第四類(建設・環境系)

生物生産学部 生物生産学科

情報科学部 情報科学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。
(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。
(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

3 工学部の在学年限は、6年とする。
(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。
(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第13条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(検定料の免除)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出した者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者

(3) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

2 前項の規定にかかわらず、収容定員の充足状況等により、学士入学として入学を許可しないことがある。

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、本学を退学(懲戒退学を除く。)し、又は除籍(第43条第2号による除籍を除く。)となった後、同一学部に入學を願い出た者については、退学又は除籍後4年以内に限り、選考の上、再入学として入学を許可することができる。ただし、退学又は除籍時に所属していた学部、学科又は類が改組され、退学又は除籍時に所属していた学部に入學を願い出ることができない場合は、当該学部と関連する学部の協議により決定した学部に入學を願い出ることができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、収容定員の充足状況等により、再入学として入学を許可しないことがある。

5 第3項の場合において、除籍となった者が選考に合格した場合は、第16条に規定する入学手続のほか、未納の入学料及び授業料に相当する金額を納付しなければならない。

6 第1項又は第3項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入學を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入学共通テストの受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、森戸国際高等教育学院において開設するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の長の許可を得て、当該研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

- 第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

- 第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

- 第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が、大学院医系科学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

- 第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

- 第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

- 第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。
- 2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日

(3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日

(4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の途中にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者(第 4 号にあっては父母等)の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額
- (4) 死亡したとき 死亡した日の属する月の翌月以降の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生、短期国際交流学生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(短期国際交流学生)

第 52 条の 3 外国の大学等の学生で、外国の大学等の教育課程の一環として、本学が実施する研修を受けることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、短期国際交流学生として入学を許可することができる。

2 外国の大学等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)
- (2) 外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
- (3) 国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立されたものをいう。)

3 短期国際交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舍その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第56条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

7 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、別表の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和2年度	118	238	2,336	718	1,198	9,922
令和3年度	118	238	2,336	716	1,196	9,930
令和4年度				701	1,181	9,915
令和5年度				686	1,166	9,900
令和6年度				671	1,151	9,885
令和7年度				656	1,136	9,870
令和8年度				643	1,123	9,857

8 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、別表の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和4年度	118	238	2,336	714	1,194	9,928
令和5年度				699	1,179	9,913
令和6年度				684	1,164	9,898
令和7年度				669	1,149	9,883
令和8年度				656	1,136	9,870
令和9年度				643	1,123	9,857

- 9 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、別表の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和6年度	118	238	2,386	710	1,190	10,024
令和7年度				695	1,175	10,059
令和8年度				682	1,162	10,096
令和9年度				669	1,149	10,083
令和10年度				656	1,136	10,070
令和11年度				643	1,123	10,057

(略)

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 医学部の医学科及び学部の入学定員並びに全学部の入学定員並びに法学部の法学科昼間コース、法学科夜間主コース及び学部の収容定員、経済学部を経済学科夜間主コース及び学部の収容定員、医学部の医学科及び学部の収容定員、工学部の第二類(電気電子・システム情報系)及び学部の収容定員、情報科学部の情報科学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	入学定員	収容定員					
		令和7年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
法学部	法学科昼間コース		575					
	法学科夜間主コース		135					
	計		710					
経済学部	経済学科夜間主コース		185					
	計		795					
医学部	医学科	120	710	697	684	671	658	645
	計	240	1,190	1,177	1,164	1,151	1,138	1,125
工学部	第二類(電気電子・システム情報系)		376	386	396			
	計		1,820	1,830	1,840			
情報科学部	情報科学科		585	700	730			
	計		585	700	730			
総 計		2,428	10,114	10,191	10,218	10,245	10,232	10,219

別表(第3条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	120		480
	国際共創学科	40		160
	計	160		640
文学部	人文学科	130	10	540
	計	130	10	540
教育学部	第一類(学校教育系)	137		548
	第二類(科学文化教育系)	82		328
	第三類(言語文化教育系)	73		292
	第四類(生涯活動教育系)	81		324
	第五類(人間形成基礎系)	52		208
	計	425		1,700
法学部	法学科	140	5	570
	夜間主コース	30	5	130
	計	170	10	700
経済学部	経済学科	150	5	610
	夜間主コース	45		180
	計	195	5	790
理学部	数学科	47	10	188
	物理学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・システム情報系)	100	3	406
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	468
	第四類(建設・環境系)	90	3	366
	計	455	15	1,850
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部	情報科学科	180	20	760
	計	180	20	760
総 計		2,413	80	10,204

2 広島大学教育学部細則

平成16. 4. 1
学 部 長 決 裁

(総則)

第1条 広島大学教育学部(以下「本学部」という。)における教育課程、履修方法、単位の授与及び卒業の認定等については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(プログラム)

第2条 本学部の各類に、次のプログラムを置く。

類	プログラム
第一類(学校教育系)	初等教育学プログラム、特別支援教育学プログラム
第二類(科学文化教育系)	理科教育学プログラム、数学教育学プログラム、技術情報教育学プログラム、社会認識教育学プログラム
第三類(言語文化教育系)	国語文化教育学プログラム、英語文化教育学プログラム、日本語・日本文化教育学プログラム、多文化・グローバル教育学プログラム
第四類(生涯活動教育系)	健康スポーツ教育学プログラム、家政教育学プログラム、音楽教育学プログラム、美術教育学プログラム
第五類(人間形成基礎系)	教育学プログラム、心理学プログラム

(教育研究上の目的)

第3条 本学部及び各類・プログラムの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

プログラム 等	教育研究上の目的
学 部	本学部は、教育諸問題を理論と実践の統合という視点から学際的、総合的に探究すると共に、「学習者」の視点に立つ新しい教育諸科学の教育・研究を行い、21世紀にふさわしい学校教育や学習社会づくりに貢献できる、幅広い社会的視野と豊かな課題探究力を有する指導的な人材の育成をめざす。
第一類(学校教育系)	小学校教員及び特別支援教育教員に等しく求められる資質や専門的力量を備えた人材を育成し、初等教育及び特別支援教育の充実、進展に貢献することを目的とする。
初等教育学プログラム	小学校教員に等しく求められる資質や専門的力量を備えた人材を育成し、初等教育の充実、進展に貢献することを目的とする。
特別支援教育学プログラム	特別支援教育の基礎として必要な初等教育に関する知識・技能・態度を修得するとともに、障害に関する基礎的な事項、検査法、心理・生理、指導法等に関する幅広い知識を修め、高度な専門性と優れた教育実践力及び特別支援教育の発展に寄与する創造力・研究能力を有する特別支援教育教員を養成することを目的とする。
第二類(科学文化教育系)	豊かな自然環境の創造、環境と人間との共生を主眼として、社会・自然科学の文化創造にかかわる能力形成の過程や論理を総合的に探究し、幅広い社会・自然環境の変化に主体的に対応するとともにグローバルな視野で行動できる資質を有する人材育成に貢献できる豊かな教養と能力を有する教育者を養成する。
理科教育学プログラム	中等理科教育の原理、内容、方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の理科教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等理科教育に関連する業務に携わる専門的人材を養成する。
数学教育学プログラム	中等数学教育の原理、内容、方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を統合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の数学教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等数学教育に関連する業務に携わる専門的人材を養成する。

		成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等数学教育に関連する業務に携わる専門的人材を養成する。
	技術情報教育学プログラム	情報技術も含めた幅広い生産技術に支えられた「ものづくり」の基盤となる技術・情報教育の目標、内容、方法等に関する教育と研究を通して、IT社会に対応した技術的教養（Technology Literacy）の形成を促すとともに、学校教育を始めとした生涯学習を支援できる中学校及び高等学校の教員や企業における技術者等、技術・情報教育の内容と方法に関わる幅広い分野で指導的な役割を担える人材の養成を行うことを目的とする。
	社会認識教育学プログラム	中学校社会科、高等学校地理歴史科・公民科に関する専門的資質を育成し、中等社会系教育に関連する業務に携わる人材を養成する。
第三類(言語文化教育系)		言語構造・言語文化・言語教育・第二言語習得等に関する幅広い研究成果をふまえた、専門性の高い教員養成を行い、豊かな言語的感性と創造性を有する人材を育成する。
	国語文化教育学プログラム	中等国語科教育の原理、内容、及び方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の国語科教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において国語文化に関連する業務に携わる専門的職員を養成する。
	英語文化教育学プログラム	中等英語教育の原理、内容及び方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の英語教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等英語教育に関連する業務に携わる専門的人材を養成する。
	日本語・日本文化教育学プログラム	質の高い日本語教育者の養成と国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする。
	多文化・グローバル教育学プログラム	多文化教育、平和教育、国際開発教育を体系的に学び、国内外で平和で持続可能な多文化共生社会の創造に貢献する人材を養成することを目的とする。
第四類(生涯活動教育系)		健康スポーツ、生活、芸術という点から幼児期から高齢期に至る人間の生涯にわたる自己実現に不可欠な身体表現活動の意義や論理等に関する探究を通して、心身の健康の維持や生涯スポーツ活動の普及・充実、生活の質の向上、更には芸術文化の向上を図るための教育・学習方法、カリキュラム等にかかわる専門的教育を行い、生涯学習社会の構築を支援できる人材の育成を行う。
	健康スポーツ教育学プログラム	健康やスポーツに関する専門的資質を育成し、学校教員、社会体育指導者及び研究者などの人材養成を通して、生涯学習社会に貢献することを目的とする。
	家政教育学プログラム	個人や家族の生活を衣食住環境、生活経営及び発達科学等の多様な視点から考え、研究し、中学校及び高等学校の家庭科教員、公務員及び人間生活・生涯教育関連の企業や団体等において専門業務に従事する、家政教育学の専門家の養成を目的とする。
	音楽教育学プログラム	多様化する現代社会に対応して、学校教育はもとより、生涯教育にもわたる広い視野に立って、音楽専門技術、教育方法を習得させながら、音楽教育を研究し、実践する人材を育成することを目的とする。
	美術教育学プログラム	生涯教育及び中学校及び高等学校の造形芸術（美術）教育を推進できる指導者や、多様な造形活動による造形芸術文化の向上を通して社会貢献できる人材を養成することを目的とする。
第五類(人間形成基礎系)		学校教育と生涯学習のつながり、更には生涯発達を視野に入れ、教育の意義・価値・目標、システム、学習者の人間形成のメカニズムや心身の発達過程等を解明し、教育学及び心理学にかかわる専門教育を行うことを目的とする。
	教育学プログラム	教育諸科学の体系的知識を提供し、教育に関する高い識見と総合的な判断力をもつ専門的人材を養成することを目的とする。
	心理学プログラム	心の仕組みや働きについて理解し、現代社会における人間の心に関わる問題を発見し、解決する能力を備えた人材を養成することを目的とする。

第4条 学生は、第2条に規定するプログラムのいずれか一つに所属し、所定の教育課程を履修しなければならない

ない。

(専修)

第5条 前条に定めるもののほか、学生の履修組織として、特別支援教育学プログラムに第一専修（視覚障害教育）、第二専修（聴覚障害教育）及び第三専修（知的障害・肢体不自由・病弱教育）を置く。

2 前項に定める専修への配属は、学生の希望を調査の上、入学後に決定する。

(教育課程)

第6条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

プログラム	主 専 攻 プ ロ グ ラ ム
初等教育学プログラム	初等教育学プログラム
特別支援教育学プログラム	特別支援教育学プログラム
理科教育学プログラム	理科教育学プログラム
数学教育学プログラム	数学教育学プログラム
技術情報教育学プログラム	技術情報教育学プログラム
社会認識教育学プログラム	社会認識教育学プログラム
国語文化教育学プログラム	国語文化教育学プログラム
英語文化教育学プログラム	英語文化教育学プログラム
日本語・日本文化教育学プログラム	日本語・日本文化教育学プログラム
多文化・グローバル教育学プログラム	多文化・グローバル教育学プログラム
健康スポーツ教育学プログラム	健康スポーツ教育学プログラム
家政教育学プログラム	家政教育学プログラム
音楽教育学プログラム	音楽教育学プログラム
美術教育学プログラム	美術教育学プログラム
教育学プログラム	教育学プログラム
心理学プログラム	心理学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第7条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

第8条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修手続)

第9条 授業時間割は、学年の始めに発表する。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

3 指定する期間に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

4 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第10条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第10条の2 履修科目の登録の上限については、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第11条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、60単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第12条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目を履修して単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、8年とする。

(試験)

第14条 試験は、原則として毎ターム末に行う。

2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

3 授業実施時間数の1/3以上を欠席した者は、試験を受けることができない。ただし、その欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

(追試験)

第15条 次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(1) 配偶者(性の多様性に関する理念と対応ガイドライン—LGBT等の学生と教職員を包摂するキャンパスを目指して—(令和4年12月27日役員会承認)に示すパートナーシップを証明する書類により証明されるパートナーを含む。)又は3親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)

(3) 天災その他の非常災害

(4) 交通機関の突発事故

(5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願にその理由書を添えて所属学部長に願い出なければならない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(平均評価点)

第16条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA: Grade Point Average)によって行う。

平均評価点 = ((秀の単位数 × 4 + 優の単位数 × 3 + 良の単位数 × 2 + 可の単位数 × 1) / (総登録単位数 × 4)) × 100

(到達度の評価)

第17条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階で行う。

(教育実習)

第18条 教育実習は、3年次及び4年次に行う。

2 教育実習の時期、実施方法その他教育実習に関し必要な事項は、あらかじめ発表する。

3 教育実習の受講資格については、別に定める。

(卒業研究)

第19条 卒業論文(以下「論文」という。)は、別表第1及び別表第2の教育課程における卒業要件単位(論文を除く。)を修得見込の者に限り提出することができる。

2 論文作成のための指導教員は、本学部専任の授業科目担当教員の中から定めなければならない。

3 プログラムによっては、論文に加えて演奏又は制作を課すこともできる。

4 論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員を定め、当該指導教員の承認を得て、論文題目届及び論

文を、次の各提出期限（当該期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合は、以後最初の平日）までに所属のプログラム主任に提出しなければならない。

論文題目届 10月31日（学年中途卒業者にあっては、4月30日）

論文 1月31日（学年中途卒業者にあっては、7月31日）

（卒業）

第 20 条 卒業の認定は、本学部に 4 年以上在学し、かつ、別表第 1 及び別表第 2 の教育課程における所定の単位を修得した者について行う。

（教育職員免許状）

第 21 条 卒業の認定を受ける学生は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の科目を履修し、その単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

類	プログラム	免許状の種類	免許教科の種類
第 一 類 (学 校 教 育 系)	初等教育学プログラム	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	
	特別支援教育学プログラム	特別支援学校教諭一種免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
第 二 類 (科学文化教育系)	理科教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
	数学教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
	技術情報教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	技術 情報、工業
	社会認識教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史、公民
第 三 類 (言語文化教育系)	国語文化教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語
	英語文化教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
	日本語・日本文化教育学プログラム	高等学校教諭一種免許状	国語
第 四 類 (生涯活動教育系)	健康スポーツ教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育
	家政教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭
	音楽教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽
	美術教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術
第 五 類 (人間形成基礎系)	教育学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民

（副専攻プログラム及び特定プログラムの履修）

第 22 条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第23条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第24条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第25条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、広島大学教育学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部へ転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(学士入学、再入学)

第26条 通則第14条の規定により、本学部へ入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、別に定める。

(編入学)

第27条 編入学については、広島大学編入学規則（平成16年4月1日規則第5号）の定めるところによる。

(転プログラム)

第28条 通則第37条の規定により、本学部の学生が他のプログラムに移ることを志望するときは、教授会の議を経て学部長はこれを許可することがある。

2 転プログラムを志望する学生は、転プログラム願を所定の期日までに所属のプログラム主任を経て学部長に提出しなければならない。

(雑則)

第29条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

附 則（令和7年3月19日 一部改正）

1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教養教育科目履修基準表

第一類 初等教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)												
							1年次		2年次		3年次		4年次						
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ					
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○												
	大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○												
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
		展開ゼミ	0		1														
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	6	日本国憲法	2	必修	○	○										
					(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○								
			自然科学系科目群	4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○								
		外国語科目(注2)		英語(注3)	コミュニケーション基礎	0	コミュニケーション基礎Ⅰ	1											
						コミュニケーション基礎Ⅱ	1												
			コミュニケーションⅠ	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○											
					コミュニケーションⅠB	1		○											
					コミュニケーションⅡA	1			○										
					コミュニケーションⅡB	1			○										
			上記4科目から2科目以上																
			初修外国語(注5)		4	ベーシック外国語Ⅰ		1	選択必修	○									
				ベーシック外国語Ⅱ		1	○												
				ベーシック外国語Ⅲ		1		○											
		ベーシック外国語Ⅳ		1			○												
		情報・データサイエンス科目	4	情報・データ科学入門	2	必修	○												
				(注6)	2	選択必修	○	○											
		健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○											
		社会連携科目	0		1又は2														
		基盤科目	0		1～3														
	自由選択科目	0		1～3															
	計	30																	

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：・領域科目は、可能な限り専門分野以外の分野から履修すること。

・「Advanced English for Communication」，「インテンシブ外国語」，「海外語学演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な領域科目（人文社会科学系科目群）の単位に代えることができる。

・「情報・データサイエンス科目」のうち4単位を超えて修得した単位数は、卒業に必要な領域科目（自然科学系科目群）の単位に代えることができる。

注5：ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから1言語選択すること。

注6：「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「データサイエンス基礎」，「ゼロからはじめるプログラミング」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第一類 特別支援教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)								
							1年次		2年次		3年次		4年次		
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○								
	大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○								
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○								
		展開ゼミ	(0)		1	自由選択	○								
		領域科目	人文社会科学系科目群	4	日本国憲法	2	必修	○	○						
					1又は2	選択必修	○	○	○	○					
	領域科目	自然科学系科目群	4		1又は2	選択必修	○	○	○	○					
					1又は2	選択必修	○	○	○	○					
	外国語科目(注2)	英語(注3)	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○								
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○							
		コミュニケーションⅠ	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○								
				コミュニケーションⅠB	1		○								
				コミュニケーションⅡA	1			○							
				コミュニケーションⅡB	1			○							
		上記4科目から2科目以上													
		-	(0)	Advanced English for Communication	1	自由選択	○	○							
		初修外国語		(0)		1	自由選択	○	○						
	情報・データサイエンス科目	情報・データ科学入門 (注4)		4	2	必修	○								
					2	選択必修	○	○							
	健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○							
	社会連携科目		(0)		1又は2	自由選択	○	○							
	基盤科目		(0)		1～3	自由選択	○	○	○	○					
	自由選択科目		5	(注5)	1～3	選択必修	○	○	○	○					
	計		29												

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」又は「Advanced English for Communication」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：「データサイエンス基礎」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注5：展開ゼミ，領域科目，外国語科目，情報・データサイエンス科目，健康スポーツ科目，社会連携科目，基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第二類 理科教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
							1年次		2年次		3年次		4年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</

- 注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。
- 注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- 注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。
- ・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。
- 注4：教育職員免許状を取得するためには，「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
 なお，「Advanced English for Communication」，「インテンシブ外国語」，「海外語学演習」の履修により修得した単位を，卒業に必要な領域科目（人文社会科学系科目群）の単位に代えることができる。
- 注5：「情報・データサイエンス科目」のうち4単位を超えて修得した単位数は，卒業に必要な領域科目（自然科学系科目群）の単位に代えることができる。
- 注6：「データサイエンス基礎」，「教育のためのデータサイエンス」からの選択が望ましいが，「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「ゼロからはじめるプログラミング」も対象とする。
- 注7：・少なくとも実験科目を4単位以上修得すること。なお，同一科目の「実験法・同実験Ⅰ（1単位）」と「実験法・同実験Ⅱ（1単位）」を履修すること。ⅠまたはⅡのみの履修は認められない。
- ・講義科目については高等学校で履修していない科目も履修することが望ましい。
- 注8：展開ゼミ，領域科目，外国語科目（初修外国語），情報・データサイエンス科目，社会連携科目，基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第二類 数学教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)							
							1年次		2年次		3年次		4年次	
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○							
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2	大学教育入門	2	必修	○						
		教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	○						
		展開ゼミ		(0)		1	自由選択	○						
		領域科目	人文社会科学系科目群	4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○			
	自然科学系科目群		4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○				
	外国語科目(注2)	英語(注3)	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○						
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○					
		英語(注3)	コミュニケーションⅠ	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○						
					コミュニケーションⅠB	1		○						
			コミュニケーションⅡA		1			○						
			コミュニケーションⅡB		1			○						
			上記4科目から2科目以上											
			-	(0)	Advanced English for Communication	1	自由選択	○	○					
		初修外国語	2	ベーシック外国語Ⅰ(注5)	1	選択必修	○							
				ベーシック外国語Ⅱ(注5)	1	選択必修	○							
			(0)	ベーシック外国語Ⅲ(注5)	1	自由選択		○						
				ベーシック外国語Ⅳ(注5)	1	自由選択		○						
	(0)		インテンシブ外国語Ⅰ	1	自由選択	○								
	(0)		インテンシブ外国語Ⅱ	1	自由選択		○							
	(0)	海外語学演習	1	自由選択										
	情報・データサイエンス科目		4	情報・データ科学入門	2	必修	○							
				(注6)	2	選択必修	○	○						
	健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○						
	社会連携科目		0		1又は2									
	基盤科目		8	線形代数学Ⅰ	2	必修	○							
				線形代数学Ⅱ	2			○						
				微分積分学Ⅰ	2		○							
				微分積分学Ⅱ	2			○						
	自由選択科目		8	(注7)	1～3	選択必修	○	○	○	○				
	計		42											

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：・専門分野以外の分野から履修することが望ましい。なお，教育職員免許状を取得するためには，「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・情報・データサイエンス科目の「教育のためのデータサイエンス」の履修により修得した単位を，卒業に必要な「領域科目（自然科学系科目群）」の単位に代えることができる。

・履修基準表で指定されていない基盤科目の単位を算入することができる。

注5：ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから1言語選択すること。

注6：「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「データサイエンス基礎」，「ゼロからはじめるプログラミング」を対象とする。

注7：展開ゼミ，領域科目，外国語科目，基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第二類 技術情報教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)										
							1年次		2年次		3年次		4年次				
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ			
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○										
	大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○										
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○										
		展開ゼミ	(0)		1	自由選択	○										
		領域科目	人文社会科学系科目群	4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○						
	自然科学系科目群		4		1又は2	選択必修	○	○	○	○							
	外国語科目(注2)	英語(注3)	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○									
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○								
		コミュニケーションⅠ	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○										
				コミュニケーションⅠB	1		○										
				コミュニケーションⅡA	1			○									
				コミュニケーションⅡB	1			○									
				上記4科目から2科目以上													
		-	(0)	Advanced English for Communication	1	自由選択	○	○									
		初修外国語		(0)		1	自由選択	○	○								
	情報・データサイエンス科目	4	情報・データ科学入門	2	必修	○											
			教育のためのデータサイエンス	2	必修		○										
	健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○									
	社会連携科目		(0)		1又は2	自由選択	○	○									
	基盤科目		(0)		1～3	自由選択	○	○	○	○							
	自由選択科目		14	(注5)	1～3	選択必修	○	○	○	○							
	計		38														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

注5：展開ゼミ、領域科目、外国語科目、情報・データサイエンス科目、健康スポーツ科目、社会連携科目、基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第二類 社会認識教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)							
							1年次		2年次		3年次		4年次	
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○							
	大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○							
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○							
		展開ゼミ	(0)		1	自由選択	○							
	領域科目	人文社会科学系科目群	4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○				
		自然科学系科目群	4		1又は2	選択必修	○	○	○	○				
	外国語科目(注2)	英語(注3)	コミュニケーション基礎	(0)	1	自由選択	○							
			コミュニケーション基礎Ⅱ		1			○						
		コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠ		1	選択必修	○							
			コミュニケーションⅠB		1		○							
		コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA		1			○						
			コミュニケーションⅡB		1			○						
		上記4科目から2科目以上												
		初修外国語	Advanced English for Communication		1	自由選択	○	○						
					1	自由選択	○	○						
	情報・データサイエンス科目	情報・データ科学入門			2	必修	○							
		(注5)			2	選択必修	○	○						
		健康スポーツ科目			1又は2	選択必修	○	○						
	社会連携科目		(0)		1又は2	自由選択	○	○						
	基盤科目		(0)		1～3	自由選択	○	○	○	○				
	自由選択科目		8	(注6)	1～3	選択必修	○	○	○	○				
	計		32											

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

注5：「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「データサイエンス基礎」，「ゼロからはじめるプログラミング」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注6：展開ゼミ，領域科目，外国語科目，情報・データサイエンス科目，社会連携科目，基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第三類 国語文化教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
							1年次		2年次		3年次		4年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：教育職員免許状を取得するためには，「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

注5：ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから1言語選択すること。

注6：「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「データサイエンス基礎」，「ゼロからはじめるプログラミング」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注7：展開ゼミ，領域科目，外国語科目，情報・データサイエンス科目，健康スポーツ科目，社会連携科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第三類 英語文化教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																
							1年次		2年次		3年次		4年次										
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ									
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○																
	大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○																
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○																
		展開ゼミ	(0)		1	自由選択	○																
		領域科目	人文社会科学系科目群	8	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○												
	自然科学系科目群		4		1又は2	選択必修	○	○	○	○													
	外国語科目(注2)	英語(注3)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○															
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○																	
		コミュニケーションⅠ	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○																
				コミュニケーションⅠB	1		○																
				コミュニケーションⅡA	1			○															
				コミュニケーションⅡB	1			○															
			上記4科目から2科目以上																				
			初修外国語(注5)	4	ベーシック外国語Ⅰ		1	選択必修	○														
		ベーシック外国語Ⅱ			1	○																	
		ベーシック外国語Ⅲ			1		○																
		ベーシック外国語Ⅳ			1		○																
		(0)		インテンシブ外国語Ⅰ	1	自由選択	○																
		(0)		インテンシブ外国語Ⅱ	1	自由選択		○															
		(0)		海外語学演習	1	自由選択																	
	情報・データサイエンス科目	4	情報・データ科学入門	2	必修	○																	
			教育のためのデータサイエンス	2	必修		○																
	健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○															
	社会連携科目		(0)		1又は2	自由選択	○	○															
	基盤科目		0		1～3																		
	自由選択科目		8	(注6)	1～3	選択必修	○	○	○	○													
	計		42																				

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」又は「Advanced English for Communication」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・「インテンシブ外国語」、「海外語学演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な領域科目（人文社会科学系科目群）の単位に代えることができる。

注5：ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択すること。

注6：展開ゼミ、領域科目、外国語科目、情報・データサイエンス科目、健康スポーツ科目、社会連携科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第三類 日本語・日本文化教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
							1年次		2年次		3年次		4年次					
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ				
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○											
	大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○											
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○											
		展開ゼミ	0		1													
	領域科目	人文社会科学系科目群	4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○								
		自然科学系科目群	4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○								
	外国語科目 (注2)	英語 (注3)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○										
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○									
		英語 (注3)	コミュニケーションⅠ	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○										
					コミュニケーションⅠB	1		○										
			コミュニケーションⅡ		コミュニケーションⅡA	1			○									
					コミュニケーションⅡB	1			○									
					上記4科目から2科目以上													
		－		(0)	Advanced English for Communication	1	自由選択	○	○									
		初修外国語 (注5)	ベーシック外国語Ⅰ	4	ベーシック外国語Ⅰ	1	選択必修	○										
					ベーシック外国語Ⅱ	1		○										
	ベーシック外国語Ⅲ				1			○										
	ベーシック外国語Ⅳ				1			○										
	インテンシブ外国語ⅠA		4	インテンシブ外国語ⅠA	1	必修 (注6)	○											
				インテンシブ外国語ⅠB	1		○											
				インテンシブ外国語ⅡA	1			○										
				インテンシブ外国語ⅡB	1			○										
	(0)	海外語学演習	1	自由選択														
	情報・データサイエンス科目	4	情報・データ科学入門	2	必修	○												
			(注7)	2	選択必修	○	○											
	健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○										
	社会連携科目		(0)		1又は2	自由選択	○	○										
	基盤科目		(0)		1～3	自由選択	○	○	○	○								
	自由選択科目		12	(注8)	1～3	選択必修	○	○	○	○								
	計		46															

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：・専門分野以外の分野から履修することが望ましい。

・教育職員免許状を取得するためには，「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

注5：ドイツ語，フランス語，スペイン語，中国語，韓国語のうちから1言語選択すること。

注6：ベーシック外国語で選択した言語と同一言語の「インテンシブ外国語」を1年次に選択・履修し，4単位を修得すること。4単位に満たなかった場合は，2年次以降に「インテンシブ外国語」を再履修し，単位を修得すること。なお，「インテンシブ外国語」はベーシック外国語と連動しており，「インテンシブ外国語」のみを再履修することはできない。再履修の際は，登録方法に注意すること。

注7：「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「データサイエンス基礎」，「ゼロからはじめるプログラミング」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注8：外国語科目，領域科目，情報・データサイエンス科目，社会連携科目，基盤科目（6単位限度）を対象とする。

教養教育科目履修基準表

第三類 多文化・グローバル教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							1年次		2年次		3年次		4年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は，外国語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：「インテンシブ外国語」，「海外語学演習」の履修により修得した単位を，卒業に必要な領域科目（人文社会科学系科目群）の単位に代えることができる。

注5：ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから選択できる。「インテンシブ外国語」を履修する場合は，「ベーシック外国語」で選択した言語と同一言語の「インテンシブ外国語」を1年次に選択・履修すること。「インテンシブ外国語」は，「ベーシック外国語」と連動しており，「インテンシブ外国語」のみを履修することはできないため，ドイツ語，フランス語，スペイン語，中国語，韓国語のうちから選択すること。

注6：「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「データサイエンス基礎（Fundamental Data Science）」，「ゼロからはじめるプログラミング（Starting Programming from Scratch）」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注7：展開ゼミ，領域科目，外国語科目，情報・データサイエンス科目，健康スポーツ科目，社会連携科目，基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第四類 健康スポーツ教育学プログラム

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						1年次		2年次		3年次		4年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・「Advanced English for Communication」，「インテンシブ外国語」，「海外語学演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な領域科目（人文社会科学系科目群）の単位に代えることができる。

注5：ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから1言語選択すること。

注6：「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「データサイエンス基礎」，「ゼロからはじめるプログラミング」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注7：展開ゼミ，外国語科目，領域科目，情報・データサイエンス科目，社会連携科目，基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第四類 家政教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)												
							1年次		2年次		3年次		4年次						
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ					
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○												
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2	大学教育入門	2	必修	○											
		教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	○											
		展開ゼミ		(0)		1	自由選択	○											
		領域科目	人文社会科学系科目群		4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
	自然科学系科目群		4		1又は2	選択必修	○	○	○	○									
	外国語科目(注2)	英語(注3)	コミュニケーション基礎		(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○										
						コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○									
			コミュニケーションⅠ		4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○										
						コミュニケーションⅠB	1		○										
			コミュニケーションⅡA			1			○										
			コミュニケーションⅡB			1			○										
			上記4科目から2科目以上																
			－		(0)	Advanced English for Communication	1		自由選択	○	○								
			初修外国語		4	ベーシック外国語Ⅰ(注5)	1	選択必修	○										
						ベーシック外国語Ⅱ(注5)	1		○										
						ベーシック外国語Ⅲ(注5)	1			○									
						ベーシック外国語Ⅳ(注5)	1			○									
					(0)	インテンシブ外国語Ⅰ	1	自由選択	○										
	(0)				インテンシブ外国語Ⅱ	1	自由選択		○										
	(0)	海外語学演習	1	自由選択															
	情報・データサイエンス科目		4	情報・データ科学入門	2	必修	○												
				(注6)	2	選択必修	○	○											
	健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○											
	社会連携科目		(0)		1又は2	自由選択	○	○											
	基盤科目(注7)		2	物理学実験法・同実験Ⅰ	1	選択必修		○											
				物理学実験法・同実験Ⅱ	1			○											
				化学実験法・同実験Ⅰ	1			○											
				化学実験法・同実験Ⅱ	1			○											
				生物学実験法・同実験Ⅰ	1			○											
				生物学実験法・同実験Ⅱ	1			○											
	自由選択科目		10	(注8)	1～3	選択必修	○	○	○	○									
	計		40																

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：教育職員免許状を取得するためには，「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

注5：ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから1言語選択すること。

注6：「データサイエンス基礎」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注7：「物理学実験法・同実験」，「化学実験法・同実験」，「生物学実験法・同実験」のうちから1科目以上選択履修。なお，同一科目の「実験法・同実験Ⅰ（1単位）」と「実験法・同実験Ⅱ（1単位）」を履修すること。ⅠまたはⅡのみの履修は認められない。

注8：展開ゼミ，外国語科目，領域科目，情報・データサイエンス科目，社会連携科目，基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第四類 音楽教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
							1年次		2年次		3年次		4年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

注5：ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択すること。

注6：「コンピュータ・プログラミング」、「知能とコンピュータ」、「データサイエンス基礎」、「ゼロからはじめるプログラミング」、「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注7：展開ゼミ、領域科目、外国語科目、情報・データサイエンス科目、健康スポーツ科目、社会連携科目、基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第四類 美術教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							1年次		2年次		3年次		4年次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち，使用言語が「英語」の授業科目の単位数は，英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：教育職員免許状を取得するためには，「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

注5：「情報・データサイエンス科目」のうち4単位を超えて修得した単位数は，卒業に必要な領域科目（自然科学系科目群）の単位に代えることができる。

注6：ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから1言語選択とする。

注7：「コンピュータ・プログラミング」，「知能とコンピュータ」，「データサイエンス基礎」，「ゼロからはじめるプログラミング」，「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注8：展開ゼミ，領域科目，外国語科目，情報・データサイエンス科目，社会連携科目，基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第五類 教育学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)								
							1年次		2年次		3年次		4年次		
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○								
	大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○								
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○								
		展開ゼミ	(0)		1	自由選択	○								
	領域科目	人文社会科学系科目群	4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○					
		自然科学系科目群	4		1又は2	選択必修	○	○	○	○					
	外国語科目(注2)	英語(注3)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○							
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○						
		コミュニケーションⅠ	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○								
				コミュニケーションⅠB	1		○								
				コミュニケーションⅡA	1			○							
				コミュニケーションⅡB	1			○							
				上記4科目から2科目以上											
			-	(0)	Advanced English for Communication	1	自由選択	○	○						
		初修外国語	4	ベーシック外国語Ⅰ(注5)	1	選択必修	○								
				ベーシック外国語Ⅱ(注5)	1		○								
				ベーシック外国語Ⅲ(注5)	1			○							
				ベーシック外国語Ⅳ(注5)	1			○							
			(0)	インテンシブ外国語Ⅰ	1	自由選択	○								
				インテンシブ外国語Ⅱ	1	自由選択		○							
		(0)	海外語学演習	1	自由選択										
	情報・データサイエンス科目	4	情報・データ科学入門	2	必修	○									
			(注6)	2	選択必修	○	○								
	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○								
	社会連携科目	(0)		1又は2	自由選択	○	○	○	○						
	基盤科目	(0)		1～3	自由選択	○	○	○	○						
	自由選択科目	16	(注7)	1～3	選択必修	○	○	○	○						
	計	46													

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

注5：ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択すること。

注6：「データサイエンス基礎」、「ゼロからはじめるプログラミング」、「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注7：展開ゼミ、領域科目、外国語科目、情報・データサイエンス科目、社会連携科目、基盤科目を対象とする。

教 養 教 育 科 目 履 修 基 準 表

第五類 心理学プログラム

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
							1年次		2年次		3年次		4年次					
							1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ				
教養教育科目	平和科目		2		2	選択必修	○											
	大学教育基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○											
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○											
		展開ゼミ	(0)		1	自由選択	○											
		領域科目	人文社会科学系科目群	4	心理学概論A	2	必修	○										
	心理学概論B				2			○										
		自然科学系科目群	4	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○								
	外国語科目(注2)	英語(注3)	コミュニケーション基礎	6	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	選択必修	○										
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○									
		コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	1	○													
			コミュニケーションⅠB	1	○													
		コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	1		○												
			コミュニケーションⅡB	1		○												
		上記6科目から2科目以上																
			-	(0)	Advanced English for Communication	1	自由選択	○	○									
			初修外国語	(0)		1	自由選択	○	○									
	情報・データサイエンス科目		4	情報・データ科学入門	2	必修	○											
				(注5)	2	選択必修	○	○										
		健康スポーツ科目		(0)		1又は2	自由選択	○	○									
		社会連携科目		(0)		1又は2	自由選択	○	○									
		基盤科目		(0)		1～3	自由選択	○	○	○	○							
		自由選択科目		8	(注6)	1～3	選択必修	○	○	○	○							
		計		32														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の外国語科目に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：・自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

・要修得単位数を超えて修得した領域科目及び社会連携科目のうち、使用言語が「英語」の授業科目の単位数は、英語の卒業要件単位に算入することができる。

注4：「情報・データサイエンス科目」のうち4単位を超えて修得した単位数は、卒業に必要な領域科目(自然科学系科目群)の単位に代えることができる。

注5：「コンピュータ・プログラミング」、「知能とコンピュータ」、「データサイエンス基礎」、「ゼロからはじめるプログラミング」、「教育のためのデータサイエンス」を対象とする。

注6：・展開ゼミ、領域科目、外国語科目、情報・データサイエンス科目、健康スポーツ科目、社会連携科目、基盤科目を対象とする。

別表第2（第7条第3項関係）

学部履修基準

第一類（学校教育系）

○ 初等教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	3 0	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		0		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			6
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			4
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
		社会連携科目		0		
基 盤 科 目			0			
専 門 教 育	専門基礎科目	教職専門科目		5 2	9 8	
		教科専門科目		1 2		
	専門科目	教科又は教職科目		2 8		
	卒業研究		6			
合 計				1 2 8		

専門教育科目履修基準
第一類 初等教育学プログラム

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数		開 設
教 職 専 門 科 目	教職入門	2	5 2	初等教育学プログラムほか
	教育の思想と原理	2		
	教育課程論	2		
	教育と社会・制度	2		
	特別活動指導法	2		
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2		
	道德教育指導法	2		
	児童・青年期発達論	2		
	生徒・進路指導論	2		
	教育相談	2		
	総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別支援教育	1		
	初等国語科教育法	2		
	初等社会科教育法	2		
	算数科教育法	2		
	初等理科教育法	2		
	生活科教育法	2		
	初等音楽科教育法	2		
	図画工作科教育法	2		
	初等体育科教育法	2		
	初等家庭科教育法	2		
	初等外国語教育法	2		
	教育実習	8		
	教職実践演習（幼・小）	2		
教 科 専 門 科 目	初等国語	2	1 2	初等教育学プログラム
	算数	2		
	初等社会	2		
	初等理科	2		
	生活	2		
	初等家庭	2		
	初等音楽	2		
	図画工作	2		
	初等体育	2		
	初等外国語	2		
教 科 又 は 教 職 科 目	介護等体験事前指導	1	2 8	初等教育学プログラム
	選択科目	2 7		第一類～第五類 特別科目（特定プログラム・特別プログラムを含めない。）
卒 業 研 究		6		初等教育学プログラム

<履修上の注意>

- 『教科専門科目』欄の「初等社会」「初等理科」「生活」「初等家庭」「初等音楽」「図画工作」「初等体育」「初等外国語」は、「初等社会」「初等理科」「生活」「初等家庭」から2科目4単位、「初等音楽」「図画工作」「初等体育」「初等外国語」から2科目4単位を修得すること。なお、所定の単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職科目』欄の「選択科目」の単位に含むことができる。
- 『教科又は教職科目』欄の「選択科目」の27単位は、第一類～第五類及び特別科目で開設されている教育職員免許法上の「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」「大学が独自に設定する科目」の中から選択することができる。
 なお、「学習開発学入門」「初等教育と実践」「初等教育と研究」も上記の単位数に含むことができる。
- 教職実践演習（幼・小）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。
- 『卒業研究』は、「初等教育研究法Ⅰ・Ⅱ」の2単位と「卒業論文」4単位を履修すること。
 なお、『卒業研究』6単位は、同一類内又は第二類～第五類の他プログラムで開設されている『卒業研究』6単位又は8単位で代えることができる。ただし、その場合は他のプログラムの指定に従って履修しなければならない。

第一類 初等教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修
履修セマスタの○印は標準履修セマスタ

教職専門科目

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
教 育 学 及 び 心 理 学	教職入門	②		○							教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	
	教育の思想と原理	②			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教育課程論	②				○					教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
	教育と社会・制度	②				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
	特別活動指導法	②			○						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	②					○				教育の方法及び技術、情報通信技術 を活用した教育の理論及び方法	
	道徳教育指導法	②					○				道徳の理論及び指導法	
	児童・青年期発達論	②			○						幼児、児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程	
	生徒・進路指導論	②					○				生徒指導の理論及び方法、進路指導 及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談	②					○				教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法	
	総合的な学習の時間の指導法	①						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	①					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び 生徒に対する理解	
教 科 教 育 法	初等国語科教育法	②				○					教科(国語)の指導法	
	初等社会科教育法	②					○				教科(社会)の指導法	
	算数科教育法	②					○				教科(算数)の指導法	
	初等理科教育法	②				○					教科(理科)の指導法	
	生活科教育法	②				○					教科(生活)の指導法	
	初等音楽科教育法	②					○				教科(音楽)の指導法	
	図画工作科教育法	②					○				教科(図画工作)の指導法	
	初等体育科教育法	②					○				教科(体育)の指導法	
	初等家庭科教育法	②					○				教科(家庭)の指導法	
	初等外国語教育法	②				○					教科(外国語)の指導法	
教 育 実 習	小学校教育実習入門	②	○								教育実習(事前指導)	
	小学校教育実習観察	1				○					教育実習(事前指導)	
	教育実習指導A	①					○				教育実習(事前指導)	
	小学校教育実習I	⑤						○			教育実習(小学校本免用)	
教 職 実 践 演 習	教職実践演習(幼・小)	②								○	教職実践演習	

教科専門科目

区分	授 業 科 目	開 単 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
教 科 専 門 科 目	初等国語	②			○						国語（書写を含む。）	
	算数	②		○							算数	
	初等社会	2	④	○							社会	
	初等理科	2			○						理科	
	生活	2				○					生活	
	初等家庭	2			○						家庭	
	初等音楽	2	④				○				音楽	
	図画工作	2					○				図画工作	
	初等体育	2				○					体育	
	初等外国語	2					○				外国語	

教科又は教職専門科目

区分	授 業 科 目	開 単 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
	介護等体験事前指導	①			○						大学が独自に設定する科目	
	言語障害教育総論	2						○			〃	
	L D等教育総論	2			○						〃	
	重複障害教育総論	2					○				〃	
教 職 選 択 科 目	外国人児童・生徒の教育	2	○								教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	学習指導・評価論	2						○			教育の方法及び技術（情報機器及び教材 の活用を含む。）	
	学校教育総論	2							○		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	野外活動実践	2	○								特別活動の指導法	
	野外教育実践	2		○							〃	
	地域教育実践Ⅰ	4	○	○							〃	
	地域教育実践Ⅱ	4			○	○					〃	
	地域教育実践支援実習Ⅰ	4					○	○			教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）	
	地域教育実践支援実習Ⅱ	4							○	○	〃	
	子どもの学び支援実習Ⅰ	4	○	○							教育相談（カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。）の理論及び方法	
	子どもの学び支援実習Ⅱ	4			○	○					〃	
	子どもの学び支援実習Ⅲ	4					○	○			〃	
	子どもの学び支援実習Ⅳ	4							○	○	〃	
	子どものこころ支援実習Ⅰ	4			○	○					〃	
	子どものこころ支援実習Ⅱ	4					○	○			〃	
	子どものこころ支援実習Ⅲ	4							○	○	〃	

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
教 職 選 択 科 目	幼児教育課程論	2				○					教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	幼児教育方法論	2			○						教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	幼児理解・教育相談	2					○				幼児理解の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	幼小連携・接続論	2		○							大学が独自に設定する科目	
	学習開発学入門	2			○							
	初等教育カリキュラム開発論	2			○						教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	初等国語科学学習指導論	2						○			教科（国語）の指導法	
	初等社会科学学習指導論	2						○			教科（社会）の指導法	
	算数科学学習指導論	2							○		教科（算数）の指導法	
	初等理科学学習指導論	2					○				教科（理科）の指導法	
	生活科学学習指導論	2					○				教科（生活）の指導法	
	初等音楽科学学習指導論	2		○							教科（音楽）の指導法	
	図画工作科学学習指導論	2				○					教科（図画工作）の指導法	
	初等体育科学学習指導論	2				○					教科（体育）の指導法	
	初等家庭科学学習指導論	2				○					教科（家庭）の指導法	
	初等外国語学習指導論	2					○				教科（外国語）の指導法	
教 科 選 択 科 目	初等教育と実践	2							○			
	初等教育と研究	2							○	○		

卒業研究

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
卒 業 研 究	初等教育研究法Ⅰ	①					○					
	初等教育研究法Ⅱ	①						○				
	卒業論文	④										

学 部 履 修 基 準

第 一 類 （ 学 校 教 育 系 ）

○ 特別支援教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	2 9	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		0		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			(0)
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
社会連携科目		(0)				
基 盤 科 目			(0)			
自 由 選 択 科 目			5			
専 門 教 育	専門基礎科目	教職専門科目		4 9	1 0 3	
		教科専門科目		1 0		
	専門科目	特別支援教育に関する専門科目		3 8		
	卒 業 研 究		6			
合 計				1 3 2		

専門教育科目履修基準
第一類 特別支援教育学プログラム

履修内容		要修得単位数	開設
教 職 専 門 科 目	教職入門	2	初等教育学プログラムほか
	教育の思想と原理	2	
	教育課程論	2	
	教育と社会・制度	2	
	特別活動指導法	2	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2	
	道德教育指導法	2	
	児童・青年期発達論	2	
	生徒・進路指導論	2	
	教育相談	2	
	総合的な学習の時間の指導法	1	
	特別支援教育	1	
	初等国語科教育法	2	
	初等社会科教育法	2	
	算数科教育法	2	
	初等理科教育法	2	
	生活科教育法	2	
	初等音楽科教育法	2	
	図画工作科教育法	2	
	初等体育科教育法	2	
	初等家庭科教育法	2	
	初等外国語教育法	2	
	教職実践演習（幼・小）	2	
	教育実習指導A	1	
	小学校教育実習Ⅰ	4	
教 科 専 門 科 目	初等国語	2	初等教育学プログラム
	算数	2	
	初等社会	2	
	初等理科	2	
	生活	2	
	初等家庭	2	
	初等音楽	2	
	図画工作	2	
	初等体育	2	
	初等外国語	2	
特 別 支 援 教 育 に 関 する 専 門 科 目	基礎理論	2	特別支援教育学プログラム
	心理、生理及び病理	10	
	教育課程及び指導法	10	
	免許領域以外の領域科目	5	
	特別支援教育に関する選択科目	8	
	特別支援教育実習	3	
卒業研究		6	特別支援教育学プログラム

＜履修上の注意＞

1. 「特別支援教育に関する選択科目」については、次のように履修すること。

(1) 視覚障害教育領域の「心理、生理及び病理」および「教育課程及び指導法」に関する科目の中から4単位以上。

(2) 聴覚障害教育領域の「心理、生理及び病理」および「教育課程及び指導法」に関する科目の中から4単位以上。

2. 教職実践演習（幼・小）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

3. 「発展科目」は、免許取得の要件には含まれない。

第一類 特別支援教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

特別支援教育に関する専門科目

区分	授業科目	開単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
基礎理論	特別支援教育総論	②	○								特別支援教育の基礎理論に関する科目	
心理、 生理及び病理	大脳生理・病理	2			○						心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
	視覚障害心理・生理	②	○								〃	
	視覚障害測定・評価演習	1				○					〃	
	聴覚障害心理・生理	②	○								〃	
	聴覚障害測定・評価演習	1			○						〃	
	知的障害心理・生理	②	○								〃	
	知的障害測定・評価演習	1			○						〃	
	肢体不自由心理・生理	②		○							〃	
	病弱心理・生理	②			○						〃	
教育課程及び指導法	視覚障害教育基礎論	②		○							心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ	2			○						〃	
	点字の理論と実際Ⅰ	2				○					〃	
	視覚障害「自立活動」指導法Ⅱ	2						○			〃	
	点字の理論と実際Ⅱ	2					○				〃	
	聴覚障害教育基礎論	②		○							〃	
	聴覚障害「自立活動」指導法	2			○						〃	
	聴覚障害教育授業法Ⅰ	2				○					〃	
	聴覚障害コミュニケーションⅠ	2				○					〃	
	聴覚障害コミュニケーションⅡ	2					○				〃	
	知的障害教育基礎論	②		○							〃	
	知的障害指導法Ⅰ	2				○					〃	
	知的障害指導法Ⅱ	2					○				〃	
	肢体不自由教育基礎論	②			○						〃	
	肢体不自由指導法Ⅰ	2				○					〃	
	肢体不自由指導法Ⅱ	2					○				〃	
	病弱教育基礎論	②			○						〃	
	病弱指導法Ⅰ	2						○			〃	
	病弱指導法Ⅱ	2							○		〃	
免許領域以外 の領域科目	言語障害教育総論	②						○			免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	
	LD等教育総論	②			○						〃	
	重複障害教育総論	②					○				〃	
	特別支援教育支援技術総論	2						○			〃	

区 分	授 業 科 目	開 単 設 位 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
発 展 科 目	視覚管理	2						○				
	視覚障害教材作成法	2							○			
	視覚障害教育授業法	2					○					
	聴覚障害教育授業法Ⅱ	2					○					
	聴覚障害乳幼児指導法	2						○				隔年開講
	特別支援教育教材開発演習	1				○						
	知的障害職業教育実践演習	1				○						
	知的障害測定・評価実践演習	2						○				
	学びのユニバーサルデザイン入門	2						○				
特 別 支 援 教 育 実 習	特別支援学校教育実習入門	1	○									
	特別支援学校教育実習観察	1				○						
	特別支援学校教育実習	③						○			心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	
	特別支援学級教育演習	1								○		
卒 業 研 究	特別支援教育研究法Ⅰ	①					○					
	特別支援教育研究法Ⅱ	①						○				
	卒業論文	④										

学 部 履 修 基 準

第 二 類 (科学文化教育系)

○ 理科教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	4 0	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会学科系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			6
			初修外国語			(0)
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
		社会連携科目		(0)		
基 盤 科 目			8			
自 由 選 択 科 目			6			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			1 6	8 8	
	専 門 科 目			4 0		
	専 門 選 択 科 目			2 6		
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究			6		
合 計				1 2 8		

専門教育科目履修基準
第二類 理科教育学プログラム

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数		開 設
専 門 基 礎 科 目	自然システム（理科）教育法Ⅰ	2	1 6	理科教育学プログラム
	自然システム（理科）教育法Ⅱ	2		
	自然システムの理解（物理）	2		
	自然システムの理解（化学）	2		
	自然システムの理解（生物）	2		
	自然システムの理解（地学）	2		
	自然システム理解実験（物理）	1		
	自然システム理解実験（化学）	1		
	自然システム理解実験（生物）	1		
	自然システム理解実験（地学）	1		
専 門 科 目	自然システム（理科）教育実践論	2	4 0	
	理科カリキュラム論	2		
	力とエネルギーのリテラシーⅠ	2		
	力とエネルギーのリテラシーⅡ	2		
	物質と反応のリテラシーⅠ	2		
	物質と反応のリテラシーⅡ	2		
	生物とその多様性のリテラシーⅠ	2		
	生物とその多様性のリテラシーⅡ	2		
	宇宙と地球のリテラシーⅠ	2		
	宇宙と地球のリテラシーⅡ	2		
	科学教育史	6		
	比較科学教育論			
	科学教育デザイン論			
	科学教育教材メディアデザイン論			
	理科教育評価論			
	理科授業プランニング論			
	理科教材プランニング論	8		
	物理教材内容論Ⅰ			
	物理教材内容論Ⅱ			
	物理教材内容論Ⅲ			
	化学教材内容論Ⅰ			
	化学教材内容論Ⅱ			
	化学教材内容論Ⅲ			
生物教材内容論Ⅰ				
生物教材内容論Ⅱ				
生物教材内容論Ⅲ				
地学教材内容論Ⅰ				

専 門 科 目	地学教材内容論Ⅱ		理科教育学プログラム
	地学教材内容論Ⅲ		
	物理教材内容演習	4	
	化学教材内容演習		
	生物教材内容演習		
	地学教材内容演習		
	物理教材内容実験	2	
	化学教材内容実験		
	生物教材内容実験		
	地学教材内容実験		
専 門 選 択 科 目		26	教 育 学 部 ほ か
自 由 選 択 科 目			
卒 業 研 究		6	理科教育学プログラム

＜履修上の注意＞

- 『卒業研究』の6単位については、「自然システム教育研究法」2単位と「卒業論文」4単位を充てること。
- 『自由選択科目』の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、26単位まで認める。
- 『専門科目』のうち40単位を超えて修得した単位数は、『自由選択科目』の修得単位数に含めることができる。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

第二類 理科教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授 業 科 目	開 単 位 数 設	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 基 礎 科 目	自然システム（理科）教育法Ⅰ	②			○						教科の指導法（理科）	
	自然システム（理科）教育法Ⅱ	②				○					〃	
	自然システムの理解（物理）	②	○								物理学	
	自然システムの理解（化学）	②	○								化学	
	自然システムの理解（生物）	②	○								生物学	
	自然システムの理解（地学）	②	○								地学	
	自然システム理解実験（物理）	①				○					物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験	
	自然システム理解実験（化学）	①				○					〃	
	自然システム理解実験（生物）	①			○						〃	
	自然システム理解実験（地学）	①			○						〃	
専 門 科 目	自然システム（理科）教育実践論	②					○				教科の指導法（理科）	
	科学教育史	2					○				大学が独自に設定する科目	
	比較科学教育論	2				○					〃	
	科学教育デザイン論	2							○		〃	
	科学教育教材メディアデザイン論	2							○		〃	
	理科カリキュラム論	②			○						教科の指導法（理科）	
	理科教育評価論	2						○			大学が独自に設定する科目	
	理科授業プランニング論	2				○					教科の指導法（理科）	
	理科教材プランニング論	2					○				〃	
	力とエネルギーのリテラシーⅠ	②		○							物理学	
	力とエネルギーのリテラシーⅡ	②			○						〃	
	物質と反応のリテラシーⅠ	②		○							化学	
	物質と反応のリテラシーⅡ	②			○						〃	
	生物とその多様性のリテラシーⅠ	②		○							生物学	
	生物とその多様性のリテラシーⅡ	②			○						〃	
	宇宙と地球のリテラシーⅠ	②		○							地学	
	宇宙と地球のリテラシーⅡ	②			○						〃	

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	物理教材内容論Ⅰ	2				○					物理学	
	物理教材内容論Ⅱ	2					○				〃	
	物理教材内容論Ⅲ	2						○			〃	
	化学教材内容論Ⅰ	2				○					化学	
	化学教材内容論Ⅱ	2					○				〃	
	化学教材内容論Ⅲ	2						○			〃	
	生物教材内容論Ⅰ	2				○					生物学	
	生物教材内容論Ⅱ	2					○				〃	
	生物教材内容論Ⅲ	2						○			〃	
	地学教材内容論Ⅰ	2				○					地学	
	地学教材内容論Ⅱ	2					○				〃	
	地学教材内容論Ⅲ	2						○			〃	
	物理教材内容演習	2					○				物理学	
	化学教材内容演習	2					○				化学	
	生物教材内容演習	2					○				生物学	
	地学教材内容演習	2					○				地学	
	物理教材内容実験	2						○			物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験	
	化学教材内容実験	2						○			〃	
	生物教材内容実験	2						○			〃	
	地学教材内容実験	2						○			〃	

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
	サイエンスミュージアム教育論	2							○			
	機器分析化学	2							○			理学部
	分子遺伝学A	2							○			理学部
	細胞生物学A	2							○			理学部
	日本環境地誌	2								○		総合科学部
自 由 選択科目	本プログラム、本学部他プログラム、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	自然システム教育研究法	①・①					○	○				
	卒業論文	④										

学 部 履 修 基 準

第 二 類 (科学文化教育系)

○ 数学教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	4 2	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			2
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
		社会連携科目		0		
基 盤 科 目			8			
自 由 選 択 科 目			8			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			2 2	8 2	
	専 門 科 目			1 6		
	専 門 選 択 科 目			3 6		
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究			8		
合 計				1 2 4		

専門教育科目履修基準
第二類 数学教育学プログラム

履 修 内 容			要 修 得 単 位 数		開 設
専 門 基 礎 科 目	I	数学教育学	6	2 2	数学教育学プログラム
	II	代数学	4		
	III	幾何学	4		
	IV	解析学	4		
	V	確率論・統計学	2		
	VI	コンピュータ	2		
専 門 科 目			1 6		教 育 学 部 ほ か
専 門 選 択 科 目			3 6		
自 由 選 択 科 目					
卒 業 研 究			8		数学教育学プログラム

<履修上の注意>

- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、36単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

第二類 数学教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門基礎科目	I	数学教育学概論Ⅰ	②		○						教科の指導法（数学）	
		数学教育学概論Ⅱ	②			○					〃	
		数学教育方法論	②	○							〃	
	II	代数学概論Ⅰ	②		○						代数学	
		代数学概論Ⅱ	②			○					〃	
	III	幾何学概論Ⅰ	②		○						幾何学	
		幾何学概論Ⅱ	②			○					〃	
	IV	解析学概論Ⅰ	②		○						解析学	
		解析学概論Ⅱ	②			○					〃	
	V	数理統計学概論	②		○						「確率論、統計学」	
	VI	コンピュータ基礎論	②		○						コンピュータ	総合科学部
専門科目	I	数学教育カリキュラム論	2				○				教科の指導法（数学）	
		数学教育学原論	2						○		〃	
		数学教育学研究	2					○			〃	
	II	代数学研究法	2				○				代数学	
		代数学A	2						○		〃	理学部
		代数学B	2							○	〃	理学部
		代数内容研究	2					○			〃	
	III	幾何学研究法	2				○				幾何学	
		幾何学A	2						○		〃	理学部
		幾何学B	2							○	〃	理学部
		幾何内容研究	2					○			〃	
	IV	解析学研究法	2				○				解析学	
		解析学A	2						○		〃	理学部
		解析学C	2							○	〃	理学部
		解析内容研究	2					○			〃	
	V	確率・統計A	2				○				「確率論、統計学」	理学部
		確率・統計B	2					○			〃	理学部
		統計的検定	2				○				〃	情報科学部

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道德教育指導法	2					○				道德の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
自 由 選択科目	本プログラム、本学部他プログラム、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	数学教育実践研究	2	②						○			
	代数教育内容研究	2							○			
	幾何教育内容研究	2							○			
	解析教育内容研究	2							○			
	卒業論文	⑥										

学 部 履 修 基 準

第 二 類 (科学文化教育系)

○ 技術情報教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数	
教 養 教 育	平 和 科 目			2	3 8
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2	
		教養ゼミ		2	
		展開ゼミ		(0)	
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	4	
			自然科学系科目群	4	
		外国語科目	英 語	4	
			初修外国語	(0)	
		情報・データサイエンス科目		4	
		健康スポーツ科目		2	
		社会連携科目		(0)	
基 盤 科 目			(0)		
自 由 選 択 科 目			1 4		
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			3 8	9 0
	専 門 科 目			1 6	
	専 門 選 択 科 目			3 0	
	自 由 選 択 科 目				
	卒 業 研 究			6	
合 計				1 2 8	

専門教育科目履修基準

第二類 技術情報教育学プログラム

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数		開 設
専 門 基 礎 科 目	技術教育概論Ⅰ	2	38	技術情報教育学プログラム
	情報教育論Ⅰ	2		
	木材活用概論	2		
	金属活用概論	2		
	機械活用概論	2		
	電気電子活用概論Ⅰ	2		
	情報活用概論Ⅰ	2		
	情報活用概論Ⅱ	2		
	メカトロニクス創造実習	2		
	選択専門基礎科目	20		
専 門 科 目		16		教 育 学 部 ほ か
専 門 選 択 科 目		30		
自 由 選 択 科 目				
卒 業 研 究		6		技術情報教育学プログラム

＜履修上の注意＞

- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、30単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

第二類 技術情報教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 基 礎 科 目	技術教育概論Ⅰ	②			○						教科の指導法（技術）	
	情報教育論Ⅰ	②			○						教科の指導法（情報）	
	木材活用概論	②		○							材料加工（実習を含む。）， 工業の関係科目	
	金属活用概論	②		○							〃，〃	
	機械活用概論	②			○						機械・電気（実習を含む。），〃	
	電気電子活用概論Ⅰ	②			○						〃，〃	
	情報活用概論Ⅰ	②	○								コンピュータ・情報処理	
	情報活用概論Ⅱ	②	○								〃	
	メカトロニクス創造実習	②					○				機械・電気（実習を含む。）， 工業の関係科目	
	メカトロニクス基礎実習	2				○					〃，〃	
	ハードウェア概論	2				○					情報とコンピュータ，〃	
	木材活用教材演習Ⅰ	1			○						材料加工（実習を含む。），〃	
	金属活用教材演習Ⅰ	1			○						〃，〃	
	メカトロニクス教材演習	1	○								機械・電気（実習を含む。），〃	
	電気電子活用概論Ⅱ	2				○					〃，〃	
	ハードウェア教材演習	1		○							情報とコンピュータ，〃	
	技術教育概論Ⅱ	2				○					教科の指導法（技術）	
	情報教育論Ⅱ	2					○				教科の指導法（情報）	
	情報システム概論	2			○						情報システム	
	情報ネットワーク概論	2				○					情報通信ネットワーク	
	マルチメディアの活用	2						○			マルチメディア表現・マルチメディア技術	
	プログラミングの学習	2				○					コンピュータ・情報処理	
	教育現場の問題解決に向けたデータ活用・データサイエンス	2				○					〃	
	情報活用概論Ⅲ	2		○							〃	
	技術教育プランニング論	2					○				教科の指導法（技術）	
	技術教育方法・評価論	2				○					〃	

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	工業科教育方法論Ⅰ	2				○					教科の指導法（工業）	
	工業科教育方法論Ⅱ	2					○				〃	
	情報教育プランニング論	2						○			教科の指導法（情報）	
	職業指導	2							○		職業指導	
	木材機械加工概論	2					○				材料加工（実習を含む。） 工業の関係科目	
	木材活用教材演習Ⅱ	1				○					〃 ， 〃	
	木材活用教材演習Ⅲ	1						○			〃 ， 〃	
	基礎製図	1			○						〃 ， 〃	
	金属機械加工概論	2						○			〃 ， 〃	
	金属活用教材演習Ⅱ	1					○				〃 ， 〃	
	メカトロニクス設計製図	1				○					機械・電気（実習を含む。） 、 〃	
	エネルギー活用論	2				○					〃 ， 〃	
	工業教育の数理	2		○							工業の関係科目	
	栽培活用概論	2					○				生物育成 ， 工業の関係科目	
	栽培活用教材演習	1						○			〃 ， 〃	
	情報社会論	2			○						情報社会（職業に関する内容を 含む。）・情報倫理	
	アルゴリズム論	2			○						コンピュータ・情報処理	
	システム制御Ⅰ	2			○						〃	工学部
	システム制御Ⅱ	2				○					〃	工学部
	デジタル制御	2					○				〃	
	モデリングとシミュレーション	2						○			〃	
	データベース	2				○					情報システム	情報科学部
	情報と職業	2					○				情報社会（職業に関する内容を 含む。）・情報倫理	
	ハードウェア研究法	2							○		コンピュータ・情報処理	
	ネットワーク研究法	2							○		情報通信ネットワーク	
	マルチメディア研究法	2							○		マルチメディア表現・マルチメ ディア技術	
	技術教育研究法	2						○			教科の指導法（技術）	

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
自 由 選択科目	本プログラム、本学部他プログラム、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	卒業論文	⑥										

学 部 履 修 基 準

第 二 類 (科学文化教育系)

○ 社会認識教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	3 2	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			(0)
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
		社会連携科目		(0)		
基 盤 科 目			(0)			
自 由 選 択 科 目			8			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			1 6	9 6	
	専 門 科 目			4 0		
	専 門 選 択 科 目			3 2		
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究			8		
合 計				1 2 8		

専門教育科目履修基準

第二類 社会認識教育学プログラム

履 修 内 容				要 修 得 単 位 数	開 設
専 門 基 礎 科 目 ・ 専 門 科 目	社会認識教育学			6	社会認識教育学プログラムほか
	社会認識内容学	I	地理認識内容学	2	
		II	歴史認識内容学	4	
		III	市民性内容学	2	
		IV	社会科学認識内容学	2	
	選択科目			4 0	
専 門 選 択 科 目			3 2	教 育 学 部 ほ か	
自 由 選 択 科 目					
卒 業 研 究			8	社会認識教育学プログラム	

<履修上の注意>

- 『専門基礎科目・専門科目』欄の「社会認識教育学」6単位は、「社会認識教育学概論」（必修）2単位と「社会認識教育学」の中から4単位を修得すること。
- 『専門基礎科目・専門科目』欄の「社会認識内容学」は、開設授業科目表に示すⅠ～Ⅳの科目の中から、それぞれ指定された単位を修得すること。
- 『専門基礎科目・専門科目』は、専門基礎科目16単位、専門科目40単位以上修得すること。
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、32単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

第二類 社会認識教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門 基礎 科目	社会認識教育学	社会認識教育学概論	②	○								
		社会科教育論	2		○						教科の指導法（社会）	
		地理歴史科教育論	2			○					教科の指導法（社会，地歴）	
		公民科教育論	2			○					教科の指導法（社会，公民）	
	I	地理学概説Ⅰ	2		○						地理学（地誌を含む。），人文地理学・自然地理学	
		地理学概説Ⅱ	2	○							〃， 〃	
	II	日本史概説	2	○							日本史・外国史，日本史	
		世界史概説	2		○						〃，外国史	
	III	倫理学概説	2			○					「哲学、倫理学、宗教学」，「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
		哲学概論Ⅰ	2		○						〃， 〃	文学部
		哲学概論Ⅱ	2			○					〃， 〃	文学部
	IV	法学概説	2	○							「法学、政治学」，「法学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	
		政治学原論	2		○						〃， 〃	法学部
		現代法政策論	2			○					〃， 〃	総合科学部
		経済学概説	2	○							「社会学、経済学」，「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
		社会学Ⅰ	2			○					〃， 〃	法学部
		社会学Ⅱ	2			○					〃， 〃	法学部
		社会学方法論	2			○					〃， 〃	総合科学部
		環境経済論	2			○					〃， 〃	総合科学部
		社会生態人類学	2		○						〃， 〃	総合科学部
	専門 科目	社会認識教育学	社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論	2				○			教科の指導法（社会，地歴）	
			社会系（公民）カリキュラムデザイン論	2				○			教科の指導法（社会，公民）	
			社会系（地理歴史）教科指導法	2		○					教科の指導法（社会，地歴）	
			社会系（公民）教科指導法	2		○					教科の指導法（社会，公民）	
		I	自然地理学研究	2				○			地理学（地誌を含む。），人文地理学・自然地理学	
			人文地理学研究	2				○			〃， 〃	
			自然地理学実習	1			○				〃， 〃	
			世界地誌	2			○				〃，地誌	
			地域研究法Ⅰ	2				○			〃， 〃	
			地域研究法Ⅱ	2				○			〃， 〃	
			人文地理学実習	1				○			地理学（地誌を含む。），人文地理学・自然地理学	
			日本環境地誌	2			○				〃，地誌	総合科学部
			ヨーロッパ環境地誌	2		○					〃，地誌	総合科学部
			地理情報システム学	2				○			〃，人文地理学・自然地理学	文学部
			地理情報システム学実習	1			○				〃， 〃	文学部

区分	授業科目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	Ⅱ	日本中世研究A	2			○					日本史・外国史, 日本史	文学部
		日本中世研究B	2				○					文学部
		日本中世研究C	2					○				文学部
		日本中世研究D	2						○			文学部
		考古学概説	2			○					日本史・外国史, 日本史	文学部
		社寺建築学研究	2			○					〃, 〃	文学部
		文字資料解析学A	2			○					〃, 〃	文学部
		文字資料解析学B	2				○				〃, 〃	文学部
		中国経済史研究A	2			○					〃, 〃	文学部
		地中海地域システム研究	2			○					〃, 〃	文学部
		地中海社会史研究	2			○					〃, 〃	文学部
		アジア海域システム研究A(東洋史)	2			○					〃, 〃	文学部
		東アジア地域システム研究A	2			○					〃, 〃	文学部
		異文化交流史研究(西洋史)	2			○					〃, 〃	文学部
		ヨーロッパ海域システム研究	2				○				〃, 〃	文学部
	Ⅲ	現代倫理研究	2			○					「哲学、倫理学、宗教学」, 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
		応用倫理学研究	2					○			〃, 〃	
		現代倫理学演習	2						○		〃, 〃	
		仏教学概説	2				○				〃, 〃	文学部
	Ⅳ	国際法 1	2			○					「法律学、政治学」, 「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	法学部
		国際法 2	2				○				〃, 〃	法学部
		現代司法論	2			○					〃, 〃	
		法学研究	2					○			〃, 〃	
		法比較研究	2						○		〃, 〃	
		国際政治学	2			○					〃, 〃	法学部
		国際政治経済学	2					○			〃, 〃	法学部
		中国政治史研究 A	2			○					〃, 〃	文学部
		中国政治史研究 B	2				○				〃, 〃	文学部
		社会調査論	2			○					「社会学、経済学」, 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	法学部
		経済学各論Ⅰ	2			○					〃, 〃	
		経済学各論Ⅱ	2				○				〃, 〃	
		経済学各論Ⅲ	2					○			〃, 〃	
		国際経済学 1	2			○					〃, 〃	経済学部
		国際経済学 2	2				○				〃, 〃	経済学部

区 分	授 業 科 目	開 単 位 数 設	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
	教職実践演習	2								○	教職実践演習	
	平和情報発信演習（戦争と平和の教育学）Ⅰ	1	○									
	平和情報発信演習（戦争と平和の教育学）Ⅱ	1		○								
自 由 選択科目	本プログラム、本学部他プログラム、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒 業 研 究	社会認識教育研究演習	2							○			
	地理内容研究演習	2							○			
	倫理内容研究演習	2							○			
	経済内容研究演習	2							○			
	法内容研究演習	2							○			
	卒業論文	⑥										

学 部 履 修 基 準

第 三 類 (言語文化教育系)

○ 国語文化教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	3 4	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			4
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
社会連携科目		(0)				
基 盤 科 目			0			
自 由 選 択 科 目			6			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			4	9 4	
	専 門 科 目	発展科目Ⅰ		1 6		
		発展科目Ⅱ		3 4		
	専 門 選 択 科 目			3 2		
	自 由 選 択 科 目					
卒 業 研 究			8			
合 計				1 2 8		

専門教育科目履修基準

第三類 国語文化教育学プログラム

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数		開 設
専 門 基 礎 科 目	国語文化基礎ゼミⅠ	2	4	国語文化教育学プログラム
	国語文化基礎ゼミⅡ	2		
専 門 科 目 I	国語教育学概論Ⅰ	2	50	国語文化教育学プログラム
	国語教育学概論Ⅱ	2		
	国語文化概論A（国語文化とことば）	2		
	国語文化概論B（国語文化と文学）	2		
	国語文化概論C（国語文化と漢文）	2		
	国語文化概論D（国語文化と書写書道）	2		
	国語文化の歴史A（国語の歴史）	2		
	国語文化の歴史B（国文学の歴史）	2		
	発 展 科 目 Ⅱ		34	
専 門 選 択 科 目		32		教 育 学 部 ほ か
自 由 選 択 科 目				
卒 業 研 究		8		国語文化教育学プログラム

＜履修上の注意＞

- 『卒業研究』の「国語文化研究法」（Ⅰ～Ⅱ＝教育系，Ⅲ～Ⅶ＝言語・文学系）は，卒業論文における研究領域に応じて1科目を選択履修すること。（2科目まで履修可能で2科目目の履修単位は専門教育「自由選択科目」単位として認める。）
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は，32単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには，原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし，教職実践演習を受講するセメスターまでに，教育実習の単位を修得できない場合は，同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に，履修を認める。

第三類 国語文化教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門 基礎科目	国語文化基礎ゼミⅠ	②		○								
	国語文化基礎ゼミⅡ	②		○								
専 門 科 展 目	発展科目Ⅰ	国語教育学概論Ⅰ	②		○						教科の指導法（国語）	
		国語教育学概論Ⅱ	②			○					〃	
		国語文化概論A（国語文化とことば）	②	○							国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	
		国語文化概論B（国語文化と文学）	②	○							国文学（国文学史を含む。）	
		国語文化概論C（国語文化と漢文）	②		○						漢文学	
		国語文化概論D（国語文化と書写書道）	②		○						書道（書写を中心とする。）	
		国語文化の歴史A（国語の歴史）	②		○						国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	
		国語文化の歴史B（国文学の歴史）	②		○						国文学（国文学史を含む。）	
	発展科目Ⅱ	国語科学習開発論	2			○					教科の指導法（国語）	
		国語科教材研究演習	2			○					〃	
		国語科教育方法論	2				○				〃	
		国語教育史	2					○			大学が独自に設定する科目	
		国語科教育評価論	2					○			〃	
		現代国語文化演習A（国語学分野）	2		○						国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	
		古代国語文化演習A（国語学分野）	2			○					〃	
		古代国語文化研究A（国語学分野）	2					○			〃	
		現代国語文化研究A（国語学分野）	2				○				〃	
		現代国語文化演習B（国文学分野）	2		○						国文学（国文学史を含む。）	
		古代国語文化演習B（国文学分野）	2			○					〃	
		古代国語文化研究B（国文学分野）	2					○			〃	
		現代国語文化研究B（国文学分野）	2				○				〃	
		国語文化の歴史C（漢文学の歴史）	2			○					漢文学	
		漢字漢語文化研究	2					○			〃	
		書写書道演習	2			○					書道（書写を中心とする。）	
		国語文化の歴史D（書写書道の歴史）	2				○					
		古代文学概説	2			○					国文学（国文学史を含む。）	文学部
		古代文学演習Ⅰ	2		○						〃	文学部
		古代文学研究法	2				○				〃	文学部

区 分		授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
				1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	発 展 科 目 Ⅱ	中世近世文学概説	2			○						国文学（国文学史を含む。）	文学部
		中世近世文学演習Ⅰ	2				○					〃	文学部
		中世近世文学研究法	2						○			〃	文学部
		中国古典散文演習	2			○						漢文学	文学部
		中国古典韻文演習	2				○					〃	文学部
専 門 選 択 科 目		教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務 内容（チーム学校運営への対応を 含む。）	
		教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
		児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
		教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項(学校と地域との 連携及び学校安全への対応を 含む。)	
		教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方 法(カリキュラム・マネジメン トを含む。)	
		道德教育指導法	2					○				道德の理論及び指導法	
		特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
		教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信 技術を活用した教育の理論及 び方法	
		生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路 指導及びキャリア教育の理論 及び方法	
		教育相談	2						○			教育相談(カウンセリングに関 する基礎的な知識を含む。) の 理論及び方法	
		総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
		特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児 童及び生徒に対する理解	
		中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
		中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
		教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
		中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
		中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
		教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	
		介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
自 由 選 択 科 目		本プログラム、本学部他プログラ ム、特別科目及び他学部等が開設 する専門教育科目（副専攻プログラ ム及び特定プログラムを含む。）											

区 分	授 業 科 目	開 単 設 位 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
卒業研究	国語文化研究法Ⅰ	2					○					
	国語文化研究法Ⅱ	2					○					
	国語文化研究法Ⅲ	2					○					
	国語文化研究法Ⅳ	2	②				○					
	国語文化研究法Ⅴ	2					○					
	国語文化研究法Ⅵ	2					○					
	国語文化研究法Ⅶ	2					○					
	卒業論文ゼミ	②						○				
	卒業論文	④										

学 部 履 修 基 準

第 三 類 (言語文化教育系)

○ 英語文化教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	4 2	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領 域 科 目	人文社会科学系科目群			8
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			6
			初修外国語			4
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
社会連携科目		(0)				
基 盤 科 目			0			
自 由 選 択 科 目			8			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			1 8	8 6	
	専 門 科 目			2 8		
	専 門 選 択 科 目			3 2		
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究			8		
合 計				1 2 8		

専門教育科目履修基準

第三類 英語文化教育学プログラム

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数		開 設
専 門 基 礎 科 目	英語教育学概論Ⅰ	2	1 8	英語文化教育学プログラム
	英語教育学概論Ⅱ	2		
	英語学概説Ⅰ	2		
	英語学概説Ⅱ	2		
	英語文学概説	2		
	英語コミュニケーション演習Ⅰ	2		
	英語コミュニケーション演習Ⅱ	2		
	コミュニケーションライティングⅠ	2		
	英語教育のための異文化理解	2		
専 門 科 目		2 8		教 育 学 部 ほ か
専 門 選 択 科 目		3 2		教 育 学 部
自 由 選 択 科 目				教 育 学 部 ほ か
卒 業 研 究		8		英語文化教育学プログラム

＜履修上の注意＞

- 『卒業研究』の8単位は、「英語教育研究Ⅰ」2単位、「英語教育研究Ⅱ」2単位、「卒業論文」4単位で充てること。
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、32単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。
- 卒業研究への導入として「英語教育研究法」を履修し、配属ゼミが決定され、卒業論文作成に取りかかる。ただし、留学などで「英語教育研究法」を未履修のまま卒業論文作成時を迎えた者は、特例として、「英語教育研究法」と卒業研究関連科目（「英語教育研究Ⅰ」、「英語教育研究Ⅱ」、「卒業論文」）を同時に履修することができる（配属ゼミは留学後に個別に決定。「英語教育研究法」と同時履修する卒業研究関連科目については個別に相談すること）。この特例制度により、HUSAなどで留学をしても、単位修得状況等が良好であれば4年間で卒業ができる。

第三類 英語文化教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 基 礎 科 目	英語教育学概論Ⅰ	②			○						教科の指導法（英語）	
	英語教育学概論Ⅱ	②				○					〃	
	英語学概説Ⅰ	②				○					英語学	
	英語学概説Ⅱ	②					○				〃	
	英語文学概説	②	○								英語文学	
	英語コミュニケーション演習Ⅰ	②	○								英語コミュニケーション	
	英語コミュニケーション演習Ⅱ	②		○							〃	
	コミュニケーションライティングⅠ	②					○				〃	
	英語教育のための異文化理解	②						○			異文化理解	
専 門 科 目	英語教育研究法	②					○					
	英語教育方法論	2					○				教科の指導法（英語）	
	英語教育カリキュラム論	2					○				〃	
	英語教材構成論	2				○					〃	
	英語教育評価論	2						○			〃	
	英語ボキャブラリー演習	2			○						英語コミュニケーション	
	英語発音演習	2			○						〃	
	コミュニケーションライティングⅡ	2						○			〃	
	英語教師のための音声学	2		○							英語学	
	英語史	2						○			〃	文学部
	英語語用法演習	2				○					〃	
	英語教育文法	2						○			〃	
	英語教育文法入門	2					○				〃	
	イギリス文学史講義A	2			○						英語文学	文学部
	イギリス文学史講義B	2			○						〃	文学部
	アメリカ文学史講義	2			○						〃	文学部
	英語教育と英語文学	2					○				〃	
	IS 教科書基礎研究（英語）	2			○						〃	
	英語テキスト分析	2					○				〃	
	英語圏の文化と社会	2							○		異文化理解	

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経 営的事項(学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。)	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法(カ リキュラム・マネジメントを含む。)	
	道德教育指導法	2					○				道德の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信 技術を活用した教育の理論及 び方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路 指導及びキャリア教育の理論 及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談(カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。)の理論及び 方法	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習(事前指導)	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習(事前指導)	
	教育実習指導B	1					○				教育実習(事前指導)	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習(中学校本免用)	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習(高等学校本免用)	
	教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
自 由 選 択 科 目	本プログラム、本学部他プログラ ム、特別科目及び他学部等が開設 する専門教育科目(副専攻プログラ ム及び特定プログラムを含む。)											
卒 業 研 究	英語教育研究Ⅰ	②						○				
	英語教育研究Ⅱ	②							○			
	卒業論文	④										

学 部 履 修 基 準

第 三 類（言語文化教育系）

○ 日本語・日本文化教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	4 6	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		0		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			6
			初修外国語			8
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
社会連携科目		(0)				
基 盤 科 目			(0)			
自 由 選 択 科 目			1 2			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			2 2	8 2	
	専 門 科 目			2 6		
	専 門 選 択 科 目			2 6		
	卒 業 研 究			8		
合 計				1 2 8		

専門教育科目履修基準

第三類 日本語・日本文化教育学プログラム

履 修 内 容	要 修 得 単 位 数		開 設
専 門 基 礎 科 目	2 2	4 8	日本語・日本文化教育学プログラム
専 門 科 目	2 6		
専 門 選 択 科 目	2 6		教 育 学 部 ほ か
卒 業 研 究	8		日本語・日本文化教育学プログラム

＜履修上の注意＞

1. 専門基礎科目の修得単位数が22単位を超えた場合は、超過した単位数を専門科目の要修得単位数26単位の一部として認める。
2. 専門基礎科目の「日本語教育実習研究」、「日本語教育海外実習研究A」、「日本語教育海外実習研究B」は、「日本語教育実習研究」1科目2単位、または、「日本語教育海外実習研究A」及び「日本語教育海外実習研究B」2科目3単位の、いずれか一方を選択履修すること。
3. 『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、26単位まで認める。

第三類 日本語・日本文化教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 基 礎 科 目	日本語教育学基礎論	②	○									
	言語学の理論と方法	②		○								
	日本語教育課程論	②		○								
	現代文化論	②			○							
	異文化接触と文化学習	②			○							
	社会言語学	②			○						国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	
	日本語文字・表記研究	②				○					〃	
	第二言語習得と指導	②				○						
	年少者日本語教育	②				○						
	言語教育と社会	②				○						
	日本語教育実習研究	2						○				
	日本語教育海外実習研究A	2						○				
	日本語教育海外実習研究B	1							○			
専 門 科 目	日本語の構造	2		○							国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	
	日本語教授法研究	2			○							
	日本語の語彙と意味	2			○						国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	
	言語の比較と対照研究	2			○							
	日本語の表現と論理	2			○						国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	
	日本文学と文化	2			○						国文学(国文学史を含む。)	
	日本語の音声と発音	2				○					国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	
	日本語教育と文法	2				○					〃	
	近代日本文学史	2				○					国文学(国文学史を含む。)	
	Second and Foreign Language Teaching Method	2					○					
	地域日本語教育	2					○					
	文化社会学	2					○					
	社会言語学演習	2					○				国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	
	発達学習援助演習	2					○					
	言語人類学演習	2					○					
	日本語教育評価法演習	2						○				
	異文化間教育学演習	2						○				
	文化社会学演習	2						○				
	対照言語学演習	2						○				
	表現法演習	2						○			国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	
	日本語教育インターンシップ	2							○			

区 分	授 業 科 目	開 単 設 位 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選択科目	本プログラム，本学部他プログラム，特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	日本語教育学特定研究Ⅰ	①							○			
	日本語教育学特定研究Ⅱ	①								○		
	卒業論文	⑥										

学 部 履 修 基 準

第 三 類（言語文化教育系）

○ 多文化・グローバル教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	3 6	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領 域 科 目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			6
			初修外国語			
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
社会連携科目		(0)				
基 盤 科 目			(0)			
自 由 選 択 科 目			1 0			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			1 8	8 8	
	専 門 科 目			3 0		
	専 門 選 択 科 目			3 2		
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究			8		
合 計				1 2 4		

専門教育科目履修基準

第三類 多文化・グローバル教育学プログラム

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数		開 設
専 門 基 礎 科 目	Education in Multicultural Society (多文化社会の教育)	2	1 8	多文化・グローバル教育学プログラム
	Intercultural Communication (異文化 コミュニケーション)	2		
	Religion and Education (宗教と教育)	2		
	Introduction to Peace Education Theory (平和教育論入門)	2		
	Technological Citizenship Education for Peace (平和のためのテクノロジカル・ シティズンシップ教育)	2		
	Peace Education and Media (平和教育 とメディア)	2		
	Introduction to International Educational Development (国際教育開 発入門)	2		
	Global Issues and Education (グローバ ル課題と教育)	2		
	Area Studies on Education in Asia and Africa (アジア・アフリカにおける地 域研究と教育)	2		
専 門 科 目		3 0		多文化・グローバル教育学プログラ ム ほか
専 門 選 択 科 目		3 2		教育学部・総合科学部ほか
自 由 選 択 科 目				
卒 業 研 究		8		多文化・グローバル教育学プログラ ム

<履修上の注意>

1. 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、30単位まで認める。
また、留学中に取得した単位を16単位まで含めることができる。

2. 『卒業研究』の8単位は、「Research Methods for Multicultural and Global Education (多文化・グローバル教育研究法)」2単位、「Graduation Thesis Seminar (卒業論文ゼミ)」2単位、「Graduation Thesis (卒業論文)」4単位で充てることができる。

卒業研究への導入として「Research Methods for Multicultural and Global Education (多文化・グローバル教育研究法)」を履修し、配属ゼミが決定され、卒業論文作成に取りかかる。ただし、留学などで「Research Methods for Multicultural and Global Education (多文化・グローバル教育研究法)」を未履修のまま卒業論文作成時を迎えた者は、特例として、「Research Methods for Multicultural and Global Education (多文化・グローバル教育研究法)」と卒業研究関連科目(「Graduation Thesis Seminar (卒業論文ゼミ)」,「Graduation Thesis (卒業論文)」)を同時に履修することができる(配属ゼミは留学後に個別に決定。「Research Methods for Multicultural and Global Education (多文化・グローバル教育研究法)」と同時履修する卒業研究関連科目については個別に相談すること)。この特例制度により、HUSAなどで留学をしても、単位修得状況等が良好であれば4年間で卒業ができる。

第三類 多文化・グローバル教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授 業 科 目	開 単 設 位 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 基 礎 科 目	Education in Multicultural Society (多文化社会の教育)	②	○									
	Intercultural Communication (異文化 コミュニケーション)	②		○								
	Religion and Education (宗教と教育)	②			○							
	Introduction to Peace Education Theory (平和教育論入門)	②		○								
	Technological Citizenship Education for Peace (平和のためのテクノロジカ ル・シティズンシップ教育)	②			○							
	Peace Education and Media (平和教育 とメディア)	②				○						
	Introduction to International Educational Development (国際教育 開発入門)	②		○								
	Global Issues and Education (グロー バル課題と教育)	②			○							
	Area Studies on Education in Asia and Africa (アジア・アフリカにおける 地域研究と教育)	②				○						
専 門 科 目	Positive Education (ポジティブ教育)	②		○								
	Teaching Practices in International Schools (インターナショナルスクール 教育実践)	②			○							
	Designing Curriculum for Diverse Children (多様な子供のためのカリキ ュラムデザイン)	②				○						
	School Education in Japan (日本の学 校教育)	2					○					
	Curriculum Development of Peace Education (平和教育のためのカリキュ ラム開発)	②				○						
	Critical Peace Pedagogies (批判的平 和教育学)	2					○					
	International Educational Development and Global Partnership (国際教育開発とグローバルパートナ シップ)	②			○							
	International STEM Education Development (国際 STEM 教育開発)	②				○						
	International Educational Development Project Planning and Assessment (国際教育開発プロジェク トの計画と評価)	2					○					
	Exploratory Teaching Practicum (探 究的教育実習)	②					○					
	Community Field Experience (コミュ ニティ実地研修)	2					○					

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	Observation of Peace Education (平和教育観察実習)	2					○					
	Observation of International Education Development (国際教育開発観察実習)	2					○					
	International Internship Orientation (国際インターンシップオリエンテーション)	1					○					
	International Education Internship (国際教育インターンシップ)	4					○					
	Multiculturalism in Japan (日本のマイノリティ)	1			○							総合科学部
	Cross-cultural Negotiation I (異文化交渉学Ⅰ)	1				○						総合科学部
	Cross-cultural Negotiation II (異文化交渉学Ⅱ)	1				○						総合科学部
	Peace and Coexistence I (平和共生論Ⅰ)	1			○							総合科学部
	Peace and Coexistence II (平和共生論Ⅱ)	1			○							総合科学部
	Communicative Writing II (コミュニケーションライティングⅡ)	2						○			英語コミュニケーション	第三類(英語文化教育プログラム)
	English Vocabulary Practice (英語ボキャブラリー演習)	2			○						〃	第三類(英語文化教育プログラム)
	Anthropology of Globalization I (グローバル化の人類学Ⅰ)	1			○							総合科学部
	Anthropology of Globalization II (グローバル化の人類学Ⅱ)	1			○							総合科学部
	Anthropology of the Contemporary World I (現代世界の人類学Ⅰ)	1				○						総合科学部
	Anthropology of the Contemporary World II (現代世界の人類学Ⅱ)	1				○						総合科学部
	Comparative Studies of Societies and Culture I (比較社会文化論Ⅰ)	1			○							総合科学部
	Comparative Studies of Societies and Culture II (比較社会文化論Ⅱ)	1			○							総合科学部
	Issues in International Sociology (国際社会学)	1			○							総合科学部
	Family Diversity I (家族の多様性Ⅰ)	1				○						総合科学部
	Family Diversity II (家族の多様性Ⅱ)	1				○						総合科学部
	Conflict Resolution I (紛争解決論Ⅰ)	1				○						総合科学部
	Conflict Resolution II (紛争解決論Ⅱ)	1				○						総合科学部

区分	授 業 科 目	開 単 設 位 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門 選択科目	Academic Reading I (アカデミックリーディングⅠ)	1			○							総合科学部
	Academic Reading II (アカデミックリーディングⅡ)	1			○							総合科学部
	Japanese Religious Culture I (日本宗教文化Ⅰ)	1				○						総合科学部
	Japanese Religious Culture II (日本宗教文化Ⅱ)	1				○						総合科学部
	Foreign Language Acquisition and Communication I (外国語習得とコミュニケーションⅠ)	1				○						総合科学部
	Foreign Language Acquisition and Communication II (外国語習得とコミュニケーションⅡ)	1				○						総合科学部
自由 選択科目	MGE Study Abroad (多文化・グローバル教育のための留学)	1										最大16単位
	本プログラム、本学部他プログラム、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目(副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。)											
卒業 研究	Research Methods for Multicultural and Global Education (多文化・グローバル教育研究法)	②						○				
	Graduation Thesis Seminar (卒業論文ゼミ)	②							○			
	Graduation Thesis (卒業論文)	④										

学 部 履 修 基 準

第 四 類（生涯活動教育系）

○ 健康スポーツ教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	4 0	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			4
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
		社会連携科目		(0)		
	基 盤 科 目			(0)		
自 由 選 択 科 目			1 2			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			2 2	8 8	
	専 門 科 目			2 9		
	専 門 選 択 科 目			3 1		
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究			6		
合 計				1 2 8		

<履修上の注意>

専門教育科目のうち『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、31単位まで認める。

専門教育科目履修基準
第四類 健康スポーツ教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門 基礎 科目	健康・スポーツ総論	②		○								
	救急看護法	2				○					学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	
	公衆衛生学	2	○								衛生学・公衆衛生学	
	バイオメカニクス	2			○						生理学（運動生理学を含む。）	
	体育科教育概論	2			○						教科の指導法（保健体育）	
	体育科カリキュラムデザイン論	2				○					〃	
	陸上競技	1	○								体育実技	
	体づくり運動・器械運動	1				○					〃	
	ダンス	1			○						〃	
	水泳	1			○						〃	
	武道A（柔道）	1			○						〃	
	武道B（剣道）	1					○				〃	
	球技A（バレーボール）	1			○						〃	
	球技B（サッカー・ソフトボール）	1	○								〃	
	球技C（バスケットボール）	1		○							〃	
	球技D（テニス）	1			○						〃	
	野外活動演習（登山・キャンプ）	2			○						〃	
	野外活動演習（ウィンタースポーツ）	2				○					〃	
	トレーニング実習	1		○							〃	
専門 科目	スポーツ生理学	2					○				生理学（運動生理学を含む。）	
	スポーツ生理学演習	2						○			〃	
	学校保健	2				○					学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	
	スポーツ医学（コンディショニングを含む）	2					○				衛生学・公衆衛生学	
	スポーツ社会学	2				○					「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	
	スポーツ社会学演習	2						○			〃	
	スポーツ経営学	2					○				〃	

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	スポーツ心理学	2						○			「体育原理、体育心理学、体育経営 管理学、体育社会学、体育史」・運 動学（運動方法学を含む。）	総合科学部
	体育科教育概論演習	2						○			教科の指導法（保健体育）	
	体育科授業プランニング論演習	2						○			〃	
	保健体育科教育方法・評価論	2					○				〃	
	保健体育科フィールドワーク演習	2						○			〃	
	身体表現論	2				○					「体育原理、体育心理学、体育経営 管理学、体育社会学、体育史」・運 動学（運動方法学を含む。）	
	身体表現論演習	2						○			〃	
	スポーツコンディショニング論演習	2						○			〃	
	コーチング論	2					○				〃	
	コーチング論演習	2						○			〃	
	トレーニングと評価	2							○		〃	
	陸上競技指導演習	2			○						体育実技	
	ダンス指導演習	2					○				〃	
	水泳指導演習	2					○				〃	
	球技指導演習B（ゴール型・ベースボール型）	2			○						〃	
	球技指導演習C（バスケットボール）	2				○					〃	
	武道指導演習A（柔道）	2					○				〃	

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項(学校と地域との連携 及び学校安全への対応を含む。)	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを 含む。)	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通 信技術を活用した教育の理論 及び方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進 路指導及びキャリア教育の理 論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談(カウンセリングに関す る基礎的な知識を含む。)の理論 及び方法	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼 児、児童及び生徒に対する理 解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習(事前指導)	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習(事前指導)	
	教育実習指導B	1					○				教育実習(事前指導)	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習(中学校本免用)	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習(高等学校本免用)	
	教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
自 由 選択科目	本プログラム、本学部他プログラム、 特別科目及び他学部等が開設する専 門教育科目(副専攻プログラム及び 特定プログラムを含む。)											
卒業研究	卒業論文	⑥										

学 部 履 修 基 準

第 四 類 (生涯活動教育系)

○ 家政教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	4 0	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			4
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
		社会連携科目		(0)		
基 盤 科 目			2			
自 由 選 択 科 目			1 0			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			1 8	8 8	
	専 門 科 目			3 2		
	専 門 選 択 科 目			3 2		
	卒 業 研 究			6		
合 計				1 2 8		

専門教育科目履修基準

第四類 家政教育学プログラム

履 修 内 容		要 修 得 単 位 数	開 設
専門基礎科目		1 8	家政教育学プログラム
専 門 科 目	家政教育学	3 2	
	人間発達科学		
	住生活科学		
	食生活科学		
	衣生活科学		
専門選択科目		3 2	教 育 学 部 ほ か
卒業研究		6	家政教育学プログラム

<履修上の注意>

『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、32単位まで認める。

第四類 家政教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 基 礎 科 目	家政教育概論	②		○							教科の指導法（家庭）	
	家庭科教育論	②		○							〃	
	生活経営概論	②		○							家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	
	人間発達概論	②		○							保育学	
	住生活概論	②			○						住居学	
	食生活概論	②			○						食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	
	食生活栄養学	②				○					〃	
	調理科学	②			○						〃	
	衣生活概論	②			○						被服学（被服実習を含む。）	
専 門 科 目	家政教育学	家庭科教材構成論	2		○						教科の指導法（家庭）	
		家庭科教育方法・評価論	2			○					〃	
		家庭科教育演習	2				○				〃	
		家庭科教育課題演習	2					○			〃	
	人間発達科学	人間発達と家族	2			○					保育学	
		人間発達と保育	2				○				〃	
		家族看護学	2			○					〃	
	住生活科学	住生活環境論	2			○					住居学	
		住生活計画論	2				○				〃	
	食生活科学	食品科学	2			○					食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	
		食品材料学	2				○				〃	
		食生活実践演習	2			○					〃	
		食文化論	2				○				〃	
		食物学実験演習	2				○				〃	
		食生活課題演習	2					○			〃	
	衣生活科学	衣生活環境論	2		○						被服学（被服実習を含む。）	
		衣生活デザイン論	2			○					〃	
		衣生活実践演習	2				○				〃	
		衣生活課題演習	2					○			〃	

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道德教育指導法	2					○				道德の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
	本プログラム、本学部他プログラム、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	卒業論文	⑥										

学 部 履 修 基 準

第 四 類（生涯活動教育系）

○ 音楽教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	3 6	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			4
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
		社会連携科目		(0)		
基 盤 科 目			(0)			
自 由 選 択 科 目			8			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			3 0	9 2	
	専 門 科 目			2 9		
	専 門 選 択 科 目			2 7		
	自 由 選 択 科 目					
	卒 業 研 究			6		
合 計				1 2 8		

<履修上の注意>

専門教育科目のうち『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、25単位まで認める。

専門教育科目履修基準
第四類 音楽教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門 基礎 科目	音楽教育学概論	②			○						教科の指導法（音楽）	
	音楽科カリキュラムデザイン論	②			○						〃	
	西洋音楽史	②				○					音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史 （日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	
	声楽基礎研究Ⅰ	②	○								声楽（合唱及び日本の伝統的 な歌唱を含む。）	
	声楽基礎研究Ⅱ	②		○							〃	
	鍵盤楽器基礎研究Ⅰ	②	○								器楽（合奏及び伴奏並びに和 楽器を含む。）	
	鍵盤楽器基礎研究Ⅱ	②		○							〃	
	作曲基礎研究Ⅰ	②	○								音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史 （日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	
	作曲基礎研究Ⅱ	②		○							〃	
	合唱Ⅰ	①			○						声楽（合唱及び日本の伝統的 な歌唱を含む。）	
	合唱Ⅱ	①				○					〃	
	器楽基礎研究Ⅰ	②	○								器楽（合奏及び伴奏並びに和 楽器を含む。）	
	器楽基礎研究Ⅱ	②		○							〃	
	ソルフェージュⅠ	①	○								ソルフェージュ	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅰ	①			○						器楽（合奏及び伴奏並びに和 楽器を含む。）	
	コンサート・マネージメントⅠ	①					○					
	コンサート・マネージメントⅡ	①						○				
	音楽教育研究法	②				○						
専門 科目	音楽科教育方法論Ⅰ	2				○					教科の指導法（音楽）	
	音楽科教育方法論Ⅱ	2					○				〃	
	音楽科評価論	2					○				〃	隔年開講
	音楽科教材構成論	2				○					〃	
	日本音楽概論	2					○				音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史 （日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	
	日本音楽演習	2					○				〃	
	ソルフェージュⅡ	1		○							ソルフェージュ	
	声楽Ⅰ	1			○						声楽（合唱及び日本の伝統的 な歌唱を含む。）	
	声楽Ⅱ	1				○					〃	
	声楽Ⅲ	1					○				〃	
	声楽Ⅳ	1						○			〃	
	声楽Ⅴ	1							○		〃	
	声楽Ⅵ	1								○	〃	

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	オペラ実習Ⅰ	1			○						声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	
	オペラ実習Ⅱ	1				○					〃	
	オペラ実習Ⅲ	1					○				〃	
	オペラ実習Ⅳ	1						○			〃	
	オペラ実習Ⅴ	1							○		〃	
	オペラ実習Ⅵ	1								○	〃	
	合唱Ⅲ	1					○				〃	
	合唱Ⅳ	1						○			〃	
	合唱Ⅴ	1							○		〃	
	合唱Ⅵ	1								○	〃	
	ピアノ 1	1			○						器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	
	ピアノ 2	1				○					〃	
	ピアノ 3	1					○				〃	
	ピアノ 4	1						○			〃	
	ピアノ 5	1							○		〃	
	ピアノ 6	1								○	〃	
	弦楽器 1	1			○						〃	
	弦楽器 2	1				○					〃	
	弦楽器 3	1					○				〃	
	弦楽器 4	1						○			〃	
	弦楽器 5	1							○		〃	
	弦楽器 6	1								○	〃	
	作曲 1	1			○						音楽理論・作曲法(編曲法を含む。）・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	
	作曲 2	1				○					〃	
	作曲 3	1					○				〃	
	作曲 4	1						○			〃	
	作曲 5	1							○		〃	
	作曲 6	1								○	〃	
	指揮法	1				○					指揮法	
	管弦打楽器Ⅰ	1			○						器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	
	管弦打楽器Ⅱ	1				○					〃	
	管弦打楽器Ⅲ	1					○				〃	
	管弦打楽器Ⅳ	1						○			〃	
	管弦打楽器Ⅴ	1							○		〃	
	管弦打楽器Ⅵ	1								○	〃	

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免許法該当科目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	アンサンブルA（管弦楽）Ⅱ	1				○					器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅲ	1					○				〃	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅳ	1						○			〃	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅴ	1							○		〃	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅵ	1								○	〃	
	アンサンブルBⅠ	1			○						〃	
	アンサンブルBⅡ	1				○					〃	
	アンサンブルBⅢ	1					○				〃	
	アンサンブルBⅣ	1						○			〃	
	アンサンブルBⅤ	1							○		〃	
	アンサンブルBⅥ	1								○	〃	
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
自由 選択科目	本プログラム、本学部他プログラム、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	卒業論文	⑥										

学 部 履 修 基 準

第 四 類（生涯活動教育系）

○ 美術教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	4 0	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			4
			初修外国語			4
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		2		
		社会連携科目		(0)		
基 盤 科 目			(0)			
自 由 選 択 科 目			1 2			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			2 2	8 8	
	専 門 科 目			3 0		
	専 門 選 択 科 目			3 0		
	卒 業 研 究			6		
合 計				1 2 8		

専 門 教 育 科 目 履 修 基 準

＜履修上の注意＞

1. 『卒業研究』の6単位は、「卒業研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」又は「卒業研究基礎制作Ⅰ・Ⅱ」の2単位と「卒業論文」4単位を充てること。
2. 『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、30単位まで認める。

第四類 美術教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セスター欄の○印は標準履修セスター

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門基礎科目	芸術教育学概論	②		○							教科の指導法（美術）	
	美術科教育方法・評価論	②				○					〃	
	絵画表現論	②		○							絵画（映像メディア表現を含む。）	
	絵画表現基礎演習	②	○								〃	
	彫刻表現論	②			○						彫刻	
	彫刻表現基礎演習	②	○								〃	
	デザイン概論	②			○						デザイン（映像メディア表現を含む。）	
	デザイン・製図基礎演習	②	○								〃	
	工芸表現論	②				○					工芸	
	工芸表現基礎演習	②			○						〃	
	造形芸術基礎論	②		○							美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	
専門科目	美術科教育学概論	2			○						教科の指導法（美術）	
	芸術教育教材・構成論	2						○			〃	
	美術科教育指導者論	2							○		〃	
	芸術教育支援論	2			○						〃	
	芸術教育思想	2					○				〃	
	美術科授業プランニング基礎	2				○					〃	
	美術科授業プランニング演習	2					○				〃	
	絵画表現研究	2								○	絵画（映像メディア表現を含む。）	
	絵画表現演習	2			○						〃	
	絵画表現実践演習Ⅰ	2				○					〃	
	絵画表現実践演習Ⅱ	2					○				〃	
	彫刻表現演習	2				○					彫刻	
	彫刻表現総合演習	2						○			〃	
	彫刻表現素材演習	2		○							〃	
	彫刻表現実践演習	2					○				〃	
	平面デザイン教育演習	2							○		デザイン（映像メディア表現を含む。）	
	立体デザイン教育演習	2		○							〃	
	色彩学演習	2				○					〃	
	C G 基礎演習	2						○			〃	
	工芸教育素材研究Ⅰ	2					○				工芸	
	工芸教育素材研究Ⅱ	2						○			〃	
	工芸表現演習	2								○	〃	
	日本美術史概説	2			○						美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	
	西洋美術史概説	2					○				〃	
	造形芸術学演習	2								○	〃	
	学外研修	2			○							隔年開講

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 選 択 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経 営的事項(学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。)	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法(カ リキュラム・マネジメントを含む。)	
	道德教育指導法	2					○				道德の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信 技術を活用した教育の理論及び 方法	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指 導及びキャリア教育の理論及び 方法	
	教育相談	2						○			教育相談(カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。)	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習(事前指導)	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習(事前指導)	
	教育実習指導B	1					○				教育実習(事前指導)	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習(中学校本免用)	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習(高等学校本免用)	
	教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	
	本プログラム、本学部他プログラ ム、特別科目及び他学部等が開設 する専門教育科目(副専攻プログラ ム及び特定プログラムを含む。)											

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
卒 業 研 究	卒業研究基礎演習Ⅰ	1						○				
	卒業研究基礎演習Ⅱ	1							○			
	卒業研究基礎制作Ⅰ	1						○				
	卒業研究基礎制作Ⅱ	1							○			
	卒業論文	④										

学部履修基準

第五類（人間形成基礎系）

○ 教育学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数			
教 養 教 育	平 和 科 目			2		4 6	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2			
		教養ゼミ		2			
		展開ゼミ		(0)			
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群		4		
			自然科学系科目群		4		
		外国語科目	英 語		6		
			初修外国語		4		
		情報・データサイエンス科目		4			
		健康スポーツ科目		2			
		社会連携科目		(0)			
基 盤 科 目			(0)				
自 由 選 択 科 目			1 6				
専 門 教 育	専門基礎科目			1 6		8 2	
	専門科目	〈研究法〉 〈領域基礎演習〉		1 6	2 0		4 6
		〈領域課題演習〉		2			
		教育学総合演習 A		1			
		教育学総合演習 B		1			
	専門選択科目	専門支援科目		2 8			
		その他					
	卒業研究	課題研究		2	8		
		卒業論文		6			
合 計				1 2 8			

専門教育科目履修基準

＜履修上の注意＞

- 『専門基礎科目』は16単位以上、『専門科目』は20単位以上選択履修すること。また、『専門基礎科目』と『専門科目』を合わせて46単位修得すること。
- 『専門科目』については以下の①～③に留意すること。
 - ① 〈研究法〉と〈領域基礎演習〉を合わせて16単位以上、選択履修すること。
 - ② 〈領域課題演習〉から2単位を選択履修すること。その際、『卒業研究』における研究領域に応じて科目を選択することが望ましい。
 - ③ 「教育学総合演習A」1単位、「教育学総合演習B」1単位は必修とする。
- 『専門選択科目』に充てる副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。
- 『卒業研究』の8単位は、課題研究からの2単位と「卒業論文」6単位を充てること。

第五類 教育学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 基 礎 科 目	教育哲学Ⅰ	1		○							「哲学、倫理学、宗教学」，「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	教育哲学Ⅱ	1		○							〃 ， 〃	
	日本東洋教育史Ⅰ	1	○								日本史・外国史	
	日本東洋教育史Ⅱ	1	○								〃	
	西洋教育史Ⅰ	1		○							〃	
	西洋教育史Ⅱ	1		○							〃	
	教育社会学Ⅰ	1		○							「社会学、経済学」，「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
	教育社会学Ⅱ	1		○							〃 ， 〃	
	教育方法学Ⅰ	1		○							教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	教育方法学Ⅱ	1		○							〃	
	社会教育学Ⅰ	1	○								教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	社会教育学Ⅱ	1	○								〃	
	教育行政学Ⅰ	1	○								「法学、政治学」，「法学（国際法を含む。）」、政治学（国際政治を含む。）」	
	教育行政学Ⅱ	1	○								〃 ， 〃	
	比較教育学Ⅰ	1	○								教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	比較教育学Ⅱ	1	○								〃	
	教育経営学Ⅰ	1		○							〃	
	教育経営学Ⅱ	1		○							〃	
	幼児教育学Ⅰ	1	○								幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	幼児教育学Ⅱ	1	○								〃	
	高等教育概論	2				○						
専 門 科 目	研究法	教育調査統計法演習	4				○					
		教育フィールドワーク演習	2			○						
	領域基礎演習	教育哲学演習Ⅰ	1		○						「哲学、倫理学、宗教学」，「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
		教育哲学演習Ⅱ	1		○						〃 ， 〃	
		日本東洋教育史演習Ⅰ	1			○					日本史・外国史	
		日本東洋教育史演習Ⅱ	1			○					〃	

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	領 域 基 礎 演 習	西洋教育史演習Ⅰ	1			○					日本史・外国史	
		西洋教育史演習Ⅱ	1			○					〃	
		教育社会学演習Ⅰ	1			○					「社会学、経済学」，「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
		教育社会学演習Ⅱ	1			○					〃 ， 〃	
		教育方法学演習Ⅰ	1			○						
		教育方法学演習Ⅱ	1			○						
		社会教育学演習Ⅰ	1				○					
		社会教育学演習Ⅱ	1				○					
		教育行政学演習Ⅰ	1				○				「法律学、政治学」，「法律学（国際法を含む。）」、政治学（国際政治を含む。）」	
		教育行政学演習Ⅱ	1				○				〃 ， 〃	
		比較教育学演習Ⅰ	1				○					
		比較教育学演習Ⅱ	1				○					
		教育経営学演習Ⅰ	1			○						
		教育経営学演習Ⅱ	1			○						
		幼児教育学演習Ⅰ	1				○					
		幼児教育学演習Ⅱ	1				○					
	領 域 課 題 演 習	教育哲学課題演習	1・1					○	○			
		日本東洋教育史課題演習	1・1					○	○			
		西洋教育史課題演習	1・1					○	○			
		教育社会学課題演習	1・1					○	○			
		教育方法学課題演習	1・1					○	○			
		社会教育学課題演習	1・1					○	○			
		教育行政学課題演習	1・1					○	○			
		比較教育学課題演習	1・1					○	○			
		教育経営学課題演習	1・1					○	○			
		幼児教育学課題演習	1・1					○	○			
		教育学総合演習A	①				○					
		教育学総合演習B	①					○				

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1 セメ	2 セメ	3 セメ	4 セメ	5 セメ	6 セメ	7 セメ	8 セメ		
専門選択科目	専門支援科目	日本史概説	2		○						日本史・外国史	第二類
		世界史概説	2			○					〃	第二類
		地理学概説Ⅰ	2			○					地理学（地誌を含む。）	第二類
		地理学概説Ⅱ	2		○						〃	第二類
		法律学概説	2		○						「法学、政治学」、 「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	第二類
		政治学原論	2			○					〃	法学部
		現代法政策論	2				○				〃	総合科学部
		経済学概説	2	○							「社会学、経済学」、 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	第二類
		哲学概論Ⅰ	2			○					「哲学、倫理学、宗教学」、 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	文学部
		哲学概論Ⅱ	2				○				〃，〃	文学部
		倫理学概説	2				○				〃，〃	第二類
	その他	人間発達と環境	2					○				
		本プログラム、本学部他 プログラム、特別科目及 び他学部等が開設する専 門教育科目（副専攻プロ グラム及び特定プログラ ムを含む。）										
卒業研究	卒業研究	教育哲学課題研究	1・1						○	○		
		日本東洋教育史課題研究	1・1						○	○		
		西洋教育史課題研究	1・1						○	○		
		教育社会学課題研究	1・1						○	○		
		教育方法学課題研究	1・1						○	○		
		社会教育学課題研究	1・1						○	○		
		教育行政学課題研究	1・1						○	○		
		比較教育学課題研究	1・1						○	○		
		教育経営学課題研究	1・1						○	○		
		幼児教育学課題研究	1・1						○	○		
		卒業論文	⑥									

学 部 履 修 基 準

第 五 類 (人間形成基礎系)

○ 心理学プログラム

科 目 区 分 等				要 修 得 単 位 数		
教 養 教 育	平 和 科 目			2	3 2	
	大学教育基礎科目	大学教育入門		2		
		教養ゼミ		2		
		展開ゼミ		(0)		
	共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群			4
			自然科学系科目群			4
		外国語科目	英 語			6
			初修外国語			(0)
		情報・データサイエンス科目		4		
		健康スポーツ科目		(0)		
		社会連携科目		(0)		
基 盤 科 目			(0)			
自 由 選 択 科 目			8			
専 門 教 育	専 門 基 礎 科 目			1 4	9 6	
	専 門 科 目			3 2		
	専 門 選 択 科 目			3 0		
	卒 業 論 文			6		
自 由 選 択 科 目			1 4			
合 計				1 2 8		

専門教育科目履修基準

第五類 心理学プログラム

履 修 内 容			要 修 得 単 位 数		開 設
専 門 基 礎 科 目	研究法	心理学基礎実習Ⅰ	1	1 4	心理学プログラム
		心理学基礎実習Ⅱ	1		
		心理学統計法Ⅰ	2		
		心理学統計法Ⅱ	2		
		選択科目	4		
	外書講読		4		
専 門 科 目	概論・領域概論		1 2	3 2	
	領域特論		1 0		
	実践・応用領域特論		6		
	研究法演習	心理学実験	2		
		選択科目	2		
専 門 選 択 科 目			3 0	教 育 学 部 ほ か	
卒 業 論 文			6	心理学プログラム	
自 由 選 択 科 目			1 4	教 育 学 部 ほ か	

<履修上の注意>

『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、30単位まで認める。

第五類 心理学プログラム

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

備考欄の◎は、公認心理師になるために必要な科目を示す。

区分	授業科目	開 単 位 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門基礎科目	研究法	心理学基礎実習Ⅰ	①	○								
		心理学基礎実習Ⅱ	①	○								
		心理学統計法Ⅰ	②		○							◎
		心理学統計法Ⅱ	②			○						
		心理学研究法	2		○							◎
		心理社会調査法	2			○						
		心理的アセスメント	2			○						◎
	外書講読	心理学外書講読演習Ⅰ	①		○							
		心理学外書講読演習Ⅱ	①		○							
		心理学外書講読演習Ⅲ	①			○						
		心理学外書講読演習Ⅳ	①			○						
専門科目	概論・領域概論	心理学概論	2	○								◎
		知覚・認知心理学	2			○						◎
		学習・言語心理学	2		○						幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎
		社会・集団・家族心理学	2		○							◎
		教育・学校心理学	2			○					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎
		発達心理学	2			○					〃	◎
		臨床心理学概論	2		○							◎
	領域特論	神経・生理心理学	2				○					◎
		対人心理学	2				○					
		児童・青年期発達論	2				○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
		乳幼児心理学	2				○				〃	
		生徒・進路指導論	2			○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
		教育相談	2					○			教育相談	
		感情・人格心理学	2			○						◎ 隔年開講
		障害者・障害児心理学	2					○				◎

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専 門 科 目	実 践 ・ 応 用 領 域 特 論	公認心理師の職責	2	○								◎
		心理学的支援法	2					○				◎
		健康・医療心理学	2			○						◎
		福祉心理学	2		○							◎ 隔年開講
		司法・犯罪心理学	2		○							◎ 隔年開講
		産業・組織心理学	2		○							◎ 隔年開講
		人体の構造と機能及び疾病	2		○							◎
		精神疾患とその治療	2			○						◎
		関係行政論	2		○							◎ 隔年開講
		心理演習	2				○					◎
		心理実習Ⅰ	1				○	○				◎
		心理実習Ⅱ	1						○	○		◎
	研 究 法 演 習	心理学実験	②				○					◎
		心理学研究法演習	2				○					
		認知心理学課題研究Ⅰ	1					○				
		学習心理学課題研究Ⅰ	1					○				
		社会心理学課題研究Ⅰ	1					○				
		教育心理学課題研究Ⅰ	1					○				
		発達心理学課題研究Ⅰ	1					○				
		臨床心理学課題研究Ⅰ	1					○				
		認知心理学課題研究Ⅱ	1						○			
		学習心理学課題研究Ⅱ	1						○			
		社会心理学課題研究Ⅱ	1						○			
		教育心理学課題研究Ⅱ	1						○			
		発達心理学課題研究Ⅱ	1						○			
		臨床心理学課題研究Ⅱ	1						○			
専 門 選 択 科 目	本プログラム、本学部他プログラム、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒 業 研 究	卒業論文	⑥										
自 由 選 択 科 目	教養教育の自由選択科目の対象となる科目及び専門教育科目											

特 別 科 目

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
教 職 関 係 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育学部生 （第二類から第五類） 及び他学部生 対 象
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	道德教育指導法	2					○				道德の理論及び指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				○					教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	総合的な学習の時間の指導法	1						○			総合的な学習の時間の指導法	
	特別支援教育	1					○				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	教育学部生 （第二類から第五類） 対 象
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	教育実習指導C	1				○		○			教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	教育学部生 （第二類から第五類） 及び他学部生 対 象
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	小学校教育実習Ⅱ	2								○	教育実習（小学校副免用）	教育学部生 （第二類から第五類） 対 象
	中・高等学校教育実習Ⅲ	2								○	教育実習（中・高等学校副免用）	教育学部生 （第一類）対象
	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	教育学部生 （第二類から第五類） 及び他学部生 対 象
	介護等体験事前指導	1			○						大学が独自に設定する科目	教育学部生 （第二類から第五類） 対 象
同 関 和 係 教 育 科 目	人権・同和教育	2				○					教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
幼 稚 園 免 許 状 取 得 の た め の 科 目	幼児と健康	2						○			領域に関する専門的事項	教育学部生 （第一類）対象
	幼児と人間関係	2		○							〃	
	幼児と環境	2			○						〃	
	幼児と言葉	2			○						〃	
	幼児と表現	2						○			〃	
	保育内容論（健康）	2							○		保育内容の指導法	
	保育内容論（人間関係）	2							○		〃	
	保育内容論（環境）	2							○		〃	
	保育内容論（言葉）	2				○					〃	
	保育内容論（表現Ⅰ）	2							○		〃	
	保育内容論（表現Ⅱ）	2			○						〃	
	保育内容論（表現Ⅲ）	2							○		〃	
	幼稚園教育実習	2							○		教育実習（幼稚園副免用）	

区分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
共通科目	教育現場の問題解決に向けたデータ活用・データサイエンス	2				○		○				2年次又は3年次
	インターンシップ	2			○		○					
	社会教育経営論Ⅰ	2			○							社会教育士の称号（社会教育主事基礎資格）取得学生対象
	社会教育経営論Ⅱ	2			○							
	生涯学習支援論Ⅰ	2				○						
	生涯学習支援論Ⅱ	2				○						
	社会教育実践課題研究	2					○					学校図書館司書教諭資格取得学生対象
	社会教育実習	2						○				
	学校経営と学校図書館	2					○					
	学校図書館メディアの構成	2						○				
	学習指導と学校図書館	2						○				教職大学院6年一貫特別プログラム履修学生対象
	読書と豊かな人間性	2						○				
	情報メディアの活用	2					○					
	教職への実践的アプローチ	2							○			
	海外教育フィールドリサーチ	2							○			教職大学院6年一貫特別プログラム履修学生対象
	アクションリサーチ基礎	1								○		
	先進的教育フィールドリサーチ	2								○		

注：中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター，高等学校教諭免許状のみ取得希望者は6セメスターに履修すること。

留学生関係科目

授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								備 考
		1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ	
日本の教育入門	2	○								留学生対象
インクルーシブ教育基礎論	2	○								
特別支援教育基礎論	2		○							
Cross Cultural Studies on Education	2									短期交換留学生 対 象 前期 開講科目
Introduction to Education in Japan (A)	2									
Science and Culture of Daily Life in Japan	2									短期交換留学生 対 象 後期 開講科目
Japanese Art and Global Education	2									
Introduction to Education in Japan (B)	2									

3 広島大学教育学部外国人留学生等の 授業科目履修上の特例

広島大学教育学部細則第12条第2項の規定に基づき、教育学部外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたもののための授業科目履修上の特例を次のとおり定める。

(特 例)

外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修した場合に、卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数は、下記のとおりとする。

記

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1 領域科目 | 登録した主専攻プログラムの要修得単位数の半数まで |
| 2 外国語科目（英語）又は
（初修外国語） | 登録した主専攻プログラムの要修得単位数まで |
| 3 自由選択科目 | 登録した主専攻プログラムの要修得単位数の半数まで |

4 卒業研究（卒業論文）について

- 卒業論文を履修するためには、卒業予定年度のはじめに概ね90単位以上を修得していることを要件とする。ただし、留学等特別な事情がある場合は考慮する。
なお、特別な事情については、各プログラムにおいて学生指導等により適切に判断することとする。
- 卒業研究（卒業論文）は、各プログラムにおいて定められた作成要領に従って作成すること。
提出にかかわる諸手続きは次のとおりである。
論文題目提出 10月31日（学年中途卒業者は、4月30日）
論文提出 1月31日（学年中途卒業者は、7月31日）
- 第一類の「初等教育学プログラム」に所属する学生は、同一類内の他プログラム及び第二類から第五類の各プログラムにおいて指導を受け、卒業論文を作成することができる。
各プログラムの受入指導体制の詳細については、卒業論文作成のための基礎的ガイダンス（1セメ終了時）及び卒業論文作成のための個別ガイダンス（4セメ終了時）において説明する。
なお、同一類内の他プログラム及び第二類から第五類の各プログラムにおいて卒業研究を履修する者は、それぞれのプログラムの指示に従って履修すること。

5 長期履修学生制度について

1 長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業することができる制度です。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなります。

2 対象となる学生

- ① 職業を有し、かつ、就業している者（アルバイトとして就業する者を含む）で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- ② 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- ③ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- ④ 本学フェニックス入学制度により入学した者

3 長期履修の期間

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本学部が定める年数（8年）を限度とします。

4 申請手続き等

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、チューターと相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

なお、手続期間や提出書類等詳細は、本学部学士課程担当に照会してください。

6 履修手続，試験，成績等について

1 履修手続

(1) 履修手続について

履修手続は，学内外のパソコンを利用して「もみじ」（広島大学学生情報システム）から行うこと。

※ 何らかの理由により，「もみじ」からの履修登録ができない場合は，授業科目開設学部の教務担当へ申し出ること。

履修科目は，各自所属するプログラムの履修基準により選択すること。

教育実習の履修受付期間については，別途掲示を行う。

(2) 履修手続上の注意

本学部の履修手続は，すべてコンピュータ処理のため，シラバス（シラバスについては，Web『もみじ』での参照のみ），授業時間割等を参照して，履修しようとする講義コード等を正確に登録すること。

集中講義を履修する場合も，必ず履修登録期間中に登録すること。

(3) 履修登録期間について

具体的な日程は，各期に学部の掲示等により通知する。履修登録期間終了後は，履修科目の登録や取消は原則としてできない。

履修登録期間中に，各自で必ず履修科目名，講義コード，曜日，時限および担当教員名が正しく登録されているかを確認すること。

その他，履修手続に関することは，学部の掲示等で通知する。

2 試験

(1) 期末試験

試験は学期末に随時実施される。試験の実施日時，場所，方法，受験者心得等については担当教員の指示に注意すること。

(2) 追試験

原則として追試験は行わない。ただし，別に定めるやむを得ない事情により期末試験を受けられなかったと判断される場合に限り，追試験を認めることがある。

3 試験等の特別措置

身体等の障害ゆえに期末試験等を通常の条件のもとでは受けられない学生は，教育学部長に特別措置を申請できる。

詳細については，「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」（p. 規則35）を参照のこと。

4 学業成績

(1) 成績確認

成績の確認は，学期末の成績発表日以降（チューター等の確認又は面談があればそれ以降），「もみじ」により学内パソコン（学内LANに接続されたパソコン）からのみ参照できるので，各自で確認することとなる。

(2) 学業成績の送付

本学では，学部学生の保護者等に対して，前年度までの単位を修得した科目，不合格科目及び当該年度前期の履修登録されている科目について，入学翌年度から毎学年度の6月上旬を目途に送付することとしている。

送付先については，「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっているので，転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は，速やかに届け出ること。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めていますが、学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

1. 申立手続

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

2. 申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

3. 申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。

4. 担当事務窓口一覧

(1) 教養教育科目：

- ・教育推進グループ【総合科学部事務棟 1F】
- ・霞地区運営支援部学生支援グループ（学生生活・教養担当）
※法学部法学科昼間コース・医学部・歯学部・薬学部の学生に限る。
- ・東千田地区支援室（学生支援担当）
※法学部法学科夜間主コース・経済学部経済学科夜間主コースの学生に限る。

(2) 大学院共通科目：教育推進グループ【総合科学部事務棟 1F】

(3) 専門教育科目

該当科目の開講学部／研究科／学位プログラム等		担当事務窓口
総合科学部		総合科学系支援室（学士課程担当）
文学部		人文社会科学系支援室（文学事務室）（学士課程担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科		教育学系総括支援室（学士課程担当）
法学部（昼間コース／夜間主コース）		東千田地区支援室（法学部昼間コース担当・法学部夜間主コース担当）
経済学部（昼間コース）		人文社会科学系支援室（経済学部担当）
経済学部（夜間主コース）		東千田地区支援室（経済学部夜間主コース担当）
理学部		理学系支援室（学士課程担当）
医学部 ※2／歯学部／薬学部／医系科学研究科		霞地区学生支援グループ（医学部担当・歯学部担当・薬学部担当・大学院担当）
工学部／情報科学部		工学系総括支援室（工学部担当・情報科学部担当）
生物生産学部		生物学系総括支援室（学士課程担当）
人間社会科学研究科	人文学プログラム	人文社会科学系支援室（文学事務室）（大学院課程担当）
	法学・政治学プログラム	東千田地区支援室（法学・政治学プログラム担当）
	経済学プログラム	人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）
	ソーシャルデータサイエンスプログラム マネジメントプログラム	東千田地区支援室（夜間大学院担当）
	国際平和共生プログラム 国際経済開発プログラム 国際教育開発プログラム	国際協力学系支援室
	人間総合科学プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	心理学プログラム 教師教育デザイン学プログラム 教育データサイエンスプログラム 教育学プログラム 日本語教育学プログラム 教職開発プログラム	教育学系総括支援室（大学院課程担当）
	実務法学プログラム ※2	東千田地区支援室（法科大学院担当）
	広島大学・グラーフ大学国際連携サステイナビリティ学専攻	国際協力学系支援室
先進理工系科学研究科	数学プログラム 物理学プログラム 地球惑星システム学プログラム 化学プログラム	理学系支援室（大学院課程担当）
	量子物質科学プログラム	理学系支援室（先端）（学生支援担当）
	理工学融合プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	情報科学プログラム 応用化学プログラム 化学工学プログラム 電気システム制御プログラム 機械工学プログラム 輸送・環境システムプログラム 建築学プログラム 社会基盤環境工学プログラム スマートイノベーションプログラム	工学系総括支援室（大学院課程担当）
	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻	国際協力学系支援室
	生物工学プログラム	理学系支援室（先端）（学生支援担当）
	食品生命科学プログラム 生物資源科学プログラム	生物学系総括支援室（大学院課程担当）
	生命環境総合科学プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	基礎生物学プログラム 数理生命科学プログラム 生命医科学プログラム	理学系支援室（大学院課程担当）
スマートソサイエティ実践科学研究院		国際協力学系支援室
森戸国際高等教育学院／IDEC 国際連携機構		留学交流グループ【学生プラザ 3F／2F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1		教育推進グループ【学生プラザ 3F】

※1 特定プログラムなど、森戸国際高等教育学院及び IDEC 国際連携機構以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

※2 別途申立制度を定めている学部・研究科等を示す。

7 広島大学教育学部における授業科目の履修登録

単位数の上限に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学教育学部細則(以下「細則」という。)第10条の2の規定に基づき、広島大学教育学部(以下「本学部」という。)において1学期間に履修登録できる単位数の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2 対象となる学生は、本学部在籍する者とする。ただし、次の各号の一に該当する学生は、この申合せの対象とはならない。

- (1) 3年以上在籍している学生
- (2) 本学部編入学、再入学又は転学部・転プログラムした学生
- (3) 休学又は留学歴がある学生

(対象科目)

第3 履修登録できる単位数の上限の対象となる授業科目は、各主専攻プログラムにおいて卒業の要件として履修する授業科目(以下「卒業要件科目」という。)とする。ただし、卒業要件科目であっても以下の科目は対象としない。

- (1) 教養教育科目
- (2) 他プログラムが開設する専門教育科目及び特別科目
- (3) 他学部等が開設する専門教育科目(副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。)

(履修登録上限単位数)

第4 授業科目の履修登録単位数は、1学期において30単位を上限とする。

(教育学部成績優秀者)

第5 次の各号に掲げる要件を満たしている者を、教育学部成績優秀者として認定する。

- (1) 過去1年間に、学業に関する評価の取扱いについて(平成18年4月1日副学長(教育・研究担当)決裁) I 2に規定する平均評価点(GPA : Grade Point Average)の計算対象となる授業科目を36単位以上修得していること。
- (2) 次の算式による学年平均評価点(以下この号において「学年GPA」という。)が80点以上であること。

$$\text{学 年 G P A} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{当該年度の総登録単位数} \times 4} \times 100$$

小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(履修登録単位数の特例)

第6 教育学部成績優秀者として認定された学生は、第4の規定にかかわらず、認定を受けた翌年度に履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修登録することができる。

(履修指導)

第7 各プログラムは、履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修する教育学部成績優秀者に対し、履修授業科目及び単位数等適切な履修指導を行うものとする。

8 第一類学生の履修等について

(専修への配属)

- 1 第一類「特別支援教育学プログラム」に所属する学生は、「第一専修（視覚障害教育）」、「第二専修（聴覚障害教育）」又は「第三専修（知的障害・肢体不自由・病弱教育）」のいずれか一つを専攻しなければならない。
- 2 専修への所属の方法については、新入生オリエンテーション行事の中でガイダンスを行う。

(基礎資格)

第一類「特別支援教育学プログラム」に所属する学生が、特別支援学校教諭免許状を取得する場合は、小学校教諭一種免許状を有することが「基礎資格」として必要である。

9 第二類～第五類のプログラムで卒業研究を希望する 第一類の学生に対する履修条件(申合せ)

第一類「初等教育学プログラム」学生の卒業研究の履修については、全プログラムが協力するという趣旨から、学生が第二類～第五類のプログラムで卒業研究を希望する場合には、下記の履修条件の範囲内で履修を認める。なお、これらのことは第二類～第五類の学務委員会委員が中心となり対応する。

●理科教育学プログラム

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

自然システムの理解(物理, 化学, 生物, 地学), 自然システム理解実験(生物, 地学),

自然システム(理科)教育法Ⅰ

【合計修得単位数】 12単位

【その他】1. 4セメスター開設授業科目のうち, 自然システム理解実験(物理, 化学), 及び自然システム(理科)教育法Ⅱを履修すること。

2. 5セメスター及び6セメスター開設の「自然システム教育研究法」を履修すること。

3. 卒業研究を行う分野および指導教員は, 理科教育学プログラムのルールにしたがい決定するので, 特定の分野および指導教員をあらかじめ指定した履修は認めない。

●数学教育学プログラム

【受入学生数】 2名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

(教養教育)線形代数学Ⅰ・Ⅱ, 微分積分学Ⅰ・Ⅱ

(学部)数学教育方法論, 数学教育学概論Ⅰ, 代数学概論Ⅰ, 幾何学概論Ⅰ, 解析学概論Ⅰ,

数理統計学概論, コンピュータ基礎論

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】特になし

●技術情報教育学プログラム

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

なし

【合計修得単位数】指定なし

【その他】希望するゼミの状況によっては, 受け入れできない場合がある。

●社会認識教育学プログラム

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

経済学概説, 法律学概説, 社会認識教育学概論, 社会科教育論, 地理学概説Ⅰ・Ⅱ, 日本史概説,

世界史概説, 現代倫理研究

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】1. 所属ゼミは, 5セメスターに開くゼミ分け説明会後決定する。

2. 希望するゼミの状況によっては, 受け入れできない場合がある。

●国語文化教育教育学プログラム

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

特に指定しない

【合計修得単位数】国語文化教育教育学プログラム開設科目のうちから 4単位以上

【その他】各教員一人あたり2名を上限とする。

●英語文化教育教育学プログラム

【受入学生数】 3名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

特に指定しない

【合計修得単位数】英語文化教育教育学プログラム開設科目のうちから 10単位以上

【その他】1. 卒業論文は英語または日本語で書く。

2. 教員免許状(英語)の取得予定である。

3. 5セメスター開設の「英語教育研究法」を履修すること。

4. 所属ゼミは、5セメスター開設の「英語教育研究法」でのゼミ分け説明会後決定する(8月末頃)。

●日本語・日本文化教育教育学プログラム

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

指導教員予定者の開設科目を含めて日本語・日本文化教育教育学プログラム専門科目

【合計修得単位数】上記科目のうちから 6単位以上

【その他】1. 特定教員に希望が集中する場合は、受け入れを断る場合もある。

2. 指導教員予定者の演習系授業科目を4～6期で履修する必要がある。

●多文化・グローバル教育学プログラム

【受入学生数】 2名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

多文化・グローバル教育学プログラムの履修基準表に示されている専門基礎科目(Intercultural Communication, Introduction to Peace Education Theory, Introduction to International Educational Development)及び専門科目

【合計修得単位数】3つの専門基礎科目及び専門科目2科目以上(合計10単位以上)

●健康スポーツ教育学プログラム

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

講義科目<健康・スポーツ総論, バイオメカニクス, 公衆衛生学, 体育科教育概論>

実技科目<陸上競技, ダンス, 水泳, 武道A(柔道), 球技A(バレーボール),

球技B(サッカー・ソフトボール), 球技C(バスケットボール), 球技D(テニス)>

【合計修得単位数】上記科目のうちから 6単位以上

【その他】1. 教員免許状(保健体育)の取得を希望する。

2. 合計修得単位数の6単位のうち, 4単位は実技科目を, 2単位は講義科目を履修すること。

3. 設備等の関係で, 希望通りとならないこともある。

●家政教育学プログラム

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

家政教育概論, 家庭科教育論, 生活経営概論, 人間発達概論, 住生活概論, 衣生活概論, 食生活概論, 調理科学

【合計修得単位数】上記科目のうちから 8単位以上

【その他】特になし

●音楽教育学プログラム

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

音楽教育学概論, 音楽科カリキュラムデザイン論, 西洋音楽史, 合唱 I, 鍵盤楽器基礎研究 I, 作曲基礎研究 I, アンサンブルA (管弦楽) I

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】特になし

●美術教育学プログラム

【受入学生数】 3名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

芸術教育学概論, 絵画表現論, 絵画表現基礎演習, 彫刻表現論, 彫刻表現基礎演習, デザイン概論, デザイン・製図基礎演習, 工芸表現基礎演習, 造形芸術基礎論, 美術科教育学概論

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】1. 希望するゼミによっては, 作品制作に多くの時間が必要となる。
2. 施設・設備の条件から希望のゼミでの研究ができないこともある。

●教育学プログラム

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

なし

【合計修得単位数】指定なし

【その他】希望するゼミの状況によっては, 受け入れできない場合がある。

●心理学プログラム

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

なし

【合計修得単位数】指定なし

【その他】1. 所属ゼミは, 5セメスターに開くゼミ分け説明会後決定する。
2. 希望するゼミの状況によっては, 受け入れできない場合がある。

10 第二類～第五類の学生に対する小学校教諭

免許状関係科目の履修基準

小学校教諭免許状関係の下記の授業科目（初等教育学プログラムの必修並びに選択必修科目及び教育実習。以下「小免科目」という。）は、第二類～第五類の学生のうち、入学後2年を経過した時点において学部が認めた学生に限り、3年次前期（5セメ）から履修をさせることができる。

1 対象となる授業科目

① 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）

初等国語科教育法，初等社会科教育法，算数科教育法，初等理科教育法，生活科教育法，
初等音楽科教育法，図画工作科教育法，初等家庭科教育法，初等体育科教育法，初等外国語教育法

② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）

初等国語，初等社会，算数，初等理科，生活，初等音楽，図画工作，初等家庭，初等体育，初等外国語

③ 教育実習

小学校教育実習Ⅱ（2単位）

2 入学後2年を経過した時点で、小免科目の「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）」、「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」の履修を認める方法

① 入学後4セメまでの修得単位数が70単位以上の者であること。

② プログラム主任は、当該学生グループのうちで、中学校教諭一種免許状に加えて小免科目の履修を希望する学生を調査する。

③ プログラム主任は、

ア 学業成績：4セメまでの単位の換算点（秀＝4，優＝3，良＝2，可＝1として計算した合計点を科目数で除した数値）

イ 面接等：小免科目を履修する動機と意欲，今後の学習計画，初等教育に関する抱負などを総合し，履修学生を決定する。

④ プログラム主任は，履修学生が入学した年度のプログラム受入予定数の2割を超えないように調整する。

⑤ プログラム主任は，履修学生名簿を教育学部長へ提出する。

⑥ 履修学生は，「履修科目届（所定の用紙）」を学生支援室に提出する。（該当科目は「もみじ」による履修登録ができない。）

3 「小学校教育実習Ⅱ」の受講を認める条件

① 中・高等学校教育実習Ⅰの受講資格を満たしていること。

② 小学校教育実習Ⅱを受講する学期の前までに次の単位を修得済であること。

【教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）】

・上記1の①「対象となる授業科目」のうち8単位以上

【教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）】

・上記1の②「対象となる授業科目」のうち4単位以上

1 1 教育職員免許状の取得について

I 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の概要

1 教育職員免許法で定める普通免許状を取得するための所要資格

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目（5領域）
小学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		38
幼稚園教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	

備考

- (1) 表にある単位数に加えて、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位が必要である。
- (2) 小学校又は中学校教諭の免許状を取得する場合は、上記の表及び備考（1）に加えて、「介護等体験（特別支援学校において2日間、社会福祉施設等において5日間、計7日間）」が必要である。
なお、介護等体験の履修要領については、次ページを確認すること。

2 教育職員免許法施行規則で定める「教科及び教職に関する科目」の要件

科目の区分	免許状の種類	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		小学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状
教科及び教科の指導法に関する科目		30	28	24	
領域及び保育内容の指導法に関する科目					16
教育の基礎的理解に関する科目		10	10	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		10	10	8	4
教育実践に関する科目		7	7	5	7
大学が独自に設定する科目		2	4	12	14
合計		59	59	59	51

II 介護等体験履修要領

- ★ 介護等体験は、受講前年度の 10 月の希望調査で申し込みをした上で、事前指導や説明会に出席しておかなければ受講できません。
- ★ 事前指導、説明会、体験のすべてにおいて、無断の遅刻・欠席等は認められません（即受講停止もあり得ます）。やむを得ない理由がある場合、必ず事前に学生支援室に連絡すること。

1 介護等体験の趣旨

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」第 1 条抜粋
義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる。

2 介護等体験の対象者

小学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の取得を希望する者。

ただし、次の場合等は免除可能です。

- ・特別支援学校の教員の免許を「小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状」と同時に取得する者（同法施行規則第 3 条第 1 項五号）
- ・身体障害者手帳に、障害の程度が 1 級から 6 級と記載されている者（同法施行規則第 3 条第 2 項）

なお、介護等体験を行う者は、教育学部開設の「介護等体験事前指導」1 単位を必ず履修しなければなりません。

「介護等体験事前指導」（1 単位） 3 セメ

第一類（初等教育学プログラム）

必修

第二類～第五類

選択（中学校教諭免許状取得希望者の場合は必修）

3 介護等体験の実施日程

介護等体験は、特別支援学校において 2 日間、社会福祉施設等において 5 日間、計 7 日間の体験を行い、体験後、特別支援学校及び社会福祉施設等から証明書が発行され、それを免許状申請時に提出することとなります。

以下に記載の日程は、2 年生で体験を行う場合を例示しています。日程については、追加・変更の場合があるので、My もみじや学生支援室前の掲示板等で必ず確認してください。

1 年次 (体験受講前年度)	10 月	介護等体験希望調査
	10 月末	広島県教育委員会及び広島県社会福祉協議会へ予定者数報告
2 年次 (体験受講年度)	4 月上旬（土・日）	「介護等体験事前指導」（履修登録は学生支援室が行う） ※レポート提出
	4 月中旬～5 月上旬	体験施設決定 誓約書への押印等
	5 月～12 月	体験実施（特別支援学校 2 日間） ※レポート、健康チェック票提出
	8 月～翌年 1 月	体験実施（社会福祉施設等 5 日間） ※証明書、レポート、健康チェック票提出

4 科目等履修について

科目等履修生の介護等体験受講については、本学出身者に限り認めます。履修要領は、前述に準じます。

Ⅲ 教育実習履修要領

★ 教育実習（事前指導含む）は、事前の説明会、オリエンテーション等に出席しておかなければ受講できません。

例年、履修前年度の10月に説明会への参加希望調査を行い、1月に事前の説明会を実施しています。10月の参加希望調査に回答しない者は、1月の事前の説明会に参加できません。必ずMyもみや学生支援室前の掲示板等で詳細を確認してください。

★ 説明会、オリエンテーション、実習のすべてにおいて、無断の遅刻・欠席等は認められません（即実習停止もあり得ます）。やむを得ない理由がある場合は、必ず事前に学生支援室に連絡すること。

1 教育実習科目の履修対象者等

教育実習科目は出席、遅刻、学習態度、レポート提出などが厳格に評価される点に十分留意しておくこと。

(1) 教育実習指導（事前指導）

授 業 科 目	開設期	単位	対 象 学 生	授 業 内 容
小学校教育実習入門	1	2	第一類の学生	講義及び附属の小学校の授業観察
小学校教育実習観察	4	1	第一類の学生	小学校教育実習Ⅰの観察
教育実習指導A	5	1	第一類の学生	附属の小学校を中心に観察実習
中・高等学校教育実習入門	1	2	第二類～第五類の学生	講義及び附属の中・高等学校の授業観察
中・高等学校教育実習観察	4	1	第二類～第五類の学生	中・高等学校教育実習Ⅰの観察
教育実習指導B	5	1	第二類～第五類の学生	附属の中学校・高等学校を中心に観察実習
教育実習指導C	4	1	他学部生 (中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者)	講義及び演習
	6		他学部生 (高等学校教諭免許状取得希望者)	

(2) 教育実習（本実習）

授 業 科 目	開設期	単位	対 象 学 生	実 習 施 設
①小学校教育実習Ⅰ	6	※1 5 (4)	第一類の学生	附属の小学校
②小学校教育実習Ⅱ	8	2	第二類～第五類の学生 (教育学部が認めた者)	附属の小学校
③特別支援学校教育実習	6	3	第一類の特別支援教育学プログラムの学生	県内の特別支援学校※2
④中・高等学校教育実習Ⅰ	6	4	第二類～第五類及び他学部の学生 (中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者)	附属の中学校・高等学校
⑤中・高等学校教育実習Ⅱ	7	2	第二類～第五類及び他学部の学生 (高等学校教諭免許状取得希望者)	附属の中学校・高等学校
⑥中・高等学校教育実習Ⅲ	8	2	第一類の学生 (中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者)	附属の中学校・高等学校
⑦幼稚園教育実習	7	2	第一類の学生	附属の幼稚園

備考 特別支援学校教育実習以外は本学附属学校園で実施する。

ただし、情報科学部の学生のうち、教育学部において特に認めた者については、出身校又は協力校の高等学校で履修させることがある。

※1 「(4)」は特別支援教育学プログラムの学生が履修する「小学校教育実習Ⅰ(4単位)」を示す。

※2 実習施設の受け入れ人数により、県外の特別支援学校において実習することがある。

2 教育実習科目受講条件・資格

(1) 教育実習指導（事前指導）

受講条件は特になし。ただし、履修登録には手続が必要（自分では登録できない）。

小学校教育実習入門	第一類の1年生全員（休学を除く）が自動的に履修登録
小学校教育実習観察	受講年度の6月に開催（予定）の全体オリエンテーションに出席し、希望校調査票を提出すること
中・高等学校教育実習入門	受講年度4月の履修登録期間中に調査票を提出すること
中・高等学校教育実習観察	受講年度の5月に受講希望調査票を提出すること
教育実習指導A 教育実習指導B 教育実習指導C	受講前年度1月下旬頃開催の説明会（完全事前登録制：受講前年度10月に実施する参加希望調査に回答すること）に出席し、調査票を提出すること。

(2) 教育実習（本実習）受講資格

※以下の文中に記載している「〇期終了時点」は、標準履修学年で受講する場合であることに留意すること。

例えば、① 小学校教育実習Ⅰ（標準履修学年3年生）を4年生で受講する場合は、(4)の「2年生後期終了時点」及び「3年生前期終了時点」は、それぞれ「3年生後期終了時点」「4年生前期終了時点」となる。

※以下の文中に記載している「実習前年度1月下旬頃開催の説明会」は完全事前登録制です。

実習前年度10月に実施する参加希望調査に回答のうえ出席すること。

① 小学校教育実習Ⅰ

次の受講資格を満たすこと。また、実習前年度1月下旬頃開催の説明会に出席し、調査票を提出すること。

【初等教育学プログラムの学生用（5単位）】

- (1) 小学校教育実習入門の単位を修得していること。
- (2) 教育実習指導Aの単位を修得していること。
- (3) 介護等体験を終了していること。
- (4) 2年生後期終了時点で小学校教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、次の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）
 - ・教職入門2単位
 - ・「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」から2科目4単位以上及び教育の思想と原理、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、教育課程論、特別活動指導法、初等教育カリキュラム開発論及び人権・同和教育のうち4単位以上 合計12単位以上
 - ・初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育及び初等外国語のうち、6科目12単位以上

【特別支援教育学プログラムの学生用（4単位）】

- (1) 教育実習指導Aの単位を修得していること。
- (2) 2年生後期終了時点で小学校教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、次の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）
 - ・教職入門2単位
 - ・「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、教育の思想と原理、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、教育課程論、特別活動指導法、初等教育カリキュラム開発論及び人権・同和教育のうち、8単位以上
 - ・初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育及び初等外国語のうち、4科目8単位以上

② 小学校教育実習Ⅱ（2単位）

次の受講資格を満たすこと。また、実習前年度1月下旬頃開催の説明会に出席し、調査票を提出すること。

- (1) 中・高等学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。
- (2) 4年生前期終了時点で次の単位を修得していること。
 - ・初等国語科教育法、初等社会科教育法、算数科教育法、初等理科教育法、生活科教育法、初等音楽科教育法、図画工作科教育法、初等体育科教育法、初等家庭科教育法及び初等外国語教育法のうち、8単位以上
 - ・初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育及び初等外国語のうち、2科目4単位以上

③ 特別支援学校教育実習（3単位）

次の受講資格を満たすこと。また、実習前年度1月下旬頃開催の説明会に出席し、調査票を提出すること。

【特別支援教育学プログラムの学生用】

2年生後期終了時点で

- ・①小学校教育実習Ⅰ「特別支援教育学プログラムの学生用」の受講資格(2)の単位を修得していること。
- ・〔必修科目群〕の中から16単位以上、〔選択科目群〕の中から14単位以上修得していること。

ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）。

〔必修科目群〕

特別支援教育総論、視覚障害心理・生理学、視覚障害教育基礎論、聴覚障害心理・生理学、聴覚障害教育基礎論、知的障害心理・生理学、知的障害教育基礎論、肢体不自由心理・生理学、肢体不自由教育基礎論、病弱心理・生理学、病弱教育基礎論、LD等教育総論

〔選択科目群〕

- ・共通選択科目群

大脳生理・病理、特別支援学校教育実習入門、特別支援学校教育実習観察

- ・視覚障害教育領域選択科目群

視覚障害測定・評価演習、視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ、点字の理論と実際Ⅰ

- ・聴覚障害教育領域選択科目群

聴覚障害測定・評価演習、聴覚障害「自立活動」指導法、聴覚障害教育授業法Ⅰ、聴覚障害コミュニケーションⅠ

- ・知的障害・肢体不自由・病弱教育領域選択科目群

知的障害測定・評価演習、知的障害指導法Ⅰ、肢体不自由指導法Ⅰ

※上記〔選択科目群〕のうち、下線の授業科目は1単位である点に留意すること。

【特別支援学校教諭一種免許状（3領域）取得特別プログラムの学生用】

2年生後期終了時点で

- ・小学校教育実習Ⅰ「初等教育学プログラムの学生用」の受講資格(4)の単位を修得していること。
- ・〔必修科目群〕の中から10単位以上、〔選択科目群〕の中から2単位以上修得していること。

ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）。

〔必修科目群〕

特別支援教育総論、知的障害心理・生理、知的障害教育基礎論、肢体不自由心理・生理、肢体不自由教育基礎論、病弱心理・生理、病弱教育基礎論、LD等教育総論

〔選択科目群〕

- ・共通選択科目群

特別支援学校教育実習入門、特別支援学校教育実習観察

- ・知的障害・肢体不自由・病弱教育領域選択科目群

知的障害指導法Ⅰ、肢体不自由指導法Ⅰ

※上記〔選択科目群〕のうち、下線の授業科目は1単位である点に留意すること。

④ 中・高等学校教育実習Ⅰ（4単位）

次の受講資格を満たすこと。また、実習前年度1月下旬頃開催の説明会に出席し、調査票を提出すること。

- (1) 教育実習指導B（他学部生は教育実習指導C）の単位を修得していること。
- (2) 介護等体験を終了していること。
- (3) 2年生後期終了時点で中学校教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、次の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）

【教科及び教科の指導法に関する科目】

「教科に関する専門的事項」10単位以上及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」
4単位以上 合計14単位以上

【教育の基礎的理解に関する科目】及び

【道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目】

教育の思想と原理、教職入門、教育と社会・制度、特別活動指導法、教育方法・技術論及び
情報活用教育論、生徒・進路指導論のうち、8単位以上

⑤ 中・高等学校教育実習Ⅱ（2単位）

次の受講資格を満たすこと。また、実習前年度1月下旬頃開催の説明会に出席し、調査票を提出すること。

- (1) 教育実習指導B（他学部生は教育実習指導C）の単位を修得していること。
- (2) 3年生後期終了時点で高等学校教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、次の単位を修得していること。

【教科及び教科の指導法に関する科目】

「教科に関する専門的事項」10単位以上及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」
4単位以上 合計14単位以上

【教育の基礎的理解に関する科目】及び

【道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目】

教育の思想と原理、教職入門、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、特別支援教育、教育課程論、総合的な学習の時間の指導法、特別活動指導法、教育方法・技術論及び情報活用教育論、生徒・進路指導論のうち、14単位以上

⑥ 中・高等学校教育実習Ⅲ（2単位）

次の受講資格を満たすこと。また、実習前年度1月下旬頃開催の説明会に出席し、調査票を提出すること。

- (1) 小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。
- (2) 3年生後期終了時点で中学校教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、次の単位を修得していること。

【教科及び教科の指導法に関する科目】

「教科に関する専門的事項」10単位以上及び「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」
2単位以上 合計12単位以上

⑦ 幼稚園教育実習（2単位）

次の受講資格を満たすこと。また、実習前年度1月下旬頃開催の説明会に出席し、調査票を提出すること。

- (1) 小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。
- (2) 3年生後期終了時点で幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、次の単位を修得していること。
 - ・幼児理解・教育相談2単位
 - ・「領域に関する専門事項」，「保育内容の指導法」，幼児教育課程論，幼児教育方法論のうち6単位以上

3 科目等履修について

(1) 教育実習指導（事前指導）受講資格

- ・小学校教育実習入門，小学校教育実習観察，特別支援学校教育実習入門，特別支援学校教育実習観察，中・高等学校教育実習入門，中・高等学校教育実習観察，教育実習指導Aはいかなる場合も受講を認めない。

- ・次の教育実習指導（事前指導）は本学出身者のうちで、それぞれが定める教科の免許の取得を希望する者に受講を認める。

教育実習指導B	技術、保健体育、家庭、音楽、美術の中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の取得を希望する者
教育実習指導C	国語、社会（地理歴史、公民を含む）、数学、理科、情報、外国語（英語）の中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の取得を希望する者

（2）教育実習（本実習）受講資格

- ・小学校教育実習Ⅰ、特別支援学校教育実習、幼稚園教育実習はいかなる場合も受講を認めない。
- ・次の教育実習は本学出身者のうちで、それぞれが定める受講資格を満たした者に受講を認める。

小学校教育実習Ⅱ (2単位)	中学校教諭一種免許状の授与資格を有する者で、「②小学校教育実習Ⅱ」受講資格(2)の条件を満たした者 ただし、「4年生前期終了時点で」とあるのは「実習を受講する前年度末までに」と読み替える。
中・高等学校教育実習Ⅰ (4単位)	「④中・高等学校教育実習Ⅰ」受講資格(1)、(2)及び(3)の条件を満たした者 ただし、(3)については「2年生後期終了時点で」とあるのを「実習を受講する前年度末までに」と読み替える。
中・高等学校教育実習Ⅱ (2単位)	「⑤中・高等学校教育実習Ⅱ」受講資格(1)及び(2)の条件を満たした者 ただし、(2)については「3年生後期終了時点で」とあるのを「実習を受講する前年度末までに」と読み替える。
中・高等学校教育実習Ⅲ (2単位)	小学校教諭又は高等学校教諭一種免許状の授与資格を有する者で、「⑥中・高等学校教育実習Ⅲ」受講資格(2)の条件を満たした者 ただし、(2)については「3年生後期終了時点で」とあるのを「実習を受講する前年度末までに」と読み替える。 なお、小学校教諭一種免許状の授与資格を有していない者は、上記受講資格(2)の条件に加えて、実習を受講する前年度末までに介護等体験を終了していること。

Ⅳ 教職実践演習履修要領

★ 教職実践演習では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。
評価材一覧に沿って、セメスターごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、「教員によるレベル判定」を受けること。

教職実践演習（幼・小）を履修する場合は本学の小学校教育実習Ⅰの単位を、教職実践演習（中・高）を履修する場合は本学の中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。

ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認めます。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習の履修を中止とし単位を認めません。

なお、専門148ページに「12 教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて」の記載があります。

Ⅴ 教育職員免許状の申請手続

卒業予定者で免許状の授与を申請する者は、教育学部学生支援室で一括申請するので、以下の書類等を所定の期日までに提出すること。

なお、書類の提出が遅れた者又は卒業後に免許状の授与を申請する者は、個人で各都道府県教育委員会に提出することが必要です。

- 1 教育職員免許状授与申請書等（所定の用紙） 申請する免許状1種類につき一式
- 2 学力に関する証明書（学生支援室で作成）
- 3 申請手数料納付（電子納付）
申請する免許状1種類につき3,400円（令和6年度申請時）

提出期日は、例年4年次の10月頃ですが、教育委員会からの通知等により変更される場合がありますので、「My もみじ」及び学生支援室前の掲示板で必ず確認すること。

VI 単位修得方法

「I 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の概要」で記述している大学において修得することを必要とする最低単位数と、教育学部学生が取得しなければならない単位数は異なるので注意すること。

1 教養教育科目（教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目）

科目の区分	必要単位数	授業科目	備考
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	必修
体育	2	健康スポーツ科学(2) スポーツ実習A(1) スポーツ実習B(1) スポーツ演習(1)	2単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーションⅠA(1) コミュニケーションⅠB(1) コミュニケーションⅡA(1) コミュニケーションⅡB(1)	2科目2単位選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報・データ科学入門(2)	必修

注：()の数字は、単位数を示す。

2 専門教育科目

- ★ 免許状の種類及び教科ごとに、免許法上で必要な授業科目の単位を修得すること。
- ★ それぞれの免許取得に必要な科目については、下記の表の掲載ページにある一覧表を確認すること。

免許状種類	掲載ページ	科目区分等
小学校教諭 一種免許状	専門128～129	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・教育の基礎的理解に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育実践に関する科目 ・大学が独自に設定する科目
	専門121	・介護等体験事前指導
中学校教諭 一種免許状	専門130	・教育の基礎的理解に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育実践に関する科目
	専門131～145	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・大学が独自に設定する科目
	専門121	・介護等体験事前指導
高等学校教諭 一種免許状	専門130	・教育の基礎的理解に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育実践に関する科目
	専門131～145	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・大学が独自に設定する科目
特別支援学校教諭 一種免許状	専門146	
幼稚園教諭 一種免許状	専門147	

小学校教諭一種免許状

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	最低修得 単位数		
教科及び 教科の指導法に 関する科目	教科に関する専門 的事項	国 語（書写を含む。）	△ 初等国語	2	10			
		社 会	△ 初等社会	2				
		算 数	△ 算数	2				
		理 科	△ 初等理科	2				
		生 活	△ 生活	2				
		音 楽	△ 初等音楽	2				
		図画工作	△ 図画工作	2				
		家 庭	△ 初等家庭	2				
		体 育	△ 初等体育	2				
		外国語	△ 初等外国語	2				
		各教科の指導法 （情報通信技術の 活用を含む。）	国 語（書写を含む。）	○ 初等国語科教育法 初等国語科学習指導論		2 2	20	
	社 会		○ 初等社会科教育法 初等社会科学習指導論	2 2				
	算 数		○ 算数科教育法 算数科学習指導論	2 2				
	理 科		○ 初等理科教育法 初等理科学習指導論	2 2				
	生 活		○ 生活科教育法 生活科学習指導論	2 2				
	音 楽		○ 初等音楽科教育法 初等音楽科学習指導論	2 2				
	図画工作		○ 図画工作科教育法 図画工作科学習指導論	2 2				
	家 庭		○ 初等家庭科教育法 初等家庭科学習指導論	2 2				
	体 育		○ 初等体育科教育法 初等体育科学習指導論	2 2				
	外国語		○ 初等外国語教育法 初等外国語学習指導論	2 2				
	教育の基礎的理解に関 する科目		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○ 教育の思想と原理 人権・同和教育	2 2	11		
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チ ーム学校運営への対応を含む。）	○ 教職入門	2			
				地域教育実践支援実習Ⅰ	4			
				地域教育実践支援実習Ⅱ	4			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応 を含む。）	○ 教育と社会・制度 外国人児童・生徒の教育 学校教育総論	2 2 2			
				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程	○ 児童・青年期発達論			2
				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒 に対する理解	○ 特別支援教育			1
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュ ラム・マネジメントを含む。）	○ 教育課程論 初等教育カリキュラム開発論	2 2			
				小 計				41

科 目 の 区 分			授 業 科 目	単位数	最低修得 単位数
教 科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	道徳, 総合的な学習の 時間等の指導法及び生 徒指導, 教育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法	○ 道徳教育指導法	2	11
		総合的な学習の時間の指導法	○ 総合的な学習の時間の指導法	1	
		特別活動の指導法	○ 特別活動指導法	2	
			野外活動実践	2	
			野外教育実践	2	
			地域教育実践Ⅰ	4	
			地域教育実践Ⅱ	4	
		・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○ 教育方法・技術論及び情報活用教育論	2	
			学習指導・評価論	2	
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○ 生徒・進路指導論	2	
			○ 教育相談	2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。）の理論及び方法	子どもの学び支援実習Ⅰ	4	
			子どもの学び支援実習Ⅱ	4	
			子どもの学び支援実習Ⅲ	4	
			子どもの学び支援実習Ⅳ	4	
			子どものこころ支援実習Ⅰ	4	
			子どものこころ支援実習Ⅱ	4	
			子どものこころ支援実習Ⅲ	4	
	教育実践に関する科目	教育実習 （※１）（※２）	小学校教育実習入門	2	1
			小学校教育実習観察	1	
○ 教育実習指導Ａ			1	4	
△ 小学校教育実習Ⅰ			5(4)		
△ 小学校教育実習Ⅱ		2	2		
教職実践演習（※３）		○ 教職実践演習（幼・小）		2	
大学が独自に設定する科目		○ 介護等体験事前指導	1	1	
		言語障害教育総論	2		
		ＬＤ等教育総論	2		
		重複障害教育総論	2		
		幼少連携・接統論	2		
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導, 教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』			
		小 計			
合 計				60	

注１：○印は免許状取得のための必修科目を、△印は選択必修科目を示す。

（ ）のある単位数については、特別支援教育学プログラムの単位数を示す。

注２：『教育の基礎的理解に関する科目』及び『道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目』の必修科目、「人権・同和教育」と「外国人児童・生徒の教育」は、中学校教諭一種、高等学校教諭一種と共通の授業科目である。ただし、「道徳教育指導法」は、専門130ページの備考※1のとおりである。

備考

※１ 「教育実習指導Ａ」及び「小学校教育実習Ⅰ、Ⅱ」の履修に際しては、対象学生の定めがあるため、別途教育実習履修要領（専門122～126ページ）を確認すること。

※２ 第二類～第五類の学生にあつては、『教育実践に関する科目』のうち、「教育実習」の単位は「中・高等学校教育実習Ⅰ」から２単位、「教育実習指導Ｂ」から１単位をもってあてることができる。

※３ 第二類～第五類の学生にあつては、『教育実践に関する科目』のうち、「教職実践演習」の単位は「教職実践演習（中・高）」から２単位をもってあてることができる。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

(『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』及び『教育実践に関する科目』)

この表で示す科目の他、取得する免許教科ごとに『教科及び教科の指導法に関する科目』及び『大学が独自に設定する科目』の修得が必要。
別途専門131～145ページに示す各教科ごとの表①～⑬により、必要な科目の単位を修得すること。

科 目 の 区 分			授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数		
教 科 及 び 教 職 に 関 連 す る 科 目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎ 教育の思想と原理	2	11	11		
			人権・同和教育	2				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	◎ 教職入門	2				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	◎ 教育と社会・制度	2				
			比較教育学Ⅰ	1				
			比較教育学Ⅱ	1				
			教育経営学Ⅰ	1				
			教育経営学Ⅱ	1				
			社会教育学Ⅰ	1				
			社会教育学Ⅱ	1				
			外国人児童・生徒の教育	2				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎ 児童・青年期発達論	2				
			発達心理学	2				
			教育・学校心理学	2				
			学習・言語心理学	2				
			乳幼児心理学	2				
			幼児教育学Ⅰ	1				
			幼児教育学Ⅱ	1				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎ 特別支援教育	1					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	◎ 教育課程論	2					
		教育方法学Ⅰ	1					
		教育方法学Ⅱ	1					
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	○ 道徳教育指導法（※１）	2	11	9		
		総合的な学習の時間の指導法	◎ 総合的な学習の時間の指導法	1				
		特別活動の指導法	◎ 特別活動指導法	2				
		・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	◎ 教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	◎ 生徒・進路指導論	2				
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	◎ 教育相談	2				
		教育実践に関する科目	教育実習 （※２）（※３）（※５）	中・高等学校教育実習入門			2	1
	中・高等学校教育実習観察			1				
	△ 教育実習指導B			1				
	△ 教育実習指導C			1				
	△ 中・高等学校教育実習Ⅰ			4	4	2		
	△ 中・高等学校教育実習Ⅱ			2				
	△ 中・高等学校教育実習Ⅲ		2					
	教職実践演習 （※４）	◎ 教職実践演習（中・高）	2	2	2			
合 計					29	25		

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目，△印は選択必修科目を，○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を示す。
最低修得単位数が斜線の科目は，高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

備考

- ※1 「道徳教育指導法」の2単位は，高等学校教諭一種免許状取得の際は，『大学が独自に設定する科目』に含まれる。
- ※2 「教育実習指導B～C」及び「中・高等学校教育実習Ⅰ～Ⅲ」の履修に際しては，対象学生の定めがあるため，別途教育実習履修要領（専門122～126ページ）を確認すること。
- ※3 第一類の学生にあつては，『教育実践に関する科目』のうち，「教育実習」の単位は「小学校教育実習Ⅰ」から2単位をもってあてることができる。
補足：中学校教諭一種免許状の取得にあたり，「中・高等学校教育実習Ⅲ（2単位）」では最低修得単位数4単位に対して2単位不足するため，「小学校教育実習Ⅰ（4又は5単位）」から2単位を流用して合計4単位とすることができる。
- ※4 第一類の学生にあつては，『教育実践に関する科目』のうち，「教職実践演習」の単位は「教職実践演習（幼・小）」から2単位をもってあてることができる。
- ※5 第一類の学生にあつては，『教育実践に関する科目』のうち，「教育実習指導B」の単位は「教育実習指導A」から1単位をもってあてることができる。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状
 (『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

①国語

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	開設プログラム	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数		
教 科 及 び 教 育 の 指 導 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	◎ 国語文化概論 A (国語文化とことば)	2	国語文化教育 プログラム	4	4又は6 (※1)	4又は6 (※1)		
			◎ 国語文化の歴史 A (国語の歴史)	2						
			古代国語文化研究 A (国語学分野)	2						
			現代国語文化研究 A (国語学分野)	2						
			古代国語文化演習 A (国語学分野)	2						
			現代国語文化演習 A (国語学分野)	2						
			日本語教育と文法	2	日本語・日本文化教育 プログラム					
			◎ 日本語の音声と発音	2						
			◎ 日本語の構造	2						
			◎ 日本語の表現と論理	2						
			日本語の語彙と意味	2						
			日本語文字・表記研究	2						
			表現法演習	2						
			社会言語学	2						
			社会言語学演習	2						
		国文学（国文学史を含む。）	◎ 国語文化概論 B (国語文化と文学)	2	国語文化教育 プログラム	4	4 (※1)	4 (※1)		
			◎ 国語文化の歴史 B (国文学の歴史)	2						
			古代国語文化研究 B (国文学分野)	2						
			現代国語文化研究 B (国文学分野)	2						
			古代国語文化演習 B (国文学分野)	2						
			現代国語文化演習 B (国文学分野)	2						
			古代文学概説	2						
			古代学演習Ⅰ	2						
			中世近世文学演習Ⅰ	2						
			古代文学研究法	2						
			中世近世文学研究法	2						
			◎ 日本文学と文化	2	日本語・日本文化教育 プログラム					
			◎ 近代日本文学史	2						
		漢文学	◎ 国語文化概論 C (国語文化と漢文)	2		2				
			国語文化の歴史 C (漢文学の歴史)	2						
			漢字漢語文化研究	2						
	中国古典散文演習		2							
	中国古典韻文演習		2							
	書道（書写を中心とする。）	○ 国語文化概論 D (国語文化と書写書道)	2		2					
		書写書道演習	2							
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 国語教育学概論Ⅰ	2		8	4				
		◎ 国語教育学概論Ⅱ	2							
		○ 国語科教育方法論	2							
		国語科教材研究演習	2							
		○ 国語科学習開発論	2							
	最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」							8	10又は8 (※2)	
	大学が独自に設定する科目	○ 介護等体験事前指導		1		1	1	10		
		道徳教育指導法		2						
		国語教育史		2						
		国語科教育評価論		2						
		最低修得単位を超えて修得した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』								
合 計							30	34		

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を、○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を、
 ◎印は高等学校教諭一種免許状のみ取得する場合の条件付必修科目を示す（条件は※1を参照）。
 最低修得単位数が斜線の科目は、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。
 ※例：科目の区分「書道（書写を中心とする。）」の2科目は、高等学校教諭一種免許状の単位にはならない。

備考

- ※1 中学校教諭一種免許状を取得せず、高等学校教諭一種免許状を取得する場合、「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」及び「国文学（国文学史を含む。）」の必修科目は、開設プログラム単位で修得する。
 国語文化教育学プログラム ◎印 日本語・日本文化教育学プログラム：◎印
- ※2 中学校教諭一種免許状を取得せず、高等学校教諭一種免許状を取得する場合、「教科に関する専門的事項」の必修科目を次のいずれの開設プログラムで修得したかにより、最低修得単位数が異なる。
 国語文化教育学プログラム：10単位 日本語・日本文化教育学プログラム：8単位

中学校教諭一種免許状

(『教科及び教科の指導法に関する科目』，『大学が独自に設定する科目』)

②社会

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数
教 科 及 び 教 科 の 職 に 関 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 事 科 目	教 科 及 び 教 科 の 関 連 性	日本史・外国史	◎ 日本史概説	2	4
				日本近代研究 A	2	
				日本近代研究 B	2	
				日本中世研究 A	2	
				文字資料解析学 A	2	
				文字資料解析学 B	2	
				考古学概説	2	
				社寺建築学研究	2	
				日本東洋教育史 I	1	
				日本東洋教育史 II	1	
				日本東洋教育史演習 I	1	
				日本東洋教育史演習 II	1	
				◎ 世界史概説	2	
				中国経済史研究 A	2	
				アジア海域システム研究 A (東洋史)	2	
				東アジア地域システム研究 A	2	
				地中海地域システム研究	2	
				地中海社会史研究	2	
				異文化交流史研究(西洋史)	2	
				ヨーロッパ海域システム研究	2	
教 科 及 び 教 科 の 職 に 関 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 事 科 目	教 科 及 び 教 科 の 関 連 性	地理学 (地誌を含む。)	◎ 地理学概説 I	2	4
				◎ 地理学概説 II	2	
				自然地理学研究	2	
				人文地理学研究	2	
				自然地理学実習	1	
				人文地理学実習	1	
				地理情報システム学	2	
				地理情報システム学実習	1	
				世界地誌	2	
				地域研究法 I	2	
				地域研究法 II	2	
				日本環境地誌	2	
教 科 及 び 教 科 の 職 に 関 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 事 科 目	教 科 及 び 教 科 の 関 連 性	「法律学，政治学」	△ 法律学概説 (※1)	2	2
				△ 政治学原論 (※1)	2	
				△ 現代法政策論 (※1)	2	
				国際法 1	2	
				国際法 2	2	
				国際政治学	2	
				国際政治経済学	2	
				現代司法論	2	
				法学研究	2	
				法比較研究	2	
				教育行政学 I	1	
				教育行政学 II	1	
				教育行政学演習 I	1	
				教育行政学演習 II	1	
				中国政治史研究 A	2	
				中国政治史研究 B	2	

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数
教 科 及 び 教 育 の 指 導 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	「社会学，経済学」	△ ◎ 経済学概説（※２）	2	2	
			△ 社会学１（※２）	2		
			△ 社会学２（※２）	2		
			△ 社会学方法論（※２）	2		
			△ 環境経済論（※２）	2		
			△ 社会生態人類学（※２）	2		
			経済学各論Ⅰ	2		
			経済学各論Ⅱ	2		
			経済学各論Ⅲ	2		
			国際経済学 1	2		
			国際経済学 2	2		
			社会調査論	2		
			教育社会学Ⅰ	1		
			教育社会学Ⅱ	1		
			教育社会学演習Ⅰ	1		
			教育社会学演習Ⅱ	1		
	「哲学，倫理学，宗教学」	△ 哲学概論Ⅰ（※３）	2	2		
		△ 哲学概論Ⅱ（※３）	2			
		△ 倫理学概説（※３）	2			
		仏教学概説	2			
		現代倫理研究	2			
		応用倫理学研究	2			
		現代倫理学演習	2			
		教育哲学Ⅰ	1			
		教育哲学Ⅱ	1			
		教育哲学演習Ⅰ	1			
	教育哲学演習Ⅱ	1				
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 社会科教育論	2	8 （※４）		
		△ 地理歴史科教育論	2			
		△ 社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論	2			
		△ 社会系（地理歴史）教科指導法	2			
		△ 公民科教育論	2			
		△ 社会系（公民）カリキュラムデザイン論	2			
		△ 社会系（公民）教科指導法	2			
	最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」				6	
	大学が独自に設定する科目	◎ 介護等体験事前指導	1	1		
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導，教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』			1	
合 計					30	

注：◎印は中学校教諭一種免許状取得のための必修科目を，△印は選択必修科目を示す。

備考

※１ △印のいずれか１科目２単位を修得すること。

※２ 第二類の学生の場合は，「経済学概説」，「社会学１」，「社会学２」，「社会学方法論」，「環境経済論」又は「社会生態人類学」のうち１科目を選択。
第五類の学生の場合は，「経済学概説」が必修科目となる。

※３ △印のいずれか１科目２単位を修得すること。

※４ ◎印の１科目２単位の他，△印のいずれか３科目６単位を含めて８単位を修得すること。

高等学校教諭一種免許状

(『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

③地理歴史

科目の区分				授業科目	単位数	高校 最低修得 単位数			
教科 及 び 教科 指導 法 に 関 す る 科目 目	教科 及 び 教科 指導 法 に 関 す る 科目	教科 及 び 教科 指導 法 に 関 す る 科目	日本史	◎ 日本史概説	2	2			
				日本近代研究A	2				
				日本近代研究B	2				
				日本中世研究A	2				
				文字資料解析学A	2				
				文字資料解析学B	2				
				考古学概説	2				
				社寺建築学研究	2				
			外国史	◎ 世界史概説	2	2			
				中国経済史研究A	2				
				アジア海域システム研究A（東洋史）	2				
				東アジア地域システム研究A	2				
				地中海地域システム研究	2				
				地中海社会史研究	2				
				異文化交流史研究(西洋史)	2				
				ヨーロッパ海域システム研究	2				
			人文地理学・自然地理学	◎ 地理学概説Ⅰ	2	4			
				◎ 地理学概説Ⅱ	2				
				自然地理学研究	2				
				人文地理学研究	2				
				自然地理学実習	1				
				人文地理学実習	1				
				地理情報システム学	2				
				地理情報システム学実習	1				
			地誌	◎ 世界地誌	2	2			
				地域研究法Ⅰ	2				
				地域研究法Ⅱ	2				
				日本環境地誌	2				
				ヨーロッパ環境地誌	2				
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 地理歴史科教育論	2	4 (※)			
				△ 社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論	2				
				△ 社会系（地理歴史）教科指導法	2				
			最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」					10	
			大学が独自に設定する科目	道徳教育指導法				2	10
				最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』					
			合 計					34	

注: ◎印は高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を, △印は選択必修科目を示す。

備考

※ ◎印の1科目2単位の他, △印のいずれか1科目2単位を含めて4単位を修得すること。

高等学校教諭一種免許状

(『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

④公民

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	高校 最低修得 単位数				
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	公民	△ 法学概説（※１）	2	2				
				△ 政治学原論（※１）	2					
				△ 現代法政策論（※１）	2					
				国際法 1	2					
				国際法 2	2					
				国際政治学	2					
				国際政治経済学	2					
				現代司法論	2					
				法学研究	2					
				法比較研究	2					
				教育行政学Ⅰ	1					
				教育行政学Ⅱ	1					
				教育行政学演習Ⅰ	1					
				教育行政学演習Ⅱ	1					
				中国政治史研究A	2					
				中国政治史研究B	2					
				△ ◎ 経済学概説（※２）	2	2				
				△ 社会学 1（※２）	2					
				△ 社会学 2（※２）	2					
				△ 社会学方法論（※２）	2					
				△ 環境経済論（※２）	2					
				△ 社会生態人類学（※２）	2					
				経済学各論Ⅰ	2					
				経済学各論Ⅱ	2					
				経済学各論Ⅲ	2					
				国際経済学 1	2					
				国際経済学 2	2					
				社会調査論	2					
				教育社会学Ⅰ	1					
				教育社会学Ⅱ	1					
				教育社会学演習Ⅰ	1					
				教育社会学演習Ⅱ	1					
				△ 哲学概論Ⅰ（※３）	2	2				
				△ 哲学概論Ⅱ（※３）	2					
				△ 倫理学概説（※３）	2					
				仏教学概説	2					
				現代倫理研究	2					
				応用倫理学研究	2					
				現代倫理学演習	2					
				教育哲学Ⅰ	1					
				教育哲学Ⅱ	1					
				教育哲学演習Ⅰ	1					
				教育哲学演習Ⅱ	1					
				各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 公民科教育論	2	4 （※４）			
					△ 社会系（公民）カリキュラムデザイン論	2				
					△ 社会系（公民）教科指導法	2				
				最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」					14	
				大学が独自に設定する科目				道徳教育指導法	2	10
								最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』		
合 計					34					

注: ◎印は高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を, △印は選択必修科目を示す。

備考

- ※1 △印のいずれか1科目2単位を修得すること。
- ※2 第二類の学生の場合は, 「経済学概説」, 「社会学1」, 「社会学2」, 「社会学方法論」, 「環境経済論」又は「社会生態人類学」のうち1科目を選択。
第五類の学生の場合は, 「経済学概説」が必修科目となる。
- ※3 △印のいずれか1科目2単位を修得すること。
- ※4 ◎印の1科目2単位の他, △印のいずれか1科目2単位を含めて4単位を修得すること。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状
 (『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

⑤数学

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数
教 科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	代数学	◎ 代数学概論Ⅰ	2	2	2	
			代数学概論Ⅱ	2			
			代数内容研究	2			
			代数学研究法	2			
			代数学A	2			
			代数学B	2			
		幾何学	◎ 幾何学概論Ⅰ	2	2	2	
			幾何学概論Ⅱ	2			
			幾何内容研究	2			
			幾何学研究法	2			
			幾何学A	2			
			幾何学B	2			
		解析学	◎ 解析学概論Ⅰ	2	2	2	
			解析学概論Ⅱ	2			
			解析内容研究	2			
			解析学研究法	2			
			解析学A	2			
			解析学C	2			
		「確率論，統計学」	◎ 数理統計学概論	2	2	2	
			確率・統計A	2			
			確率・統計B	2			
			統計的検定	2			
		コンピュータ	◎ コンピュータ基礎論	2	2	2	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 数学教育学概論Ⅰ	2	8	4	
			◎ 数学教育学概論Ⅱ	2			
			○ 数学教育方法論	2			
			数学教育学研究	2			
			○ 数学教育カリキュラム論	2			
			数学教育学原論	2			
			最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」				10
	大学が独自に設定する科目	○ 介護等体験事前指導	1	1	10		
		道徳教育指導法	2				
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導, 教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』		1			
合 計					30	34	

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を，○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を示す。

最低修得単位数が斜線の科目は，中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

(『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

教科及び科目の指導法に関する科目		科目の区分		授業科目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数		
		中学校	高等学校						
教科及び科目の指導法に関する科目	教科及び科目の指導法に関する科目	物理学		◎ 自然システムの理解(物理)	2	2	2		
				力とエネルギーのリテラシーⅠ	2				
				力とエネルギーのリテラシーⅡ	2				
				物理教材内容論Ⅰ	2				
				物理教材内容論Ⅱ	2				
				物理教材内容論Ⅲ	2				
				物理教材内容演習	2				
		化学		◎ 自然システムの理解(化学)	2	2	2		
				物質と反応のリテラシーⅠ	2				
				物質と反応のリテラシーⅡ	2				
				化学教材内容論Ⅰ	2				
				化学教材内容論Ⅱ	2				
				化学教材内容論Ⅲ	2				
				化学教材内容演習	2				
		生物学		◎ 自然システムの理解(生物)	2	2	2		
				生物とその多様性のリテラシーⅠ	2				
				生物とその多様性のリテラシーⅡ	2				
				生物教材内容論Ⅰ	2				
				生物教材内容論Ⅱ	2				
				生物教材内容論Ⅲ	2				
				生物教材内容演習	2				
	地学		◎ 自然システムの理解(地学)	2	2	2			
			宇宙と地球のリテラシーⅠ	2					
			宇宙と地球のリテラシーⅡ	2					
			地学教材内容論Ⅰ	2					
			地学教材内容論Ⅱ	2					
地学教材内容論Ⅲ			2						
地学教材内容演習			2						
物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験	物理学実験, 化学実験, 生物学実験, 地学実験	○ 自然システム理解実験(物理)	1	4	2 (※1)				
		▲ 物理教材内容実験	2						
		○ 自然システム理解実験(化学)	1						
		▲ 化学教材内容実験	2						
		○ 自然システム理解実験(生物)	1						
		▲ 生物教材内容実験	2						
		○ 自然システム理解実験(地学)	1						
▲ 地学教材内容実験	2								
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		◎ 自然システム(理科)教育法Ⅰ	2	8 (※2)	4				
		◎ 自然システム(理科)教育法Ⅱ	2						
		自然システム(理科)教育実践論	2						
		▲ 理科カリキュラム論	2						
		▲ 理科授業プランニング論	2						
		▲ 理科教材プランニング論	2						
最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」				8	10				
大学が独自に設定する科目		○ 介護等体験事前指導	1	1	10				
		道徳教育指導法	2						
		理科教育評価論	2						
		比較科学教育論	2						
		科学教育デザイン論	2						
		科学教育教材メディアデザイン論	2						
		科学教育史	2						
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳,総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導,教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』						1	
		合 計						30	34

最低修得単位数が斜線の科目は、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

※1 ▲印のいずれか1科目2単位を修得すること（○印の科目を2科目修得した2単位では認められない）。
 ※2 ◎印の2科目4単位、▲印のいずれか2科目4単位を含めて8単位を修得すること。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状
(『教科及び教科の指導法に関する科目』，『大学が独自に設定する科目』)

⑦音楽

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数			
教 科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 事 項	教 科 に 関 す る 事 項	ソルフェージュ	◎ ソルフェージュⅠ	1	2	2			
				◎ ソルフェージュⅡ	1					
			声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎ 声楽基礎研究Ⅰ	2	6	6			
				◎ 声楽基礎研究Ⅱ	2					
				声楽Ⅰ	1					
				声楽Ⅱ	1					
				声楽Ⅲ	1					
				声楽Ⅳ	1					
				声楽Ⅴ	1					
				声楽Ⅵ	1					
				◎ 合唱Ⅰ	1					
				◎ 合唱Ⅱ	1					
				合唱Ⅲ	1					
				合唱Ⅳ	1					
				合唱Ⅴ	1					
				合唱Ⅵ	1					
				オペラ実習Ⅰ	1					
				オペラ実習Ⅱ	1					
				オペラ実習Ⅲ	1					
				オペラ実習Ⅳ	1					
				オペラ実習Ⅴ	1					
				オペラ実習Ⅵ	1					
				器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	◎ 鍵盤楽器基礎研究Ⅰ			2	5	5
					◎ 鍵盤楽器基礎研究Ⅱ			2		
					ピアノⅠ			1		
					ピアノⅡ			1		
					ピアノⅢ			1		
					ピアノⅣ			1		
					ピアノⅤ			1		
					ピアノⅥ			1		
			器楽基礎研究Ⅰ		2					
			器楽基礎研究Ⅱ		2					
			弦楽器Ⅰ		1					
			弦楽器Ⅱ		1					
			弦楽器Ⅲ		1					
			弦楽器Ⅳ		1					
			弦楽器Ⅴ		1					
			弦楽器Ⅵ		1					
			◎ アンサンブルA(管弦楽)Ⅰ		1					
			アンサンブルA(管弦楽)Ⅱ		1					
			アンサンブルA(管弦楽)Ⅲ		1					
			アンサンブルA(管弦楽)Ⅳ		1					
			アンサンブルA(管弦楽)Ⅴ		1					
			アンサンブルA(管弦楽)Ⅵ		1					
			アンサンブルBⅠ		1					
			アンサンブルBⅡ		1					
			アンサンブルBⅢ		1					
			アンサンブルBⅣ		1					
			アンサンブルBⅤ		1					
			アンサンブルBⅥ		1					
			管弦打楽器Ⅰ		1					
			管弦打楽器Ⅱ		1					
			管弦打楽器Ⅲ	1						
			管弦打楽器Ⅳ	1						
			管弦打楽器Ⅴ	1						
			管弦打楽器Ⅵ	1						

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数
教 科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	教科 及 び 教科の 指導法に 関する 事項	教科 に 関 する 専 門 的 事 項	指揮法	◎ 指揮法	1	1	1
			音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	◎ 作曲基礎研究Ⅰ	2	6	6
				作曲基礎研究Ⅱ	2		
				作曲 1	1		
				作曲 2	1		
				作曲 3	1		
				作曲 4	1		
				作曲 5	1		
				作曲 6	1		
				◎ 西洋音楽史	2		
				◎ 日本音楽概論	2		
				日本音楽演習	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 音楽教育学概論	2	8	8		
		◎ 音楽科カリキュラムデザイン論	2				
		音楽科評価論	2				
		◎ 音楽科教材構成論	2				
		◎ 音楽科教育方法論 1	2				
		音楽科教育方法論 2	2				
	大学が独自に設定する科目	○ 介護等体験事前指導	1	1	6		
		道徳教育指導法	2				
		音楽文化教育史	2				
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』				1	
	合 計					30	34

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を、○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を示す。

最低修得単位数が斜線の科目は、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状
 (『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

⑧美術

科目の区分				授業科目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数	
中学校		高等学校						
教科 及 び 教 科 の 専 門 的 事 業 に 関 する 科 目	教科 及 び 教 科 の 専 門 的 事 業 に 関 する 科 目	教科 及 び 教 科 の 専 門 的 事 業 に 関 する 科 目	教科 及 び 教 科 の 専 門 的 事 業 に 関 する 科 目	◎ 絵画表現基礎演習	2	4	4	
				◎ 絵画表現論	2			
				絵画表現演習	2			
				絵画表現実践実習Ⅰ	2			
				絵画表現実践実習Ⅱ	2			
				絵画表現研究	2			
				彫刻	◎ 彫刻表現基礎演習	2	4	4
					◎ 彫刻表現論	2		
					彫刻表現演習	2		
					彫刻表現素材演習	2		
					彫刻表現実践演習	2		
					彫刻表現総合演習	2		
				デザイン（映像メディア表現を含む。）	◎ デザイン・製図基礎演習	2	4	4
					◎ デザイン概論	2		
					立体デザイン教育演習	2		
					色彩学演習	2		
					C G 基礎演習	2		
					平面デザイン教育演習	2		
				工芸	○ 工芸表現基礎演習	2	4	
					○ 工芸表現論	2		
					工芸教育素材研究Ⅰ	2		
					工芸教育素材研究Ⅱ	2		
					工芸表現演習	2		
				美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	◎ 造形芸術基礎論	2	2	2
					日本美術史概説	2		
					西洋美術史概説	2		
					造形芸術学演習	2		
				各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 芸術教育学概論	2	8	8
					美術科教育学概論	2		
					芸術教育教材・構成論	2		
					美術科教育指導者論	2		
					◎ 美術科教育方法・評価論	2		
					◎ 美術科授業プランニング基礎	2		
					美術科授業プランニング演習	2		
					◎ 芸術教育支援論	2		
					芸術教育思想	2		
				最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」				
大学が独自に設定する科目	○ 介護等体験事前指導	1	1	10				
	道徳教育指導法	2						
	最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』				1			
	合 計				30	34		

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を，○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を示す。

最低修得単位数が斜線の科目は，中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

(『教科及び教科の指導法に関する科目』，『大学が独自に設定する科目』)

⑨保健体育

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数			
教科 及 び 指 導 法 に 関 す る 科 目	教科 に 関 す る	体育実技	△ 球技A (バレーボール)	1	8 (※1)	8 (※1)				
			◎ 球技B (サッカー・ソフトボール)	1						
			球技指導演習B (ゴール型・ベースボール型)	2						
			△ 球技C (バスケットボール)	1						
			球技指導演習C (バスケットボール)	2						
			△ 球技D (テニス)	1						
			◎ 陸上競技	1						
			陸上競技指導演習	2						
			◎ 体づくり運動・器械運動	1						
			◎ ダンス	1						
			ダンス指導演習	2						
			◎ 水泳	1						
			水泳指導演習	2						
			野外活動演習(登山・キャンプ)	2						
			野外活動演習(ウィンタースポーツ)	2						
			▲ 武道A (柔道)	1						
			武道指導演習A (柔道)	2						
			▲ 武道B (剣道)	1						
			トレーニング実習	1						
	専 門 的 事 項	「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)	△ スポーツ社会学	2	4 (※2)	4 (※2)				
			スポーツ社会学演習	2						
			△ スポーツ経営学	2						
			△ スポーツ心理学	2						
			▲ 身体表現論	2						
			身体表現論演習	2						
			スポーツコンディショニング論演習	2						
			▲ コーチング論	2						
			コーチング論演習	2						
			▲ トレーニングと評価	2						
			◎ スポーツ生理学	2			2	2		
			スポーツ生理学演習	2						
			バイオメカニクス	2						
			衛生学・公衆衛生学	スポーツ医学(コンディショニングを含む)			2	2	2	
							◎ 公衆衛生学			2
							◎ 学校保健			2
			◎ 救急看護法	2						
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 体育科教育概論	2	8	8					
		体育科教育概論演習	2							
		◎ 体育科カリキュラムデザイン論	2							
		体育科授業プランニング論演習	2							
		◎ 保健体育科教育方法・評価論	2							
		◎ 保健体育科フィールドワーク演習	2							
	大学が独自に設定する科目	○ 介護等体験事前指導	1	1	6					
		道徳教育指導法	2							
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導, 教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』								
合 計					30	34				

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目，△及び▲印は選択必修科目を，○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を示す。

最低修得単位数が斜線の科目は，中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

備考

※1 ◎印の5科目5単位の他，△印のいずれか2科目2単位及び▲印のいずれか1科目1単位を修得すること。

※2 △印のいずれか1科目2単位及び▲印のいずれか1科目2単位を修得すること。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

(『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

⑩技術（中学校），工業（高等学校）

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	技術	工業
						最低修得 単位数	最低修得 単位数
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	中学校	高等学校	◎ 木材活用概論	2	7	14
		材料加工（実習を含む。）	工業の関係科目	○ 木材活用教材演習Ⅰ	1		
				木材活用教材演習Ⅱ	1		
				木材活用教材演習Ⅲ	1		
				木材機械加工概論	2		
				○ 基礎製図	1		
				◎ 金属活用概論	2		
				○ 金属活用教材演習Ⅰ	1		
				金属活用教材演習Ⅱ	1		
				金属機械加工概論	2		
				機械材料概論	2		
				◎ 機械活用概論	2		
		エネルギー活用論		2			
		○ メカトロニクス教材演習		1			
		メカトロニクス創造実習		2			
		メカトロニクス設計製図		1			
		メカトロニクス基礎実習		2			
		◎ 電気電子活用概論Ⅰ		2			
		電気電子活用概論Ⅱ		2			
		○ 栽培活用概論		2			
		○ 栽培活用教材演習		1			
		◎ ハードウェア概論		2			
		○ ハードウェア教材演習		1			
		● 工業教育の数理		2			
		● 職業指導		2			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○ 技術教育概論Ⅰ	2		
			○ 技術教育概論Ⅱ	2			
			○ 技術教育方法・評価論	2			
			技術教育研究法	2			
			○ 技術教育プランニング論	2			
			● 工業科教育方法論Ⅰ	2			
			● 工業科教育方法論Ⅱ	2			
		最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」				2	6
大学が独自に設定する科目	○ 介護等体験事前指導			1	1	10	
	道徳教育指導法			2			
	最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』			1			
合 計				30	34		

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を，○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を，●印は高等学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を示す。

最低修得単位数が斜線の科目は，中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

高等学校教諭一種免許状

(『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

⑪情報

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	高校 最低修得 単位数
教 科 及 び 教 育 に 関 す る 科 目	教 科 及 び 教 育 の 指 導 法 に 関 す る 事 項	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	◎ 情報社会論	2	4
				◎ 情報と職業	2	
			コンピュータ・情報処理	◎ 情報活用概論Ⅰ	2	10
				◎ 情報活用概論Ⅱ	2	
				情報活用概論Ⅲ	2	
				◎ プログラミングの学習	2	
				◎ アルゴリズム論	2	
				システム制御Ⅰ	2	
				システム制御Ⅱ	2	
				◎ デジタル制御	2	
				モデリングとシミュレーション	2	
				ハードウェア研究法	2	
				教育現場の問題解決に向けたデータ活用・データサイエンス	2	
				社会情報メディア論	2	
				数理計画法	2	
			情報システム	◎ 情報システム概論	2	2
				データベース	2	
			情報通信ネットワーク	◎ 情報ネットワーク概論	2	2
				ネットワーク研究法	2	
			マルチメディア表現・マルチメディア技術	◎ マルチメディアの活用	2	2
				マルチメディア研究法	2	
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 情報教育論Ⅰ	2	4
				◎ 情報教育論Ⅱ	2	
				情報教育プランニング論	2	
			大学が独自に設定する科目	道徳教育指導法	2	10
				最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』		
合 計						34

注：◎印は高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を示す。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状
(『教科及び教科の指導法に関する科目』，『大学が独自に設定する科目』)

⑫家庭

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	◎ 生活経営概論	2	2	2		
			被服学（被服実習を含む。）	◎ 衣生活概論	2	2	2	
				衣生活環境論	2			
				衣生活デザイン論	2			
				衣生活実践演習	2			
		衣生活課題演習		2				
		食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）	◎ 食生活概論	2	2	2		
			食生活栄養学	2				
			食品科学	2				
			食品材料学	2				
			調理科学	2				
			食文化論	2				
			食物学実験演習	2				
			食生活実践演習	2				
			食生活課題演習	2				
		住居学	◎ 住生活概論	2	2	2		
			住生活環境論	2				
			住生活計画論	2				
		保育学	◎ 人間発達概論	2	2	2		
			人間発達と家族	2				
			人間発達と保育	2				
			人間発達と環境	2				
			家族看護学	2				
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎ 家政教育概論	2	8	8		
			◎ 家庭科教育論	2				
			◎ 家庭科教材構成論	2				
			◎ 家庭科教育方法・評価論	2				
			家庭科教育演習	2				
			家庭科教育課題演習	2				
		最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」					10	6
	大学が独自に設定する科目	○ 介護等体験事前指導			1	1	1	10
		道徳教育指導法			2			
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』						
合 計					30	34		

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を，○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を，最低修得単位数が斜線の科目は，中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状
 (『教科及び教科の指導法に関する科目』, 『大学が独自に設定する科目』)

⑬英語

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	中学校 最低修得 単位数	高校 最低修得 単位数
教 科 及 び 教 育 の 指 導 法 に 関 する 科 目	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	英語学	◎ 英語学概説Ⅰ	2	4	4	
			◎ 英語学概説Ⅱ	2			
			英語教師のための音声学	2			
			英語語用法演習	2			
			英語教育文法	2			
			英語史	2			
			英語教育文法入門	2			
		英語文学	◎ 英語文学概説	2	2	2	
			イギリス文学史講義A	2			
			イギリス文学史講義B	2			
			アメリカ文学史講義	2			
			英語教育と英語文学	2			
			IS教科書基礎研究（英語）	2			
		英語コミュニケーション	◎ 英語コミュニケーション演習Ⅰ	2	6	6	
			◎ 英語コミュニケーション演習Ⅱ	2			
			◎ コミュニカティブライティングⅠ	2			
			コミュニケーションライティングⅡ	2			
			英語ボキャブラリー演習	2			
		異文化理解	英語発音演習	2	2	2	
			◎ 英語教育のための異文化理解	2			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語圏の文化と社会	2	8 （※）	4	
			◎ 英語教育学概論Ⅰ	2			
			◎ 英語教育学概論Ⅱ	2			
			△ 英語教育方法論	2			
			△ 英語教育カリキュラム論	2			
			△ 英語教材構成論	2			
		△ 英語教育評価論	2				
		最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」					6
	大学が独自に設定する科目	○ 介護等体験事前指導			1	1	10
		道徳教育指導法			2		
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教科及び教科の指導法に関する科目』 『大学が独自に設定する科目』 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳,総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導,教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』				1	
合 計					30	34	

注：◎印は中学校及び高等学校教諭一種免許状取得のための必修科目を，○印は中学校教諭一種免許状取得の場合の必修科目を，△印は中学校教諭一種免許状取得の場合の選択必修科目を示す。

最低修得単位数が斜線の科目は，中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の科目ではないことを示す。

備考

※ ◎印の2科目4単位の他，△印のいずれか2科目4単位を含めて8単位を修得すること。

特別支援学校教諭一種免許状（5領域）

科目の区分			授業科目	単位数	最低修得 単位数	
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	特別支援教育の基礎理論に関する科目		○ 特別支援教育総論	2	2	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒 の心理，生理及び病理に関する科目		大脳生理・病理	2	28 (※)	
			○ 視覚障害心理・生理	2		
			△ 視覚障害測定・評価演習	1		
			○ 聴覚障害心理・生理	2		
			▲ 聴覚障害測定・評価演習	1		
			○ 知的障害心理・生理	2		
			知的障害測定・評価演習	1		
			○ 肢体不自由心理・生理	2		
			○ 病弱心理・生理	2		
		特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目	○ 視覚障害教育基礎論		2
				△ 視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ		2
				△ 点字の理論と実際Ⅰ		2
				△ 視覚障害「自立活動」指導法Ⅱ		2
				△ 点字の理論と実際Ⅱ		2
				○ 聴覚障害教育基礎論		2
				▲ 聴覚障害「自立活動」指導法		2
				▲ 聴覚障害教育授業法Ⅰ		2
				▲ 聴覚障害コミュニケーションⅠ		2
				▲ 聴覚障害コミュニケーションⅡ		2
	○ 知的障害教育基礎論	2				
	知的障害指導法Ⅰ	2				
	知的障害指導法Ⅱ	2				
	○ 肢体不自由教育基礎論	2				
	肢体不自由指導法Ⅰ	2				
	肢体不自由指導法Ⅱ	2				
	○ 病弱教育基礎論	2				
	病弱指導法Ⅰ	2				
	病弱指導法Ⅱ	2				
免許状に定められること となる特別支援教育領域 以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児，児童又は 生徒の心理，生理及び病理に関する 科目 ・心身に障害のある幼児，児童又は 生徒の教育課程及び指導法に関する 科目	○ 言語障害教育総論	2	5		
		○ LD等教育総論	2			
		○ 重複障害教育総論	2			
		特別支援教育支援技術総論	2			
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習			○ 特別支援学校教育実習	3	3	
合 計					38	

注：○印は免許状取得のための必修科目を示す。

※ 『特別支援教育領域に関する科目』については，○印の10科目20単位の他，△印の中から4単位以上及び▲印の中から4単位以上を含めて28単位以上を修得すること。

幼稚園教諭一種免許状

科 目 の 区 分				授 業 科 目	単位数	最低修得 単位数
教 科 及 び 教 育 に 関 する 科 目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		○ 教育の思想と原理	2	11
				人権・同和教育		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職入門	2	
				教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		外国人児童・生徒の教育				
		学校教育総論		2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 児童・青年期発達論	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○ 特別支援教育	1	
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2
	幼児教育課程論				2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 教育方法・技術論及び情報活用教育論	2	4
				幼児教育方法論		
		・ 幼児理解の理論及び方法 ・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○ 幼児理解・教育相談	2	
				教育相談		
	教育実践に関する科目	教育実習		○ 教育実習指導 A	1	5
				○ 小学校教育実習 I		
幼稚園教育実習		2				
教職実践演習	教職実践演習		○ 教職実践演習（幼・小）	2	2	
に 関 する 科 目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健 康	△ 幼児と健康	2	4
			人間関係	△ 幼児と人間関係	2	
			環 境	△ 幼児と環境	2	
			言 葉	△ 幼児と言葉	2	
			表 現	△ 幼児と表現	2	
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容論（健康）		2	12 （※）
			保育内容論（人間関係）		2	
			保育内容論（環境）		2	
			保育内容論（言葉）		2	
			保育内容論（表現Ⅰ）		2	
	保育内容論（表現Ⅱ）		2			
	保育内容論（表現Ⅲ）		2			
	大学が独自に設定する科目	幼少連携・接続論		2	13	
		重複障害教育総論		2		
		特別支援教育支援技術総論		2		
		言語障害教育総論		2		
		最低修得単位を超えて履修した次の区分の科目 『教育の基礎的理解に関する科目』 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』 『教育実践に関する科目』 『領域及び保育内容の指導法に関する科目』				
合 計						51

注1：○印は免許状取得のための必修科目を、△印は選択必修科目を示す。

（ ）のある単位数については、特別支援教育学プログラムの単位数を示す。

注2：「教育の基礎的理解に関する科目」の必修科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の「教育方法・技術論及び情報活用教育論」と「教育相談」は、小学校教諭一種、中学校教諭一種、高等学校教諭一種と共通の授業科目である。

備考

※ 『保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』に必要な12単位のうち、6単位までは、小学校教諭一種免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」及び「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。ただし、最低修得単位数を超える単位をもってあてることができない（もってあてることができる単位数は次のとおり）。

- | | |
|---------------------|-------|
| ①「保育内容論」を12単位修得した場合 | → 0単位 |
| ②「保育内容論」を10単位修得した場合 | → 2単位 |
| ③「保育内容論」を8単位修得した場合 | → 4単位 |
| ④「保育内容論」を6単位修得した場合 | → 6単位 |

1 2 教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

<教職実践演習について>

「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成 22 年度入学生から「教職実践演習」（4 年生後期の授業）を開設しています。この授業は、教員として必要な知識技能などを習得していることを確認する授業です。そのため、そうした知識技能などの習得状況を示すための証拠や振り返るための資料を残しておく必要があります。文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

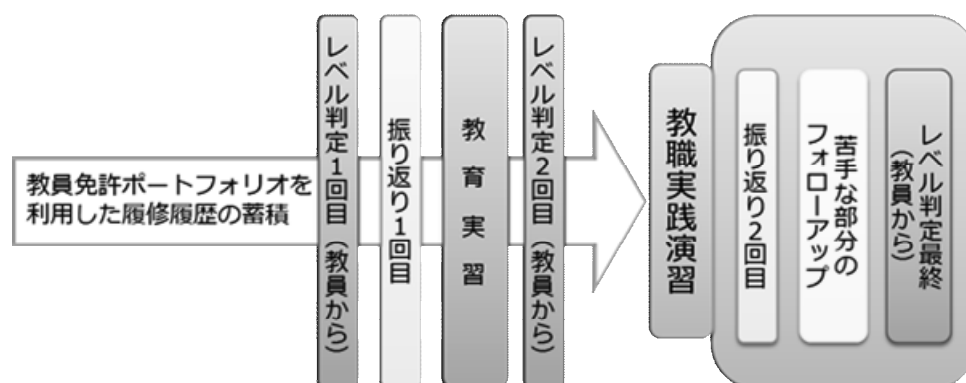
<教員免許ポートフォリオについて>

教員免許ポートフォリオには、教員として必要な知識技能などを習得していることを示す証拠や資料を、広島大学教員養成スタンダードの各規準に対応させて蓄積します。蓄積した証拠や資料は振り返りや教職実践演習の際に活用するほか、適切な時期に教員によって各規準の評価材として利用され、到達レベルが判定されます。

<教職実践演習までの流れ>

教職実践演習は、教員免許状を取得する際の必修科目です。教職実践演習を履修する場合、教員免許状の取得を希望する校種・教科のうち、主免許状として教育実習を受講する校種・教科に応じて、指定された証拠・資料を教員免許ポートフォリオに蓄積していく必要があります。校種・教科によっては1セメスターから蓄積しなければならない証拠・資料もあります。教員免許状の取得を希望する人は、授業内での指示や「My もみじ」等の連絡を見落とさないよう注意し、いつ、何をすることが必要なのかを把握するよう努めてください。分からないことがあれば、チューター、または下記の問い合わせ先まで連絡してください。

【例】教職実践演習（中・高）を履修するまでの流れ図



問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習に関すること	教育学系総括支援室 (学士課程担当)	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオに関すること	教育推進グループ (教員免許ポートフォリオ担当)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

1 3 特別支援学校教諭一種免許状（3 領域）取得

特別プログラムについて

★ 特別支援学校教諭一種免許状（3 領域）取得特別プログラムは、4 月のガイダンスで仮登録をした上で、1 年次前期に指定された 3 科目を受講し、選考を経て本登録することができる。1 年次後期から正式にプログラムを開始する。

1 概要

特別支援学校教諭一種免許状（3 領域）取得特別プログラムは、小学校等の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に対して、特別支援教育に関する資質能力の向上を図り、特別支援学級および通級指導教室における指導を一層充実させることを目的としている。

2 到達目標

特別支援教育に関する基礎的・基本的な知識と技能を身につけ、特別支援学級・通級指導教室の教育において求められる資質能力を修得すること。

3 対象者

初等教育学プログラムの学生

4 取得する教諭免許状の種類

特別支援学校教諭一種免許状、領域：知的障害者・肢体不自由者・病弱者

5 登録時期

1 年次 4 月初旬に仮登録、1 年次 9 月下旬に本登録を行う。プログラム開始時期は、1 年次 10 月である。

6 登録要件

（1）既修得要件

1 年次前期に開講される「特別支援教育総論」、「知的障害心理・生理」、「特別支援学校教育実習入門」の単位を修得していること。

（2）履修上の注意点

履修希望者は、1 年次前期のガイダンスに参加し、仮登録を行う。既修得要件である授業科目を受講し、その成績、小論文、面接による選抜を経て、本登録に進むことができる。

7 受入上限数

5 名

8 授業科目

※授業科目は、履修表を参照すること。授業内容は、各年度に公開されるシラバスを参照すること。

9 修了要件

履修表に掲げる科目のうち、必要な単位数を取得すること。

履修基準表

区分	授業科目	開設 単位 数 ※1	履修セメスター ※2								要 修 得 単 位 数
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ	
第1欄	特別支援教育総論 ※3	②	○								2
第2欄	知的障害心理・生理 ※3	②	○								16
	肢体不自由心理・生理	②		○							
	病弱心理・生理	②			○						
	知的障害教育基礎論	②		○							
	知的障害指導法Ⅰ	2				○					
	知的障害指導法Ⅱ	2					○				
	肢体不自由教育基礎論	②			○						
	肢体不自由指導法Ⅰ	2				○					
	肢体不自由指導法Ⅱ	2					○				
	病弱教育基礎論	②			○						
	病弱指導法Ⅰ	2						○			
	病弱指導法Ⅱ	2							○		
第3欄	LD 等教育総論	②			○						6
	重複障害教育総論	②					○				
	特別支援教育支援技術総論	②						○			
第4欄	特別支援学校教育実習※3	③						○			3
その他	特別支援学校教育実習入門 ※4	①	○								1
	特別支援学校教育実習観察	1				○					
合 計											28

※1 開設単位数欄の○印数字は必修。

※2 履修セメスターの○印は標準履修セメスター。

※3 特別支援学校教育実習の受講資格は専門124ページを参照。

※4 この特別プログラムへ正式に登録するための受講資格として履修する科目。

1 4 資格取得について

下記に示す資格取得については、各資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっているので、詳細については、学生便覧に掲載の「I 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®」」に関する項や次のホームページで確認してください。

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/>

●社会教育主事

(社会教育主事の職務)

- 1 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事となる資格)

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあったもの。
- 2 その他(略)

(社会教育主事となるため大学において修得すべき科目並びに単位数)

社会教育法第9条の4第3号および社会教育主事講習等規定第11条第1項に規定されており、本学において開講される科目との関係は、冒頭のホームページURLから「特定プログラムの概要」に進み「説明書」(PDF)により確認できる。

●学芸員

(学芸員の職務)

学芸員は、博物館法に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。

(学芸員の資格)

学芸員となる資格は、博物館法第5条に規定されており、学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。

ただし、ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより、学芸員となる資格を有するというものであり、教育職員免許状のように、免許状を得るものとは異なる。

(大学において修得すべき博物館に関する科目の単位)

学芸員の資格取得に必要な科目とその単位数は、博物館法施行規則第1条に規定されており、本学において開講される科目との関係は、冒頭のホームページURLから「特定プログラムの概要」に進み「説明書」(PDF)により確認できる。

●学校図書館司書教諭

(学校図書館司書教諭の職務)

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備（学校図書館法第1条）であり、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集、整理、保存して、これを児童生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備（学校図書館法第2条）である。

学習指導要領においても、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること（第1章 総則第6の2(10)）とされ、重要視されているところである。

司書教諭とは、その学校図書館の専門的職務をつかさどり、教諭を持って充てられる職員（学校図書館法第5条）である。

(学校図書館司書教諭の資格)

司書教諭となるためには、司書教諭の講習を修了したものでなければならない(学校図書館法第5条の2)が、本学部において開設されている授業科目10単位をあらかじめ履修しておくことによって、司書教諭講習の受講資格を得た後、講習を受講する手続きを経て資格を取得することができる。

注) 卒業時に資格を得ようとする場合は、3年次に単位を修得し、4年次に司書教諭講習を受講する手続きを行う必要がある。

15 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」

による履修（早期履修）制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科等に入学した場合に限り、15単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができる制度で、大学院教育との連携を図ることを目的として実施しています。

※令和7年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、令和8年度後期終了時に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科等・専攻・プログラム（令和7年4月現在）

人間社会科学研究科

人文社会科学専攻	人文学プログラム、法学・政治学プログラム、経済学プログラム、マネジメントプログラム、国際平和共生プログラム、国際経済開発プログラム、人間総合科学プログラム
教育科学専攻	日本語教育学プログラム、国際教育開発プログラム、教育データサイエンスプログラム
教職開発専攻	教職開発プログラム
実務法学専攻	実務法学プログラム

先進理工系科学研究科

先進理工系科学専攻	数学プログラム、物理学プログラム、地球惑星システム学プログラム、化学プログラム、応用化学プログラム、化学工学プログラム、電気システム制御プログラム、機械工学プログラム、輸送・環境システムプログラム、建築学プログラム、社会基盤環境工学プログラム、情報科学プログラム、スマートイノベーションプログラム、量子物質科学プログラム、理工学融合プログラム
-----------	---

統合生命科学研究科

統合生命科学専攻	生物工学プログラム、食品生命科学プログラム、生物資源科学プログラム、生命環境総合科学プログラム、基礎生物学プログラム、数理生命科学プログラム、生命医科学プログラム
----------	---

医系科学研究科

総合健康科学専攻	保健科学プログラム、薬科学プログラム、公衆衛生学プログラム、医学物理士プログラム、生命医療科学プログラム
----------	--

スマートソサイエティ実践科学研究院

○履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の3年次以上に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 申請した学期までのGPAが、進学を志望する研究科等（専攻・プログラム）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」－「学びのサポート」－「学士課程」のページに掲載しています。

16 教職大学院6年一貫特別プログラムについて

〈教職大学院6年一貫特別プログラムの概要〉

令和6年4月より、広島大学教育学部の4年間と大学院人間社会科学研究科教職開発専攻（教職大学院）の2年間を接続する、教職大学院6年一貫特別プログラムが開設されました。

教職大学院6年一貫特別プログラムは、優れた実践的対応力と実践研究力を備え、学校教育現場で活躍できる人材を養成することを目的とし、学部と大学院を有機的に接続することによって、教師としてのより高度な資質・能力の育成を目指します。

〈教職大学院6年一貫特別プログラムのスケジュール〉

学部1年次（5月）

教職大学院6年一貫特別プログラムガイダンス／登録

- ・ボランティア活動への参加
- ・模擬授業等への参加
- ・アクションリサーチ実地研究の観察
- ・教職大学院の行事への参加
- ・アクションリサーチ発表会への参加
- ・院生／教員との定期的交流 等

学部3年次（8月）

教職大学院6年一貫特別プログラム出願

学部3年次（11月）

教職大学院6年一貫特別プログラム資格審査

- ・学業成績（学部）
- ・志望理由書
- ・ポートフォリオ
- ・面接
- ・（提出資料）TOEIC®IPテスト結果

【資格審査の合格者】

＊履修単位数は、3年次・4年次合計で最大5単位。

学部3年次（6セメ）

- 〈先行履修科目の履修〉
- ・教育相談・カウンセリングの理論と実践
- ・マイクロティーチングの実践

学部4年次（7セメ）

- 〈先行履修科目の履修〉
- ・現代の教育改革
- ・ユニバーサルマインドの授業開発
- ・発達支援と幼児児童生徒理解
- ・教科横断的授業デザインと授業分析
- 〈特別プログラム科目の履修〉
- ・教職への実践的アプローチ
- ・海外教育フィールドリサーチ

学部4年次（9月）

教職大学院6年一貫特別プログラム入試

学部4年次（8セメ）

- 上記6セメに記載した先行履修科目および、
- ・グローバルマインドの授業開発
- ・異校種連携接続の実践開発
- 〈特別プログラム科目の履修〉
- ・アクションリサーチ基礎（必修）
- ・先進的教育フィールドリサーチ

注：開設科目は年度によって変更される場合があるため、最新の情報を確認すること。

1 7 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準について

広島大学教育学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（教育学）または学士（心理学）の学位を授与する。卒業論文は次に定める「卒業論文の評価基準」に基づき評価するとともに、これを関連する科目の成績評価基準に含める。なお、卒業論文の提出の手続きについては、別に定める。

〔卒業論文の評価基準〕

（1）論文の審査項目

- 1）当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得し、問題を把握し、解明する基本的な能力を身につけているか。
- 2）研究テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- 3）論文の記述（本文、図、表、引用文献等）が適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に妥当な結論が導かれているか。
- 4）設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、観察・調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

18 諸手続等について

1 掲示及び「My もみじ」について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「My もみじ」の「掲示」機能により行いますので、1日1度は必ず「My もみじ」を確認するよう心掛けてください。閲覧できる掲示情報は、ログインした学生本人に関するもののみとなります。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、本部及び各学部の掲示板にも掲示されます。

また、重要な事項についても同様に掲示します。

- (1) 履修登録期間中の掲示
- (2) 新入生に対する掲示→4月末日まで
- (3) 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

※掲示を見なかったため被る不利益は自己の責任となります。

2 諸書類の提出期限

在学中、提出を要する願・届出等の書類は多数あります。掲示等により提出期限を周知するので、注意してください。(次頁「教育学系総括支援室(学士課程担当)関係各種願・届一覧」参照)

(1) 休学

病気その他の理由により3か月以上就学できない者は、休学することができます。この場合、本人の自署及び父母等連署のうえ、各自の指導教員又はチューター等に了承(了承印が必要)を得て、休学願を提出しなければなりません。

なお、授業料等納付すべき金額が完納されていなければ休学は許可されません。

願い出に際しては、その日付をさかのぼって処理することはできないので、早めに願い出るよう留意してください。遅れると授業料を余分に納めなければならないことがあります。

また、病気等の理由による場合は、必ず医師の診断書を添付してください。

1回の手続きで休学できる期間は1年以内ですが、特別の事情により休学期間が1年以上になる場合は、手続きの更新を要します。

(2) 復学

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この際には、休学理由が解消されたことを示す証明書(病気の場合は医師の診断書)を添付のうえ、復学願を提出してください。なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

(3) 留学

外国の大学又は短期大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり留学期間は、本学の在学期間に算入され、留学先で修得した単位は60単位(入学前に大学等で履修した授業科目の既修得単位等の認定がある場合は、その単位を含む。広島大学通則第28条参照)を限度として認定されます。どのような留学プログラムがあるかについては次のURLを参照してください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/study-abroad.html>

(4) 退学

諸般の理由により退学を願い出る場合は、本人の自署及び父母等連署のうえ、指導教員又はチューター等に了承(了承印が必要)を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく日付をさかのぼって許可することはできないので、早めに願い出てください。学生証は返還してください。

なお、授業料等納付すべき金額が完納されていなければ退学は許可されません。

(5) 転プログラム、転学部、転学

他の学部等へ移ることを希望する者は、指導教員と相談のうえ、所定の手続きを行い、許可を得なければなりません。しかしながら、これらのケースにはそれぞれ種々の事情及び条件があるので、事前に詳細を確認しておいてください。

(6) 身上異動(改姓等)

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項です。変更が生じた場合は、戸籍謄本等を添えて速やかに届け出てください。

(7) 授業時間割

授業時間割は、前期開始時に発表するとともに、各自に配付します。

教養教育科目、他学部専門科目等を履修する場合は、それぞれの学部の指示に従ってください。

教育学系総括支援室（学士課程担当）関係各種願・届一覧

区 分	提 出 期 限	必 要 な 承 認 印（署名）
休 学 願	その都度	父母等・プログラム主任・チューター（指導教員）
復 学 願	〃	〃
留 学 願	〃	父母等・チューター（指導教員）
退 学 願	〃	〃
転コース願	2月10日まで	父母等・プログラム主任・チューター（指導教員）
転学部願	〃	〃
身上異動届	その都度	父母等・チューター（指導教員）
論文題目届	10月31日まで (9月卒業予定者は4月30日まで)	指導教員

3 各種証明書の交付、各種願・届の手続

(1) 『証明書自動発行機』により発行する証明書

①在学証明書（和文・英文）

学部、大学院、専攻科の学生

②卒業（修了）見込証明書（和文・英文）

学部・博士課程前期及び専門職学位課程の学生で卒業（修了）年次の学生、専攻科生

③学業成績証明書（和文・英文）

学部、大学院、専攻科の学生

④学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学部、大学院、専攻科の学生

⑤健康診断証明書（和文）

学部、大学院、専攻科の学生（健康診断を受診し異常なしと診断された者）

自 動 発 行 機 設 置 場 所	稼 働 時 間
東広島キャンパス 総合科学部 文学部 教育学部 法学部・経済学部 理学部 工学部 情報科学部 生物生産学部	月～金曜日 8:30～17:15 （土曜日は停止）
霞キャンパス 医学部基礎・社会医学棟1F 歯学部C棟2F	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 8:30～17:00
東千田キャンパス 東千田総合校舎1Fロビー	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 9:45～18:30

《使用上の注意事項》

(ア) 日、祝日、8月中旬及び12月29日～翌年1月3日は停止します。

(イ) パスワードは「広大パスワード」を入力してください。パスワードが不明なときは、教育学系総括支援室で変更手続きをしてください。

- (ウ) 使用に際しては、画面の指示に従って操作してください。
- (エ) 学生証を再発行したときは、旧学生証は使用できません。
- (オ) 故障等により自動発行機が使用できないとき及び発行された証明書等の内容について、上記証明書の①～④は支援室、⑤は保健管理センターへ問い合わせてください。
- (カ) 記載内容及び発行枚数が異なるときは、教育学系総括支援室（学士課程担当）へ連絡してください。

(2) 教育学系総括支援室（学士課程担当）関係（窓口交付）各種願・届の手続

（証明書自動発行機で発行する証明書以外のもの）

事 項	提 出 期 日	備 考
学生証再交付願	その都度	再発行費用がかかる場合があります。
住所・電話番号変更届	その都度	父母等の連絡先の変更を含む 「住所変更届シート」提出
教室使用願	使用予定の3日前	使用教室に制限あり
ピアノ練習室使用願	使用予定の3日前	授業関連に限定
*学割証（船舶用）	その都度	会社により取扱いが異なる
学生団体旅行割引	その都度	学生8人以上 要 引率教員
*通学証明書	その都度	居住地と大学間の通学のみ
教育実習通学証明書	教育実習開始 1か月前	居住地と実習校間の通学のみ
事件・事故報告	その都度	警察署・チューターにも報告
社会貢献活動証明書	その都度	活動内容等証明書類を添付
学生団体結成届	その都度	教育室教育部学生生活支援グループ（学生プラザ3F）へ届出
学生団体更新届	5月末日	
教育学部貸出物品	使用予定の3日前	貸出物品一覧で確認すること 個人への貸し出しはしない

（注）*印＝学部1年次生は、総合科学系支援室で手続きを行う。

- (3) この他わからないことについては、「学生生活の手引」に掲載されていますので、いつも手元に置いて、確認するようにしてください。

4 国立大学法人附属図書館の相互利用

中国・四国地区に存置する各国立大学法人においては、学生・大学院生等の教育・研究環境のさらなる充実への支援の一環として、各大学附属図書館を相互に活用することが可能になりました。夏季休業等で帰省、旅行、長期遠征、合宿等の際には、本学学生証を持参のうえ、ふるって利用してください。

諸規則について

19 諸規則について

(1) 広島大学学生交流規則

(平成16年4月1日規則第7号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 派遣学生(第3条―第10条)
- 第3章 特別聴講学生(第11条―第18条)
- 第4章 雑則(第19条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第28条第5項、第29条第7項、第30条第4項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第35条第4項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
- (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
- (3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部等の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があったときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(グローバル化担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、本学とアリゾナ州立大学との間で成立した大学間協議に基づきアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する学生を特別聴講学生として受け入れるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「2学年間」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者(広島大学3+1プログラム若しくは広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムに志願する者又はアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する者を除く。)は、次の各号(第4号にあっては、外国籍を有する者に限る。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 旅券の写し(旅券を有しない場合は、外国籍であることを証明する公的書類)

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「国立等大学」という。)の学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授

業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学 3+1 プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
- (1) 3 ターム 399,600 円
 - (2) 4 ターム 532,800 円
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムの学生であるときは、207,200 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
- 6 第 3 項の規定にかかわらず、特別聴講学生がアリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校の学生であるときは、授業料は徴収しない。
- 7 既納の授業料は、返還しない。
(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、広島大学 3+1 プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 3 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸国際高等教育学院日本語・日本文化オンラインプログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 4 この規則に定めるもののほか、アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営学部広島大学グローバル校に入学する学生を特別聴講学生として受け入れる際の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(令和 6 年 6 月 18 日規則第 46 号)

この規則は、令和 6 年 6 月 18 日から施行する。

(2) 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)
- 第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)
- 第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第 2 条第 3 項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから 1 年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科等の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第 5 条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員 3 人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第 2 条第 3 項に定める試問を行うため、試問委員 3 人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第 6 条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は 2 種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1 種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から研究科等が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科等若しくは他の研究科等の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科等の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科等の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、学位不授与通知書を交付する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して公表するものとする。

(学位記、申請書等及び通知書の様式)

第16条 学位記、第4条第3項の申請書等及び第11条の通知書の様式は、別記様式第1号から別記様式第11号までのとおりとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は研究科等が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 15 年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 2 条第 3 項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(令和 7 年 3 月 11 日規則第 21 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科等名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人間社会科学研究科	文学	文学
	心理学	心理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	ソーシャルデータサイエンス	マネジメント
	マネジメント	経営学
	経営学	国際協力学
	国際協力学	学術
	学術	教育学

	教育学	教育心理学
	教育心理学	
	教育データサイエンス	
先進理工系科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	情報科学	情報科学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
統合生命科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	農学	農学
	学術	学術
医系科学研究科	医科学	医学
	歯科学	歯学
	公衆衛生学	薬学
	薬科学	学術
	看護学	医科学
	保健学	歯科学
	口腔健康科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
		口腔健康科学
スマートソサイエティ実践科学研究院	学術	学術
		工学
		情報科学
		農学
		保健学
		医科学
		経済学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
人間社会科学研究科	教職修士(専門職)
	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式

(大学を卒業した場合)

		割 印	
		第	号
卒業証書 学位記			
氏名			
年 月 日生			
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学 士(「専攻分野」)の学位を授与する			
年 月 日			
広島大学〇〇学部長			印
広島大学長			印

		No.
HIROSHIMA UNIVERSITY		
This is to certify that		
[Name]		
(Date of Birth: 〇〇, 〇)		
has fulfilled all requirements		
and has been admitted to the degree of		
Bachelor of 〇〇〇		
from the		
Bachelor's Program in 〇〇〇		
Department of 〇〇〇		
School of 〇〇〇		
on 〇〇, 〇.		
印	[Signature]	
	〇〇〇〇	
	President of the University	
	[Signature]	
	〇〇〇〇	
Dean of the School of 〇〇〇		

(略)

(3) 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 4 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 7 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 6 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(高等教育の修学支援新制度による授業料の免除等)

第 1 条の 2 本学の学部等に学生として入学する者に対する入学料の免除及び学部の学生に対する授業料の免除は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)その他関係法令の定めるところによる。

第 1 条の 3 本学の学部等に学生として入学する者及び学部の学生には、第 2 条から第 9 条まで(第 3 条の 2、第 5 条の 3 及び第 5 条の 5 を除く。)の規定は、適用しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第 6 号)第 9 条第 3 項の規定により本学が授業料等減免対象者としての認定を行うことができない者については、この限りでない。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 学部等に学生として入学する者であって、入学前において本人又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受け、かつ、本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から 5 年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

- (3) 入学前において本人又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。), 当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け, かつ, 本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付期限までに納付が困難であると認められる者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は, 入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し, その許可を受けなければならない。ただし, 入学料免除を申請し, 免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は, 免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし, 当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
- (2) 10月入学者 当該年度の2月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は, 免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は, 免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に, 納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については, 広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生に係る入学料の免除)

第3条の3 大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生で成績優秀なものに係る入学料の免除については, 広島大学大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生の入学料及び授業料の免除に関する要項(令和7年2月18日学長決裁)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について, 第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は, 未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について, 第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は, 未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について, 第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は, 未納の入学料の全額を免除する。
- 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって, 納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は, その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については、全額免除とする。

(卓越大学院プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の6 卓越大学院プログラム履修生の授業料免除については、広島大学卓越大学院プログラム規則(平成31年3月29日規則第30号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に対する授業料免除)

第5条の7 博士課程リーダー育成プログラム履修生の授業料免除については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(国際連携専攻の学生のうち本学をホーム大学とする学生に対する授業料免除)

第5条の8 大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻及び大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻の学生のうち本学をホーム大学とする学生で成績優秀なものの授業料免除については、広島大学大学院人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻及び広島大学大学院先進理工系科学研究科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻の学生のうち広島大学をホーム大学とする学生の授業料の免除に関する要項(令和6年3月11日学長決裁)の定めるところによる。

(大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生に係る授業料免除)

第5条の9 大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生で成績優秀なものの授業料免除については、広島大学大学院統合生命科学研究科統合生命科学専攻の博士課程後期の学生のうちベトナムサテライトキャンパスで修学する学生の入学料及び授業料の免除に関する要項の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

- (2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
 - (3) 学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる場合は、各期ごとの授業料の全額又は半額
 - (4) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額
 - (5) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額
- 2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。
- 3 第1項第2号及び第3号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- (経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - (2) 行方不明の場合
 - (3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
 - (4) 学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)、当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け、かつ、学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が困難であると認められる場合
 - (5) その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。
- (1) 前期分 当該年度の8月末日
 - (2) 後期分 当該年度の2月末日
- (大学院修士段階における授業料後払い制度に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 独立行政法人日本学生支援機構が行う第一種奨学金の貸与事業である大学院修士段階における授業料後払い制度に申請した者については、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- 2 前項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに所定の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (令和7年2月18日規則第14号)

この規則は、令和7年2月18日から施行し、この規則による改正後の広島大学授業料等免除及び猶予規則の規定は、令和6年10月1日から適用する。

(4) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。))における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科又は研究科等連係課程実施基本組織にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (4) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、所属学部等の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。

3 在学中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。

4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 7 年 3 月 11 日 一部改正)

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 4 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあっては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があったときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、研究科等連係課程実施基本組織、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

(外国語技能検定試験等に係る認定の手続)

第 7 条 外国語技能検定試験等に係る既修得単位の認定を受けようとする者の申請に係る書類及び認定の審査の結果に係る通知については、第 3 条及び第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて(令和 5 年 2 月 7 日教育本部全学教育統括部統括会議長決裁)の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 5 年 6 月 28 日 一部改正)

この細則は、令和 5 年 6 月 28 日から施行し、この細則による改定後の広島大学既修得単位等の認定に関する細則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(6) 広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。))における転学部取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第 3 条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1 月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第 4 条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第 5 条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第 6 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(配属年次)

第 7 条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

(在学年限)

第 8 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第 9 条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはいない。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 3 年 1 月 29 日 一部改正)

この細則は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

(7) 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として学部に入学することができる者は、次の各号に掲げる者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

- (1) 通則第 11 条各号に規定する者(第 3 号に掲げる者を除く。)
- (2) 学部生を対象に開設する授業科目のうち本学が指定する授業科目の履修を希望する高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する者(次号に掲げる者を除く。)
- (3) 学部が実施する高大接続型プログラム又は入学前プログラムにおいて当該学部が指定する授業科目の履修を希望する通則第 11 条各号に規定する者(履修を希望する年度の翌年度の 3 月 31 日までに通則第 11 条各号に規定する入学資格を有することが見込まれる者を含む。)

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 条の 2 科目等履修生として大学院に入学することができる者は、大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

第 3 条の 3 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに前条の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の最初の 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生許可願(別記様式)
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書
 - (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書
 - (5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し
- 2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学科 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学科は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和7年3月11日規則第22号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(8) 広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(令和5年1月10日規則第4号)

この規則は、令和5年1月10日から施行する。

(9) 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 出身学校の所属学科長以上の長又は指導教員の発行する推薦書
- (5) 住民票の写し、在留資格を記載した住民票記載事項証明書又は在留カードの写し(日本に居住する者の場合に限る。)
- (6) 旅券の写し(旅券を有しない場合は、外国籍であることを証明する公的書類。外国に居住する者の場合に限る。)

2 外国人研究生として志願する者が、志願する学部若しくは研究科に特別聴講学生として在学中の場合又は広島大学 3+1 プログラムの特別聴講学生として在学中の場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類により願い出ることができる。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 在留カードの写し

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(教授会を置かない学部等にあつては、これに代わる機関)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。
(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、原則として1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに外国人研究生研究継続許可願により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

第12条 削除

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生(広島大学学生交流規則(平成16年4月1日規則第7号)第2条第2項に規定する特別聴講学生をいう。)が、履修期間終了後から当該学期末まで、外国人の研究生として学部、附置研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し、受入れを許可された場合は、当該者に係る検定料、入学料及び研究料は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し、学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者

(2) 履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

- (3) 履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後、本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)
- 2 前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは、研究の許可を取り消す。
- (1) 本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。
 - (2) 本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。
 - (3) 本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。
 - (4) 本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項第3号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは、研究許可の取消しは行わない。
- (雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学科及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(令和6年6月18日規則第47号)

この規則は、令和6年6月18日から施行する。

(10) 広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育・平和担当)、副学長(学生支援担当)、学部長、研究科長及び研究科等連係課程実施基本組織の長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内外に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年7月18日規則第191号)

この規則は、令和5年7月18日から施行し、この規則による改正後の広島大学学生表彰規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(11) 広島大学学生懲戒規則

(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 41 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3 月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3 月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第 3 条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第 4 条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、厳重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第 5 条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第 6 条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第 7 条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条 学長は、第6条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあつては、広島大学ハラスメント等の防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。
- 3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。
- 5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。
(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。
(学部等における審議)

第10条 学部等の長は、前条の通知があつたときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。
(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。
(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

- 2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。
(懲戒の手続)

第14条 懲戒処分は、学生に処分通知書(別記様式第1号)を交付し、又は口頭により通知して行わなければならない。

- 2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治29年法律第89号)に定める公示の手続を行い、公示された日から2週間を経過したときに処分通知書の交付があつたものとみなす。
(懲戒処分の効力)

第15条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。
(停学期間)

第16条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。
(無期の停学の解除)

第 17 条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第 18 条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第 19 条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第 20 条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式第 2 号)により学内に告示するものとする。

(証明書类等への記載の禁止)

第 21 条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第 22 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)は、廃止する。

3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(令和 6 年 4 月 1 日規則第 76 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人、強盗、不同意性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺行為	退学、停学又は訓告

	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培, 売買, 不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為, のぞき見, 盗撮行為等), わいせつ行為(公然わいせつ, わいせつ物頒布等), 性暴力行為(不同意わいせつ等)又はストーカー行為	退学, 停学又は訓告。学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)に在籍する幼児, 児童若しくは生徒又は 18 歳未満の者に対して行った場合は, 退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ, 又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ, 又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転, 暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造, 改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為, アカデミック・ハラスメント行為, パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学, 停学又は訓告
非違行為等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学, 停学又は訓告

本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁又は拘束	退学，停学又は訓告
本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学，停学又は訓告
本学が管理する器物の損壊，汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
授業，実習，研修等で知り得た個人情報 の漏えい，紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
人を教唆して事件事故を実行させた場合 又は人の事件事故を幫助した場合	退学，停学又は訓告
その他，本学の信用を著しく失墜させる行為	退学，停学又は訓告

(12) 広島大学学生生活に関する規則

(平成16年4月1日規則第15号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部(部)の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部(部)の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部(部)の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部(部)の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部(部)以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者(代表者)にあつてはその所属学部(部)の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者(代表者)にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部(部)別の構成員数
- (6) 団体の構成員の氏名及び連絡先

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するとき(ちらし・ビラ等の文書を配付する場合を含む。)は、責任者は、原則として3日前までに、学部(部)の施設の場合にあつては当該学部(部)の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板)

第7条 前条の規定にかかわらず、学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示又は立看板の掲出については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、撤去すること。

(行事及び集会)

第8条 学生又は学生団体は、学内において行事又は集会を行う場合は、授業、研究、診療、試験実施等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(遵守事項)

第9条 学生又は学生団体は、法令及び本学の諸規則を遵守するものとし、本学の秩序又は風紀を乱すことがあってはならない。

(準用)

第10条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生について準用する。

2 第2条の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生について準用し、第3条及び第4条の規定は、研究生及び科目等履修生について準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

(略)

附 則(令和2年7月21日規則第189号)

この規則は、令和2年7月21日から施行する。

(13) 広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第2条第2項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第3条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限、研究科及び研究科等連係課程実施基本組織にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第5条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第7条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第8条 学生は、学生証を紛失したとき、若しくは著しく損傷したとき、若しくは記載事項に変更があつたとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは、速やかに再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条第2項を除く。)の規定は、研究生、外国人研究生、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。この場合において、第2条中「入学、転学部若しくは転学科をしたとき」とあるのは特別研究学生にあつては「受入れを認められたとき」と、特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあつては「受入れを許可されたとき」と、「所属の学部、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織」とあるのは研究生にあつては「所属の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、外国人研究生にあつては「所属の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、原爆放射線医科学研究所、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、短期国際交流学生にあつては「所属の学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織、原爆放射線医科学研究所、病院、国際高等研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、日本語等予備教育生にあつては「森戸国際高等教育学院」と、第4条第1項中「学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限、研究科及び研究科等連係課程実施基本組織にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生及び外国人研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生及び特別聴講学生にあつては「許可された履修期間」と、短期国際交流学生及び特別研究学生にあつては「受入れ期間」と、日本語等予備教育生にあつては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生(外国人研究生を含む。)、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生、科目等履修生、短期国際交流学生、特別研究学生、特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(令和5年8月28日 一部改正)

この細則は、令和5年8月28日から施行し、この細則による改正後の広島大学学生証取扱細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別記様式(第2条関係)

(表)

(学章)	広島大学学生証		
	学生番号		年度
	入学年度		
	所 属		
(写真)	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	有効期限	年 月 日	
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。		
		年 月 日	
		広島大学長 印	

(裏)

注 意 事 項	
1 次の場合において、必要に応じ本証を提示しなければならない。 (1) 本学の施設等を利用するとき (2) 本学の学内外で本学の学生又は職員であることを証明するとき	5.4 cm
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
3 本証を紛失し、若しくは著しく損傷し、又は本証の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出て、再発行を受けること。なお、紛失(盗難)もしくは著しい損傷において、その事由が天災その他不可抗力によらない場合の再発行費用は有償とする。	
4 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく本証を返却しなければならない。 (1) 学生又は職員がその身分を喪失したとき (2) (1)に掲げる以外のものが本学の施設等の利用資格を喪失したとき (3) 本証の有効期限が満了したとき	
5 本証は、認証を行うために必要な情報をICチップに記録しているので、取り扱いに留意すること。	
6 この注意事項に定めのないことについては、身分証毎に定められた取扱規則等(広島大学学生証取扱細則、広島大学職員証取扱要項、広島大学利用登録証取扱規則)及びその他本学の諸規則に定めるところによる。	
【連絡先】 国立大学法人広島大学 〒739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2 TEL 082-422-7111(代表)	

8.5cm

(14) 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては教育本部と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年4月1日規則第111号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(15) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置 について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成16年4月1日規則第129号）第6条第2項の規定に基づき、障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成16年4月1日規則第129号）第3条に定める支援の申し出を行い、当該学生が志望する、若しくは所属する学部、研究科、研究科等連係課程実施基本組織又は専攻科が試験等における特別措置の必要性を認めた者

C 特別措置の内容・方法等

- 1 ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議は、障害の有無に関係なく公平な評価を可能とするために大学入学共通テストにおける特別措置等を基準として、試験の特別措置の内容・方法についてガイドラインを定め学生及び教職員に公開する。
- 2 入学試験における特別措置の内容・方法については、前項に定めるガイドラインを基準として、当該学生と志望学部、研究科又は専攻科（以下「志望学部等」という。）が協議して決める。
- 3 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については、第1項に定めるガイドラインを基準として、当該学生及びチューター（指導教員）又はアクセシビリティセンター会議委員と授業担当教員が協議して決める。

D 特別措置の申請

- 1 入学試験における特別措置を希望する者は、原則として、出願受付開始日の1週間前までに、点字受験等、準備に時間を要する特別措置を希望する者は、出願受付開始日の4週間前までに、志望学部等に対して特別措置を申請することとする。
- 2 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置を希望する者は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部、研究科又は専攻科（以下、「開設学部等」という。）に、原則として履修登録確定後から2週間以内に特別措置を申請することとする。

なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。

- 3 入学試験における特別措置の申請を受けた志望学部等は、速やかに当該入試担当者に連絡する。
- 4 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の申請を受けた開設学部等は、速やかに当該授業の担当教員に連絡する。
- 5 特別措置の申請を受けた志望学部等又は開設学部等は、必要に応じて、特別措置の内容・方法についてダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター会議に助言を求めることとする。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ、ダイバーシティ&インクルージョン推進機構アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

附 則(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

附 則(令和5年4月1日 一部改正)

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

(16) 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成16年4月1日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第1 この要項は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この要項は、ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第1号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピアサポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動
- (4) その他前3号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第4 所属長は、第3により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第1号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第2号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年7月18日 一部改正)

この要項は、令和5年7月18日から施行し、この要項による改正後の社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(17) 課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

(平成28年3月2日学長決裁)

課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第1 この要項は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条第2項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、課外活動を行った広島大学(以下「本学」という。)の学生に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この要項は、体育活動、芸術・文化活動、ボランティア活動等の課外活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う課外活動を支援することを目的とする。

(証明書の発行の願い出)

第3 本学の学部、大学院又は専攻科に在籍する学生であって、本学の学生団体に所属し、課外活動を行ったものは、証明書発行願(課外活動)(別記様式第1号。以下「発行願」という。)により学長に証明書の発行を願い出ることができる。

2 前項に規定する学生団体は、広島大学学生生活に関する規則(平成16年4月1日規則第15号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づく学生団体の届出がなされ、かつ、証明書の発行を願い出た学生が課外活動を行った時期又は証明書の発行を願い出た日において、本学の職員が部長又は顧問である学生団体でなければならない。

(証明書の発行)

第4 学長は、第3第1項の願い出があった場合は、その内容を検討の上、規則第5条第1項から第3項までに規定する学生団体結成届若しくは更新届又は他の書類等により当該学生が学生団体に所属していた事実を確認できる場合は、証明書(別記様式第2号)を発行するものとする。

(取消し)

第5 学生が発行願に虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載を行ったことが明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第6 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第7 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月1日 一部改正)

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

(18) 期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成16年4月1日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成28年3月7日規則第20号)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1及び2に準じて取り扱う。

(略)

附 則(平成30年3月9日 一部改正)

この改正は、平成30年4月1日から適用する。

(19) 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成16年4月1日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則
(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第115号)第9条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)の許可を受けなければならない。

2 入構の許可を受けた者は、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証、利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第4条 前条第2項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 東広島キャンパスに通勤する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 東広島キャンパスに通学する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の1年次生及び2年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 東広島キャンパスに通勤する職員又は通学する学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。

イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第1号から第3号までに該当する者 理事が定める期間

(2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、理事は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

- (1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間
- (2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月
- (3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月
- 4 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が自動車により臨時に入構する必要がある場合は、当該各号に定めるところにより入構させることができる。
 - (1) 本学の職員又は学生 職員証又は学生証を提示の上、臨時構内駐車証を交付する。
 - (2) 外来者 用務先を申し出の上、臨時構内駐車証を交付する。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という。)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,000円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、理事が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
- (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額
- (4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が東広島キャンパスから本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証の交付を受けている場合は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。
- (2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(令和 4 年 8 月 19 日 一部改正)

この細則は、令和 4 年 8 月 19 日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(20) 広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメント等が職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメント等の防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「パワー・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 この規則において「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、妊娠・出産に関する言動又は妊娠・出産、育児・介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

5 この規則において「その他のハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

6 ハラスメントの行為者とされた者の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) ハラスメントの行為者とされた者が第 2 項から前項までの行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

7 この規則において「性暴力等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和 3 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項各号及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定)に定める児童生徒性暴力等と同等の行為を行うこと。

(2) 第 2 項に定めるセクシュアル・ハラスメントのうち、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の法令に定める犯罪行為に該当する行為を行うこと。

8 この規則において「ハラスメント等」とは、ハラスメント及び性暴力等をいう。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメント等の発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメント等に関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメント等の被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメント等の事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、ハラスメント等の行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(調査結果の告知及び不服申立て)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対して、速やかに書面により調査結果を告知するものとする。

- 2 前項の告知を受けた者は、当該告知内容について不服がある場合は、告知を受けた日の翌日から2週間以内に、書面により学長に不服を申し立てることができるものとする。ただし、当該事案に関して、広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)に基づく懲戒に係る審査を受ける者は、不服を申し立てることはできない。
- 3 学長は、前項本文の不服申立てがあった場合は、不服を申し立てた者に対して、申立て内容の検討結果について書面により通知するものとする。
- 4 前項の通知内容に対する不服申立ては、認めない。

(措置の決定及び実施)

第7条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導等の必要な措置を決定し、実施する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会に付議する。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 大学は、ハラスメント等に関する相談、当該相談への対応に対する協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした職員及び学生等に対し、そのことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメント等の防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附 則(令和6年3月26日規則第70号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(21) 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成21年3月31日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則
(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第26条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第3条 早期履修を実施する研究科、研究科等連係課程実施基本組織、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第4条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部3年次以上に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科又は研究科等連係課程実施基本組織が定めるGPAの値を上回る者

(申請手続)

第5条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度又は学期の始めの1月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第1号)により、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科等は、一の研究科等に限るものとする。

(学部長の推薦)

第6条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に前条第1項の申請があった日の属する学期までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科等の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第7条 研究科等の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科等の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第2号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第8条 履修科目として申請することができる単位数は、15単位の範囲内で研究科等が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により、当該授業科目を開設する研究科等の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第1項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 第7条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科等に入学した場合に限り、15単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として当該研究科等の修了要件単位に含めることができる。

- 2 前項に規定する研究科等が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等を含めるかどうかは、研究科等が定める。
- 3 早期履修者が修得した単位は、所属学部卒の卒業要件単位に含めることはできない。
(授業料)

第12条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和7年3月7日 一部改正)

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、令和4年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

(略)

(22) 学業に関する評価の取扱いについて

平成 18 年 4 月 1 日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の 5 段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は以下のとおりとする。

評価	評点 (100 点満点)	評価指標	合否
秀	90 点以上	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 特に優れた成果を収めている。	合格
優	80～89 点	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 優れた成果を収めている。	合格
良	70～79 点	シラバスで計画された学修目標を達成し, 良好な成果を収めている。	合格
可	60～69 点	シラバスで計画された学修目標を達成している。	合格
不可	60 点未満	シラバスで計画された学修目標を達成していない。	不合格

- ② 0～100 点の点数評価とする。

60 点未満は不合格とする。

- ③ ただし, 特別な理由により, 5 段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

- ④ ③の特別な理由については, プログラム担当教員会等で判断する。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の 3 段階評価とする。

平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5 段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀，優，良，可及び不可の 5 段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は以下のとおりとする。

評価	評点 (100 点満点)	評価指標	合否
秀	90 点以上	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し，特に優れた成果を収めている。	合格
優	80～89 点	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し，優れた成果を収めている。	合格
良	70～79 点	シラバスで計画された学修目標を達成し，良好な成果を収めている。	合格
可	60～69 点	シラバスで計画された学修目標を達成している。	合格
不可	60 点未満	シラバスで計画された学修目標を達成していない。	不合格

2. ただし，特別な理由により，5 段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。
- 3.2. の特別な理由については，プログラム担当教員会等で判断する。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，原則として成績評価は付さない。ただし，協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り，学部等の判断により成績評価を付することができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は，学部等の判断により成績評価を付することができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は，認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは，令和 2 度から適用する。
2. 令和元年 10 月 1 日以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては，Ⅰ 1. (1) の③，④及びⅡの 3. の取扱いを除き，なお従前の例による。

（注）（平成 22 年 3 月 16 日 一部改正）

この改正は，平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

（注）（平成 23 年 3 月 10 日 一部改正）

この改正は，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

（注）（平成 27 年 1 月 7 日 一部改正）

この改正は，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（注）（令和 2 年 5 月 26 日 一部改正）

この改正は，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（注）（令和 5 年 5 月 23 日一部改正）

この改正は，令和 5 年 5 月 23 日から適用する。

(23) 気象警報の発表、公共交通機関の運休、事件・事故又は弾道ミサイル発射等の場合における授業等の取扱いについて

平成24年2月13日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発表、公共交通機関の運休、事件・事故又は弾道ミサイル発射等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第1 授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育・平和担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

- (1) 広島地方気象台から、特別警報が広島市中区、広島市南区又は東広島市のいずれかに対して発表された場合は、その市に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし、東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は、一斉休講は行わない。

- (2) 広島県に弾道ミサイルが落下した場合、全キャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

2 理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で、各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお、霞キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(4)までの場合により一斉休講とするときは、東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

一斉休講とする授業時限の範囲とその判断時刻の目安は3.のとおりとする。

- (1) 広島地方気象台から、大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市中区、広島市南区又は東広島市のいずれかに対して発表された場合
- (2) 台風の接近等により、あらかじめ広島市中区、広島市南区又は東広島市のいずれかに対して、大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 弾道ミサイルや破壊された弾道ミサイルの破片が広島県を含む地域に落下する恐れがあるなど、学生・職員の安全確保の必要がある場合
- (5) 学生・職員が、大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (6) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

3 一斉休講する授業時限の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時限の範囲	判断時刻
8:45 から 12:10 までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50 から 17:05 までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30 から 19:40 までに開始される授業	16:00 頃まで

4 一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は、次のとおりとする。

- (1) インターンシップや野外実習、ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で、受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合は、当該授業を実施できる。

(2) 双方向システムによる授業で、配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は、配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付、レポート提出等により当日の授業を補完し、受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に、配信元の授業を実施できる。

(3) オンラインによる授業で、以下のいずれかに該当する場合は、開設部局の長等の判断により当該授業を実施できる。なお、授業担当教員は、受講者の不利益とならないよう、授業実施について必要な連絡を行うものとする。

- ・同時双方向型の授業で、受講者全員が自宅等で受講可能なことが予め確認できる場合
- ・オンデマンド型の授業の場合

5 一斉休講の解除

理事は、気象警報の解除、キャンパス内の安全確保、公共交通機関の運転再開等により授業の実施が可能であると判断したときは、一斉休講を解除し、授業等を再開する日及び授業時限を決定する。

第2 第1以外の取扱い

第1の取扱いに基づき、開設部局等の長は授業を休講とすることがどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第3 その他

第2にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

第4 適用

この取扱いは、令和6年1月23日から適用する。

(24) 広島大学教育学部教室使用要領

平成12年4月1日学部制定

平成16年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、広島大学教育学部（以下「本学部」という。）の教室を授業以外の目的で学生に使用させる場合の必要事項を定めるものとする。

(使用できる教室)

第2 使用できる教室は、次のとおりとする。

区 分		教 室
K 棟	1階	102, 104, 108, 109, 113, 114, 115
	2階	201, 203, 214, 215, 216
L 棟	1階	102, 104, 107, 108, 109
	2階	202, 204, 205, 206, 207

(使用できる者)

第3 使用できる者は、原則として本学部の学生とする。

(使用できる日及び時間)

第4 使用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、教育学部長（以下「学部長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、次のとおりとする。

区 分		使用できる時間
授業期間	平 日	18:00～21:00
	土曜日	9:00～17:00
休 業 期 間		9:00～17:00

(使用手続及び使用許可)

第5 使用しようとする者は、広島大学教育学部教室使用願により、使用する日の1か月前から3日前までの間に、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学部長は、前項の願い出に対し適当と認めたときは、使用条件を付して広島大学教育学部教室使用許可書を交付するものとする。

(使用の中止)

第6 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止しようとするときは、速やかに学部長に届け出るものとする。

(使用者の遵守事項)

第7 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の者にその全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用の許可を受けた日時を厳守すること。
- (4) 許可された教室及び備品以外は使用しないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 教室内では喫煙しないこと。
- (7) 施設・設備及び備品を破損又は紛失した場合は、速やかに本学部学生支援室（以下「学生支援室」という。）に連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 机等を移動させた場合は、使用後原状に復帰すること。

(9) 使用後は、室内の清掃、窓の施錠及び消灯をした上、学生支援室又は本学部警備員室に届け出ること。

(10) その他指示事項を厳守すること。

(使用許可の取消し)

第8 学部長は、使用者が第7の各号の一つに違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 学部長は、前項に定めるもののほか、公務上必要と認めたときは、使用の許可を取り消すことができる。

3 使用者が前項の取り消しにより損害を受けても、本学部はその責任を負わない。

(損害の弁償)

第9 使用者は、故意又は重大な過失により施設・設備及び備品に破損又は紛失等の損害を与えたときは、直ちに学生支援室に届け出るとともに、速やかにこれを修復し、又はその損害を弁償するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、教室の使用に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

専攻科

20 広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 4 号)

(全部改正)

(1) 広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学特別支援教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として特別支援教育に関する高度の専門教育を施すことを目的とする。

(専攻及びコース)

第 3 条 特別専攻科に、次の専攻及びコースを置く。

特別支援教育専攻

知的障害教育領域コース

特別支援教育コーディネーターコース

(学生定員)

第 4 条 特別専攻科の入学定員は、30 人とする。

(修業年限)

第 5 条 特別専攻科の修業年限は、1 年とする。

(在学年限)

第 6 条 特別専攻科の在学年限は、2 年とする。

(学年、学期及び休業日)

第 7 条 特別専攻科の学年、学期及び休業日については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 7 条から第 9 条までの規定を準用する。

(入学)

第 8 条 入学は、学年の始めとする。

第 9 条 知的障害教育領域コースに入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

第 10 条 特別支援教育コーディネーターコースに入学できる者は、視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状を有する者とする。

第 11 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法は、特別専攻科が定める。

(教育課程及び履修方法)

第12条 教育課程は、別表のとおりとする。

第13条 特別専攻科の学生は、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

(休学及び退学)

第14条 休学については、通則第32条(第2項ただし書を除く。)から第34条までの規定を準用する。

第15条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(賞罰)

第16条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

2 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第17条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

(修了)

第18条 特別専攻科は、特別専攻科に1年以上在学し、別表に規定する30単位以上を修得した者には、修了を認定する。

(修了証書)

第19条 学長は、特別専攻科において修了の認定を受けた者には、修了証書を授与する。

(教育職員免許状)

第20条 修了を認定された者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定めるところにより、次の表に掲げる特別支援学校教員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

コース	免許状の種類
知的障害教育領域コース	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)
特別支援教育コーディネーターコース	特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域)

(検定料、入学料及び授業料)

第21条 検定料の額は16,500円、入学料の額は58,400円、授業料の額は273,900円とし、その納付手続等については、検定料は通則第12条第1項及び第12条の2第1項の規定を、入学料は通則第16条から第16条の3までの規定を、授業料は通則第47条第2項から第50条までの規定を準用する。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

第22条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、検定料及び入学料の返還については通則第17条第2項(第1号及び第2号を除く。)の規定を、授業料の返還については通則第51条第2項の規定を準用する。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

(管理運営)

第23条 特別専攻科の管理運営の方法については、特別専攻科が定める。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、特別専攻科の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

(2) 教育課程及び履修について

知的障害教育領域コース 教育課程

科目区分		授業科目	開設 単位数	要修得 単位数
基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	②	2
特別支援教育領域に 関する科目	心理、生理及び病理に 関する科目	大脳生理・病理概論	2	8
		知的障害者の心理・生理	②	
		知的障害アセスメント論Ⅰ	②	
		知的障害アセスメント論Ⅱ	2	
		肢体不自由者の心理・生理	②	
		病弱者の心理・生理	②	
	教育課程及び指導法に 関する科目	知的障害教育課程論	②	8
		知的障害指導法論	②	
		肢体不自由教育論	②	
		病弱教育論	②	
免許状に定められることとなる特別支援教育 領域以外の領域に関する科目	視覚障害教育概論	①	5	
	聴覚障害教育概論	①		
	LD等教育概論	②		
	重複障害教育概論	①		
	特別支援教育支援技術概論	2		
発展科目	特別支援教育臨床演習	2		
	知的障害キャリア教育演習	2		
教育実習		教育実習	③	3
特別研究		特別研究基礎演習Ⅰ	①	4
		特別研究基礎演習Ⅱ	①	
		特別研究	②	
計				30

注1：開設単位数欄の○印は、必修を示す。

注2：「発展科目」及び「特別研究」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

特別支援教育コーディネーターコース 教育課程

科目区分		授業科目	開設 単位数	要修得単位数	
				必修	選択
必修科目		特別支援教育論	2	14	
		特別支援教育コーディネーター論	2		
		コミュニケーション障害教育方法論	2		
		重複障害教育方法論	2		
		LD 等教育方法論	2		
		特別支援教育研究Ⅰ	1		
		特別支援教育研究Ⅱ	1		
		特別支援教育特別研究	2		
選択必修科目	視覚障害教育領域	視覚障害教育方法論Ⅰ	2	6	10
		視覚障害教育方法論Ⅱ	2		
		視覚障害診断・評価法	2		
	聴覚障害教育領域	聴覚障害教育方法論Ⅰ	2		
		聴覚障害教育方法論Ⅱ	2		
		聴覚障害診断・評価法	2		
	知的障害教育領域	知的障害教育方法論Ⅰ	2		
		知的障害教育方法論Ⅱ	2		
		知的障害診断・評価法	2		
選択科目		肢体不自由教育方法論	2		
		病弱教育方法論	2		
発展科目		特別支援教育コーディネーター臨床演習	2		
		特別支援教育ファシリテーション演習	2		
		計			30

注1：選択必修科目は、視覚障害教育領域、聴覚障害教育領域又は知的障害教育領域のいずれか一つの領域から6単位を修得すること。

注2：「必修科目」のうち特別支援教育研究Ⅰ、特別支援教育研究Ⅱ及び特別支援教育特別研究並びに「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

履修手続

(1) 履修届受付期間

各学期の指定する期間に、所定の手続をしてください。受付期間終了後は、履修科目の追加、取り消しなどの変更は原則として認めません。

(2) 手続き上の注意

集中講義を履修する場合も、必ず受付期間内に所定の手続をしてください。

特別支援教育コーディネーターコースの取得可能な資格について

視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害に関する教育領域のいずれかに加えて、入学時に肢体不自由者に関する教育の領域または病弱者に関する教育の領域の一種免許状を有している者は、それらの領域の専修免許状の授与の所要資格を取得することができる。

そ の 他

2 1 教育学部の沿革と特色

1 教育学部の理念・目標

科学技術の飛躍的進歩や高度情報化、国際化、さらには少子・高齢化など、地球的規模で進行している大きな変化の流れの中にあって、人類の平和的共存や自然と人間との豊かな共生は、21世紀の最も重要な課題である。この課題に応えるために、「教育」という営みはかつてないほど重要になっている。

平成12年4月に発足した教育学部は、「教育」や「学び」という人類に普遍の営みを専門的に学習することが、21世紀の地球的課題を「学ぶ」ことにつながるという理念の下、学生のみならず教職員を含む全ての構成員が、幅広い社会的視野と豊かな課題探究能力を培うことを目標としている。

この理念・目標実現のため、教育学部は、旧教育学部と学校教育学部がこれまで行ってきた教育研究の成果と特色を活かしながら、社会の変化とともに多様化する教育諸課題を理論と実践の統合化によって、学際的・総合的視点から探究するとともに、21世紀にふさわしい学校教育の創造と生涯学習社会構築への貢献をめざして、小学校から高等学校までの教員のみならず、生涯学習社会の幅広い職業分野で活躍できる人材の育成に努めている。

2 教育学部設置の経緯

(1) 設置当初の教育学部

現在の教育学部の源流は、昭和24年5月31日、法律第150号国立大学設置法により、広島大学が、広島文理科大学（附属研究所を含む。）、広島高等学校、広島工業専門学校、広島高等師範学校、広島女子高等師範学校、広島師範学校及び広島青年師範学校を包括し、広島市立工業専門学校を併合して、6学部（文学部、教育学部、政経学部、理学部、工学部及び水畜産学部）からなる新制総合大学として発足した時点まで遡る。

当初の教育学部は、東千田町に教育学部（本部）、東雲分校、三原分校及び福山分校の3つの分校並びに11の附属学校園（うち附属幼稚園は昭和41年設置）を擁した全国でも最大規模の学部であった。また、東千田町の教育学部（本部）は、中等学校教員養成にあたってきた広島高等師範学校（明治35年創設）の文科・理科、広島文理科大学（昭和4年創設）の教育学科（教育学専攻及び心理学専攻）を母体として、教育学科と心理学科及び高等学校教員養成のための高等学校教育科の3学科で構成されていた。

東雲分校は、明治5年の学制頒布による教員養成所であった白島学校（明治7年創設）に端を発した広島師範学校（昭和18年創設）を母体に、三原女子師範学校（明治42年創設）を前身とする三原分校とともに、義務教育諸学校の教員を養成する分校として発足した。福山分校は、広島青年師範学校（昭和19年創設）と広島女子高等師範学校（昭和20年創設）を母体に、高等学校教員養成の高等学校教育科として発足した。

(2) 旧教育学部と学校教育学部

当初2年課程で発足した東雲分校は、昭和30年以降逐次4年課程に移管し、小学校教育科、中学校教育科、特殊教育科として次第にその内容の充実が図られた。また、昭和37年三原分校は東雲分校に統合された。昭和38年教員養成大学・学部「課程」を置く規程が制定され、昭和39年高等学校教育科は高等学校教員養成課程と改称され、東雲分校では、各教育科が小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、盲・聾・養護各教員養成課程に改称された。昭和41年附属幼年教育研究施設が、昭和48年東雲分校に特殊教育特別専攻科が、それぞれ設置された。

当初の教育学部は、昭和53年に改組され、東千田町の教育学部本部と福山分校を統合して教育学部となり、東雲分校は独立学部となり学校教育学部が設置された。

これに伴い、教育学部は従来の小講座を再編し、教育学科（教育哲学・教育史学、教育社会学・教育方法学及び教育行政学の3大講座）、心理学科（実験心理学と教育心理学の2大講座）に加え、高等学校教員養成課程が教科教育学科（国語、英語、社会科、数学、理科、音楽、体育、家政各教育学の8大講座、うち音楽、体育、家政各教育学は福山分校）となつて、3学科体制の学部となった。さらに、昭和61年日本語教育学科（日本語教育学、日本語学、言語学及び日本文化学の4大講座）を増設し、4学科17大講座となった。平成元年9月、教育学部と教育学部福山分校が東広島市に統合移転を完了した。

学校教育学部は、義務教育諸学校の教員養成を目的とした学部となり、昭和63年教育実践研究指導センターを設置した。広島大学の統合移転に伴い平成7年3月東広島市に移転した。同年障害児教育実践センターを設置し、平成8年教育実践指導センターは教育実践総合センターに改組された。

(3) 教育学部の改組・統合

平成9年の統合移転完了から4年後の平成12年4月、従来の教育学部と学校教育学部を改組・統合し、教育組織と教員組織を一新し現在の教育学部が発足した。

3 現在の教育学部とその特色

現在の教育学部の特色は、類・プログラム制によって、専門教育の選択履修の幅を拡大し、学生の学習ニーズや卒業後の幅広い進路に対応できる豊富なカリキュラムを用意し、入学後に、進路に対応した授業科目を学生自身が選択して履修することができることにある。また、希望するプログラムを選択して受験できるので、学生の目的意識に沿った専門教育を受けることができる。

本学部の5類16プログラム制は、以下の教育組織から構成されている。小学校、特別支援学校の教員を専門的に養成する第一類（学校教育系）には、初等教育学と特別支援教育学の2プログラムがある。中学校・高等学校教員を希望する学生には、主に第二類（科学文化教育系）、第三類（言語文化教育系）及び第四類（生涯活動教育系）の3類において、卒業要件単位内で希望する校種・教科の一種免許状が取得できるカリキュラムが用意されている。

第二類には、理科教育学、数学教育学、技術情報教育学、社会認識教育学の4プログラムが、第三類には、国語文化教育学、英語文化教育学、日本語・日本文化教育学、多文化・グローバル教育学の4プログラムが、第四類には、健康スポーツ教育学、家政教育学、音楽教育学、美術教育学の4プログラムがある。これらの内、特に、日本語・日本文化教育学プログラムは、外国人の日本語教育を行う人材養成を目的としている。また、多文化・グローバル教育学プログラムは、一種免許状が取得できるカリキュラムではないが、英語のみで卒業が可能となっている。第五類（人間形成基礎系）には、教育に関わる人間形成の基礎学を学ぶことを目的とした教育学と心理学の2プログラムがある。

第二類から第五類では、生涯学習・文化諸施設等での指導者、民間企業における企業内教育の専門家、さらには教員以外の教育関係公務員等を希望する学生に対し、所属プログラムのみならず他プログラムや他学部で開設する科目の履修を大幅に認めている。さらに、専門諸科学を深く究明することを希望する場合には、大学院人間社会科学研究科に進学し、高度専門職業人や研究者をめざす道も開かれている。

4 現在の教育学部の沿革

昭和24年5月	広島大学発足とともに教育学部設置
昭和28～29年	東雲分校に盲・聾教育兼修課程設置
昭和30年4月	小学校教育科（4年課程）を東千田町地区より東雲分校に移管
昭和31年6月	教育学部（本部）の建物が東千田町に竣工
昭和33年4月	福山分校に教育専攻科（保健体育専攻）設置
昭和34年4月	中学校教育科図画工作科を4年課程に昇格（昭和37年美術科に改称）
昭和35年4月	東雲分校の特殊教育（盲・聾教育兼修）課程を4年課程に昇格とともに養護学校教育兼修課程設置
	中学校教育職業科を福山分校より東雲分校に移管（昭和37年技術科に改称）
昭和36年4月	中学校教育科（4年課程：国語・社会・数学・理科・英語）を東千田町地区より東雲分校に移管
	福山分校の教育専攻科に音楽専攻、家政専攻増設
昭和37年3月	三原分校を東雲分校に統合
昭和39年4月	広島大学通則で東雲分校の小・中・盲・聾・養護の各教育科並びに東千田町と福山分校の高等学校教育科が、それぞれ教員養成課程となる。
昭和41年4月	附属幼年教育研究施設（幼児教育学部門）設置
昭和42年4月	中学校教員養成課程の音楽・体育・家政を福山分校より東雲分校に移管
昭和45年4月	東雲分校に教育専攻科設置
昭和46年4月	附属幼年教育研究施設に幼児心理学部門増設
昭和48年4月	東雲分校に特殊教育特別専攻科設置
昭和51年5月	日本語・日本事情講座増設
昭和53年6月	改組により、3学科13大講座の教育学部（東千田町（本部）と福山分校）再編と学校教育学部（東雲分校）設置

昭和 60 年 7 月	広島大学外国人留学生日本語研修コース設置
昭和 61 年 4 月	教育学部に日本語教育学科設置
昭和 63 年 4 月	学校教育学部附属教育実践研究指導センター設置
平成 元年 5 月	福山分校廃止。ただし、学内措置により平成元年 9 月まで存続。
平成 元年 9 月	教育学部及び教育学部福山分校が東広島市統合移転地に移転完了
平成 7 年 4 月	学校教育学部が東広島市統合移転地に移転完了
平成 7 年 4 月	学校教育学部附属障害児教育実践センター設置
平成 8 年 5 月	学校教育学部附属教育実践研究指導センターを改組し、教育実践総合センター設置
平成 12 年 3 月	教育専攻科廃止
平成 12 年 4 月	教育学部と学校教育学部を統合し、5 類 15 コースの教育学部に改組
平成 13 年 4 月	大学院教育学研究科の整備に伴い、学部所属の 16 大講座が大学院所属となる大学院講座化が行われた。
平成 14 年 4 月	学部附属施設の教育科学研究科附属施設への移行（附属幼年教育研究施設、附属教育実践総合センター、附属障害児教育実践センター）
平成 16 年 4 月	国立大学法人広島大学発足
平成 18 年 4 月	プログラム制改革により、15 教育プログラムを設置
平成 19 年 3 月	学校教育学部廃止
平成 19 年 4 月	特殊教育特別専攻科（知的障害教育専攻）を特別支援教育特別専攻科（特別支援教育専攻）に名称変更
令和 7 年 4 月	教育学部のコースを廃止、第三類（言語文化教育系）に多文化・グローバル教育学プログラムを設置

2 2 研究施設・センター等とその機能

施設等の名称	施設等の概要
人間社会科学研究科 附属幼年教育研究施設	幼年教育研究施設は、幼児教育・保育にかかわる諸課題に関して、学内外の諸機関と連携をとりつつ、共同研究を企画施行するとともにシンポジウムや講演などの企画施行をとおして、その成果を保育現場や地域に還元・普及し、あわせて保育者の専門性の向上に資することを目的としている。 施設には幼児教育学部門と幼児心理学部門の2部門をおき、乳幼児期の認知的・社会的発達、幼年期のカリキュラムの開発、指導法、政策、障害児保育など、ひろく子どもの心身の発達と家族支援にかかわって、学際的に研究を行っている。広島大学附属幼稚園と密接な連携を保ちつつ、実践的な共同研究を行っていることも、本研究施設の特徴の一つである。 さらに、本研究施設に所属する教員は大学院人間社会科学研究科学生の指導を担当し、院生指導と研究活動を連携させつつ、幼児教育学・幼児心理学の研究者と高度な専門性をそなえた職業人の養成にあたっている。
人間社会科学研究科 附属教育実践総合センター	教育実践総合センターは、社会的要請に応える教員養成のための学部教育カリキュラムの開発研究と指導、先進的な指導法や教材開発に関する実践研究と交流、並びに現下の学校教育が抱える諸問題の早期解決を図るための実践研究の推進を目的とするものである。 センターには、①教育実践研究開発部門、②学校教育相談実践部門の2部門を置き、教育委員会及び本学附属学校等と緊密な連携をとり、目的達成のための研究・実践活動を推進している。 なお、学校教育相談実践部門には、平成18年度より、学校心理教育相談室(にこにこルーム)を設置し、学習や生徒指導・教育相談にかかわる心理教育的支援、学校心理学に関する研究・教育を行うとともに、学校心理学に関する研修の機会を提供している。
ダイバーシティ & インクルージョン機構 特別支援教育実践センター	特別支援教育実践センターは、特別支援教育分野に関する基礎的・実践的研究を推進するとともに、同分野に関する教育及び教育相談等を実施することにより、教育臨床効果の高いエビデンスを探究する研究眼を持ち、なおかつ高度な実践力を有する教員を養成し、もって障害児(者)の教育と福祉に寄与することを目的としている。 センターは、下記の事業について活動を行っている。 1. 障害児(者)の教育に関する相談、助言及び障害児(者)に対する教育的支援 2. 学生への特別支援教育分野に関する実践的教育 3. 現職の教師、指導者への研修 4. 障害児(者)の教育的支援及び支援にかかわる諸問題についての調査及び研究

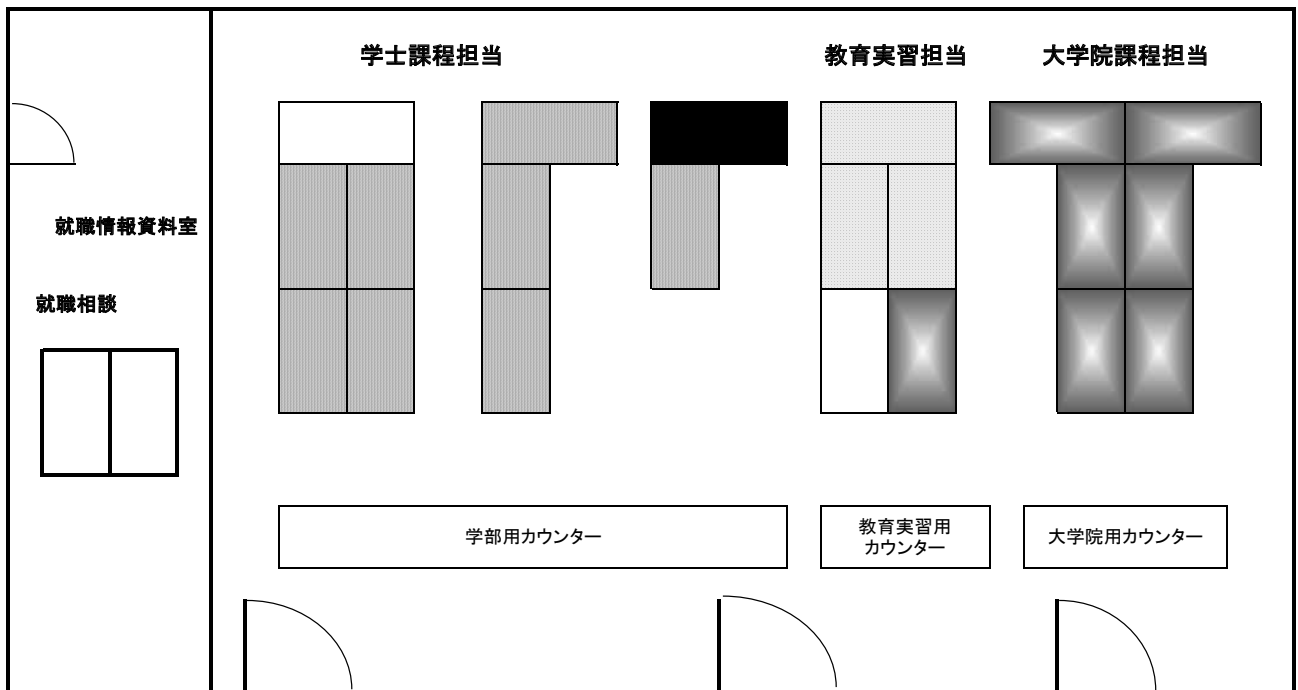
施設等の名称	施設等の概要
	センターには、①視覚障害教育分野、②聴覚障害教育分野、③知的障害教育分野、④肢体不自由教育分野、⑤発達障害教育分野、⑥言語・コミュニケーション障害教育分野の6分野があり、センターと特別支援教育学講座の教員とが連携し、さまざまな障害のある子ども・成人の相談・臨床を行うとともに、学部学生や大学院学生らをセンターの研修相談員として位置づけ、教員の指導のもと教育相談・臨床業務に携わっている。
人間社会科学研究科 附属心理臨床教育研究センター	心理臨床教育研究センターは、心理臨床に関する理論的・実践的研究を推進するとともに、心理臨床に関する教育及び相談等を行い、心理臨床に係る諸問題の解決に寄与することを目的として、平成14年4月に設置された。センターは、昭和58年に特別施設として設置された心理教育相談室を発展的に改組したものである。 センターの主要業務は下記のとおりである。 1. 心理臨床の研究及び研究交流 2. 臨床心理学を専攻する大学院生等の心理臨床教育 3. 地域社会の人々に対する心理臨床的支援（心理教育相談） 4. 心理臨床関係者の再教育・研修 センターの心理教育相談部門では、文部科学省より認可を受けて本学「心理教育相談受託規則」に基づき、上記の主要業務3に関係する有料制の心理教育相談事業を行っている。発達やことばの遅れ、子どものしつけ、いじめや不登校、生徒や従業員への対応、性格や行動、自分の生き方、家族や夫婦の葛藤、仕事上の悩みやストレス、などの広範な心理的問題を抱えて来談する人たちに対して心理査定やカウンセリングを行い、心理教育相談に応じている。なお、相談の種類は以下の通りである。 1. 初回面接 2. 本人との面接 3. 遊戯療法 4. 保護者との面接 5. 心理検査 6. コンサルテーション面接
ペスタロッシー資料室	ペスタロッシーならびにコメニウスに関する図書1,000有余部を蔵し、殊にペスタロッシーの直筆書簡や初版による著書は珍書として、その他チェコスロバキア共和国より受贈したコメニウス文献等は、日本における貴重な資料として尊重されている。また、故長田 新 教授の蔵書が長田文庫として保管されている。

2 3 教育学系総括支援室の業務

担 当	主 な 業 務 内 容
(学部学生) 学士課程担当	・ 教育課程，履修手続き，学期（ターム）末試験，学業成績 ・ 外国留学，研究生，科目等履修生 ・ 休学，退学，転プログラム，転学部，卒業等の学籍異動 ・ 各種証明（在学，成績，卒業，卒業見込み等）
(学部・大学院共通) 学士課程担当	・ 学生証，通学定期，学割証，住所変更等の届出 ・ 奨学金，授業料免除 ・ 課外活動，構内駐車場利用 ・ 就職
(大学院学生) 大学院課程担当	・ 教育課程，履修手続き，学期（ターム）末試験，学業成績 ・ 外国留学，研究生，科目等履修生，外国人留学生 ・ 休学，退学，修了等の学籍異動 ・ 修士・博士の学位，特別支援教育特別専攻科 ・ 各種証明（在学，成績，修了，修了見込み等）
(学部・大学院共通) 教育実習担当	・ 教育実習 ・ 介護等体験 ・ 教育職員免許状

- (注) 1 各種証明は，自動発行機による発行分以外の証明を行う。
 2 奨学金，授業料免除等の業務は，教育室教育部学生生活支援グループの所掌事務を除く。

教育学系総括支援室（学生支援室） 配置図



24 教職員名簿

〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号
 電話番号 (082)422-7111 (代)
 ダイヤルイン (082)424-内線番号
 令和7年4月現在

学部教育担当 類 プログラム	職 名	氏 名	内線番号	室番号	備考
第一類（学校教育系）	初等教育学プログラム	教授 児玉 真樹子	7191	C816	
		教授 中村 和世	7136	C411	
		教授 山内 規嗣	7186	C713	
		准教授 久保 研二	7154	C506	
		准教授 真野 祐輔	7077	C405	
		准教授 深谷 達史	7198	L308	
		准教授 藤木 大介	7182	C709	
		准教授 松宮 奈賀子	4536	C314	
		准教授 南浦 涼介	6847	C714	
		准教授 米沢 崇	7197	C815	
		准教授 渡邊 巧	7130	C505	
		特任助教 平見 真希人	7184	C711	
		教授 池田 吏志	7096	C217	教職開発
		教授 大後戸 一樹	7152	C504	
		教授 永田 忠道	7070	C516	
		教授 松浦 武人	7167	C404	
		教授 松本 仁志	7050	C606	
		教授 宮里 智恵	7185	C712	
		准教授 伊藤 優	7166	C315	
		准教授 雲財 寛	7128	C207	
		准教授 岡村 美由規	7183	C710	
		准教授 藤川 照彦	4362	C301	
		准教授 又野 陽子	7170	C407	
		准教授 寺内 大輔	7146	G203	
		准教授 戸高 真也	4622	C302	
		講師 高橋 均	6764	C818	
		講師 山崎 茜	4261	C303	
	特別支援教育学プログラム	教授 氏間 和仁	7175	C704	
		教授 川合 紀宗	7179	C708	
		特任教授 チェンパース ダイアン	7865	C507	
		准教授 朝岡 寛史	7178	C707	
		准教授 新海 晃	7173	C627	
		准教授 林田 真志	7176	C705	
		准教授 永瀬 開	7172	C626	
		准教授 船橋 篤彦	7177	C706	
		准教授 村上 理絵	7174	C628	
		特任准教授 スルル ヒダヤティ ロフィア	5610(※)	C402	(※)内線専用
		講師 森 まゆ	7171	C608	

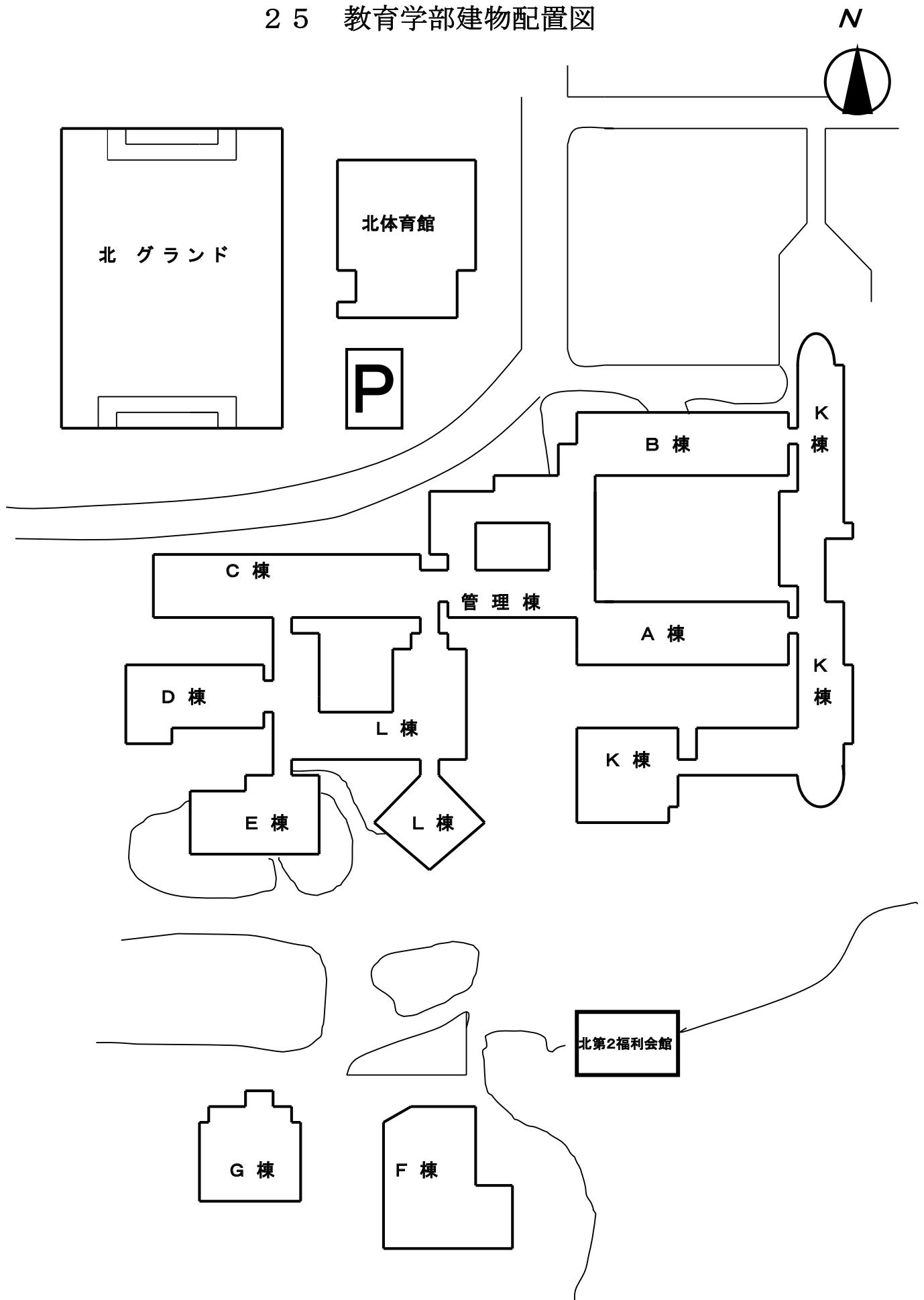
学部教育担当 類 プログラム		職 名	氏 名	内線番号	室番号	備考
第二類（科学文化教育系）	理科教育学プログラム	教 授	磯崎 哲夫	6812	B403	
		教 授	古賀 信吉	7092	C214	
		教 授	竹下 俊治	7095	C105	
		教 授	富川 光	7093	C103	
		教 授	松浦 拓也	6815	B407	
		准教授	梅田 貴士	7088	C110	
		准教授	三好 美織	6813	B404	
		准教授	吉富 健一	7099	C306	
		助 教	仁王頭 明伸	7089	C112	
		教 授	木下 博義	6816	B408	教職開発
	数学教育学プログラム	教 授	池 畠 良	7083	C807	
		教 授	岡崎 正和	6805	C805	
		教 授	下村 哲	6808	C814	
		教 授	寺垣内 政一	7079	C803	
		准教授	影山 和也	7082	C806	
		講 師	北 基 如法	7080	C804	
	技術情報教育学プログラム	教 授	川田 和男	7158	D105	
		教 授	田中 秀幸	7164	C313	
		准教授	木村 彰孝	7157	D104	
		准教授	鈴木 裕之	7159	D203	
		准教授	谷田 親彦	7161	D205	
	社会認識教育学プログラム	教 授	桐原 隆弘	7071	C517	
		教 授	草原 和博	6800	A404	
		教 授	熊原 康博	7069	C515	
		教 授	由井 義通	6804	A408	
		准教授	池尻 良平	6798	A402	
		准教授	川口 広美	6799	A403	
		准教授	金 鍾成	6801	A405	
		講 師	畑 浩人	6802	A406	
		講 師	森田 英樹	7072	C518	

学部教育担当 類 プログラム		職 名	氏 名	内線番号	室番号	備考
第三類 (言語文化教育系)	国 語 プ ロ グ ラ ム 文 化 教 育 学	教 授	川口 隆行	7051	C607	
		教 授	佐々木 勇	7054	C610	
		教 授	佐藤 大志	6787	A307	
		教 授	間瀬 茂夫	7056	A302	
		教 授	山元 隆春	7055	C611	
		准教授	白田 理人	6789	A305	
	ロ教育英 グ語 ラ学文 ムプ化	教 授	小野 章	7063	C618	
		教 授	西原 貴之	7061	C616	
		助 教	カビール・ラッセル・サーワー	4393	B102	
	教 育 日 本 学 語 プ ・ ロ 日 グ 本 ラ 文 ム 化	教 授	永田 良太	6866	A107	
		教 授	仁科 陽江	6877	A311	
		教 授	柳澤 浩哉	6869	A308	
		教 授	渡部 倫子	6865	A309	
		准教授	奥村 安寿子	6874	A204	
		准教授	小口 悠紀子	6870	A203	
		准教授	中山 亜紀子	6878	A110	
		准教授	西村 大志	6874	A205	
		助 教	酒井 晴香	6867	A108	
		助 教	道法 愛	6872	A202	
	バ多 グル文 ラ化 ム教 育・ グ ラ学 ム グ ロ ー	教 授	馬場 卓也	6793	A208	
		教 授	中矢 礼美	6794(6939)	A207 (IDEC716)	
		准教授	Chang Chih-Hao	4483	C201	
		講 師	桑山 尚司	6783	K111	
		講 師	デラコルダ・カワシマ・ティンカ	4328	C202	

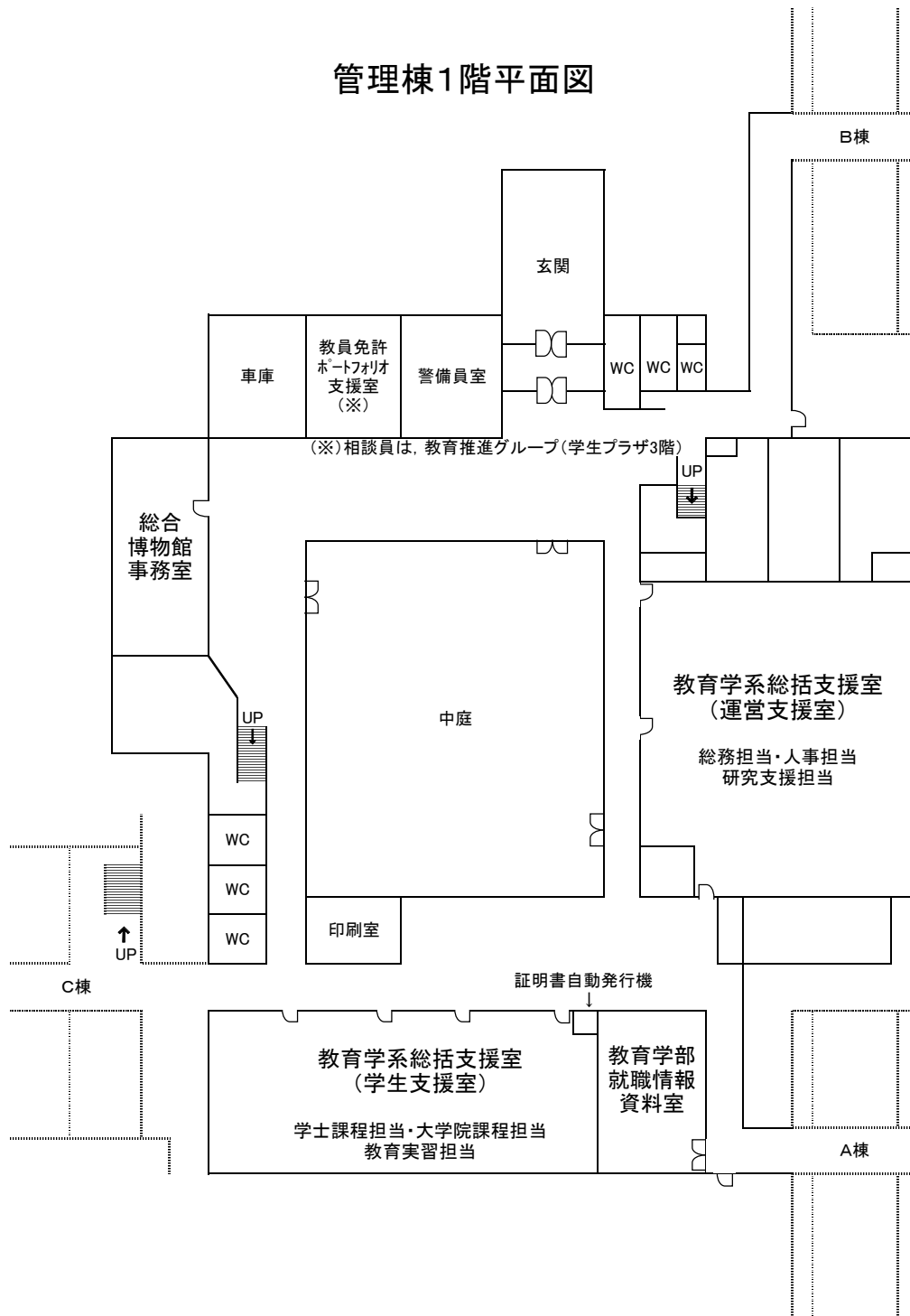
学部教育担当 類 プログラム		職 名	氏 名	内線番号	室番号	備考
第四類（生涯活動教育系）	健康 スポーツ プログラム 教育学	教 授	上田 毅	6840	B108	
		教 授	齊藤 一彦	7151	B305	
		教 授	出口 達也	6849	B203	
		准教授	黒坂 志穂	6844	B213	
		准教授	柳岡 拓磨	6846	B207	
		助 教	松本 佑介	7153	B303	
		特任助教	豊島 誠也	6836	B310	
	家政 プログラム 教育学	教 授	松原 主典	6854	B504	
		教 授	村上 かおり	6858	B607	
		准教授	瀧日 滋野	6851	B707	
		准教授	富永 美穂子	6860	B506	
	音楽 プログラム 教育学	教 授	大野内 愛	6828	F108	
		教 授	高旗 健次	6831	F206	
		教 授	徳永 崇	6827	F304	
		准教授	伊藤 真	6823	F301	
		准教授	多賀谷 祐輔	6825	F107	
		准教授	藤井 雄介	6830	F205	
	美術 プログラム 教育学	教 授	井戸川 豊	7142	E108	
		教 授	一畝田 徹	7141	E107	
		准教授	多田羅 多起子	7139	E105	
		准教授	蜂谷 昌之	7143	E203	
		准教授	三根 和浪	7145	E303	
		准教授	八木 健太郎	7147	E306	
		助 教	堀川 すなお	7144	E204	

学部教育担当 類 プログラム		職 名	氏 名	内線番号	室番号	備考
第五類 (人間形成基礎系)	教育学プログラム	教 授	小川 佳万	6751	A614	
		教 授	曾余田 浩史	6754	A615	
		教 授	滝沢 潤	6749	A611	
		教 授	中坪 史典	6885	B708	
		教 授	丸山 恭司	6730	A501	
		教 授	山田 浩之	6739	A510	
		准教授	尾川 満宏	6740	A511	
		准教授	三時 眞貴子	6737	A509	
		准教授	白石 崇人	6736	A508	
		准教授	杉田 浩崇	6731	A502	
		准教授	福田 敦志	6743	A601	
		准教授	松田 弥花	6746	A604	
		准教授	吉田 成章	6742	A602	
		特任助教	藤原 由佳	4610	A613	
		准教授	杉原 満治	6733	A504	教職開発
		准教授	藤田 典生	6755	A616	
	心理学プログラム	教 授	石田 弓	6776	A703	
		教 授	梅村 比丘	6768	A811	
		教 授	尾形 明子	6763	A711	
		教 授	杉村 和美	6882	A812	
		教 授	杉村 伸一郎	6886	B712	
		教 授	中尾 敬	6760	A815	
		教 授	中島 健一郎	6772	A701	
		教 授	服巻 豊	6769	A809	
		教 授	森田 愛子	6770	A705	
		教 授	湯澤 正通	6773	A702	
		准教授	安部 主晃	6775	A704	
		准教授	上手 由香	6774	A810	
		准教授	神原 利宗	6280	A807	
		准教授	清水 寿代	6887	B711	
		准教授	田村 典久	6803	A806	
		准教授	難波 修史	6761	A814	
		助 教	李 受珉	6767	A709	
		助 教	朱 建宏	6777	A813	
		特任助教	波光 涼風	6765	A805	
		特任助教	山本 一希	4418	B103	

2 5 教育学部建物配置図



管理棟1階平面図



A棟平面図

sa

8階

A817 第1 面接室	A818 第2 面接室	A819 第3 面接室	A820 待合室	
-------------------	-------------------	-------------------	-------------	--

7階

A714 行動観察室	A715 行動観察 分析室	A716 心理学実 験準備室	 DN UP	EV ホール	 EV	WC	A717 心理学 洋雑誌室	A718 心理学演習室	A719 心理学 印刷室	 UP DN			
A701 研究室 中島 健一郎	A702 研究室 湯澤正通	A703 研究室 石田 弓	A704 研究室 安部主晃	A705 研究室 森田愛子	A706 心理学 事務室 (日野)	A707 心理学図書室 (山本)	A708 集団実験室	A709 研究室 李 受珉	A710 研究室 平川 真	A711 研究室 尾形明子	A712 心理学解 析室	A713 心理学実験演習室 (学部生研究室)	

6階

A618 教育学 第五資料室		A619 教育学 第六資料室		DN UP	EV ホール	EV	WC	A620 教育学 第七資料室	A621 教育学 第八資料室	A622 教育学 第九資料室		UP DN				
A601 研究室 福田敦志	A602 研究室 吉田成章	A603 教育学印 刷室	A604 研究室 松田弥花	A605 教育方法 学実験調 査室	A606 社会教育 学実験調 査室	A607 教育学教 材準備 室 (高橋)	A608 教育行財 政学実験 調査室	A609 比較国際 教育学実 験調査室	A610 教育経営 学実験調 査室	A611 研究室 滝沢 潤	A612 教育学教 育研究補 助室 (中村)	A613 研究室 藤原由佳	A614 研究室 小川佳万	A615 研究室 曾余田 浩史	A616 研究室 藤田典生	A617 心理学 調査統計 演習室

5階

A514 教育学 第一資料室		A515 教育学 第二資料室		DN UP	EV ホール	EV	WC	A516 ベスタロッチャー 資料室	A517 教育学 第三資料室	A518 教育学 第四資料室		UP DN		
A501 研究室 丸山恭司	A502 研究室 杉田浩崇	A503 教職開発 院生研究 室	A504 研究室 杉原満治	A505 教育哲学 研究 調査室	A506 日本東洋 教育史 研究 調査室	A507 教育学図書室 (島村)			A508 研究室 白石崇人	A509 研究室 三時 真貴子	A510 研究室 山田浩之	A511 研究室 尾川満宏	A512 西洋教育 史研究調 査室	A513 教育社会 学実験調 査室

A棟平面図

4階

A414 社会認識教育学 授業実験室		A415 社会認識 教育学 器材室	← DN ← UP	EV ホール	EV	WC	A416 演習室	A417 コンピュータ 端末室	A418 教育学系 学生研究室	A419	UP DN			
A401 社会認識 教育学 セミナー室	A402 研究室 池尻良平	A403 研究室 川口広美	A404 研究室 草原和博	A405 研究室 金 鍾成	A406 研究室 畑 浩人	A407 人文地理 学実習室	A408 研究室 由井義通	A409 社会認識教育学マルチメディア室 (三宅)		A410 社会認識教育学 院生研究室	A411 社会系 学生 研究室	A411東 日本語教 育学 大学院講 義室	A412 北京 センター 佐藤暢治	A413 高等教育 研究開発 センター 研究室

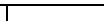
3階

A316 国語文化教育学 院生研究室(1)			A317 国語文化 教育学 準備室		EV ホール		WC	A318 国語文化 教育学 資料室 (1)	A319 国語文化教育学 学生研究室			A320 英語院生研究室				
A301 国語文化 教育学演 習室(3)	A302 研究室 間瀬茂夫	A303 国語文化教育学 図書室			A304 国語文化 教育学 演習室 (1)	A305 研究室	A306 研究室	A307 研究室 佐藤大志	A308 研究室 柳澤浩哉	A309 研究室 渡部倫子	A310 研究室 仁科陽江	A311 日本語教 育学演 習室	A312 研究室 西口光一	A313 研究室 名塩征史	A314 研究室 田北冬子	A315 研究室 陳斐寧

2階

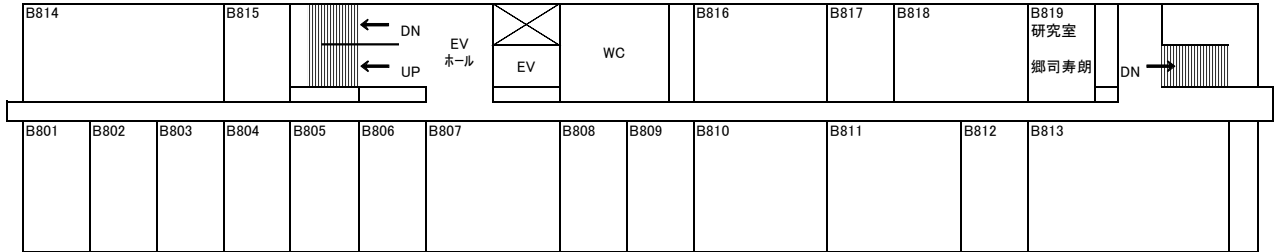
A214 小会議室	A215	A216 日本語教 育学音声 実験室		EV ホール		WC	A217 英語教育学 院生研究室	A218 英語教育学 学生研究室	A219 英語教 育学 準備室			
A201 教育学部長室	A202 研究室 道法 愛	A203 研究室 小口 悠紀子	A204 研究室 奥村 安寿子	A205 研究室 西村大志	A206 プロジェ クト研究 センター	A207 研究室 中矢礼美	A208 研究室 馬場卓也	A209 研究室	A210 英語科 演習室	A211 研究室	A212 英語 教育学 演習室	A213 英語教育学図書室 (大石)

1階

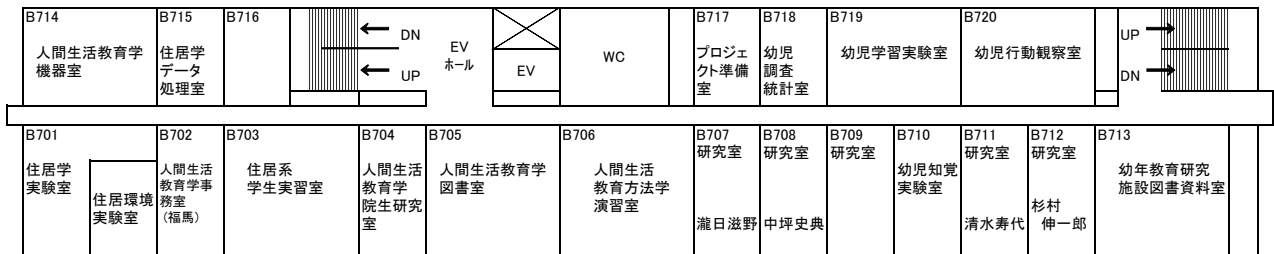
A112	A113		EV ホール		A114	A115								
日本語教育学 事 務 室 (山田)	日本語教育学 教材教具開発室				WC	日本語教育学 院生(M)研究室	日本語教育学 院生(D)研究室							
A101	A102	A103		A104		A105	A106	A107	A108	A109	A110	A111		
	言語工学 演習室	観察室・調整室	スタジオ	日本語教育学 図書室		客員教授 控室	研究室	研究室	研究室	日本語 教育学 実習演習 研究室	研究室 中山 亜紀子	日本語 教育学 調査 研究室		

B棟平面図

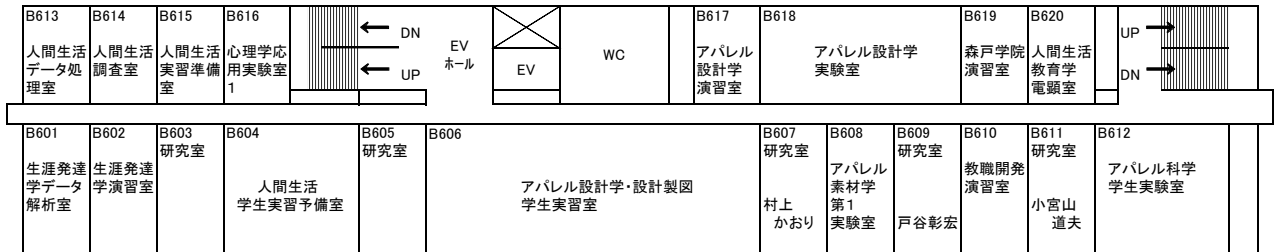
8階



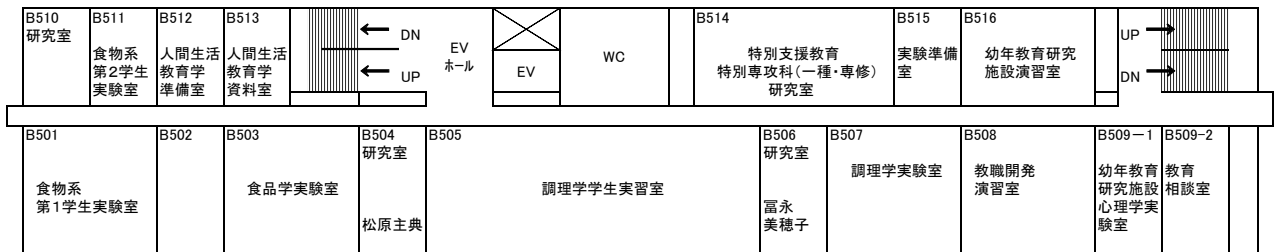
7階



6階

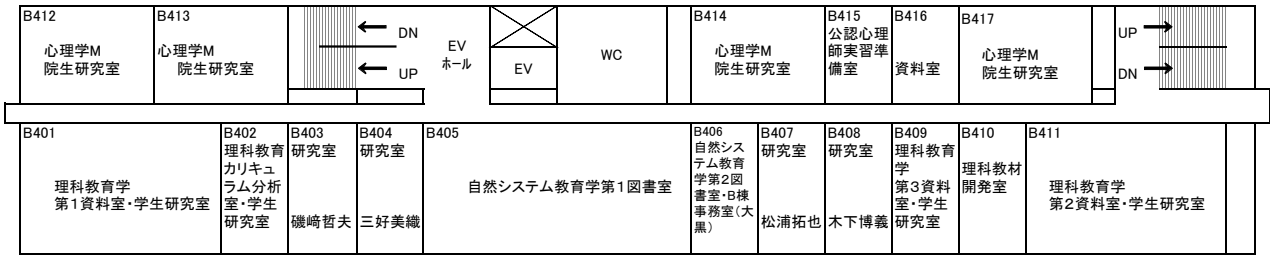


5階

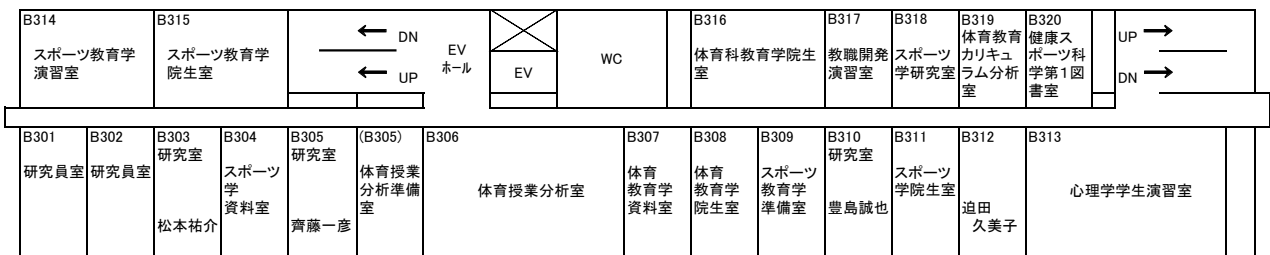


B棟平面図

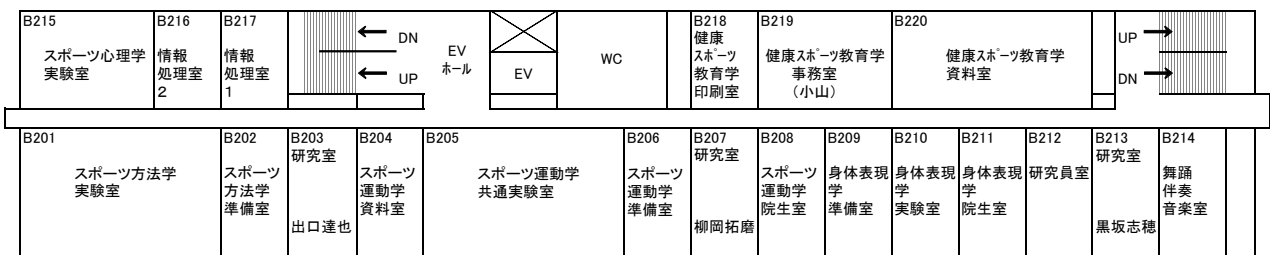
4階



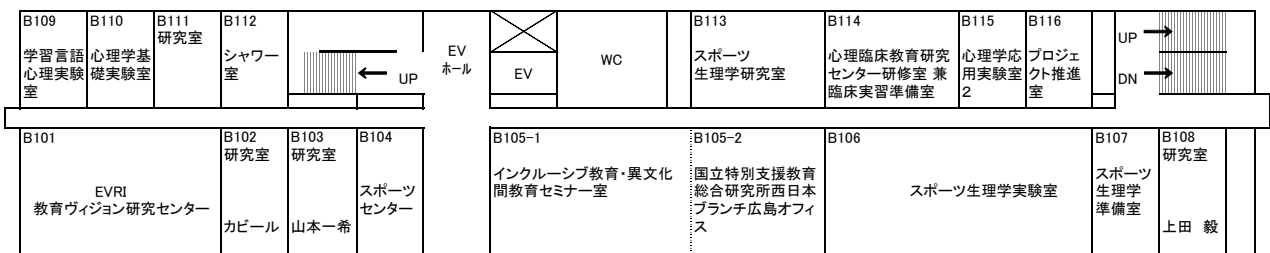
3階



2階

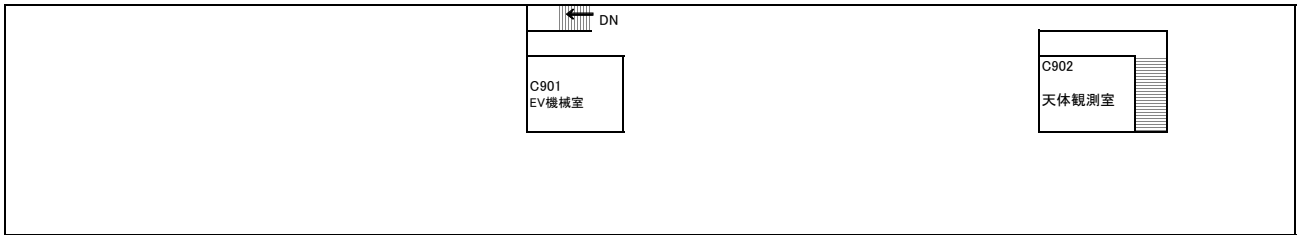


1階

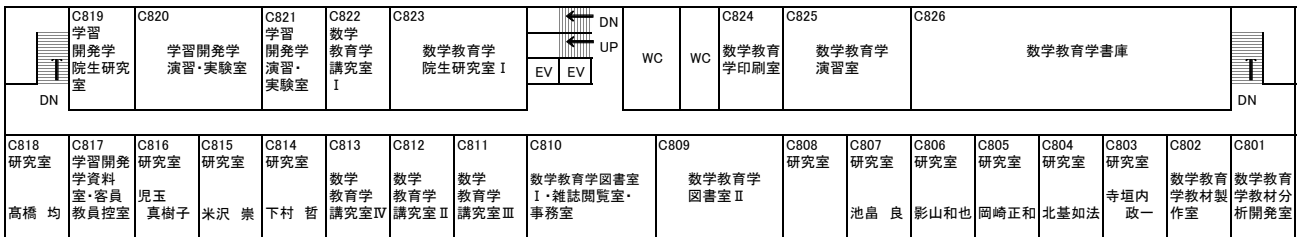


C棟平面図

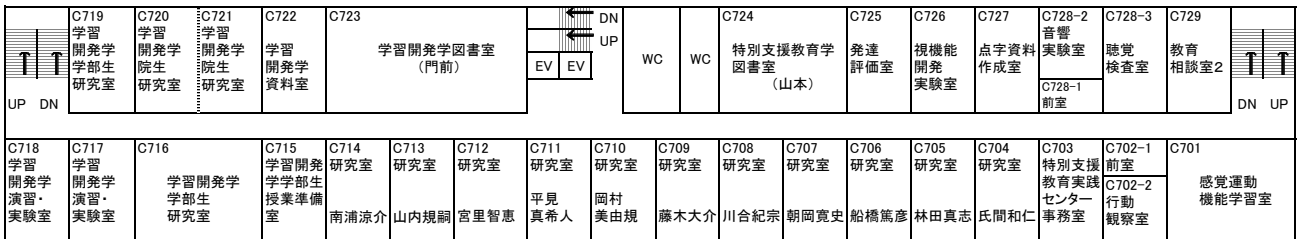
R階



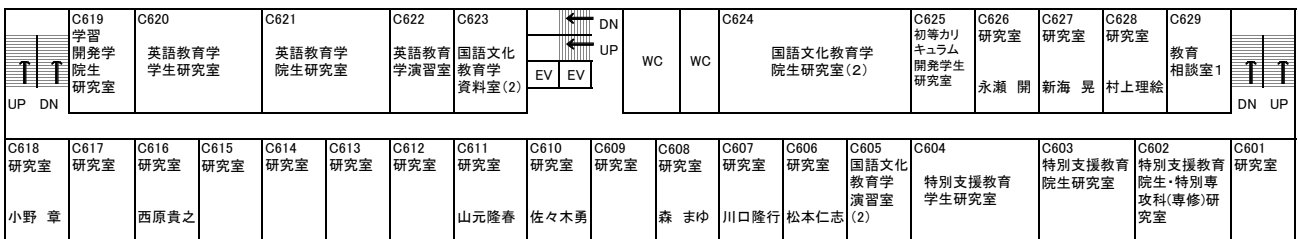
8階



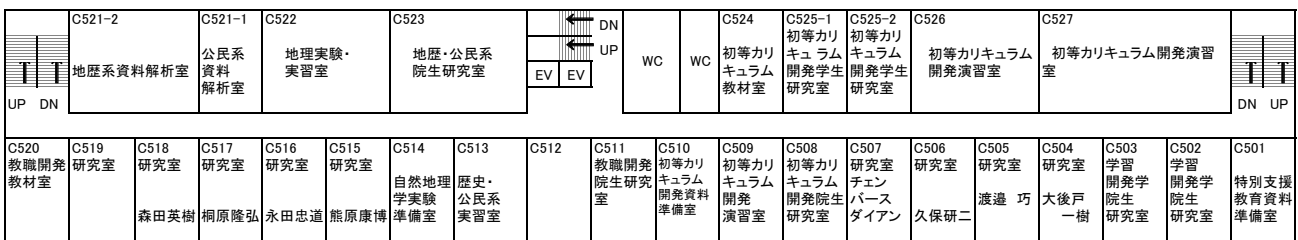
7階



6階



5階



C棟平面図

4階

 UP DN	C412 数学 教育学 資料室Ⅰ	C413 数学教育学 学生研究室	C414 数学教育学 図書室Ⅲ	C415- 2 C415- 1	C416 EV EV	DN UP	WC	WC	C417 数学 教育学 資料室 Ⅱ	C418 教職開発 図書室	C419 数学教育学 演習室Ⅰ	C420 数学教育学 演習室Ⅱ	C421 初等カリ キュラム 開発学生 研究室	 DN UP	
C411 研究室 中村和世	C410-1 初等カリ キュラム 開発教材 保管室	C410-2 初等カリキュラム開 発演習室・学生研 究室	C409 数学教育学 院生研究室Ⅱ	C408 教職開発 院生研究室					C407 研究室 又野陽子	C406 研究室	C405 研究室 真野祐輔	C404 研究室 松浦武人	C403 教職開発 授業解析 室	C402 研究室 スルル ロフィア	C401 初等カリキュラム 開発院生研究室

3階

UP DN	C316 家庭科教育 実験実習室		C317 技術・情報 実験室		C318 ハードウェア 実験室		DN UP EV EV	WC	WC	C319 地学教育 授業準備 室(1)	C320 地学実験室(1)	C321 地学教育 学生研究室(1)	C322 地学教育 授業準備 室(2)	C323 地学教育 学生実習 室	C324 地学実験 室(2)	DN UP
C315 研究室 伊藤優	C314 研究室 松宮 奈賀子	C313 研究室 田中秀幸	C312 研究室	C311-2 研究室	C311-1 情報 演習室	C310 情報実習室	C309 印刷室	C308 初等カリキュラム 開発院生研究室	C307 教職開発 講義室	C306 研究室 吉富健一	C305 地学教育 学生研究 室(2)	C304 研究室	C303 研究室 山崎 茜	C302 研究室 戸高真也	C301 研究室 藤川昭彦	

2階

 UP DN	C218 化学教育 学生研究 室(1)	C219 化学教育 測定室 (1)	C220 化学教育 実験室 (1)	C221 化学教育 実験室 (2)	C222 化学教育 測定室 (2)	C223 化学教育 学生実習 室(1)	C224 化学教育 実験室 (3)	 DN UP EV EV	WC	WC	C225-1 化学教育授業 準備室(1) C225-3 化学教育授業 準備室(3) C225-2 化学教育授業 準備室(2)	C226 初等カリ キュラム 開発学生 研究室	C227 教材 作製室	C228 理科授業研究室	C229 地学機器 分析実験室	 DN UP
C217 研究室 池田史志	C216 自然シス テム教育 学演習室 (2)	C215 化学教育 準備室	C214 研究室 古賀信吉	C213 化学教育 演習室	C212 化学教育 授業準備 室	C211 化学教育 学生研究 室(2)	C210 化学教育 学生研究 室(3)	C209 初等カリ キュラム 開発学生 研究室	C208 理科教育 実験室 (2)	C207 研究室 雲財 寛	C206 理科教育 実験 準備室	C205 研究室	C204 初等カリ キュラム 開発院生 研究室	C203 講義室	C202 研究室 テラコルダ	C201 研究室

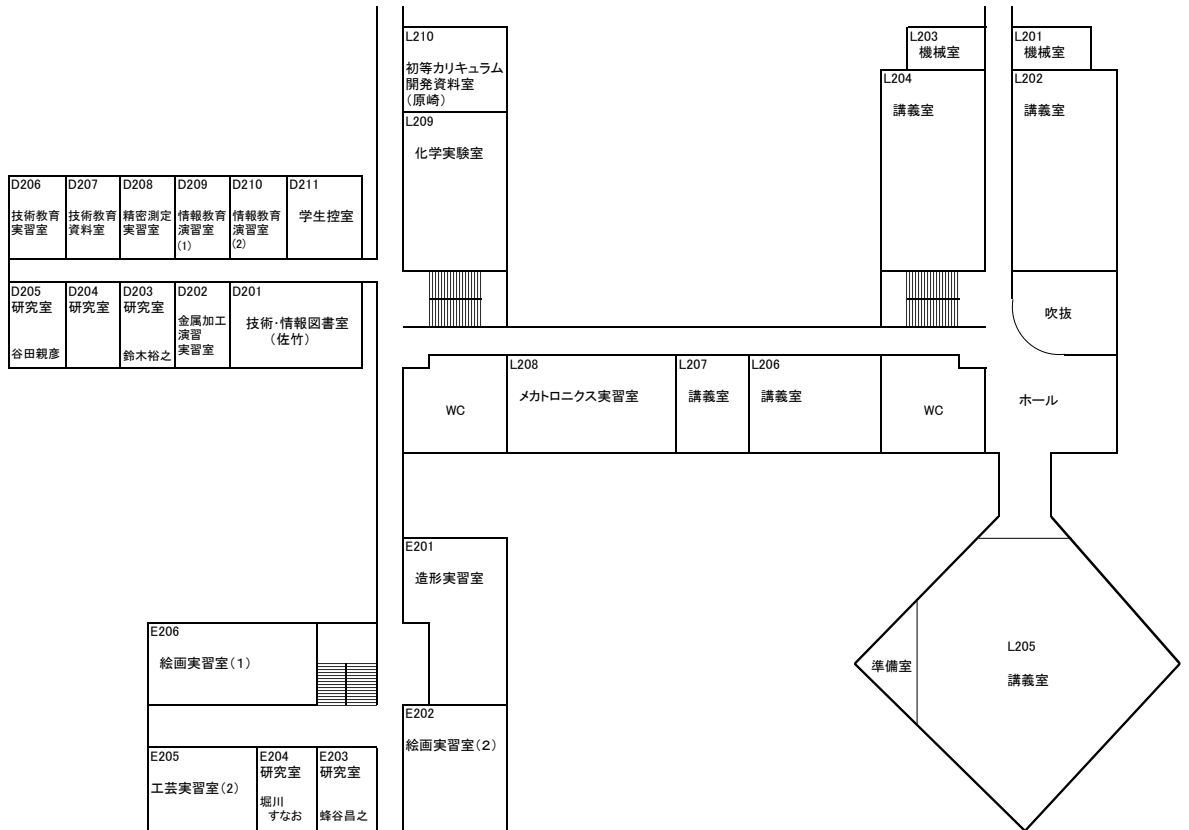
1階

T UP	C116 工作室	C117 自然システム 教育学実験室 (1)	C119-2 X線 実験室 C118 自然システム 教育学実験室 設備庫室	C119-1 自然システム 教育学実験室 (2)	C120 自然系学部 生控室(2)	C121 生物教育授業準備 室	← UP EV EV		WC	WC	C122 設備室	C123 生物教育 学生研究室 (3)	C124 生物教育 実験室(1)	C125 生物教育 学生実習 室(2)	C126 生物教育 実験室(2)	C127-1 生物教育 実験室(3) C127-2 生物教育 実験室(3)-2 C127-3 生物教育 実験室(3)-3	T UP
	C115 物理教育 学生研究室(1)	C114 物理教育 学生研究室 (2)	C113 物理教育 実験準備 室	C112 研究室 仁王頭 明伸	C111 物理教育 教材開発 室	C110 研究室 梅田貴士	C109 自然 システム 教育学 演習室 (1)	C108 生物学実験室	C107 生物教育 資料室	C106 生物教育 学生研究室 (2)	C105 研究室 竹下俊治	C104 生物教育 学生研究室 (1)	C103 研究室 富川 光	C102 生物教育 学生実習 室(1)	C101 自然システム 教育学 C棟事務 室(藤川)		

D・E・L棟平面図

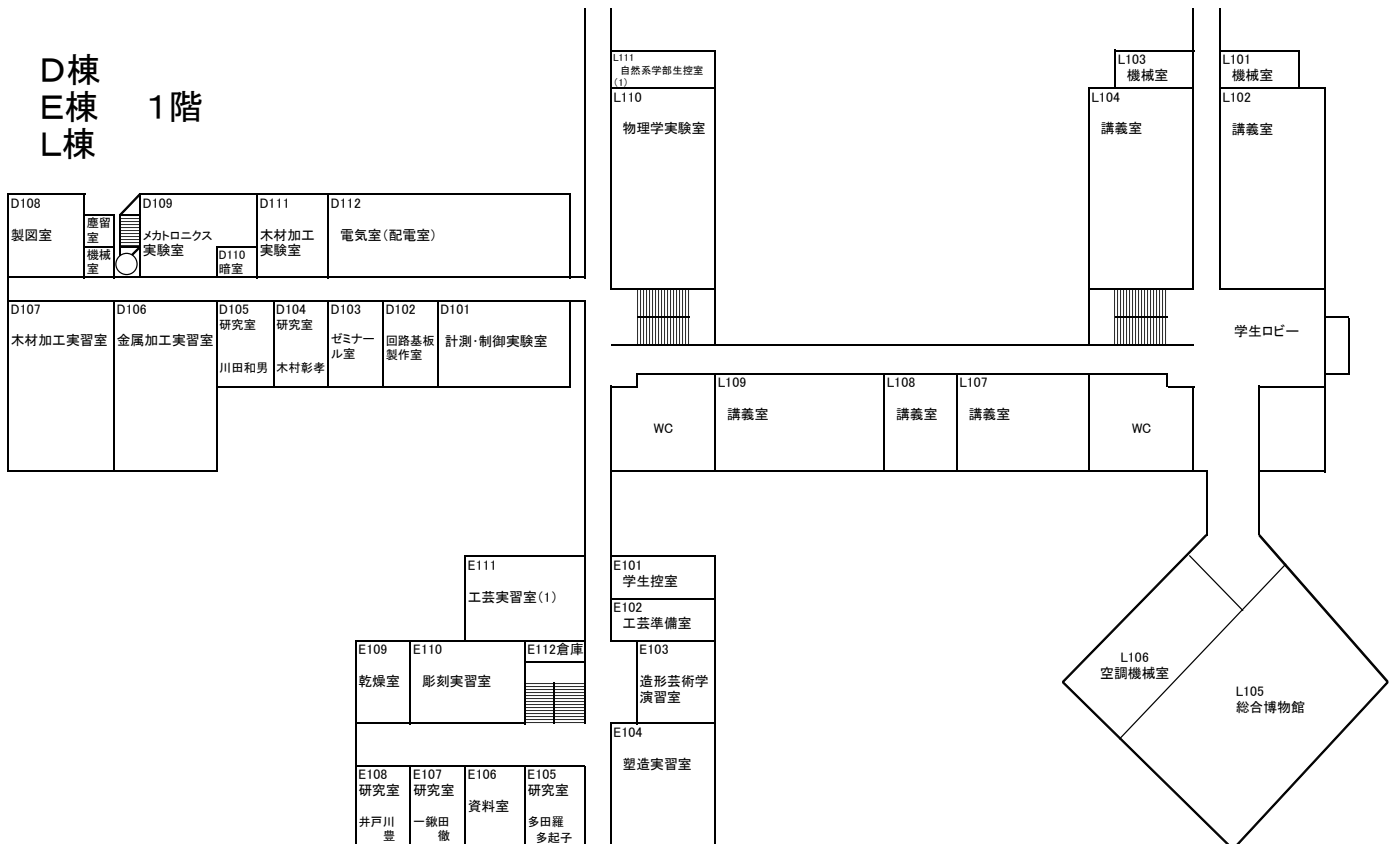
D棟
E棟
L棟

2階



D棟
E棟
L棟

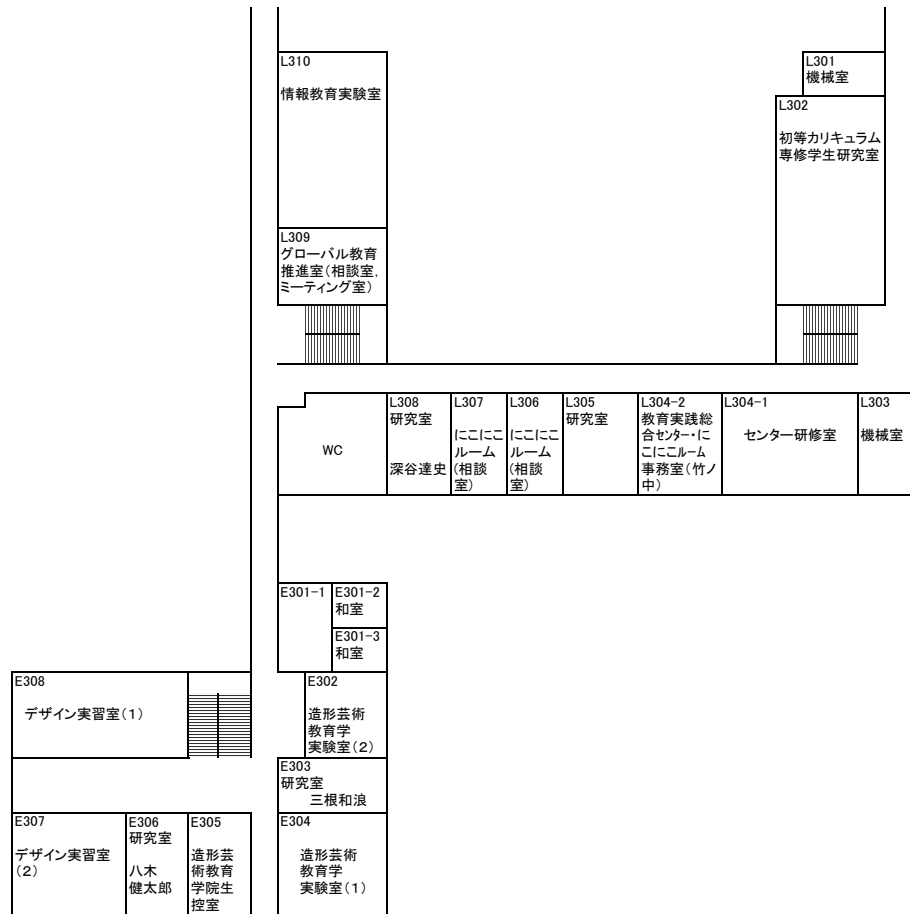
1階



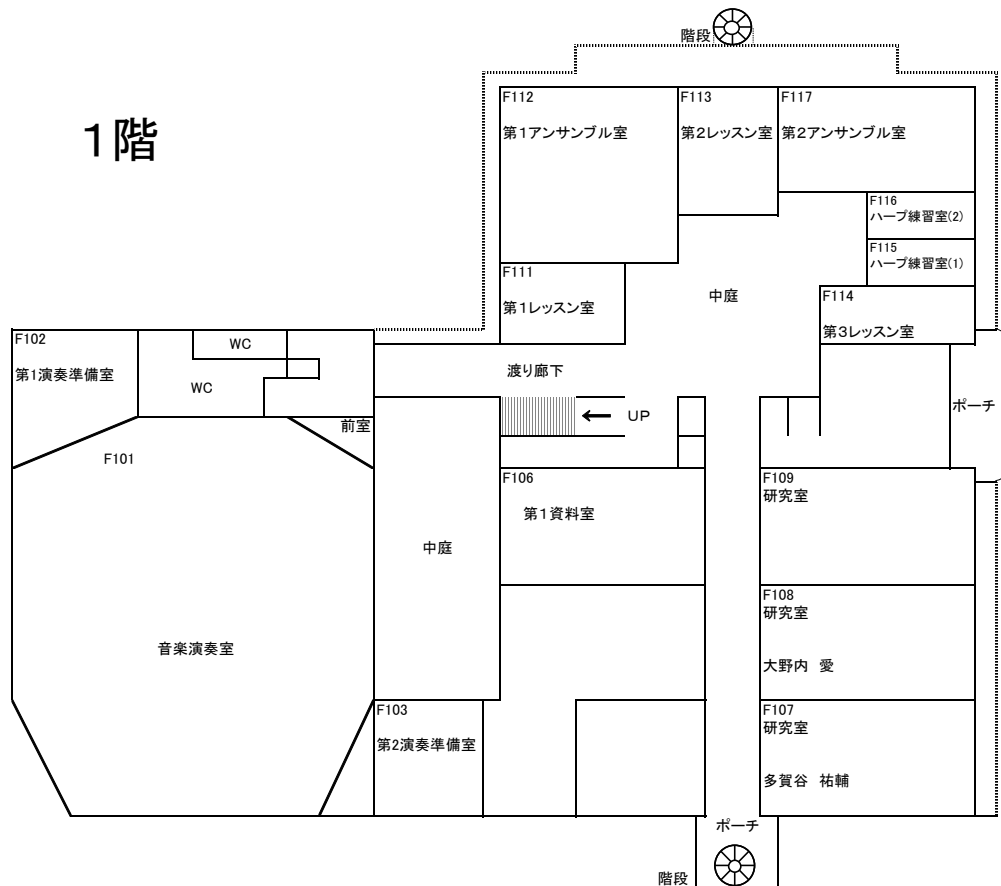
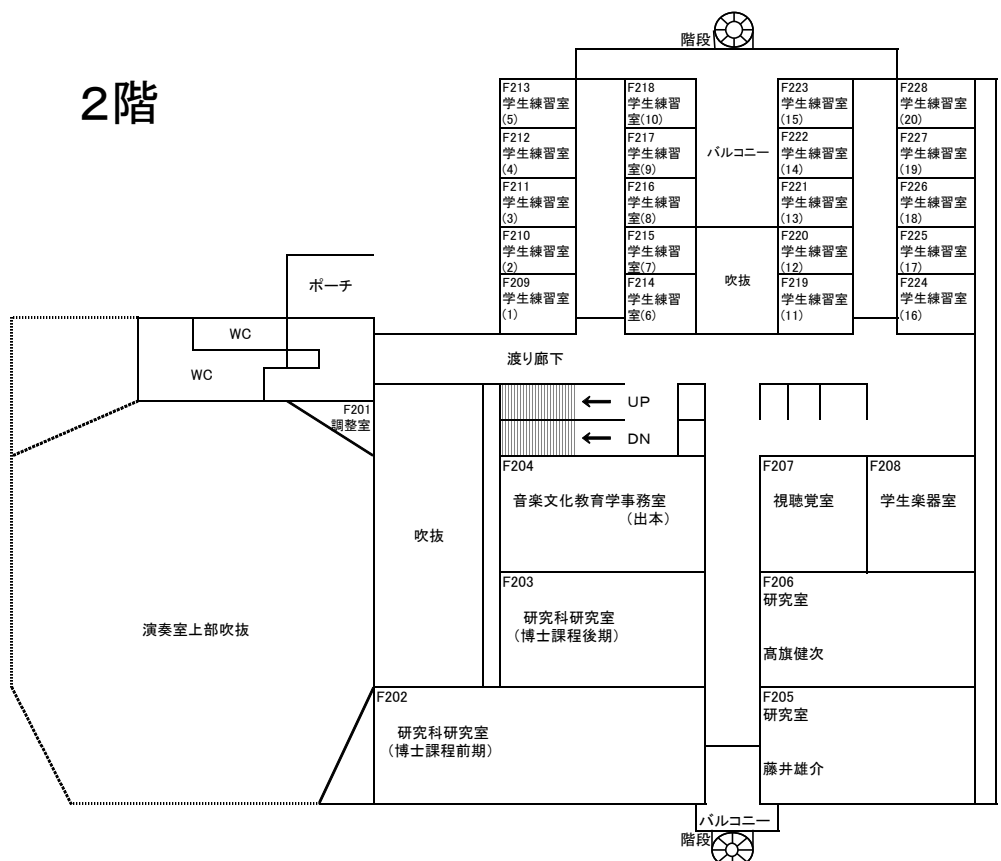
D・E・L棟平面図

E棟
L棟

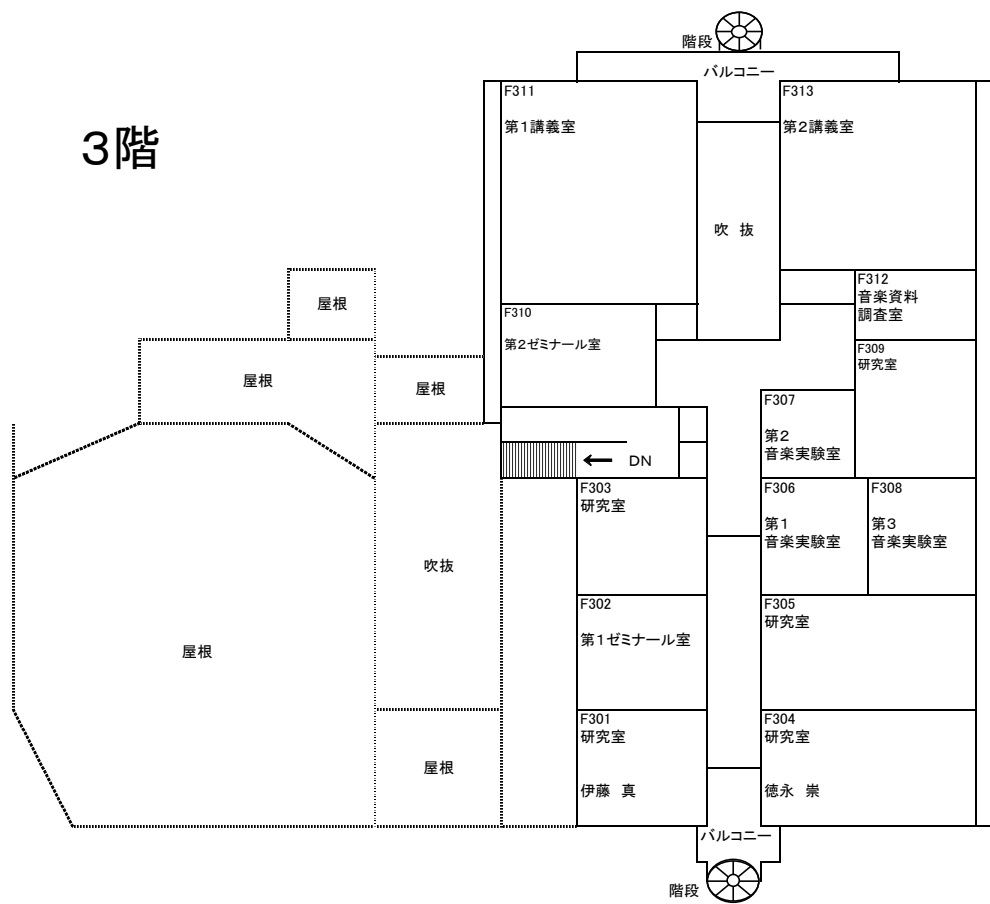
3階



F棟平面図

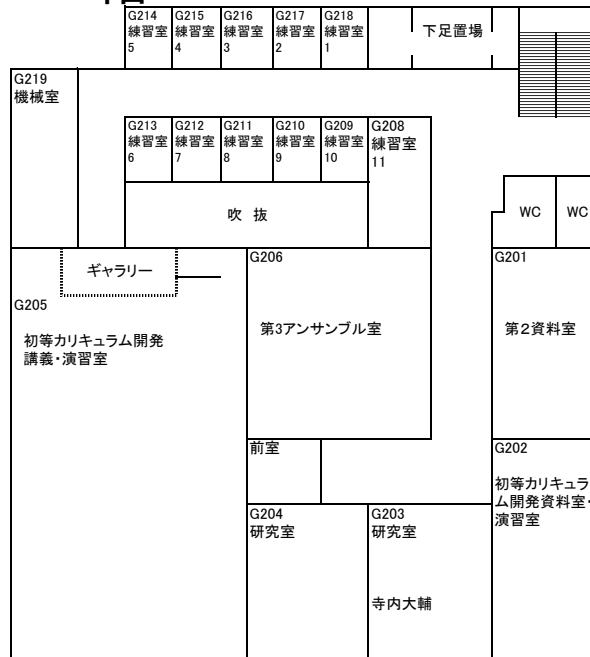


F棟平面図

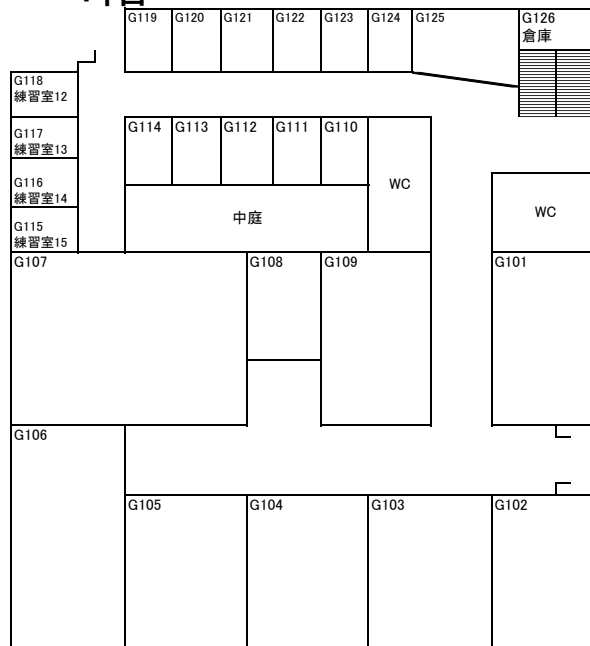


G棟平面図

2階

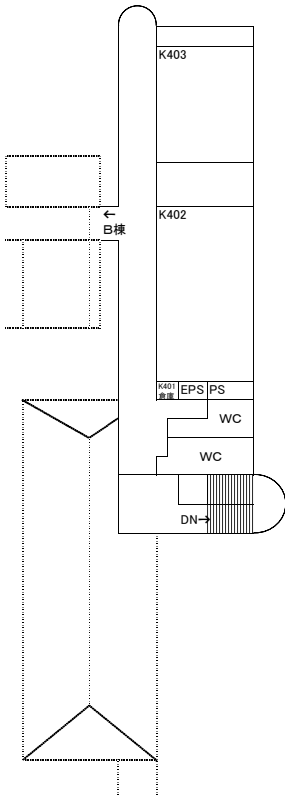


1階

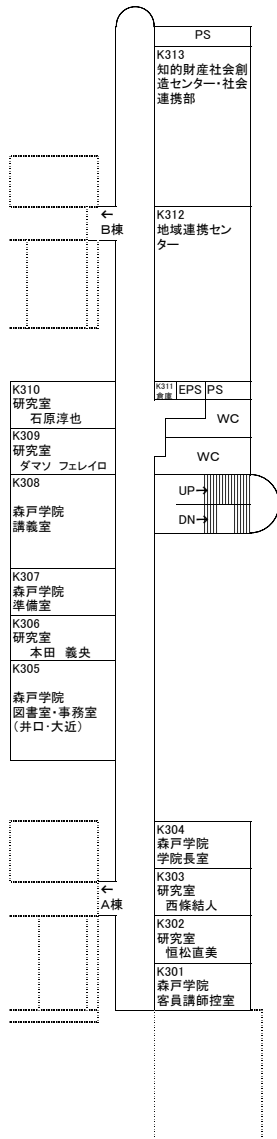


K棟平面図

4階



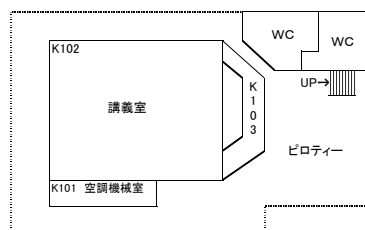
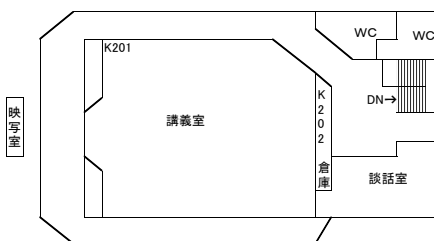
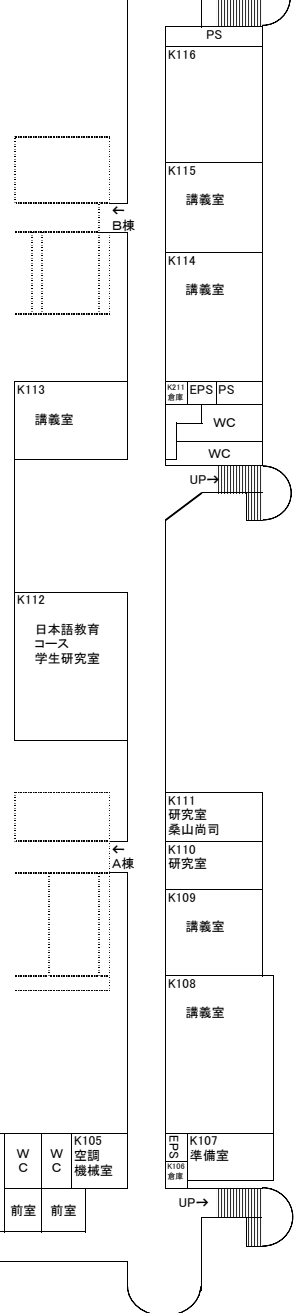
3階



2階



1階



広島大学歌

広島大学選定歌詞
広島大学教育学部音楽科 作曲

1 光あり

遠き山なみ 輝きて

新たなる日は ひらけたり

ああわれら

はてなき室に かたかなす

真とぞ まこと きはめん望みなり

2 流あり

古き歴史は 七筋に

わかれてとけに 伝へたり

ああわれら

移らふ時に かはらざる

善きとこそ よき 努めん集ひなり つて

3 緑あり

つよき不死の樹 き 広がりて

葉木は風に そよぎたり

ああわれら

明るき道に 影しるす

美しきもの は 求めん願ひなり

